

第9回 横浜市立病院経営評価委員会

日時 平成27年11月18日(水) 19:00～21:00

場所 崎陽軒本社ヨコハマジャスト1号8階 1号室

次 第

1 開会

2 議事

(1) 委員長の選出

(2) 市立病院の概要について . . . 資料1

(3) みなと赤十字病院の26年度指定管理業務
再点検・評価について . . . 資料2 資料3

(4) 市民病院再整備事業の進捗について . . . 資料4

(5) その他

3 閉会

【本日の配布資料】

- 席次表
- 委員名簿

●次第

○会議資料

- | | |
|------|---------------------------------|
| 資料 1 | 横浜市立病院の概要 |
| 資料 2 | みなと赤十字病院における医療事故の概要 |
| | 《別 添》 医療事故調査報告書 |
| 資料 3 | 横浜市立みなと赤十字病院の指定管理業務実施状況についての振返り |
| | 《別 紙》 前回の経営評価委員からのご意見 |
| | 《参考 1》 基本協定 |
| | 《参考 2》 指定管理基準書 |
| 資料 4 | 市民病院の再整備の進捗状況 |
| | 《別 紙》 基本計画の概要版 |
| | 《別 冊》 基本計画 |

●参考資料

- | | |
|--------|----------------------------|
| 参考資料 1 | ・・・横浜市病院事業の設置等に関する条例 |
| 参考資料 2 | ・・・横浜市立病院経営評価委員会運営要綱 |
| 参考資料 3 | ・・・横浜市の保有する情報の公開に関する条例 |
| 参考資料 4 | ・・・横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱 |
| 参考資料 5 | ・・・横浜市立病院中期経営プラン 2015-2018 |

横浜市立病院の概要

平成27年11月
横浜市医療局病院経営本部

1

横浜市の主な医療施設と市立病院の位置



2

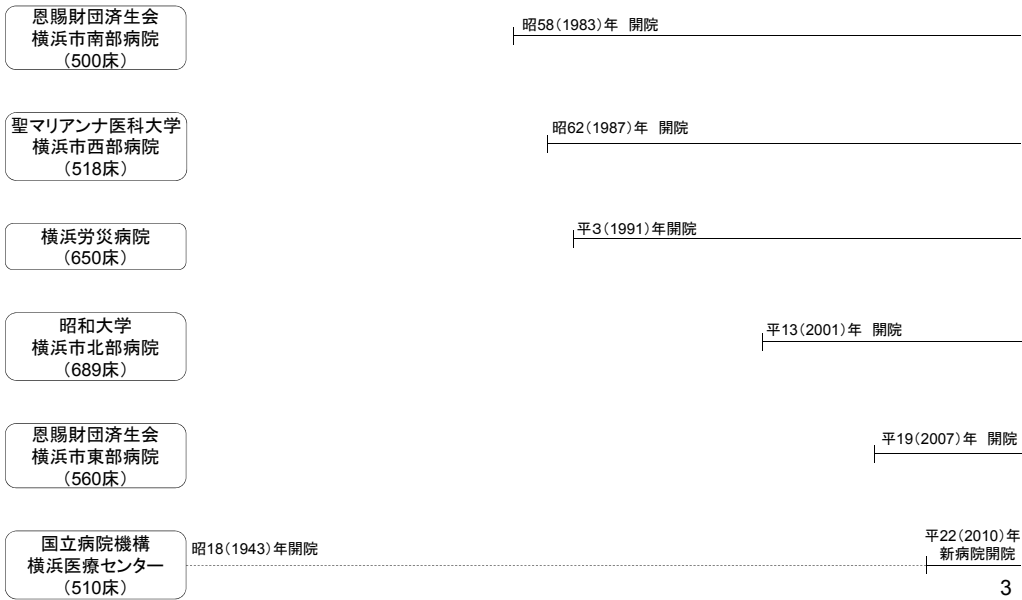
横浜市病院事業の変遷 ～地域中核病院～

※ 病床数: H27.4現在

〔地域中核病院〕

人口増加にあわせ、市が民間の事業主体を誘致することで、病院を計画的に整備しようとしたもの

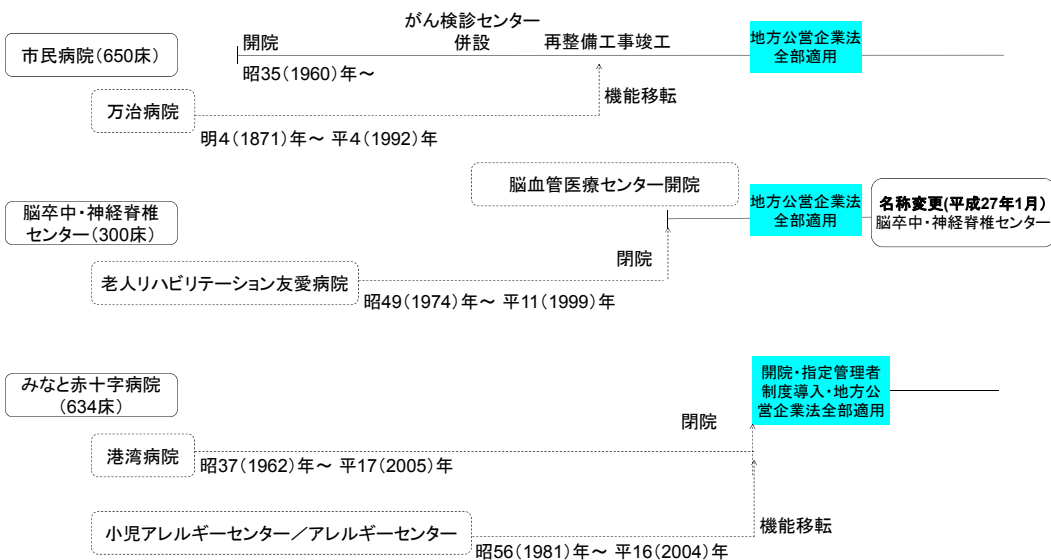
昭35 (1960年) 昭37 (1962年) 昭56 (1981年) 平3 (1991年) 平11 (1999年) 平17 (2005年) 平27 (2015年)



横浜市病院事業の変遷 ～市立病院～

※ 病床数: H27.4.現在

昭35 (1960年) 昭37 (1962年) 昭56 (1981年) 平3 (1991年) 平11 (1999年) 平17 (2005年) 平27 (2015年)





横浜市立市民病院



沿革

昭和 35年 10月	開院 (4科・42床)
昭和 58年 3月	再整備工事(第1期)着工
平成 3年 8月	再整備事業終了 (20科・637床)
平成 21年 3月	緩和ケア病棟竣工(20床)
平成 22年 4月	救命救急センター指定 (22床)
平成 25年 7月	NICU増床 (3床→6床)
平成 26年 5月	GCU設置 (6床)

病院概要

●所在地：横浜市保土ヶ谷区岡沢町56番地

●延床面積：43,248㎡(650床 うち感染症病床26床)

- 南病棟 ○東病棟 ○西病棟
- がん検診センター ○緩和ケア病棟
- 管理棟

●職員数 (平成27年11月1日現在、常勤のみ)

医師	131名	検査技師	41名
歯科医師	1名	放射線技師	34名
看護師	642名	臨床工学技士	11名
薬剤師	34名	MSW	9名
栄養士	7名	事務等	87名
			合計 997名

7

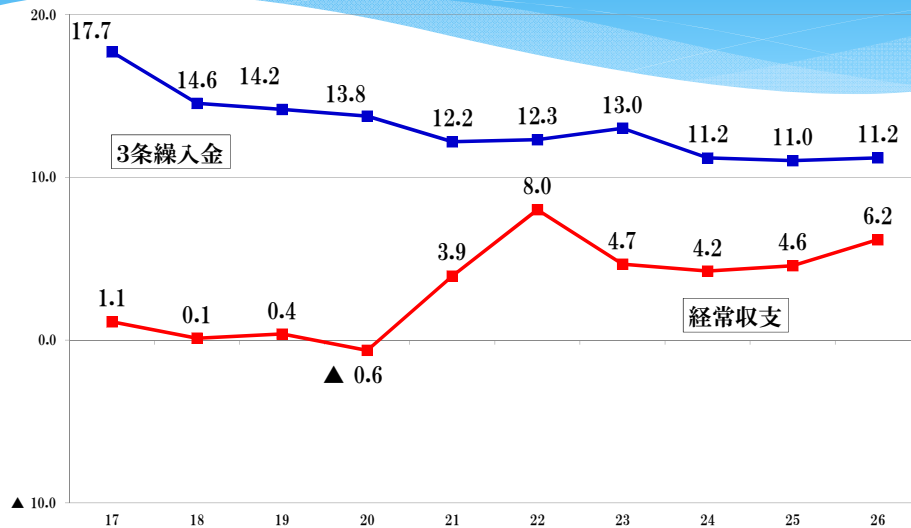
診療体制

33診療科＋がん検診センター

腎臓内科	小児科	耳鼻咽喉科
糖尿病リウマチ内科	乳腺外科	神経精神科
血液内科	整形外科	リハビリテーション科
腫瘍内科	形成外科	放射線診断科
神経内科	脳神経外科	放射線治療科
呼吸器内科	救急脳神経外科	麻酔科
消化器外科 <small>消化器病センター</small>	呼吸器外科	歯科口腔外科
消化器内科	皮膚科	感染症内科
炎症性腸疾患(IBD)科 <small>炎症性腸疾患センター</small>	泌尿器科	救急総合診療科
循環器内科 <small>心臓血管センター</small>	産婦人科 <small>婦人科内視鏡手術センター</small>	病理診断科
心臓血管外科	眼科	緩和ケア内科

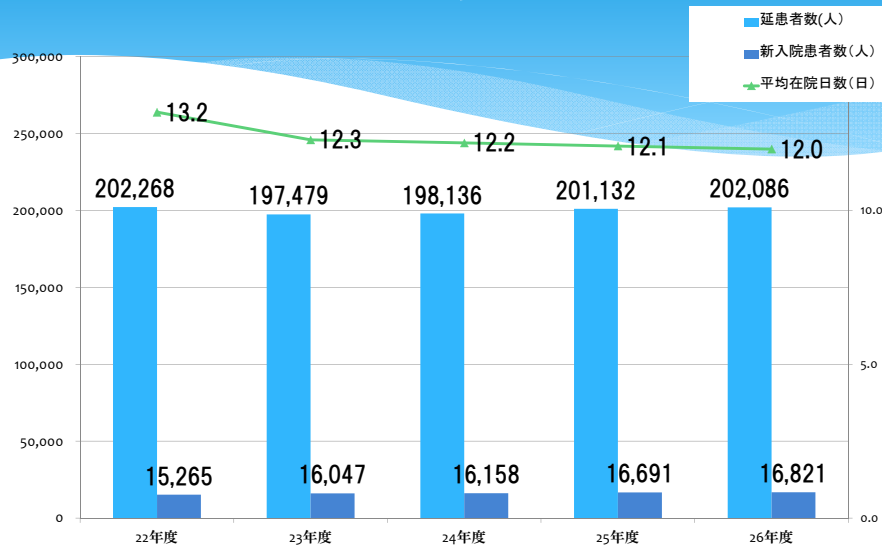
8

経常収支及び 一般会計繰入金の推移



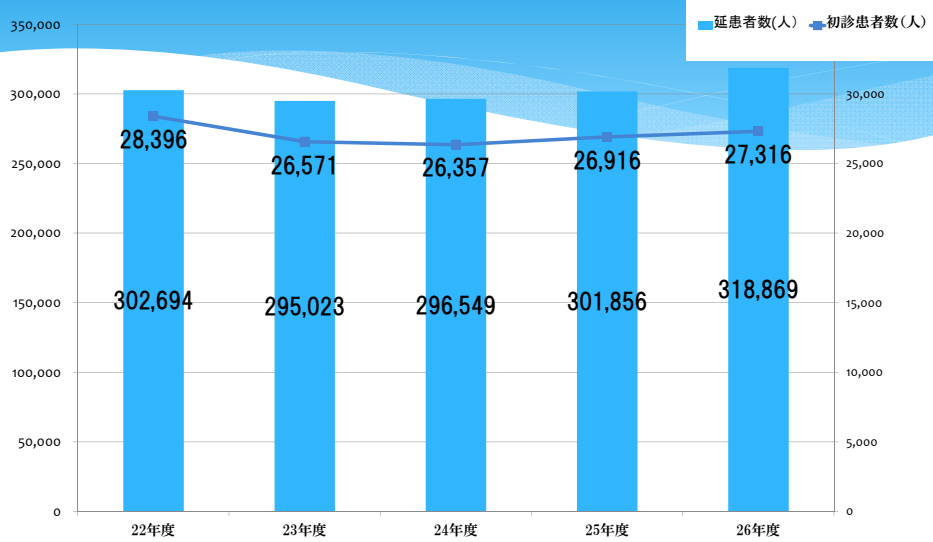
9

入院患者推移



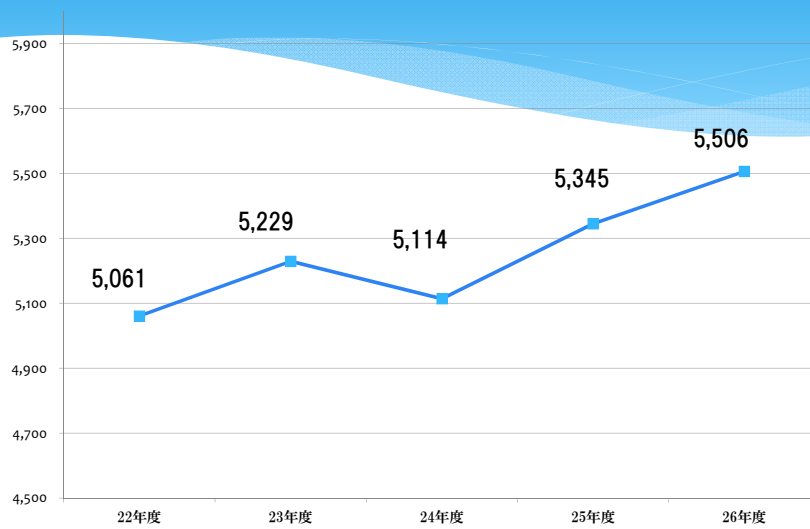
10

外来患者推移



11

手術件数の推移



12

主な特色

- * 救命救急センター
- * 地域がん診療連携拠点病院
- * 地域医療支援病院
- * 第一種感染症指定医療機関(県内唯一)
- * 地域周産期母子医療センター
- * 横浜市産科拠点病院
- * 神奈川県災害拠点病院
- * 神奈川県DMAT指定病院

13

救急医療(救命救急センター)

- * 高度な三次医療に特化するのではなく、一次から三次までの救急症例を対象とした「ER型救命救急センター」を目指しています。
- * 病床数：ICU 10床、救命HCU 20床
- * 26年度実績
患者数 18,839人(入院患者数 4,946人)
救急車受入数 5,638台(救急車応需率 93.1%)

14

がん診療

- * **がんセンター(27年4月設置)**
- * **がん地域連携クリニカルパス**
【乳がん・肺がん・胃がん・大腸がん・肝がん・前立腺がん】
- * **婦人科内視鏡手術センター**
- * **緩和ケア**
【緩和ケア病棟20床、緩和ケアチーム、緩和ケア研修会等】
- * **がん相談支援センター**
- * **がん検診センター**
【胃・大腸・子宮・乳腺・肺・前立腺(PSA)】
【肝胆膵・喉頭・婦人科超音波・前立腺・口腔・肺ヘリカルCT・PET-CT】

15

感染症医療

- * **第一種感染症指定医療機関(県内唯一)**
- * **第二種感染症指定医療機関(市内唯一)**
- * **エイズ診療拠点病院**
- * **感染防止対策加算1(感染防止対策地域連携加算)**
- * **感染症病棟 26床**
- * **渡航ワクチン外来**

16

横浜検疫所との一類感染症患者受入訓練(平成26年12月11日実施)



専用入口から患者搬入



専用エレベータで感染症病棟へ移動



一類感染症病床へ搬送



搬送用アイソレータの取り外し

17

周産期医療

- * 地域周産期母子医療センター、
神奈川県周産期救急医療システム中核病院、
横浜市周産期救急連携病院、
横浜市産科拠点病院
- * 分娩件数：1,080件(26年度)
- * セミオープンシステム参加医療機関
22施設(27年7月現在)
- * 新生児病床 NICU:6床、GCU:6床

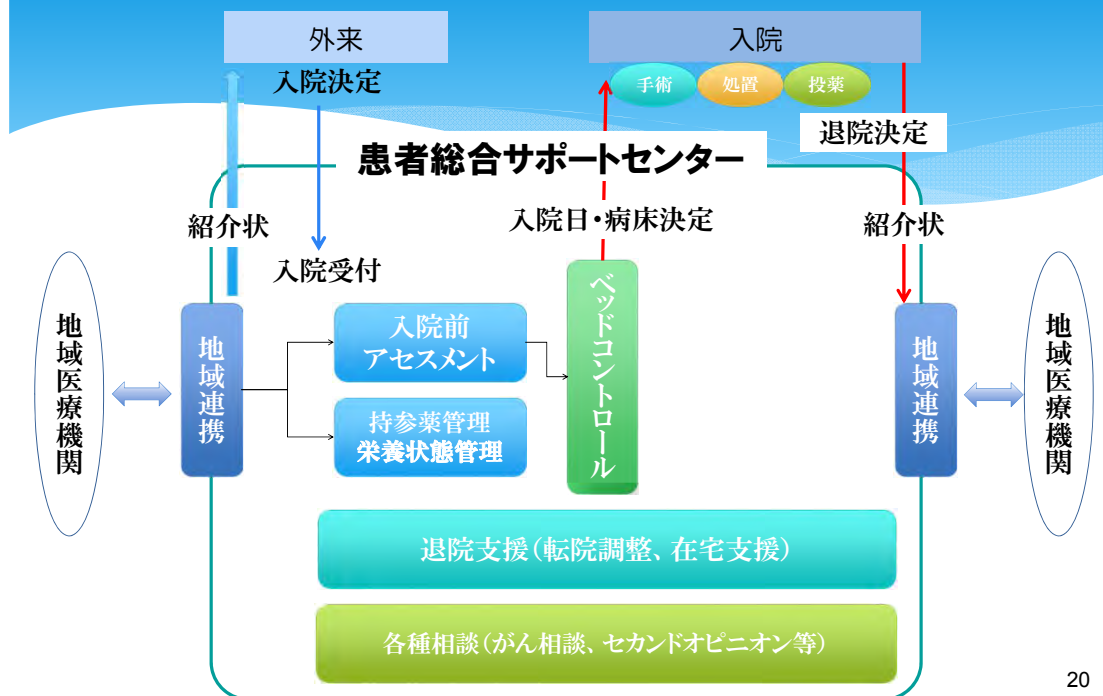
18

PFMの推進

- * 市民病院では入退院をコーディネートするPFM（パシエント・フロー・マネジメント）の取組を推進
- * ベッドコントロール：病床管理機能を集中化し、病床の効率的な運用を図り、緊急入院患者の円滑な受入れを促進
- * 入院前アセスメント：入院患者に関する情報を事前に把握することで、安全、安心な医療を提供し、早期の退院支援につなげる。

19

患者総合サポートセンターの概要



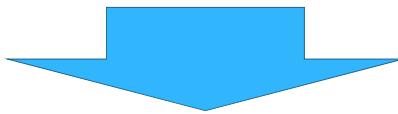
20

病院経営上の課題

「横浜市立病院経営委員会」からの答申(23年8月)

- * 市民病院の老朽化・狭あい化の現状は、早急に改善すべき
- * 市民病院は速やかに建て替えを行うべきである。

➡求められる役割を果たすべく、再整備の実施



- 再整備に向け、安定した経営基盤の確立
- 医療機能のさらなる充実、安全で質の高い医療の提供

21

脳卒中・神経脊椎センター



沿革

- 平成3年10月 友愛病院（再整備）基本構想策定
 - ・ 脳血管疾患患者の増加が予測される中で、救命だけでなく、予防・発症直後からの早期リハビリテーションを重点的に行う
 - ・ 寝たきりを防止し、患者とその家族にとっての日常生活の質を向上させる
- 平成11年8月 脳血管医療センター 一部オープン（215床）
- 平成12年6月 全面オープン（300床）
- 平成17年4月 地方公営企業法全部適用
- 平成22年8月 「横浜市立病院経営委員会」答申
- 平成24年4月 脳神経血管内治療科、脊椎脊髄外科開設
- 平成26年6月 地域包括ケア病棟設置（7対1病床52床を転換）
- 平成27年1月 脳卒中・神経脊椎センターに名称変更

23

病院の特色

- 横浜市立・市大・中核病院で唯一の脳卒中・神経疾患・脊椎脊髄疾患・リハビリテーションの専門病院
- 中枢神経全般の高度・専門的医療、急性期から回復期までの一貫した医療を提供

24

病院概要

- 開設年月日：平成11年8月1日
- 延床面積：38,737㎡
- 診療科：神経内科・脳神経外科・脳神経血管内治療科・
脊椎脊髄外科・リハビリテーション科・
循環器内科・泌尿器科・麻酔科・放射線科
- 職員数（平成27年7月1日時点）

常勤医師	27名	理学療法士	38名
看護師	252名	作業療法士	34名
薬剤師	16名	言語聴覚士	8名
栄養士	3名	心理療法士	2名
検査技師	10名	臨床工学技士	3名
放射線技師	13名	MSW	8名

25

病院概要

- 許可病床数：300床
一般病床（7対1看護）128床
ICU（集中治療室）6床、SCU（脳卒中ケアユニット）12床
回復期リハビリテーション病棟102床、地域包括ケア病棟52床

	機械室	
5階	5階西病棟 51床 (回復期リハ病棟)	5階東病棟 51床 (回復期リハ病棟)
4階	4階西病棟 52床 (地域包括ケア病棟)	4階東病棟 37床(一般病床) SCU 12床
3階	3階西病棟 46床 (一般病床)	3階東病棟 45床 (一般病床)
2階	介護老人保健 施設2階	ICU 6床 手術室 3室 等
1階	介護老人保健 施設1階	総合受付、外来診療、医事、検査、薬剤 医療相談、防災センター、レストラン、売店、理容室
地下1階	救急、リハビリテーション、画像診断、栄養、臨床工学	
地下2階	機械室、電気 室	解剖室、置安室、標本保管庫
地下3階	病歴室、中央監視室	
		駐車場

26

機能拡充・経営改善に向けた検討経過

- 「横浜市立病院中期経営プラン」 (21年度～23年度)
 - ・ 脳血管医療センターの抜本的経営改善策について外部有識者による「経営委員会」で検討 (21年6月30日諮問)

- 「横浜市立病院経営委員会」からの答申 (22年8月)
 - ・ 脳卒中の病床は縮小し、余剰病床については、地域の医療ニーズを十分満たせるように活用すべき
 - ・ 場合によっては、機能見直しにあわせて病院の名称も変更

27

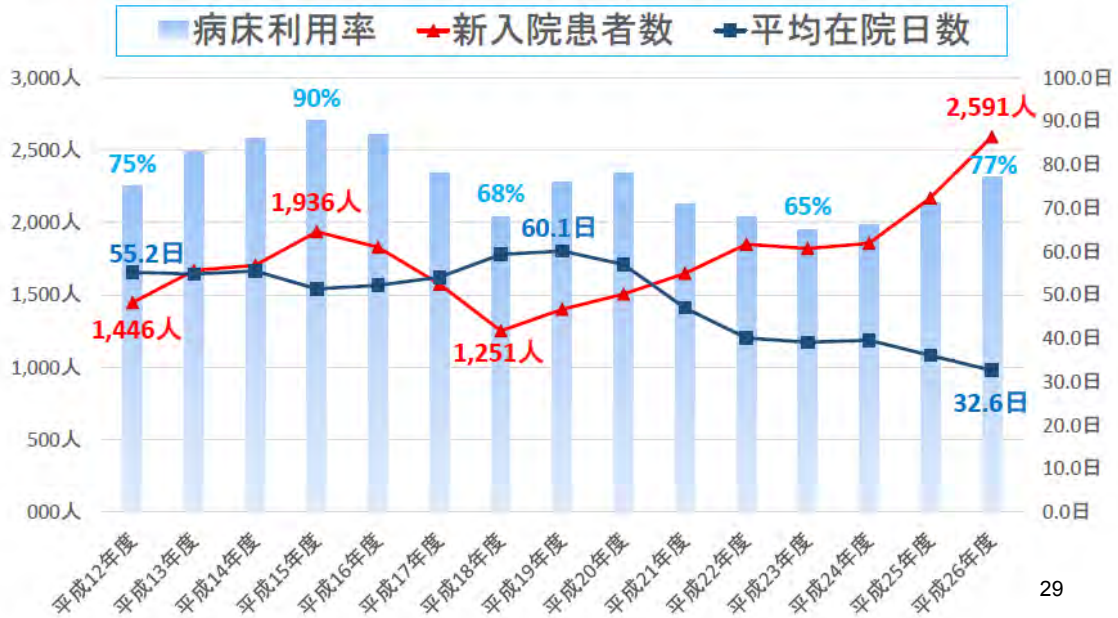
機能拡充・経営改善に向けた検討経過

- 「第2次横浜市立病院中期経営プラン」
(24年度～26年度)
 - ・ 現行の脳血管疾患医療機能の維持・向上
 - ・ 脊椎脊髄疾患等の神経疾患への医療機能の拡大・拡充
 - ・ 医療機能の充実に合わせて、病院名称についても見直し
 - ・ 収支目標：約6億円の収支改善
【経常収支 H22：△939百万円 ⇒ H26：△358百万円】

28

経営状況の推移

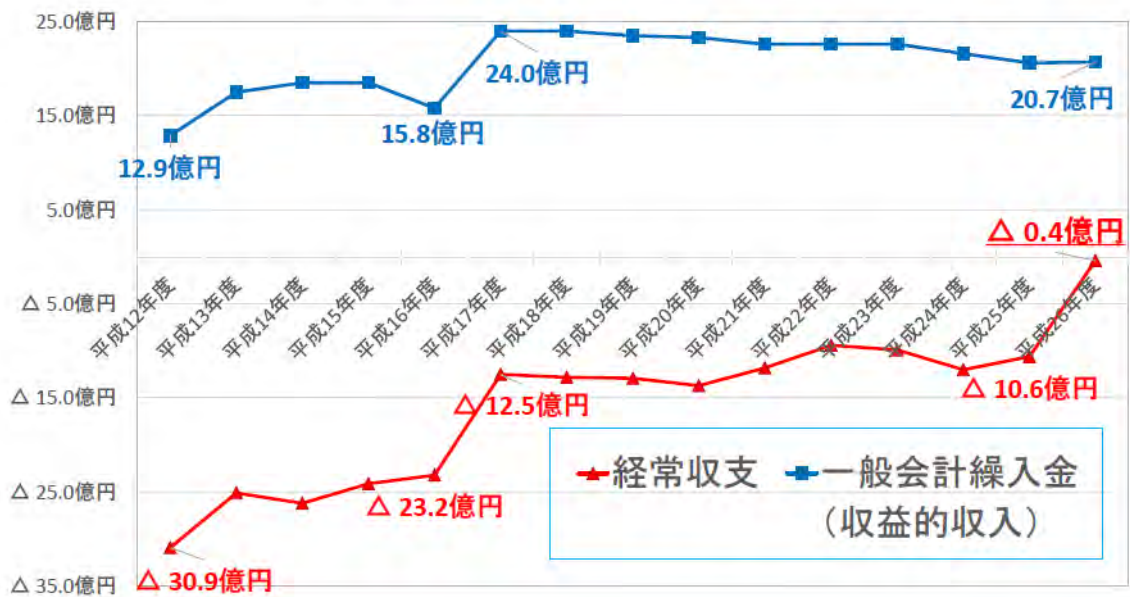
病床利用率・新入院患者数・平均在院日数



29

経営状況の推移

横浜市一般会計からの繰入金と経常赤字額



30

経営状況の推移

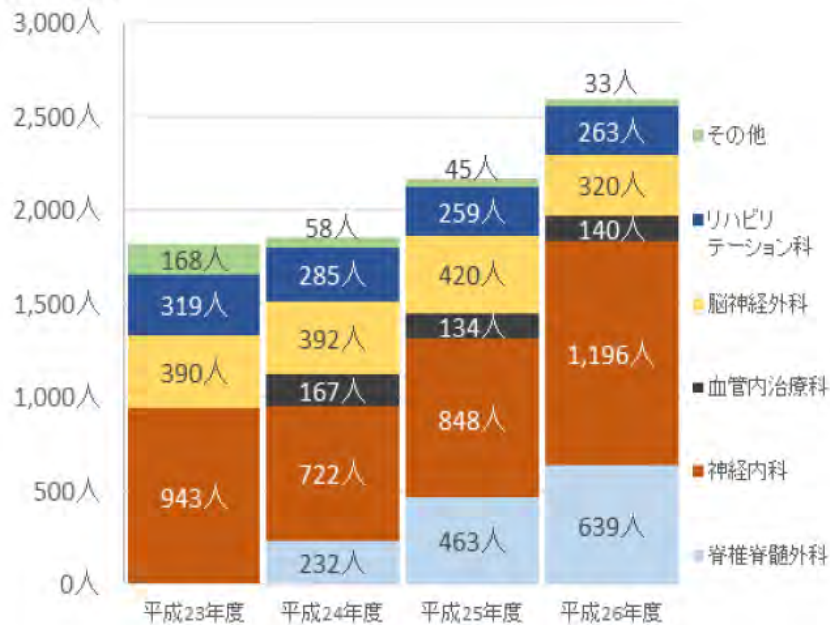
延入院患者数



31

経営状況の推移

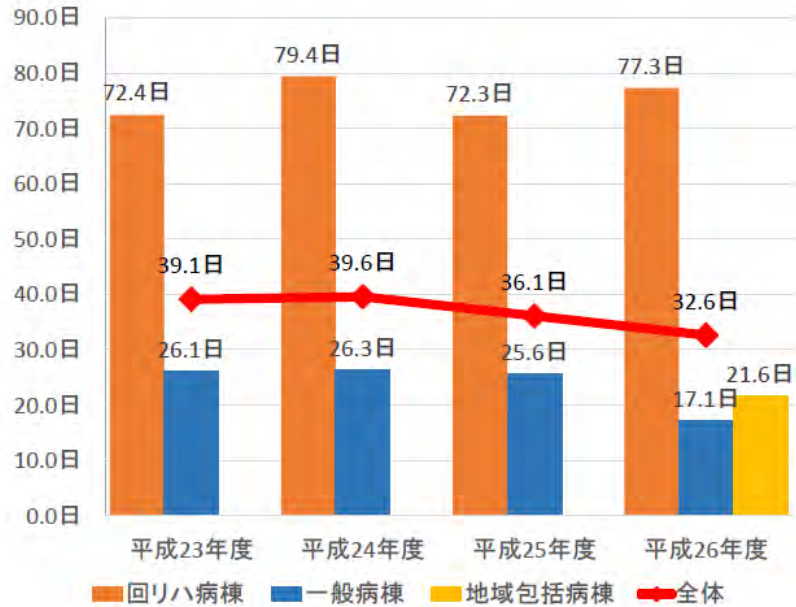
新入院患者数



32

経営状況の推移

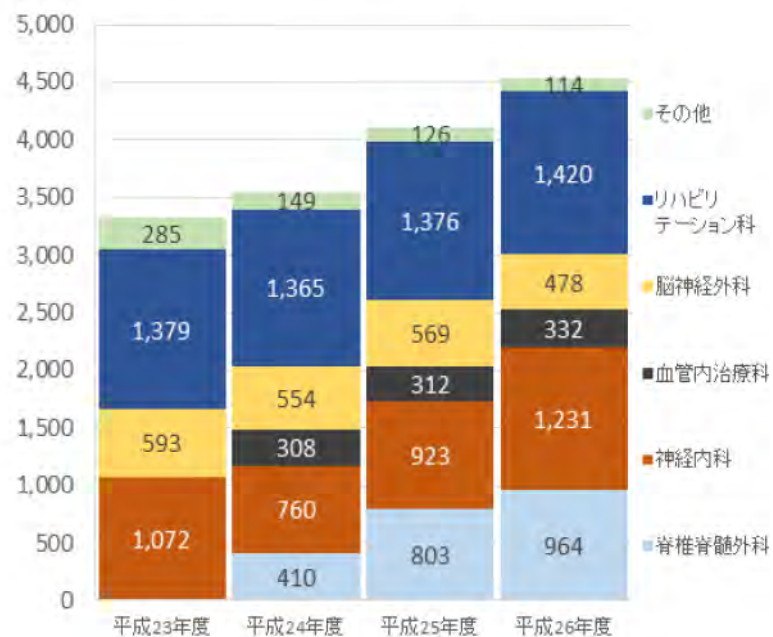
平均在院日数



33

経営状況の推移

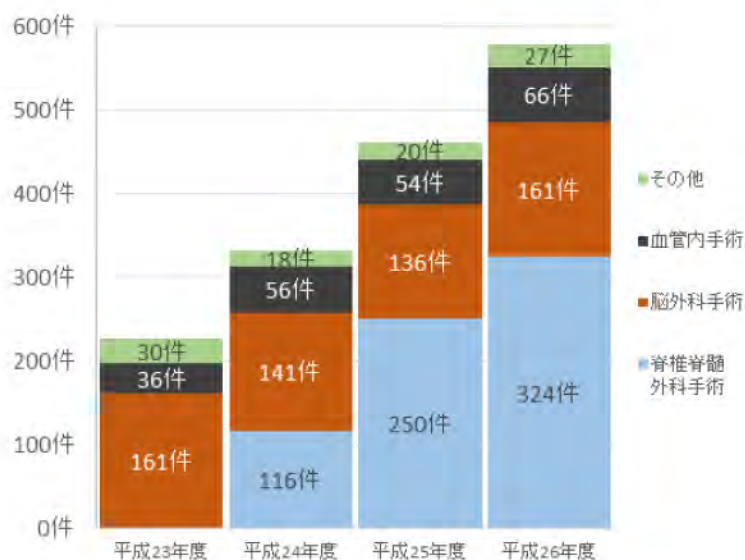
入院・外来収益（単位：百万円）



34

経営状況の推移

手術件数



35

主な診療実績

- 脳血管疾患
 - 24 時間365 日救急患者への対応
 - 脳卒中ケアユニット（SCU）12床設置
 - t-PA療法・血管内治療等の専門的救急医療
 - 「横浜市脳血管疾患救急医療体制」における実績
25年度当院544件 / 全市搬送件数6,178件
⇒ 全市の症例数の約8.5%（市内第1位）

36

主な診療実績

● 神経疾患

- めまいの専門医等による広範な神経疾患への積極的な対応
- リハビリテーション機能も活かした神経難病患者受入の拡大
- 神経疾患患者数実績

平成24年度：271人（うち神経難病患者数 116人）

平成25年度：324人（うち神経難病患者数 136人）

37

主な診療実績

● 脊椎脊髄疾患

- 脊柱管狭窄等から側弯症、脊髄腫瘍、上殿皮神経絞扼など幅広い脊椎脊髄疾患に対応
- 3室の手術室（うち1室はクリーン度クラス100）や術中X線透視診断装置、ナビゲーションシステム等を用いた手術施行
- 脊椎脊髄外科手術件数（26年度実績） 324件
- 学校検診への協力

38

主な診療実績

● リハビリテーション

- 超急性期からの早期リハ・回復期病棟での集中的なリハ・土日休日含む切れ目のないリハの提供
- 入院後にリハビリテーションを開始する日数（26年度実績）
平均1.8日
- 退院後に在宅復帰する患者の割合（26年度実績）
約85%

39

当センターの目指す姿

- 中枢神経全般に対する高度・最先端の専門的医療
- 高度急性期から回復期まで一貫した医療機能



- 各医療機能のさらなる充実
- 専門病院として先進的な医療と臨床研究の推進
- 優れた医療人材の確保・育成



「病院ブランドの確立」

40



みなと赤十字病院の概要



主な特色

開院 平成17年4月1日

所在地 中区新山下3-12-1

敷地面積 28,613㎡

延床面積 74,148㎡

病床数 634床

(一般584 精神50)

職員数(H27.4月現在)

1,026人

うち医師 195人

うち看護職員 553人

36 診療科

○救命救急センター

○アレルギー疾患医療

○横浜市二次救急拠点病院

○精神科救急医療

○横浜市脳血管疾患救急医療機関

○精神科合併症医療

○横浜市急性心疾患救急医療機関

○障害児(者)合併症医療

○横浜市外傷(整形外科)救急医療機関

○地域がん診療連携拠点病院

○地域周産期母子医療センター

○緩和ケア病棟

○神奈川県周産期救急医療システム協力病院

○地域医療支援病院

○横浜市周産期救急連携病院

○臨床研修指定病院

○横浜市小児救急拠点病院

○(財)日本医療機能評価機構認定病院

○神奈川県災害医療拠点病院

指定管理者による管理に関する基本協定

指定条件の内容1 政策的医療の確保(基本協定15条)

市立病院として、市民に提供すべき医療及び病院運営の水準を確保していくために、政策的医療については、すべて指定条件に盛り込み、その際の執行体制や施設基準などについて明文化

11の政策的医療機能

- | | |
|----------------|--------------|
| ①24時間365日の救急医療 | ⑦緩和ケア医療 |
| ②小児救急医療 | ⑧アレルギー疾患医療 |
| ③輪番制救急医療 | ⑨障害児(者)合併症医療 |
| ④母児二次救急医療 | ⑩災害時医療 |
| ⑤精神科救急医療 | ⑪市民の健康危機への対応 |
| ⑥精神科合併症医療 | |

43

指定管理者による管理に関する基本協定

指定条件の内容2 地域医療全体の質の向上に向けた役割(基本協定16条)

➤市立病院として地域医療に先導的な役割を果たしていくため、良質な医療の実施を求める条件も具体的に設定

求められる5つの役割

- ①医療における安全管理
- ②医療倫理に基づく医療の提供
- ③地域医療機関との連携・支援、地域医療全体の質の向上のための取組
- ④医療データベースの構築と情報提供
- ⑤市民参加の推進

44

みなと赤十字病院は

救急医療を中心にした急性期型の病院

主な特徴

- ・充実した救急医療体制
- ・災害時医療
- ・アレルギー疾患への取組



45

みなと赤十字病院沿革

- ・昭和37年 横浜市立港湾病院開院（横浜開港100周年記念事業）
- ・平成14年度 「市立病院のあり方検討委員会」設置、答申
- ・平成15年度 横浜市市会で指定管理者条例可決・公設民営化決定
⇒指定管理者制度の導入・指定管理者の選定
- ・平成17年3月 横浜市立港湾病院・
横浜赤十字病院の閉院
- ・平成17年4月 日本赤十字社を指定管理者として
「横浜市立みなと赤十字病院」開院
- ・平成27年4月 開院10周年

46

診療体制

36診療科		
内科	内分泌内科	血液内科
腎臓内科	リウマチ科	緩和ケア内科
呼吸器内科	消化器内科	肝臓内科
循環器内科	神経内科	アレルギー科
精神科	小児科	外科
消化器外科	大腸外科	肝臓外科
乳腺外科	整形外科	形成外科
脳神経外科	呼吸器外科	心臓血管外科
皮膚科	泌尿器科	産婦人科
眼科	耳鼻いんこう科	リハビリテーション科
放射線診断科	放射線治療科	麻酔科
歯科口腔外科	救急科	病理診断科

47

24時間365日の救急医療

救命救急センターとして、重症患者を24時間体制で受入れ

26年度実績

- 救急車等受入れ台数 **12,701件**
- 救急患者入院率 **24.5%**

➡ 全国トップ水準の実績



48

アレルギーセンター医療

- 横浜市のアレルギー治療・臨床研究の拠点として、講演会・患者教室など市民への啓蒙活動
- アレルギー科、小児科、皮膚科など7診療科による横断的なアレルギー診療を実施。



【講演会の様子】

49

災害医療への取組

平成23年東日本大震災時に
派遣されたDMATチーム・救護班



東日本大震災では、発災当日に救護班を石巻日赤へ、DMATを福島県へ派遣。

平成24年3月までに救護班10個班、DMAT2チーム、こころのケア、石巻日赤支援各10回の派遣を実施。

50

平成24年海上保安庁との旅客船事故対応訓練



平成25年10月総合防災訓練



年間を通じ、関係機関と連携し、災害対応の訓練を実施。
災害時の医療救護活動では地域の中心的役割を担う。

51

最先端の医療機器の導入

PET-CT



小さながんの発生や転移巣を全身にわたって見つけることができる機器です。
検査時間が短いため、患者さんの負担を軽減できます。

52

手術支援ロボット「ダ・ヴィンチ」



患者さんの体に負担の少ない内視鏡手術をより高精度に行う機器です。

53

今後の方針

- 救急医療の充実
- がん診療、心臓大血管医療、周産期医療、アレルギー医療、低侵襲医療等を中心に幅広く質の高い医療機能の充実
- 国際都市横浜にふさわしい市立病院としてJCI(国際医療機能評価機関)の認証への取組



高度急性期・急性期医療の中心的機能を担う病院へ

54

指定管理者制度について

自治体が設置する「公の施設」の管理運営を
企業・NPO等の民間業者に委ねる制度

民間事業者による優れた運営

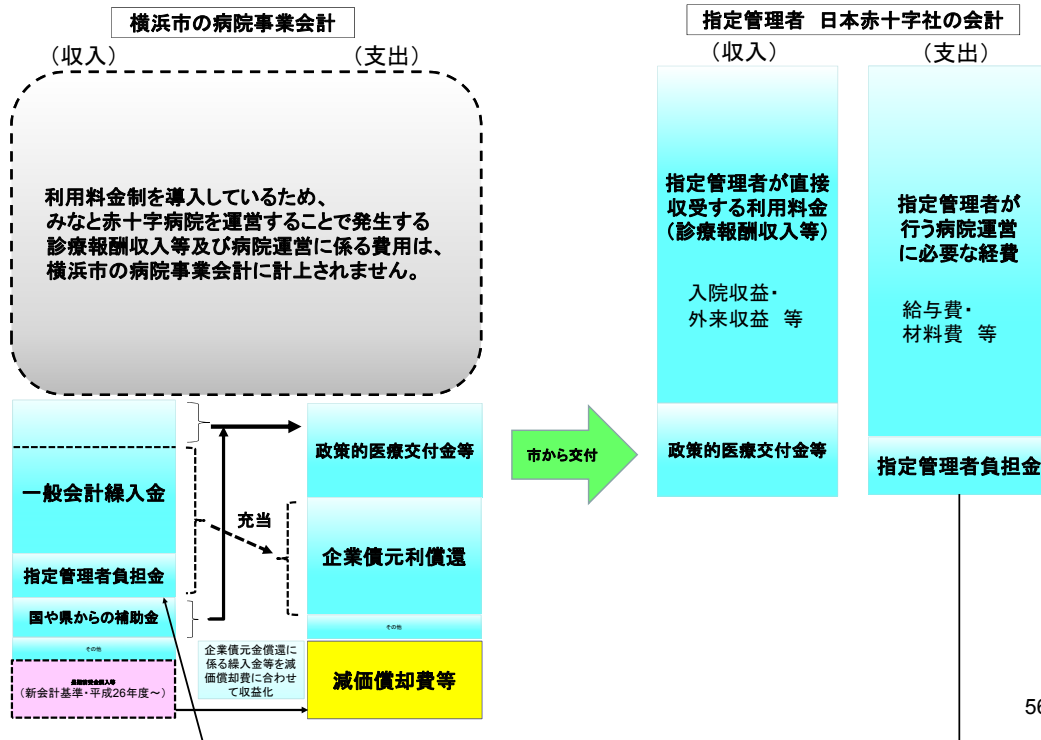
- ・民間事業者の積極的な参入
- ・ノウハウやアイデアを有効に活用した運営

公的担保の責任

- ・安全性、適法な労働条件、サービスの継続性などに対する責任を明確化し、担保する仕組みの導入

55

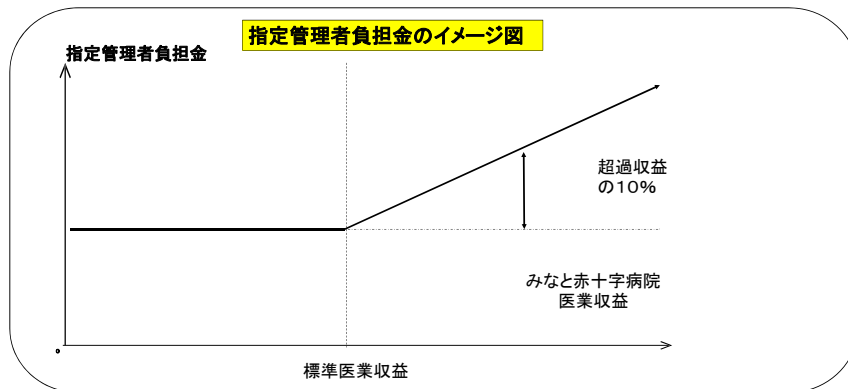
みなと赤十字病院の収支の仕組み



56

※指定管理者負担金の考え方

指定管理者負担金については、仮に民間病院が、現在のみなと赤十字病院と同規模の病院を建設した場合にかかる建設費用を平均建築単価から算出した上で、減価償却費相当分として金額分を決定したものです。また、当該病院の医業収益が、標準医業収益を上回った場合には、上回った額の10分の1を指定管理者負担金に加算します。病院事業会計上は指定管理者負担金を基本的に企業債の償還財源に充てています。



57

医療政策における国の動向

◎ 2025年 団塊世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる

➡ 医療費等の社会保障費の増加

「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月閣議決定）

「医療介護総合確保推進法」（平成26年施行）

- * 持続可能な社会保障制度の確立
- * 医療の機能分化や人的・物的資源の最適化
- * 医療・介護サービス等が一体的に提供される
地域包括ケアシステムの構築

・ 総務省「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年3月）

・ 厚生労働省「地域医療構想ガイドライン」（平成27年3月）

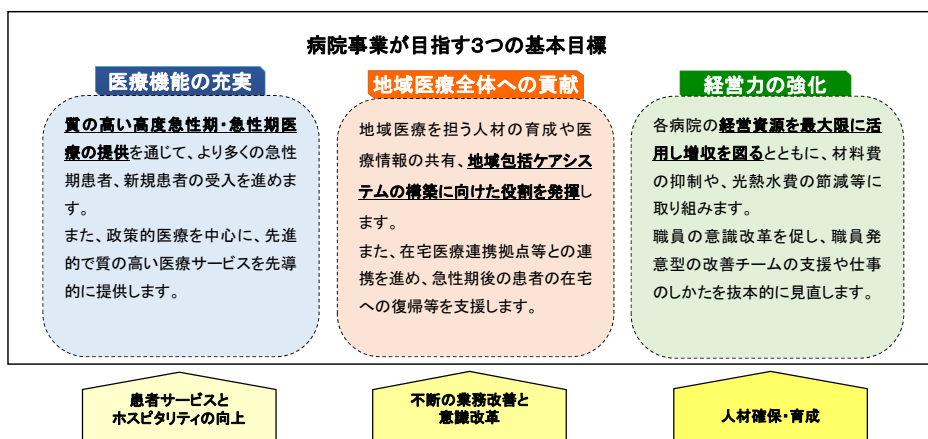
➡ 「横浜市立病院中期経営プラン2015-2018」の策定

58

横浜市立病院中期経営プラン2015-2018

市立病院の経営方針

政策的医療を中心とした医療機能の充実や地域医療全体への貢献に向けた先導的な役割を果たすとともに、経営力の強化を図り、市立病院のプレゼンスを発揮します。



組織運営上の3つの重点取組

59

病院事業が目指す3つの基本目標

医療機能の充実

- ・ 質の高い高度急性期・急性期医療の提供を通じ、より多くの急性期患者、新規患者の受入を促進
- ・ 政策的医療を中心に、先進的で質の高い医療サービスの提供
- ・ 市立大学等と連携し、先進的な臨床研究、医療機器開発の推進
- ・ 職員研修やインシデントの事例分析・対策等による医療安全の徹底

地域医療全体への貢献

- ・ 地域医療を担う人材の育成や医療情報の共有、地域包括ケアシステムの構築に向けた役割の發揮
- ・ 在宅医療拠点等との連携強化による急性期後患者の在宅復帰支援
- ・ 研修や大学等からの実習生の受入を通じた地域医療人材の育成
- ・ 地域連携ネットワークのモデル構築

経営力の強化

- ・ 経費の見直しや経営分析を駆使し、民間病院並の効率化を目指す
- ・ 職員の意識改革を促し、職員発意型の改善チームの支援や仕事のしかたを見直し
- ・ 職員が意欲をもって業務に取組み、能力を發揮できるような人事給与制度の仕組みを改善

60

組織運営上の3つの重点取組

患者サービスと ホスピタリティの向上

- ・相手を思いやるサービスの提供
- ・病院利用者に信頼されるためのホスピタリティの向上

不断の業務改善と 意識改革

- ・業務の改善・効率化を推進し、職員が働きやすい職場づくり
- ・職員が一丸となって課題に取り組めるよう意識改革を行う

人材確保・育成

- ・働きがいのある職場をつくり、医療職から選ばれる病院づくり
- ・計画的な人材育成や職員の意欲・能力が報われる仕組みづくり

61

収支見通し・一般会計繰入金の推移

市民病院と脳卒中・神経脊椎センターは、両病院ともプラン期間中の経常収支が黒字となりますが、資金収支については、28年度のみ一時的に赤字となるものの、その後は黒字化する見込みです。

市民病院	中期経営プラン対象期間				(単位:百万円)	
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
経常収支	256	390	454	498	591	△1,268
資金収支	204	△75	481	437	365	△1,557
脳卒中・神経脊椎センター	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
経常収支	144	334	357	331	330	299
資金収支	6	△93	73	36	11	△29
みなと赤十字病院	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
経常収支	21	49	62	77	89	103
資金収支	11	86	86	86	86	86
一般会計繰入金	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
政策的医療	2,462	2,461	2,461	2,461	2,461	2,461
公営企業の性格上発生する経費	544	546	547	549	550	551
建設改良費	3,879	4,123	3,635	3,768	3,882	4,533
合計	6,885	7,130	6,643	6,778	6,893	7,545

62

プラン期間中の経営指標

【市民病院】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
経常収支比率	103.3%(617百万円)	101.3%(256百万円)	101.9%(390百万円)	102.2%(454百万円)	102.3%(498百万円)
医業収支比率	98.2%(△321百万円)	94.7%(1,073百万円)	95.4%(△938百万円)	95.6%(△909百万円)	95.9%(△871百万円)
入院診療単価	63,508円	66,500円	67,500円	68,500円	69,500円
入院患者数	202,086人	205,546人	207,261人	207,261人	207,261人
病床利用率	88.7%	90.0%	91.0%	91.0%	91.0%
平均在院日数	12.0日	11.5日	11.3日	11.0日	10.8日
外来診療単価	13,984円	15,000円	15,200円	15,400円	15,600円
外来患者数(1日あたり)	1,307人	1,250人	1,250人	1,250人	1,250人

【脳卒中・神経脊髄センター】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
経常収支比率	99.5%(△36百万円)	101.8%(144百万円)	104.3%(334百万円)	104.5%(357百万円)	104.1%(331百万円)
医業収支比率	68.3%(△2,186百万円)	71.3%(△2,128百万円)	74.7%(△1,875百万円)	75.2%(△1,879百万円)	74.9%(△1,944百万円)
入院診療単価	47,703円	49,000円	50,000円	51,000円	52,000円
入院患者数	84,459人	90,768人	93,075人	93,075人	93,075人
病床利用率	77.1%	82.7%	85.0%	85.0%	85.0%
平均在院日数	32.6日	32.2日	31.5日	30.9日	30.3日
外来診療単価	11,982円	12,300円	12,300円	12,300円	12,300円
外来患者数(1日あたり)	180人	220人	240人	260人	260人

63

医療局・医療局病院経営本部のご紹介

設立の経緯

超高齢社会への対応を見据えて、**医療政策・総合調整機能の一層の強化と、市立病院事業と一体となって政策的医療を充実させることを目的に、健康福祉局医療政策室と病院経営局を再編し、平成27年度に新設。**

組織図

医療局長
医療医務監
副局長
医療政策部
総務課
職員課
医療政策課
情報企画担当
疾病対策部
がん・疾病対策課
在宅医療担当
救急・災害医療担当
地域包括ケア推進担当
歯科医療担当
病院経営部
病院経営課
看護師キャリア支援課
再整備部
再整備課

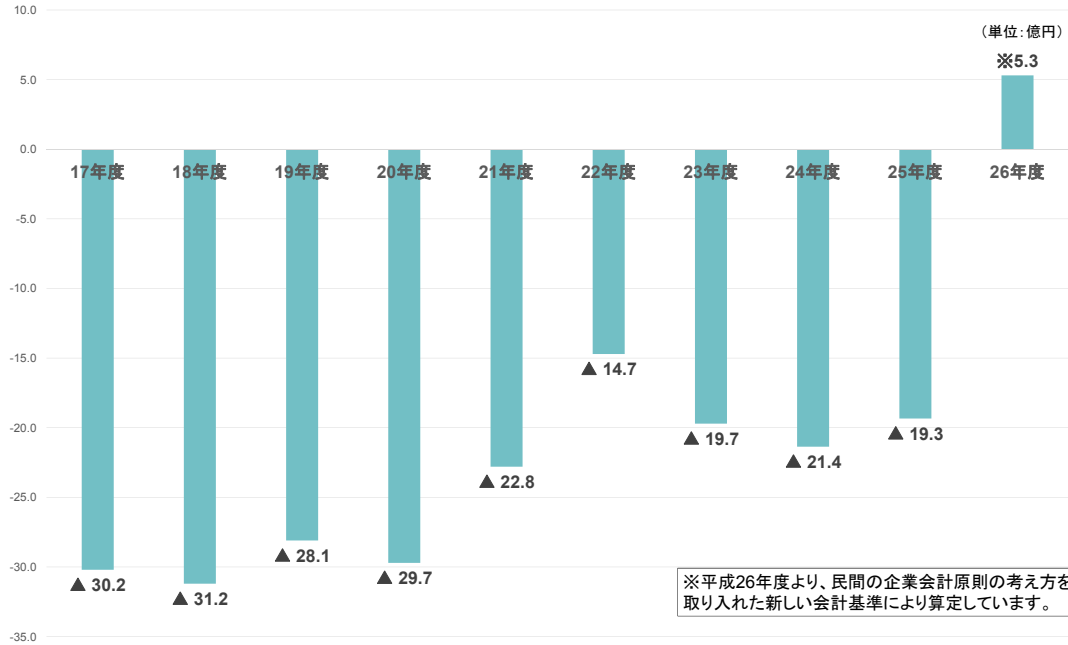
病院経営本部長（病院事業管理者）
病院経営副本部長（医療局長併任）
病院経営部
総務課
病院経営課
人事課
看護師キャリア支援担当
再整備部
再整備課
市民病院長
脳卒中・神経脊髄センター病院長
みなと赤十字病院（指定管理者）

※太字は医療局・医療局病院経営本部を併任

64

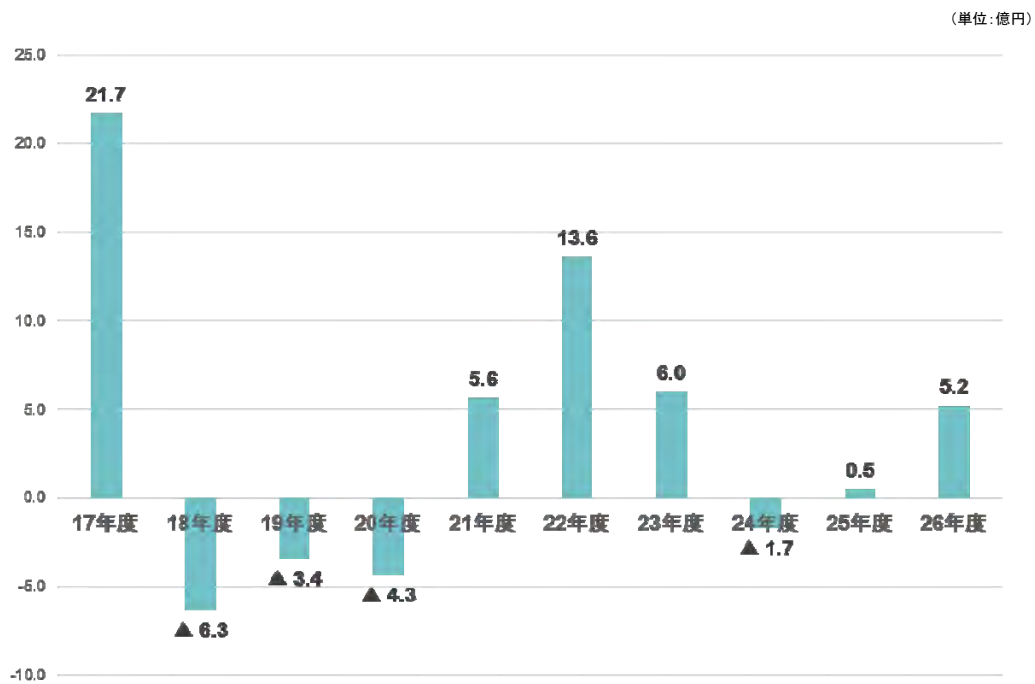
【参考】 経常損益の推移

[病院事業会計全体 : 市民病院、脳卒中・神経脊椎センター、みなと赤十字病院、旧港湾病院]



65

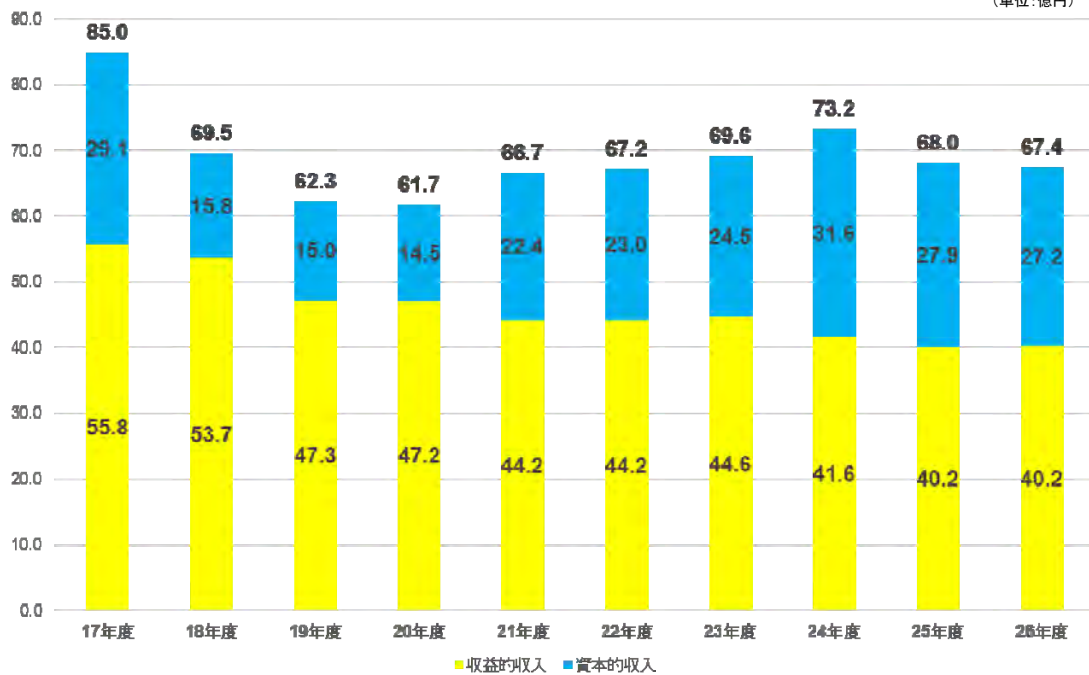
資金収支の推移



66

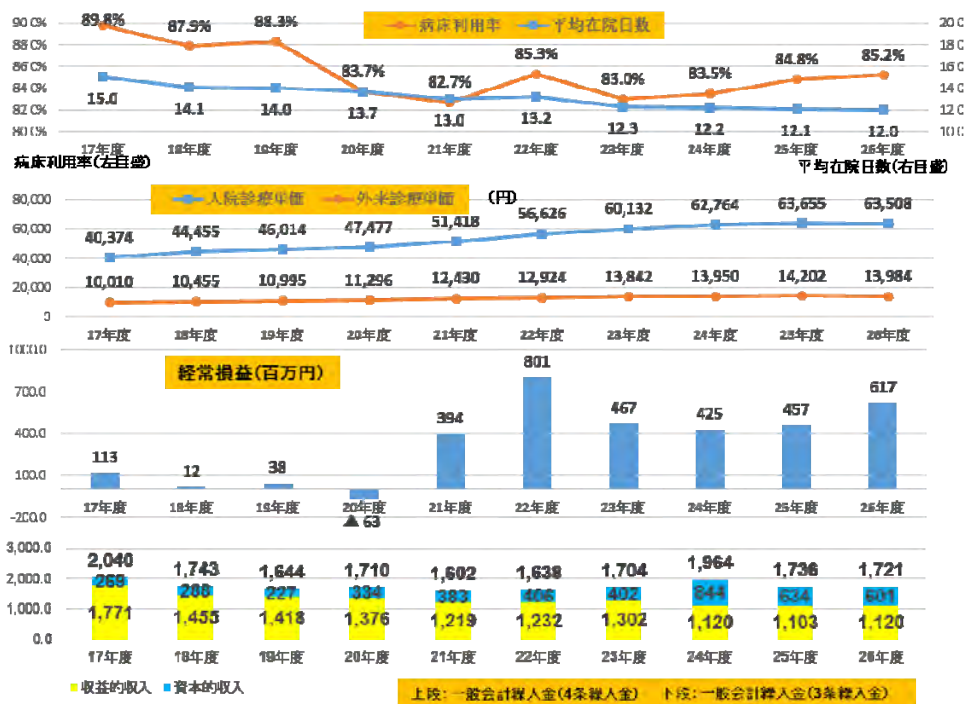
一般会計繰入金の推移

(単位:億円)



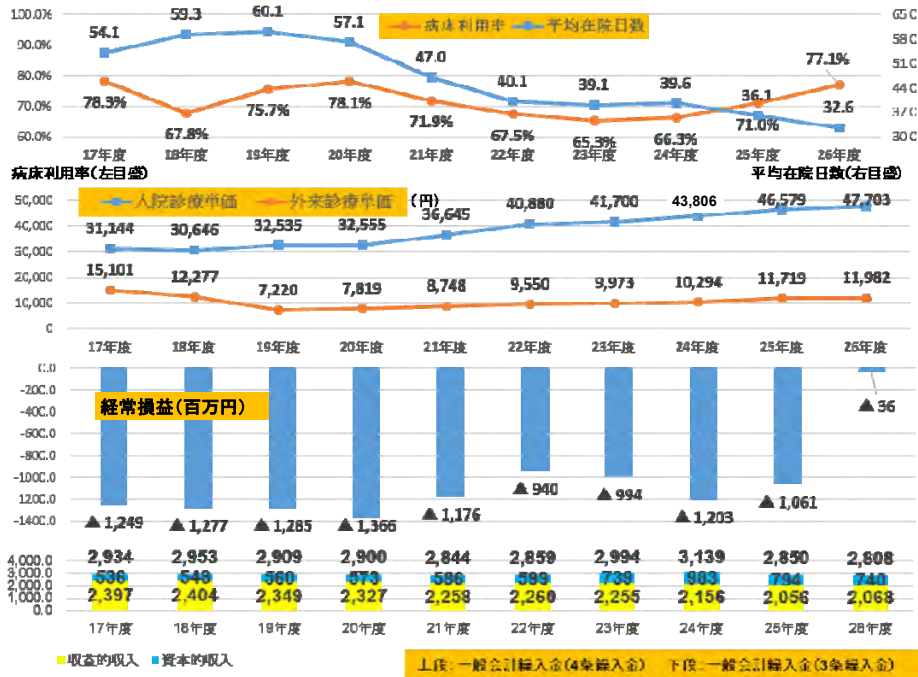
67

市民病院の経営状況



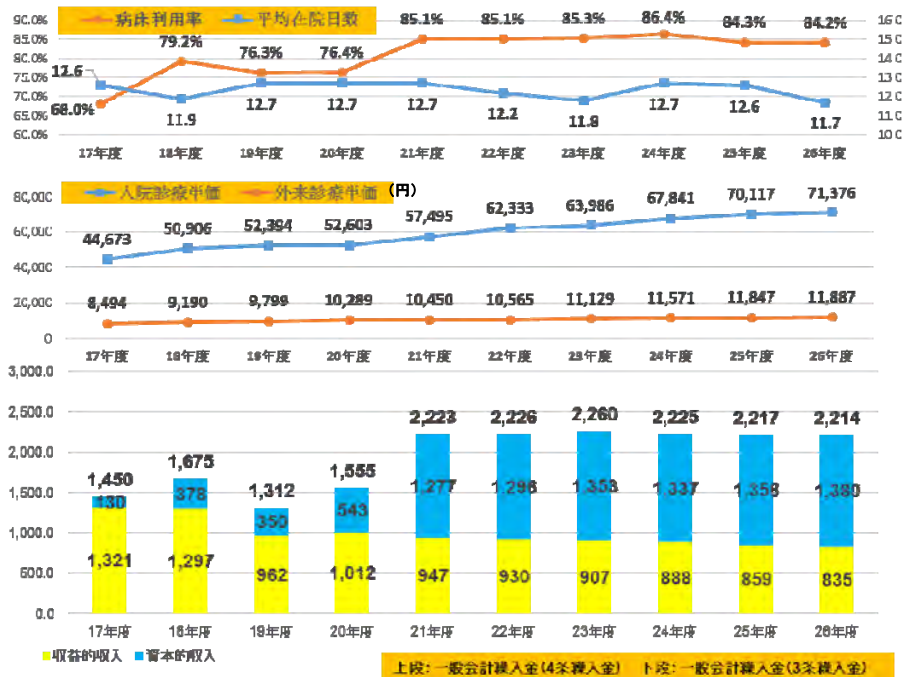
68

脳卒中・神経脊椎センターの経営状況



69

みなと赤十字病院の経営状況



70

市立病院の経営改革の経過

- 平成14年度「市立病院のあり方検討委員会」設置、答申
 - 市立病院の役割や経営上の課題と対策、経営形態について諮問
- 平成17年3月 横浜市立病院経営改革計画（17～20年度）
 - 病院経営局の設置
 - 市民病院及び脳血管医療センターの地方公営企業法の全部適用
 - みなと赤十字病院に指定管理者制度を導入
- 平成21年3月 横浜市立病院中期経営プラン（21～23年度）
 - 病院ごとに計画期間内の「経営方針」及び「収支目標」を設定
 - 主な目標と取組を設定し、「戦略マップ」を作成
- 平成24年3月 第2次横浜市立病院中期経営プラン（24～26年度）
 - 市民病院の老朽化・狭あい化対策
 - 脳血管医療センターの経営改善
- 平成27年7月 横浜市立病院中期経営プラン2015-2018策定（27～30年度）
 - 医療機能充実
 - 地域医療全体への貢献
 - 経営力の強化



みなと赤十字病院における救急搬送患者の死亡事案について

みなと赤十字病院において、平成26年12月17日（水）、救急搬送された患者様について、心肺停止となり、その後低酸素脳症により意識を回復しないまま、平成27年2月20日（金）に死亡する事故が発生しました。この件に関して事故調査委員会を設置し、原因を分析した結果、入院中の患者管理に不適切な対応があったことが判明しましたので、ご報告いたします。あわせて再発防止に向けた対策について、ご報告します。

ご遺族に対して、心からのお詫びを申し上げますとともに、患者様のご冥福をお祈り申し上げます。

【事故の概要等】

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 事故発生場所 | 横浜市立みなと赤十字病院 |
| (2) 事故発生日 | 平成26年12月18日（木） |
| (3) 患者様の年齢・性別 | 70歳代・男性 |
| (4) 診療科 | 消化器内科 |
| (5) 事故の概要 | |

平成26年12月17日（水）午後4時45分から6時5分にかけて、総胆管結石による胆管炎、膵炎で救急搬送された患者様に消化器内視鏡による処置[ERCP（内視鏡的逆行性胆管膵管造影）、EST（内視鏡的乳頭切開術）]を行った。その後、翌18日（木）午前0時頃から出血が続き、朝、輸血を行った後、再度、内視鏡による処置[ERCP（内視鏡的逆行性胆管膵管造影）]を行ったが、術後心肺停止になった。蘇生には成功したものの広範囲の低酸素脳症を生じ、平成27年2月20日（金）に死亡した。

【原因】

事故調査委員会において、今回の事案を検討した結果、12月17日に実施した1回目のERCP（内視鏡的逆行性胆管膵管造影）の適応、手技に問題は認められませんでした。

その上で、

- ① EST（内視鏡的乳頭切開術）実施時の出血に対する止血処置の対応は明らかに不適切とまでは言えないものの、さらに慎重な確認を行うほうが望ましかった。
- ② 遅くとも12月18日午前5時の時点では輸血の準備をする必要があり、この時点で輸血の承諾をとるべく、ご家族への連絡及び状況の説明を行うことが適切な対応であった。
- ③ 12月18日に2回目のERCP（内視鏡的逆行性胆管膵管造影）を実施したことは妥当であるが、全身状態悪化の発見が遅れたことが問題であった。

との指摘がなされました。

【再発防止に向けた改善への取組】

- (1) 重篤な状態の患者に対する体制

重症患者の内視鏡処置を行う場合は、患者から目を離さず全身状態を把握する必要がある。具体的には、手術室における麻酔医のような患者の病状を責任をもって監視する要員を必ず配置する。

平成27年6月、「内視鏡重症症例マニュアル」を策定し重症の基準を定め、呼吸・循環動態の管理に専念する医師を別におくこととしました。

(2) 検査・処置中の全身状態モニター機器の整備

内視鏡室の患者監視モニターを充実させ、常に患者の状態を連続的に記録できる体制を整備する。具体的には、みなと赤十字病院の手術室の麻酔記録のように自動的にモニターの数値が電子カルテに載るシステムを内視鏡室に導入し、自動的にバイタル（血圧、脈拍数などの数値）が記録されるようにする。

平成 27 年 7 月に生体情報モニタリングシステムを導入し、8 月から試行運用を開始しました。

(3) 予期しない事態が起こった場合の当直医への報告体制

内視鏡処置で予期しない事態が起こった場合には、上級医が確認した上で判断し、その状況と判断を当直医に報告する体制を構築する。

策定した「内視鏡重症症例マニュアル」において、

- ① 上下部内視鏡検査及び治療による偶発症に対し緊急内視鏡を施行する場合
- ② EST（内視鏡的乳頭切開術）後出血に対する緊急内視鏡を施行する場合
- ③ 重症胆石性膵炎の場合
- ④ 重症急性胆管炎の場合

には、上級医 2 人の監督の下で行うことを明記しました。

(4) 教育体制の構築

安全な医療を実践するため、内視鏡室に関係する全職種に対して内視鏡処置の動画記録を用いた教育体制を構築する。処置内容に対応した術中管理や全身管理についての教育も実施する。

医療機能の更なる向上を目標とし、撮影した動画を用いて内視鏡室に関係する職員を対象とした勉強会を定期的に開催することとしました。

【おわりに】

本件の原因として、患者様の容態悪化に対する判断の甘さが重なったことに加え、患者様の容態急変時の観察に不十分な点があったと考えています。重症度に対し過少評価しない組織風土と各スタッフの意識づけを醸成します。

このような事故が二度と起こらないように職員に対する教育体制を再構築し、再発防止に努めてまいります。

【みなと赤十字病院の概要】

みなと赤十字病院は、指定管理者制度により日本赤十字社が運営する市立病院です。

所在地 横浜市中区新山下 3-1-2-1

開設日 平成 17 年 4 月 1 日

病床数 634 床（一般病床 584 床 精神科病床 50 床）

患者数等(※) 入院：194,773 人（534 人/日）外来：281,169 人（1,152 人/日）救急車台数：12,701 台

(※)26 年度実績

お問合せ先

みなと赤十字病院総務課長

蔭山 智彦 (Tel 628-6815・6816)

医療事故調査報告書

横浜市立みなと赤十字病院

医療事故調査委員会

平成 27 年 8 月 31 日

1 はじめに

本報告書は、平成 26 年 12 月 18 日(木)横浜市立みなと赤十字病院において、内視鏡での処置中に心肺停止となり、蘇生には成功したものの広範囲の低酸素脳症を生じ、平成 27 年 2 月 20 日(金)に死亡した事故について、事故調査委員会を設置し、原因分析と再発防止に向けた対策を検討した結果をまとめたものです。

ご遺族に対しては、心からのお詫びを申し上げるとともに患者様のご冥福をお祈りします。

2 事故の概要

(1) 事故発生場所

横浜市立みなと赤十字病院

(2) 事故発生日

平成 26 年 12 月 18 日(木)

(3) 患者の年代・性別

70 歳代・男性

(4) 主な関係者

- ・消化器内科医師 A 50 歳代
- ・消化器内科医師 B 50 歳代
- ・消化器内科医師 C 30 歳代
- ・消化器内科医師 D 20 歳代
- ・消化器内科医師 E 20 歳代 (当直医)

(5) 事故の内容

平成 26 年 12 月 17 日(水)総胆管結石による胆管炎、膵炎の患者に内視鏡による処置 [ERCP (内視鏡的逆行性胆管膵管造影)、EST (内視鏡的乳頭切開術)] を行い、その後出血があり、翌 18 日(木)に再度、内視鏡による処置 [ERCP (内視鏡的逆行性胆管膵管造影)] を行ったが、術後心肺停止になった。蘇生は成功したものの広範囲の低酸素脳症を生じ、平成 27 年 2 月 20 日(金)に死亡した。

3 診療経過について

(1) 平成 26 年 12 月 17 日の ERCP (ERCP①) の適応について

平成 26 年 12 月 17 日 (水) 午前 11 時頃、医師 D が診察し、患者様には総胆管結石による胆管炎があり、膵炎の所見も認められ、可及的早期に ERCP (内視鏡的逆行性胆管膵管造影) を行う適応があると判断した。

膵炎を併発しているためドレナージ(胆管内に溜まっている余分な胆汁等を体外に出す処置)だけでは不十分であり、総胆管結石の摘出を意識して EST を行う必要があると判断した。EST (内視鏡的乳頭切開術) については、本邦のガイドライン (急性膵炎診療ガイドライン 2010) で推奨度 B に推奨されている。

医師 D は、上記のことを、患者様及びご家族に対し ERCP の説明用紙及び自ら記載したメモを用いて、治療を行わなかった場合膵炎、胆管炎による死亡の可能性もあること、併せて EST を行うこと等を治療前に説明し、同意を得た。

(2) ERCP①の際の出血について

平成 26 年 12 月 17 日 (水) 午後 4 時 45 分から、医師 A, C, D により ERCP①の際、併せて EST を行ったところ、EST の途中で出血が認められた。出血に対してはバルーンによる圧迫止血を行い、止血が得られたと判断し、さらに圧迫止血の効果を期待してためのドレナージチューブを入れ、午後 6 時 4 分に施術を終了した。

この経過については、内視鏡室において施術終了時に患者様及びご家族に対し、経過良好である旨の説明を行った。その時点では止血は十分であったと判断していたものであり、その認識を前提とする説明を行った。

(3) その後の対応について

ア 平成 26 年 12 月 18 日 (木) 午前 0 時頃の下血、血圧低下

患者様がトイレに行かれた際に下血と血圧低下があり、看護師が当直医師 E に報告した。当直医師 E は自ら患者様の容態を確認し、担当医である医師 C に連絡した。患者様がベッドに戻られた後、収縮期血圧が 100 以上と安定していたこと、採血検査で貧血を認めなかったこと等から医師 C は保存的な対応を指示した。

イ 午前 3 時以降の下血、血圧低下

その後、午前 3 時、4 時、5 時台に下血があり、収縮期血圧が少しずつ低下していった。当直医師 E は看護師から電話で報告を受けていたが、収縮期血圧は 100 を超えていたことなどから、引き続き保存的に対応した。当直医師 E は患者様の意識状態は清明であり、収縮期血圧も点滴の投与のみで 100 以上に維持できていたので、緊急で輸血などを開始する必要はないと判断し、ご家族への連絡は行わなかった。

(4) 平成 26 年 12 月 18 日の ERCP (ERCP②) について

患者様は 12 月 18 日 (木) 午前 8 時 30 分過ぎに出血性ショックの状態となりました。処置に先立ち全身状態の安定を図ることが優先されるため、すぐに輸液の追加を行い、午前 7 時ころの患者様からのご連絡を受けて来院されたご家族に対し、輸血の説明を行った。

午前 9 時 25 分から輸血(赤血球製剤)2 単位 (400 ml) 開始し、その結果、血圧、脈拍ともおおむね安定した状態にまで回復した。午前 10 時 20 分、出血原因の検索のため腹部造影 CT 検査 (断層写真) を施行し、出血性ショックの原因は乳頭切開部からの再出血であることが強く疑われたため、ご家族に説明後、再度 ERCP を医師 B, C, D により実施することとした。説明内容は所定の書面を使用して行い、同意を得た。

内視鏡室に移動後手技が開始される直前にも再度血圧の低下が認められたが、輸血に対する反応は良好であり、午後 1 時過ぎから処置を開始した。

ERCP②においては、金属製のステント (入れる時は細いが、中で広がることによって出血部に強い緊張と圧迫力を加え、止血をするというもの) の挿入を行った。ERCP②の手技は 1 時間程度で終了し、特に問題となる点はなく順調に行われた。挿入したステントも十分に拡張し、出血していた部位からの新たな出血も認められない状況が確認できた。

(5) ERCP②後の心肺停止について

心肺停止に至った経過は以下のとおりである。

- ・ 12 月 18 日 (木) 午後 2 時、ステントを挿入する前頃から SpO₂ の低下あり。
- ・ 午後 2 時 10 分、内視鏡抜去直後には SpO₂ が 90 台 (複数の関係者が確認) であった。
- ・ 午後 2 時 12 分、SpO₂ が測定できない状態が続き、鎮静剤による呼吸抑制を考慮して鎮静剤の拮抗薬が投与された。
- ・ 徐々に心拍数が低下し、午後 2 時 15 分頃から 60~70 台となったが、血圧は 100 以上に維持されていた。この頃鼻出血が少量認められた。
- ・ 午後 2 時 25 分、内視鏡室スタッフに応援要請がなされ、腹臥位に近い側臥位から仰臥位に戻し、検査台からベッドへの移動が完了した (移動の間は心電図モニター等が一時的に外された)。
- ・ ベッドへの移動直後の診察では呼吸状態が悪く、血圧が測定不能で、心拍数も 20 台であることが認められたため、輸血のポンピングと心臓マッサージが開始され、午後 2 時 30 分にコードブルー要請、午後 2 時 32 分に蘇生チームが到着し蘇生開始、午後 2 時 36 分に挿管、午後 2 時 41 分自己心拍再開という経過をたどっ

た。

挿管時、口腔内から咽頭内に唾液交じりの血液が充満しており、挿管後チューブから血液の吹き出しがあった。

(6) 蘇生後の経過

12月18日(木)午後2時50頃ICUに収容し、集中治療部医師は呼吸・循環の管理を行い治療を継続した。患者様は昏睡状態が続き、12月22日(月)には集中治療部医師により低酸素脳症の疑いと診断された。

12月26日(金)、集中治療部医師は気管切開術を実施した。自発呼吸はあり、12月31日(水)、人工呼吸器から離脱した。

平成27年1月2日(金)、救急部医師が気管カニューレを交換した時に短時間の心肺停止に陥ったため、蘇生処置後人工呼吸器の管理となった。

1月4日(日)、人工呼吸器を離脱したが、呼吸状態は悪化し、1月21日(水)、再度、人工呼吸器の管理となった。その後も植物状態は続き、2月20日(金)、敗血症・多臓器不全で死亡した。

(7) 平成27年1月2日の心停止について

1月2日(金)、救急部医師は気管切開後初回のチューブ交換を行った。交換を行う前の時点では呼吸状態は安定していたが、以下の経過で心停止を生じた。

午後1時03分～04分 チューブ挿入時強い抵抗があり、一旦挿入したものの気流が確認できず抜去・入れ替えを行うなどしていたところ SpO₂ が低下し、心拍数も徐々に低下した。

午後1時05分 チューブの位置が不適切と判断し、チューブを抜去した。

午後1時08分40秒 徐々に脈が遅くなって心停止となり、胸骨圧迫を開始した。

午後1時10分17秒 自己心拍が再開し、血圧測定可能となったが、再度心停止となった。

午後1時11分34秒 再度自己心拍が再開し、バイタルサインは安定し、自発呼吸もみられた。人工呼吸器を装着し、ノルアドレナリンを開始した。

その後状況は安定し、翌日に人工呼吸器もノルアドレナリン投与も必要ない状態となった。

この心停止前後の脳MRI画像を比較したが、前後で変化を認めなかった。

4 病理解剖結果について

(1) 総胆管結石と胆管炎、膵炎についての所見

金属ステントは適切な位置に留置されていて、総胆管の結石は認めていない。胆管炎や膵炎の所見は認めず、入院の契機となった疾患はおおむね治癒していたと判断できる。

(2) 死亡原因についての所見

臨床的には敗血症による死亡と判断され、病理解剖で得られた肺水腫、心肥大、脾肥大、膵臓の急性炎症所見は上記に矛盾しない所見である。肺炎、前立腺炎の所見が認められるが、肺炎の所見は軽微であり、前立腺炎を原因とする敗血症と考えられる。

(3) その他

肝硬変の所見が認められるが、心臓の冠動脈には狭窄を認めず、動脈硬化は軽微であった。

5 事故調査委員会の設置及び審議経過

(1) 事故後の内部調査

平成26年12月18日(木)に医療安全推進室は、医師Aから内視鏡処置後に急変した患者の報告を受けた。

その後ただちに、ERCP①②を実施した医師、当直医、病棟看護師、内視鏡室看護師等関係者に対する聴き取り調査を行なった。診療録、画像の検証、内視鏡の動画について、客観的に調査・判断し原因究明をする必要があると考え、当院以外の内視鏡専門医の意見の聴取等を依頼し、院内の医師による検証を行った。それらの報告を待ち、医療安全推進室長が事故調査委員会を設置することとした。

また、横浜市病院経営局に対しても本件事案について報告した。横浜市からは外部委員を含めて客観的に原因究明するよう指示された。

(2) 事故調査委員会の設置

ア 事故調査委員会の設置

平成27年2月24日(火)

イ 委員 (別掲)

(3) 審議経過

ア 第1回 平成27年2月24日(火) 午後5時

- ・ 法律的、倫理的観点から審議が必要な事例であり外部委員（弁護士）を委員に加えた。

※平成 27 年 3 月 24 日(火) 午前 11 時

- ・ 第 1 回の審議内容について、内部にて検討した。

イ 第 2 回 平成 27 年 5 月 15 日(金) 午後 6 時

- ・ 消化器内科の医療行為について、外部からの評価が必要と考え外部委員（消化器内科医師）を委員に加えた。

※平成 27 年 6 月 22 日(月) 午後 4 時 50 分

- ・ 第 2 回の審議内容について、内部にて検討した。

ウ 第 3 回 平成 27 年 7 月 22 日(水) 午後 6 時

- ・ 第 2 回事故調査委員会と同じ外部委員を含めて検討した。

6 事故調査委員会における事故発生の原因分析

(1) 平成 26 年 12 月 17 日に行われた ERCP (ERCP①) の適応について

事故調査委員会での検討の結果、可及的早期に ERCP ならびに EST を行った判断に何ら問題はないという結論であった。

(2) ERCP①の際の出血について

事故調査委員会では、乳頭切開の手技には問題はなかったという結論であった。施術終了時の対応については、外部委員（消化器内科医師）から「完全に止血できていたとは判断できない」、「出血部の血餅を除去して止血を確認するなど慎重な対応が望まれる」との指摘があった。しかし、「完全に止血されたかどうかの判断は難しい」、「この程度の出血であれば太めのチューブを入れることによって止血される場合も多々ある」との意見もあり、今回の対応が明らかに不適切であったとは判断できないと結論した。

(3) その後の対応について

ア 平成 26 年 12 月 18 日午前 0 時頃の下血、血圧低下

この時の出血は、ERCP①の際の出血が腸管内に貯留していて後に下血として排出されたとも考えられ、血圧低下についてもその後の経過からすれば迷走神経反射による一過性の血圧低下であったとも考えられる。事故調査委員会の検討では、この時点で緊急内視鏡を含めたさらなる治療を検討する必要があったとまでは

いえないとした。

イ 午前3時以降の下血、血圧低下

事故調査委員会において外部委員（消化器内科医師）から、午前3時以降の下血と収縮期血圧低下に対しては対応が遅いとの指摘が複数あった。また、ERCP①の際の出血が十分に止血されておらず、出血し続けている可能性を考え、緊急内視鏡を含めた何らかの対応を考慮すべきという指摘もあった。

検討の結果、遅くとも午前5時の時点では、出血量が多くなったため、代償性のショックから非代償性のショック状態になりつつあると判断し、輸血の準備を開始する必要があったと事故調査委員会では結論した。

(4) 平成26年12月18日のERCP（ERCP②）について

出血性ショックの原因は乳頭切開部からの再出血であることが強く疑われ、この原因に対して何らかの処置をしなければ再度ショックに陥る可能性があり、出血部に対する処置は必須であった。また、止血には内視鏡的に行う方法と血管造影で出血している血管を閉塞させる方法があるが、まず前者を試み、止血困難な場合のみ後者を行うというのが通常行われる手順であり、ERCPを選択したことは妥当であったと事故調査委員会は結論した。

また、ERCP②の手技には問題ないと結論した。

(5) ERCP②後の心肺停止について

本件について、大量出血により循環系の悪化が先行した心肺停止である可能性は否定できないが、蘇生後ICUで行われた輸血は2単位（400ml）のみで、12月18日（木）午後5時のヘモグロビン値は8.4g/dlであり、出血だけが心肺停止の原因であったとは考えにくい。心肺停止に至る経過から後方視的に検討すると、呼吸状態の悪化が先であった可能性が高いと考えられ、この機序であると考えると、蘇生後に広範囲な低酸素脳症が生じたこととも整合する。しかし、外部委員（消化器内科医師）を含めた多くの医師で検討したが、心肺停止の原因を特定するには至らなかった。

(6) コードブルー要請までの対応について

医師C、Dらは心拍数が低下し始めた12月18日（木）午後2時15分頃から状態悪化を認知し、出血性ショックを念頭において対処した。具体的には救急カートを取りに行き、患者様の体位を仰臥位に戻し、検査テーブルからベッドへと移動させ、輸血ポンピングと心臓マッサージを開始し、午後2時30分にコードブルーを要請した。

前項のとおり、事後の経過もふまえて後方視的に検討すると、呼吸悪化が先行した心肺停止である可能性が高いと思われるものの、当日朝の状況や内視鏡室入室時の状況等に鑑み、出血性ショックを念頭において対応したことが直ちに誤りであるとまではいえないと事故調査委員会では判断した。しかし、呼吸を含めた全身状態の悪化をより早期の認知ができなかったことは問題といわざるを得ず、重篤な状況の ERCP②施行の際、全身状態を観察する医療スタッフの役割が不明確であったことが容態悪化の認知の遅れの原因となったと事故調査委員会は結論した。

7 まとめ

本件について、外部委員（消化器内科医師）を入れた事故調査委員会の検討内容をふまえた病院の検討結果は以下のとおりである。

- (1) ERCP①の適応と手技には問題はなかった。
- (2) EST 時の出血に対する止血処置の対応は明らかに不適切とまでは言えないが、さらに慎重な確認を行う方が望ましかった。
- (3) 遅くとも 12 月 18 日午前 5 時の時点では輸血の準備を開始する必要があり、この時点で輸血の承諾をとるべく、ご家族への連絡及び状況の説明を行うことが適切な対応であった。
- (4) 12 月 18 日に ERCP②を実施したことは妥当であるが、全身状態悪化の発見が遅れたことが問題で、その結果コードブルー要請のタイミングも遅くなった。

8 改善への取組

(1) 重篤な状態の患者に対する体制

重症患者の内視鏡処置を行う場合には、患者から目を離さず全身状態を把握することが必要である。具体的には、手術室における麻酔医のような患者の病状を責任をもって監視する要員を必ず配置する。

→平成 27 年 6 月、「内視鏡重症症例マニュアル」を策定し重症の基準を定め、呼吸・循環動態の管理に専念する医師を別に置くことにした。

(2) 検査・処置中の全身状態モニター機器の整備

内視鏡室の患者監視モニターを充実させ、常に患者の状態を連続的に記録できる体制を整備する。具体的には当院手術室の麻酔記録のように自動的にモニターの数値が電子カルテに載るシステムを内視鏡室に導入し、自動的にバイタルが記録され

るようにする。

→平成 27 年 7 月に生体情報モニタリングシステムを導入し、8 月から試行運用を開始した。

(3) 予期しない事態が起こった場合の当直医への報告体制

内視鏡処置で予期しない事態が起こった場合には、上級医が確認した上で判断し、その状況と判断を当直医に報告する体制を構築する。

→策定した「内視鏡重症症例マニュアル」において、①上下部内視鏡検査及び治療による偶発症に対し緊急内視鏡を施行する場合、②EST 後出血に対する緊急内視鏡を施行する場合、③重症胆石性膵炎の場合、④重症急性胆管炎の場合には、上級医 2 人の監督下で行うことを明記した。

(4) 教育体制の構築

安全な医療を実践するため、内視鏡室に関する全職種に対して内視鏡処置の動画記録を用いた教育体制を構築する。

→医療機能の更なる向上を目標とし、撮影した動画を用いて内視鏡室に関する職員を対象とした勉強会を定期的を開催する。

9 おわりに

本件では、総胆管結石による胆管炎、膵炎の患者様が内視鏡処置終了後に心肺停止状態となられ、蘇生後約 2 か月後に死亡されました。本件事故がおこってしまった原因としては、患者様の容態変化に対する判断の甘さが重なったことに加え、患者様の容態急変時の観察に不十分な点があったことだと考えております。また、記録システムにも課題があることがわかりました。このような事故が二度と起こらないように職員に対する教育体制を再構築し、再発防止に努めてまいります。

以上

横浜市立みなと赤十字病院事故調査委員会委員名簿

内部委員

氏名	役職
小森 博達 (委員長)	副院長 兼 医療安全推進室長 兼 医療安全統括管理者
持松 泰彦	副院長
小山田 茂夫	事務部長
鈴木 恵子	看護部長
猪股 克彦	薬剤部長
武居 哲洋	集中治療部長 兼 医療安全推進副室長
沖重 薫	心臓不整脈先進診療科部長
杉田 光隆	外科部長
三上 久美子	医療安全推進課長 兼 医療安全管理者

外部委員

氏名	役職	備考
小西 貞行	弁護士	第1回出席
小松 達司	独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター臨床研究部長	第2回、第3回出席
永田 博司	一般財団法人神奈川県警友会 けいゆう病院院長	第2回、第3回出席
藤川 博敏	独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜中央病院消化器・肝臓内科部長	第2回、第3回出席
牧野 博之	社会福祉法人恩賜財団済生会 横浜市東部病院消化器内科部長	第2回、第3回出席
良沢 昭銘	埼玉医科大学国際医療センター 消化器内視鏡科診療部長/教授	第2回出席 ※第3回は欠席だが、メールで意見聴取を行った。

横浜市立みなと赤十字病院の
指定管理業務実施状況についての振返り

平成 27 年 11 月

横浜市医療局病院経営本部

目 次

I 横浜市立みなと赤十字病院の指定管理業務実施状況についての振返り

1. 全体評価	1
2. 項目別評価	2
(1) 診療（基本協定第 13 条）	2
(2) 検診（基本協定第 14 条）	3
(3) 政策的医療（基本協定第 15 条）	3
ア 24 時間 365 日の救急医療	
イ 小児救急医療	
ウ 二次救急医療	
エ 周産期救急医療	
オ 精神科救急医療	
エ 精神科合併症医療	
カ 緩和ケア医療	
キ アレルギー疾患医療	
ク 障害児者合併症医療	
ケ 災害時医療	
コ 市民の健康危機への対応	
(4) 地域医療全体の質の向上に向けた役割（基本協定第 16 条）	5
(5) 利用料金（基本協定第 17 条）	6
(6) 施設、設備等の維持管理（基本協定第 18 条）	6
管理の原則（基本協定第 19 条）	
施設等の改良、改修及び保守・修繕（基本協定第 20 条）	
(7) 物品の移設（基本協定第 21 条）	7
(8) 目的外使用（基本協定第 23 条）	7
(9) 受託研究（基本協定第 24 条）	7
(10) 院内学級（基本協定第 25 条）	7
< 資 料 >	
資料 横浜市立みなと赤十字病院	
平成 26 年度指定管理業務に関する規定及び点検結果一覧表	8
< 参 考 >	
参考 平成 26 年度決算概要	20

I 横浜市立みなと赤十字病院の指定管理業務実施状況についての振り返り

平成 26 年度横浜市立みなと赤十字病院の指定管理業務実施状況の点検・評価結果

1 全体評価

横浜市立みなと赤十字病院は、平成 17 年 4 月の開院当初から日本赤十字社を指定管理者として運営しており、横浜市では毎年、基本協定及び基準書等に基づいて、指定管理業務の遂行状況について点検・評価を実施しています。

みなと赤十字病院は平成 27 年 4 月に開院 10 周年を迎えました。開院以来、日本赤十字社により安定的に経営され、市立病院のひとつとして急性期医療や政策的医療を積極的に担ってきました。

また、「がんセンター」によるがん診療体制の充実、地域医療機関との連携・支援の促進、臨床研修や医療従事者の育成への注力など、指定管理者独自に医療の質の向上に努めています。

業務の実施状況に関しては、政策的医療の実施について、救急医療においては、引き続き救急車搬送による受入患者数が全国トップクラスであり、救急車受入率はさらに上昇しています。また、産科・周産期医療においては積極的な分娩の受入れに努め、分娩件数が増加するなど、着実な取り組みが認められています。

指定管理者独自の取り組みについては、がん診療に関して、地域がん診療連携拠点病院の指定にかかる国の新たな指定要件を充足し、4 年間の指定更新を受けたほか、横浜市南部、西部医療圏等の 11 病院による横浜市（南）がん病連携会を設置し、医療ネットワークの構築とがん医療の標準化、医療従事者の育成に努めてきました。さらに、5 大がんパスの地域連携クリティカルパス（胃がん、大腸がん、乳がん、肺がん、肝臓がん、）の取り組みを進め、平成 26 年度は新たに前立腺がん地域連携パスの運用を開始しています。

経営面においては、前年度と比べて増収減益となったものの黒字を維持しており、引き続き安定した経営が行われていることを確認しています。

平成 26 年 12 月 17 日、みなと赤十字病院に救急搬送された患者様が、心肺停止となり、その後低酸素脳症により意識を回復しないまま、平成 27 年 2 月 20 日に死亡するという事案が起きました。

病院では、事故調査委員会を設置し、原因を分析するとともに、再発防止に向けた対策をとりまとめ、平成 27 年 9 月 25 日に公表しています。

事故調査委員会では、医療行為の適応、手技には問題を認めないものの、処置後の出血に対する慎重な確認を行うことが望ましかったなどの指摘がなされ、病院において改善に取り組んでいるところです。

このことで、みなと赤十字病院における 26 年度の業務実施状況の点検・評価にあたっては、医療事故の発生に対する対応等をさらに精査する必要が生じました。

平成 27 年 8 月 17 日に開催された横浜市立病院経営評価委員会において、26 年度のみなと赤十字病院における業務実施状況の点検・評価を行いました。事故調査委員会による事故調査の結果報告が平成 27 年 8 月 31 日に横浜市に提出されたことを受け、このたび、改めて再発防止の取組を含め、医療安全管理体制について確認を要することとなり、26 年度の実施状況について点検・評価を行いました。

その結果、平成 26 年度については、129 項目の点検・評価項目のうち、医療における安全管理に関する 2 項目について、26 年度の時点では「実施しているが、基準を満たしていない（＋△）」としました。また、その後は改善されていることを確認しています。

今回、患者の死亡事故が発生したことは非常に遺憾であり、改めて真摯な反省と、再発防止に向けた徹底的な取組が求められており、市としても改善状況の確認を継続していきます。

その上で、今後も、市立病院が、相互に積極的な連携を図る体制を強化していくことで、地域医療全体への貢献に向けた先導的な役割を果たし、市立病院のプレゼンスを発揮することができるよう、また今後の地域医療構想の具体化など社会情勢に適切に対応できるよう、取組を進めていくこととします。

2 項目別評価

(1) 診療に関する取組（基本協定第 13 条）

基本協定に定める診療科目を含む 36 診療科を設置・運営し、入院延べ患者数 194,773 人（1 日平均 534 人）、外来延べ患者数 281,169 人（1 日平均 1,152 人）の実績をあげました。

【主な取組状況】

- 地域がん診療連携病院の指定について、国の新たな指定要件に基づき、スタッフ、機器、がん診療機能の充実を図り、4 年間の指定更新を受けました。
- 地域がん診療連携拠点病院として高度な医療機能を発揮するため、内視鏡下手術用の医療ロボットの運用を推進するとともに、新たながんリハビリテーション、がん看護師・心理士外来、苦痛のスクリーニングの運用を開始しました。
- 地域周産期母子医療センターの指定病院として、分娩室の増設、助産師外来や院内助産などの従来からの取組をもとに、積極的な分娩の受入れに取り組み、分娩件数が増加しました。
【分娩件数：1,071 件（前年比 +113 件）】
- 外来診療体制について、最初から専門科の診療が受けられるよう 36 科による診療を行うとともに、医療需要に応じた専門外来にも取り組んでいます。

【評 価】

基本協定第 13 条に基づく診療に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

(2) 検診に関する取組（基本協定第 14 条）

横浜市から受託した「がん検診」や「健康診査等の検診」については、5,998 件でした。

【評 価】

基本協定第 14 条に基づく検診に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

(3) 政策的医療に関する取組（基本協定第 15 条）

「断らない救急」を基本とした積極的な救急医療への取組をはじめ、アレルギー疾患や精神科救急などの政策的医療を継続的かつ着実に提供しています。

【主な取組状況】

○24 時間 365 日の救急医療

救命救急センターとして患者を受け入れており、そのうち、救急車搬送による受入患者数は全国トップクラスであり、前年度を上回る実績がありました。

【救急患者数：23,913 人（前年比 +769 人）】

【救急車搬送受入患者数：12,701 人（前年比 +1,118 人）】

【救急車受入率：99.6%（前年比 +0.8%）】

○小児救急医療

横浜市小児救急拠点病院として 24 時間 365 日の二次小児救急医療を提供しました。

【小児救急受入患者数：3,369 人（前年比 ▲174 人）】

○周産期救急医療

平成 18 年 4 月から神奈川県周産期救急医療システムの協力病院として参加し、平成 24 年 7 月から地域周産期母子医療センターに認定されるなど、周産期における妊娠・出産から新生児に至る総合的な診療の充実を図っています。

【周産期救急受入患者数：23 人（前年比 +4 人）】

○精神科救急医療

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市の 4 縣市協力体制で実施している神奈川県精神科救急医療システムの基幹病院として、家族からの相談等に対応する二次救急医療及び警察官通報による三次救急医療を実施しました。

【受入患者数：39 人（前年比 ▲14 人）】

○精神科合併症医療

神奈川県内の精神病院等に入院する身体合併症患者を本市の要請に基づいて受け入れました。

【受入患者数：66 人（前年比▲13 人）】

○緩和ケア医療

緩和ケアの専門医師と専任の看護師等による緩和ケアプログラムに基づく診療を提供しました。また、一般病棟で緩和ケアを必要とするがん患者に、がん性疼痛を中心とした症状コントロールと精神的な支援を提供しました。

【入院患者実人数：231 人（前年比 +7 人）】

【緩和ケアチームへの依頼件数：106 件（前年比▲42 件）】

○アレルギー疾患医療

小児科や皮膚科領域のアレルギー疾患について、アレルギーセンターに集約し治療水準を向上させるとともに、呼吸器内科・耳鼻咽喉科などの関連診療科（7科）が連携して横断的な診療を提供しました。また、7診療科合同カンファレンスを延べ12回実施しました。

保育所、幼稚園、学校などの職員等を対象とした食物アレルギーに関する研修会・講演会を延べ46回行いました。

【外来患者延べ人数：4,909人（前年比 +374人）】

【食物アレルギーに関する講演会・研修会：46回（前年比 +25回）】

【学会発表：25件（前年比 +4件）】

【新薬開発治験：10件（前年比 +4件）】

○障害児（者）合併症医療

身体及び知的障害を併せもつ重度障害児（者）が適切な医療を受けられる体制を整えるとともに、横浜市重症心身障害児者メディカルショートステイシステムの協力病院として、患者の受け入れを行いました。

また、地域で暮らす障害児者への理解を深めるため、地域活動ホームでの院外研修を実施しました。

【入院患者延べ人数：260人（前年比 +137人）】

【入院患者実人数：12人（前年比 3+人）】

○災害時医療

九都県市合同防災訓練では、横浜市と川崎市の2会場に救護班を同時派遣して訓練に取り組みました。その他、第三管区海上保安本部と日本赤十字社神奈川県支部との協定に基づき、船舶事故を想定し、ヘリコプターによる救護班の搬送訓練を実施しました。

平成26年度の新たな取組として、災害時の情報伝達を確実にを行うため、無線や衛星電話の通信訓練を事務部内で月ごとに対象となる課を変えて実施しました。

【評価】

基本協定第15条に基づく政策的医療に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

救急医療では救急車搬送による受入患者数が全国トップクラスであり、救急車受入率も99.6%となっているなど、継続して成果をあげています。アレルギー疾患医療については、アレルギー科が中心となり7診療科を横断した診療を行うとともに、食物アレルギー等に関する研修会の開催などの取組に努めています。

(4) 地域医療全体の質の向上に向けた役割に関する取組（基本協定第16条）

平成26年12月17日に救急搬送された患者様が、心肺停止となり、その後低酸素脳症により意識を回復しないまま、平成27年2月20日に死亡する事案が発生しています。（資料2）

みなと赤十字病院では、医療事故の発生を受け、事故調査委員会を設けて原因を究明するとともに、再発防止に向けた取組を進めています。

このことを踏まえ、

- ① 「安全管理マニュアル及び業務手順書を部門ごとに作成すること」
- ② 「患者の診療（看護、検査及び投薬を含む）、医療用設備・機器の取扱等、安全管理に関する体系的研修を継続的に実施すること。」

の2項目について、事故調査委員会の結論を踏まえた取組として、内視鏡処置に関しては、これまでのマニュアルに加えて、「内視鏡重症症例マニュアル」を新たに整備すること、また、これまで行ってきた安全管理研修の体制に加えて、内視鏡処置に関する教育体制を構築することから、26年度の取組としては、「実施しているが基準を満たしていない（+△）」と判断しました。

【主な取組状況】

○医療事故の発生を受け、事故調査委員会を設置しました。調査委員会では、外部委員を含め、客観的に事故の原因究明を行い、再発防止策を検討しました。

《参考》医療事故報告書（平成27年8月31日）より、再発防止策の内容

① 重篤な状態の患者に対する体制

重症患者の内視鏡処置を行う場合は、患者から目を離さず全身状態を把握する必要がある。具体的には、手術室における麻酔医のような患者の病状を、責任をもって監視する要員を必ず配置する。

② 検査・処置中の全身状態モニター機器の整備

内視鏡室の患者監視モニターを充実させ、常に患者の状態を連続的に記録できる体制を整備する。具体的には、みなと赤十字病院の手術室の麻酔記録のように自動的にモニターの数値が電子カルテに載るシステムを内視鏡室に導入し、自動的にバイタル（血圧、脈拍数などの数値）が記録されるようにする。

③ 予期しない事態が起こった場合の当直医への報告体制

内視鏡処置で予期しない事態が起こった場合には、上級医が確認した上で判断し、その状況と判断を当直医に報告する体制を構築する。

④ 教育体制の構築

安全な医療を実践するため、内視鏡室に関係する全職種に対して内視鏡処置の動画記録を用いた教育体制を構築する。処置内容に対応した術中管理や全身管理についての教育も実施する。

○地域医療支援病院として、登録医をはじめとする地域医療機関との役割分担、医療連携や医療機器の共同利用を実施しました。

【紹介率：77.5%、逆紹介率：61.2%】

【紹介患者数：18,212人（前年比+529人）、逆紹介患者数：14,373件（前年比▲257人）】

【共同利用件数：1,809件（前年比▲137件）】

○地域医療機関との連携を目的とした「みなとセミナー」や、4区医師会（中区・磯子区・南区・西区）・みなと赤十字病院合同研究会などを開催しました。また、市民の健康増進を目的とした「みなと市民セミナー」を開催しました。

【みなとセミナー：19回開催、みなと市民セミナー2回開催】

○地域医療従事者の育成に関する取組の一環として看護実習生を受け入れました。

【6校326名】

○スキルラボを活用し、地域医療機関も含めた医療従事者に対する実践的な臨床医療技術の訓練や習得、向上を図りました。

【評 価】

基本協定第16条に基づく地域医療全体の質の向上に向けた役割に関する取組について、医療事故の発生については、病院全体として重く受け止め、再発防止のための取組を今後も着実に実行し、同様の事故が二度と発生しないよう管理を徹底していく必要があります。

(5) 利用料金に関する取組（基本協定第17条）

入院・外来収益などの利用料金を規定に則って収受しています。

【評 価】

基本協定第17条に基づく利用料金については、収受や手続など規定どおりに実施していると認めます。

(6) 施設、設備等の維持管理（基本協定第18条）、管理の原則（基本協定第19条）及び施設等の改良、改修及び保守・修繕（基本協定第20条）に関する取組

必要な有資格者を配置するなど、施設等の維持管理が適正に行われています。また、改良・改修工事の実施に当たっては、本市との協議・承認を得て実施しました。

【主な取組状況】

○改良工事については、吸収式冷凍機冷却塔充填材更新、吸収式冷凍機及び発電機用水道メーターの更新を実施しました。

○改修工事については、心臓カテーテル室機器更新に伴う室内改修、敷地内の屋外サイン改修、3階医局室内レイアウト変更、3階第三医局レイアウト変更（仮眠室増設）を実施しました。

【評 価】

基本協定第18条、第19条、第20条に基づく施設、設備等の維持管理、管理の原則、施設等の改良、改修及び保守・修繕に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

(7) 物品の移設（基本協定第 21 条）及び物品の管理（基本協定第 22 条）に関する取組

港湾病院から移設された医療機器等については、適正な管理がなされており、廃棄の際にも適正な報告がなされ、適正に管理されています。

【評 価】

基本協定第 21 条及び第 22 条に基づく物品の移設及び物品の管理に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

(8) 目的外使用に関する取組（基本協定第 23 条）

食堂や売店など患者サービスの向上に資する施設等の設置あたり、横浜市病院経営局公有財産規程に基づく使用許可申請を適正に行いました。

【評 価】

基本協定第 23 条に基づく目的外使用に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

(9) 受託研究に関する取組（基本協定第 24 条）

治験審査委員会や臨床試験管理センターを設置して、適正に取り組んでいます。

【評 価】

基本協定第 24 条に基づく受託研究に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

(10) 院内学級に関する取組（基本協定第 25 条）

横浜市立浦舟特別支援学校の分教室が院内に設置され、院内学級の運営に協力しています。

【評 価】

基本協定第 25 条に基づく院内学級に関する取組については、規定どおりに実施していると認めます。

横浜市立みなと赤十字病院 平成26年度指定管理業務に関する規定及び点検結果一覧表

指定管理業務に関する規定			平成26年度実績			点検結果		
基準書	項目数	協定又は基準書の内容				実施状況	○の数	
凡例 甲:横浜市、乙:指定管理者			実施状況の凡例 (○):実施、(+△):実施しているが基準を満たしていない (-△):実施に向けた準備中、(×):未実施、(-):該当なし					
1	診療(13条)							
	2	乙は、協定の期間開始の日から、設置条例第4条第4項第2号に規定する診療科及び同条第5項第2号に規定する病床に係る医療機能を提供しなければならない。	入院 延べ患者数	194,773(人)		○	2	
			1日平均患者数	534(人)				
			病床利用率	84.2% (一般86.4% その他58.5%)				
			外来 延べ患者数	281,169(人)				
			1日平均患者数	1,152(人)				
				26年度	25年度	増▲減		
			入院延患者数	194,773 人	195,112	▲ 339		
			新入院延患者数	15,338 人	14,389	949		
			外来延患者数	281,169 人	272,829	8,340		
			放射線件数	126,426 件	125,510	916		
			検査件数	2,356,096 件	2,177,681	178,415		
			手術件数	5,063 件	5,039	24		
			分娩件数	1,071 件	958	113		
			調剤件数	384,448 件	376,555	7,893		
			給食食数	450,726 食	450,520	206		
			診療科別入院延患者数					
				26年度	25年度	増▲減		
			内科	34,456 人	32,057	2,399		
			精神科	9,287 人	9,334	▲ 47		
			神経内科	14,184 人	10,608	3,576		
			呼吸器科	19,502 人	20,619	▲ 1,117		
			消化器科	21,174 人	25,522	▲ 4,348		
			循環器科	15,545 人	15,496	49		
			小児科	6,868 人	6,828	40		
			外科	15,338 人	18,170	▲ 2,832		
			整形外科	22,380 人	23,346	▲ 966		
			形成外科	2,126 人	2,373	▲ 247		
			脳神経外科	6,914 人	6,723	191		
			呼吸器外科	792 人	856	▲ 64		
			心臓血管外科	2,538 人	2,372	166		
			皮膚科	1,640 人	2,277	▲ 637		
			泌尿器科	6,686 人	6,361	325		
			産婦人科	10,972 人	10,017	955		
			眼科	410 人	905	▲ 495		
			耳鼻咽喉科	2,362 人	2,146	216		
			放射線科	739 人	1,071	▲ 332		
			歯科口腔外科	623 人	658	▲ 35		
			アレルギー科	237 人	373	▲ 136		
			計	194,773 人	198,112	▲ 3,339		
			診療科別外来延患者数					
				26年度	25年度	増▲減		
			内科	43,534 人	38,673	4,861		
			精神科	9,699 人	10,381	▲ 682		
			神経内科	6,162 人	6,111	51		
			呼吸器科	11,470 人	11,302	168		
			消化器科	23,374 人	21,090	2,284		
			循環器科	14,014 人	13,582	432		
			小児科	17,483 人	16,621	862		
			外科	16,739 人	15,842	897		
			整形外科	23,961 人	26,636	▲ 2,675		
			形成外科	6,509 人	6,395	114		
			脳神経外科	3,664 人	3,888	▲ 224		
			呼吸器外科	1,339 人	1,465	▲ 126		
			心臓血管外科	789 人	649	140		
			皮膚科	11,409 人	12,758	▲ 1,349		
			泌尿器科	15,014 人	14,607	407		
			産婦人科	33,011 人	29,774	3,237		
			眼科	7,745 人	9,158	▲ 1,413		
			耳鼻咽喉科	11,268 人	11,446	▲ 178		
			リハビリテーション科	712 人	511	201		
			放射線科	6,157 人	6,134	23		
			歯科口腔外科	12,207 人	11,271	936		
			アレルギー科	4,909 人	4,535	374		
			計	281,169 人	272,829	8,340		

指定管理業務に関する規定			平成26年度実績	点検結果																																					
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数																																				
			<p>みなと赤十字病院（法人）の損益計算書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度</th> <th>25年度</th> <th>増▲減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医業収益</td> <td>18,045,673 千円</td> <td>17,667,360</td> <td>378,313</td> </tr> <tr> <td>医業費用</td> <td>18,347,051 千円</td> <td>17,300,161</td> <td>1,046,890</td> </tr> <tr> <td>医業収支</td> <td>▲ 301,378 千円</td> <td>367,199</td> <td>▲ 668,577</td> </tr> <tr> <td>医業外収益</td> <td>768,256 千円</td> <td>772,205</td> <td>▲ 3,949</td> </tr> <tr> <td>医療社会事業収益</td> <td>13,670 千円</td> <td>16,800</td> <td>▲ 3,130</td> </tr> <tr> <td>医業外費用</td> <td>327,486 千円</td> <td>399,579</td> <td>▲ 72,093</td> </tr> <tr> <td>医療奉仕費用</td> <td>136,712 千円</td> <td>137,467</td> <td>▲ 755</td> </tr> <tr> <td>事業損益</td> <td>16,350 千円</td> <td>619,158</td> <td>▲ 602,808</td> </tr> </tbody> </table>		26年度	25年度	増▲減	医業収益	18,045,673 千円	17,667,360	378,313	医業費用	18,347,051 千円	17,300,161	1,046,890	医業収支	▲ 301,378 千円	367,199	▲ 668,577	医業外収益	768,256 千円	772,205	▲ 3,949	医療社会事業収益	13,670 千円	16,800	▲ 3,130	医業外費用	327,486 千円	399,579	▲ 72,093	医療奉仕費用	136,712 千円	137,467	▲ 755	事業損益	16,350 千円	619,158	▲ 602,808		
	26年度	25年度	増▲減																																						
医業収益	18,045,673 千円	17,667,360	378,313																																						
医業費用	18,347,051 千円	17,300,161	1,046,890																																						
医業収支	▲ 301,378 千円	367,199	▲ 668,577																																						
医業外収益	768,256 千円	772,205	▲ 3,949																																						
医療社会事業収益	13,670 千円	16,800	▲ 3,130																																						
医業外費用	327,486 千円	399,579	▲ 72,093																																						
医療奉仕費用	136,712 千円	137,467	▲ 755																																						
事業損益	16,350 千円	619,158	▲ 602,808																																						
		2 乙は、病院建物内において、設置条例第4条第4項第2号に規定する診療科（以下「標ぼう診療科」という。）と異なる表示をする場合は、標ぼう診療科を併せて表示することとする。	36科 内科、内分泌内科、血液内科、腎臓内科、緩和ケア内科、リウマチ科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、肝臓内科、循環器内科、アレルギー科、小児科、乳腺外科、外科、消化器外科、大腸外科、肝臓外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、歯科口腔外科、救急科、病理診断科	○																																					
2 検診(14条)																																									
検診	2	乙は、横浜市が実施するがん検診、健康診査等の検診業務を受託するものとする。	26年度は、がん検診（肺、胃、大腸、子宮、乳）4,059件、P S A検査471件、肝炎ウイルス検査128件、健康診査1,340件を実施した。	○	2																																				
		2 乙は、人間ドックその他の検診業務を行うことができる。	26年度は、1日ドック1,575件、2日ドック262件を実施した。	○																																					
3 政策的医療(15条) 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は基準書に定める。																																									
24時間365日の救急医療	第2-1	5 (1) 救急部を設置し、25床の救急病棟及び1階の救急専用外来（救急診察室・救急放射線検査室等）の機能を活用した救急医療体制を構築すること。	平成21年4月1日に救命救急センター指定 <H26年度実績> 救急患者数23,913人、救急車搬送実績12,701人（うちドクターヘリ2人）、うち入院患者3,904人 受入不能率0.4%	○	5																																				
		(2) 救急部に常勤の医師を2名以上配置すること。	常勤医師 8名	○																																					
		(3) 診療時間外においては、内科系医師（時間外の救急外来の専任）、循環器系医師、外科系医師、専門科系（眼科、耳鼻科等）医師、産婦人科医師をそれぞれ配置すること。	救急部2名に加えて専門科系を含む診療科医師の当直及びオンコール体制の実施	○																																					
		(4) 救急時間帯に必要な応じ全身麻酔ができる体制をとること。	・常勤5名、非常勤6名 ・休日、夜間はオンコール体制	○																																					
		(5) 神奈川県救急医療情報システムに参加すること。	平成17年度から参加している。	○																																					

指定管理業務に関する規定			平成26年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
小児救急医療	第2-2	6 (1) 横浜市の小児救急医療対策事業に参加すること。	平成17年度から参加している。 患者数3,369人（うち入院患者数447名、救急受け入れ件数675件）	○	6
		(2) 24時間365日の二次小児科救急医療体制を組むこと。	小児科医の当直ラインを365日「救急担当」と「NICU担当」に分けて、2列で実施している。	○	
		(3) 休日及び夜間に小児救急専用ベッド3床以上を確保すること。	3床確保している。	○	
		(4) 救急医療に携わる小児科医1名以上を常時配置すること。	常勤12人	○	
		(5) 非常勤医師を含む10名以上の小児科診療体制の中で小児救急医療を行うこと。	常勤12人、非常勤10人	○	
		(6) 前5号のほか、横浜市小児救急医療対策事業実施要綱の規定に準じた医療体制をとること。	小児救急拠点病院に指定されている。	○	
二次救急医療	第2-3	5 (1) 横浜市の二次救急医療体制に参加すること。	二次救急取扱患者数19,465人	○	5
		(2) 横浜市二次救急拠点病院事業実施要綱の規定に定める拠点病院Aへの参加基準に応じた救急医療体制を組むこと。	・内科の外来救急患者の診療にあたる医師1名+内科・外科各1名以上の医師を配置している。 ・外科については、一般外科医師の配置、または、外科系医師が当直したうえで、一般外科医師又は消化器外科医師によるオンコール体制をとっている。 ・薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、事務員を配置するとともに、医師と看護師のオンコール体制をとっている。	○	
		(3) 第1項の24時間365日の救急医療の体制を基準とし、二次救急医療に対応できる必要な体制を組むこと。		○	
		(4) 前3号のほか、横浜市二次救急拠点病院事業実施要綱の規定に準じた体制をとること。		○	
		(5) 24時間365日の内科及び外科の二次救急医療体制に参加するほか、横浜市の疾患別救急医療体制（脳血管疾患、急性心疾患、外傷（整形外科））に協力すること。	横浜市疾患別救急医療体制に参加している。（患者内訳：内科4,339人、外科2,080人、救急科7,885人、小児科3,266人、その他1,895人）	○	
周産期救急医療	第2-4	5 (1) 横浜市周産期救急システムに参加すること。	平成17年度から参加している。	○	5
		(2) 神奈川県周産期救急システムに協力病院として参加すること（人的体制を除き、施設をNICU基準とすること。）。	・18年4月から参加している。（18年3月31日県通知） ・23年7月にNICU（6床）施設基準を取得した。 ・24年7月に地域周産期母子医療センターの認定を受けた。	○	
		(3) 産婦人科診療所等との連携を図り、母児の救急医療の受入れ等を行うこと。	母体搬送受入基準：妊娠30週以降、推定体重1250g以上 ・母体搬送受入数 23人 ・新生児搬送受入数7人	○	
		(4) 産婦人科、小児科の24時間365日の勤務体制を組むこと。	・産婦人科医（常勤6人、非常勤3人、夜間休日常勤者1人、オンコール1人） ・小児科医（常勤12人、非常勤10人、夜間休日常勤者2人）	○	
		(5) 前4号のほか、実施する医療の内容・体制は、横浜市周産期救急連携病院事業実施要綱の規定に準じたものとする。	24時間365日の体制で当直を組み、緊急手術をいつでも対応できる体制を取っている。	○	

指定管理業務に関する規定			平成26年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
精神科救急医療	第2-5	(1) 夜間・休日・深夜の救急患者（二次・三次）の受け入れを行い、そのための保護室3床を確保すること。	・19年10月から精神科救急医療システム（基幹病院）に参加している。 ・保護室3床確保 ・26年度は39件（二次13件 三次26件）受け入れた。	○	5
		(2) 受入時間帯において、精神保健指定医を配置すること。	精神保健指定医を5名配置している。	○	
		(3) 夜勤の看護体制は、最低でも看護師3名を含むものとする。	応需日は夜勤看護師を4名配置している。	○	
		(4) 精神保健福祉士（兼任可）を配置すること。	専任の精神保健福祉士を3名配置している。	○	
		(5) 実施基準については、神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱、神奈川県精神科救急医療事業夜間・深夜・休日体制実施要領、精神科救急医療に係る事業執行取扱要領の規定に準じたものとする。	精神病棟入院基本料10対1の看護配置で3人夜勤・変則二交替の勤務体制をとり、精神科救急・身体合併患者の受け入れに対応している。H22年1月から精神科救急・合併症入院料の算定を開始した。	○	
精神科合併症医療	第2-6	(1) 当該医療は、神奈川県内の精神病院等に入院する身体合併症患者を本市の要請に基づいて横浜市立みなと赤十字病院に受け入れ、必要な医療を行う。	H19年6月から、身体合併症患者の受け入れを開始。26年度実績66件。	○	3
		(2) 精神科病床50床のうち10床を常時合併症患者用とすること。	年間確保病床数：3,650床(365日×10床)	○	
		(3) 実施基準については、神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱、精神科救急身体合併症転院事業実施要領の規定に準じたものとする。	・精神保健指定医5人配置。 ・病棟看護師27人、看護助手2人、病棟クランク1人を配置している。 ・精神保健福祉士は3人配置している。	○	
緩和ケア医療	第2-7	(1) 癌による末期症状を示している患者に対する緩和ケア医療を行うこと。	延べ入院患者数6,817人、平均在院日数30.0日	○	6
		(2) 日本ホスピス緩和ケア協会による「施設におけるホスピス・緩和ケアプログラムの基準」に基づくケアを行うこと。	・緩和ケアプログラムに準拠するマニュアルを策定し、それに基づきケアを提供している。 ・マニュアルの名称「横浜市立みなと赤十字病院緩和ケア医療マニュアル」平成17年5月策定、平成17年8月一部改正	○	
		(3) 開院後速やかに施設基準を取得すること。	施設基準取得(緩和ケア診療加算、緩和ケア病棟入院料)（平成18年8月取得）	○	
		(4) 身体症状の緩和を担当する医師及び精神症状の緩和を担当する医師のほか、緩和ケアの専門性を有する看護師を緩和ケア病棟に配置すること。	《緩和ケア病棟》 常勤医師1人、非常勤医師2人、看護師23人、クランク1人、看護助手2人を配置 《緩和ケアチーム》 専従緩和ケア医師1人、専任精神科医師1人、がん性疼痛看護認定看護師1人、がん看護専門看護師1人、緩和ケア専任薬剤師1人	○	
		(5) 院内における緩和ケア医療の提供のほか、患者の症状等を勘案し、在宅緩和ケアを実施すること。	・退院患者231名中23名が在宅へ ・往診医、訪問看護ステーション、ケースワーカーなどと調整して、在宅療養の支援をした。 ・緩和ケアチームへの依頼数 (26年度依頼実績：新規106件、継続6件、延件数1,513件)	○	
		(6) 院内ボランティア等を活用し、患者の身体的又は精神的な支えとなる取組を行うこと。	平成26年度ボランティア登録者数 125人（音楽会年4回開催・病棟での季節行事協力・図書の整理及び環境整備・がんサロンへの協力） ①患者満足度調査の実施、評価。②みなとセミナー、緩和ケア講演会の実施。③緩和ケア研修会の実施。④自動販売機の導入。⑤絵画等の展示。⑥ガーデニング。 がん患者のための「みなとサロン」をH25.4.1に開設。	○	

指定管理業務に関する規定			平成26年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
アレルギー疾患医療	第2-8	10 (1) アレルギー科に、アレルギー学会認定の専門医を含む3名以上の医師を常勤配置すること。	アレルギー学会認定の専門医を含む医師3名をアレルギー科に常勤配置している。	○	10
		(2) アレルギー科を中心に、診療部門、教育啓発部門及び研究部門から構成される組織を設けること。	アレルギーセンター運営委員会をH22から設置している。	○	
		(3) 重症化・複合化するアレルギー疾患に適切に対応するため、関連する診療科（内科、呼吸器科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、リハビリテーション科等）と連携し、複数科の協力による専門外来を設置すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・7診療科（アレルギー科、小児科、皮膚科、呼吸器内科、耳鼻咽喉科、眼科、膠原病・リウマチ内科）による横断的なアレルギー診療を実施している。 ・7診療科合同カンファレンスを12回開催した。 ・喘息カンファレンスを6回、食物・薬物アレルギーカンファレンスを6回開催した。 	○	
		(4) 時間外においても、関係科との連携により、喘息発作等の対応が可能な体制をとること。	救急部と連携し対応している。	○	
		(5) 市民からの相談等に対応し、必要に応じて地域において相談・啓発活動を行う体制をとること。	H26年度は、保育士、幼稚園教諭、教員等を対象とした食物アレルギーに関する講演・研修会46回、市民フォーラム2回、成人喘息教室3回、小児喘息教室3回、リウマチ教室5回、成人・小児喘息相談23回、夏期小児喘息・アレルギーキャンプを実施した。	○	
		(6) 臨床データや最新の医療情報を収集・整理し、市民や医療機関への情報発信・研究・啓発・教育を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県内7箇所を設置している気象測定装置の花粉飛散情報等をホームページで引き続き発信している。 ・100人以上の成人・小児喘息患者に「喘息予報」を配信している。 	○	
		(7) 前2号の取組のため、専門知識を習得した専任の看護師をアレルギー外来に2名以上配置すること。	小児アレルギーエデュケーターの資格を取得した看護師2名を配置している。	○	
		(8) 本市近隣に所在するアレルギーに関する専門的施設等及び関連学会と連携・協同して、診療に関するデータの蓄積及び提供あるいは情報の共有化を進め、アレルギー疾患及びその治療に関する・研究解析を積極的に行い、その成果を臨床に役立てること。	<ul style="list-style-type: none"> ・国立相模原病院と連携し、花粉・粉塵の気象観測装置を用いた環境データ解析によるアレルギー疾患の予防に関する臨床研究を実施している。 ・粉塵、花粉の飛散や気象状況を、市内6か所、市外1か所に設置した観測機器でモニターし、環境因子の影響を研究するとともに、花粉の飛散情報等を市民にメール配信している。 ・平成26年度アレルギー疾患に関する論文18編、学会発表25回、新薬開発治験10件、自主臨床研究22件 	○	
		(9) みなと赤十字病院を拠点として、アレルギー専門医による病病連携及び病診連携の体制を確立すること。	横浜みなと免疫アレルギー免疫講演会、みなとセミナー、アレルギー疾患の病診連携を考える会を開催した。	○	
		(10) 横浜市アレルギーセンターのカルテ及びアレルギーに関する資料・文献等を保管すること。	資料・文献を適切に保管している。	○	

指定管理業務に関する規定			平成26年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
障害児者合併症医療	第2-9	6 (1) 身体及び知的障害を併せもつ重度障害児(者)が適切な医療を受けられる体制を整えること。	人員体制 医師(小児科部長、6診療科の担当医) 理学療法士:1人 看護師:1人 医療ソーシャルワーカー:2人 事務:2人	○	6
		(2) 診療時間や予約診療体制などの工夫を行うこと。	横浜市重症心身障害児者メディカルショートステイシステムにおいて9名の受け入れを行った。	○	
		(3) 障害児(者)及び家族が安心して医療を受けられるように、合併症医療に取り組む職員の研修啓発に努めること。	・平成26年度は、地域活動ホームへの院外研修を実施した。(5人参加、12/2、12/3) ・総務課と医療社会事業課の職員2名で横浜療育センターへ施設見学を実施した。	○	
		(4) 病院全体による連携・支援の下での医療提供に努めること。	障害児者医療検討委員会を開催した。 (3回開催:7/30、10/29、2/25)	○	
		(5) 家族及び障害児者施設からの依頼に基づく、障害児(者)の緊急診療(入院を含む。)にできる限り対応すること。	H26年度実績:入院患者延人数 260人、入院患者実人数 12人、患者1人当たりの入院回数 1~5回、入院患者の年齢 2~40歳	○	
		(6) 港湾病院において培ってきた障害児者施設との連携を継続すること。	港湾病院からの継続患者4名の診療を行った。また、横浜療育医療センター・訪問の家「朋」等との医療連携や家族支援を実施した。	○	
災害時医療	第2-10	7 (1) 免震構造、屋上ヘリポート、小型船舶用船着場など、みなと赤十字病院の構造・設備を活用した災害時医療体制を整えること。	第三管区海上保安本部と日本赤十字社神奈川県支部との協定に基づき、旅客船事故を想定して海上保安庁のヘリコプターによる、みなと赤十字病院ヘリポートから海上沖合の船舶への救護班の搬送訓練を実施した。(平成26年10月) 病院独自の災害対策の他、日本赤十字社神奈川県支部、関係機関と連携し、災害対応能力の向上に努めた。	○	7
		(2) 病院施設の非常時にも診療機能が維持できるよう、職員体制を整えること。	アクションカード、非常時連絡網を整備している。	○	
		(3) 次号以下に定める事項のほか、日本赤十字社としての知識・技術を活かした諸活動を行うこと。	災害救護訓練、研修会に参加した。 ・国・県・市との連携によるものへの参加(16回) ・日本赤十字社内(他病院との連携含む。)で行ったもの(29回) ・日本DMATによるものへの参加(2回)	○	
		(4) 「神奈川県地域防災計画」に基づく災害医療拠点病院として次の機能を持つこと。 ア 広域災害・救急医療情報システムの端末及びMCA無線機の設置・運用 イ 多発外傷、挫滅症候群等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備の整備 ウ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急医療資機材、応急用医薬品、テント、発電機等の整備	日赤業務無線機等14台、衛星電話1台(院内設置)、衛星携帯電話2台(可搬型1台、救急車積載1台) 自家発電設備3基(連続運転168時間=7日)、旧港湾病院看護師宿舎跡地に防災備蓄庫を整備 救急車2台、災害救護車両1台、救護班用医療セット2式、DMAT標準医療資機材1式、簡易ベッド(540台)、NBC災害除染セット1式、エアータント1式、イージーアップテント2式、発動発電機7台、非常用飲料水(500ml)4,111本 平成26年度は耐候性に優れたドラッシュテント1式を導入	○	
		(5) 「神奈川県医療救護計画(平成8年9月)」に基づき、広域災害時の連携・支援等の医療救護に関する相互応援体制を備え活動すること。	神奈川県災害医療拠点病院の機能を備えている。	○	

指定管理業務に関する規定			平成26年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
		<p>(6) 「横浜市防災計画」上の次の役割を果たすこと。</p> <p>なお、横浜市防災計画に規定する医療救護隊の編成に関しては、日本赤十字社が編成する救護班をもってこれに充てること。</p> <p>ア 被災地からの重症傷病者の受入れ</p> <p>イ 被災地区への医療チームの派遣</p> <p>ウ 臨時的な傷病者の拡大収容</p> <p>エ 非常用電源燃料・飲料水（業務用水を含む）の備蓄</p> <p>(7) 軽油7日分 約130,000リットル</p> <p>(イ) 水7日分 約1,800,000リットル</p> <p>オ 横浜市防災行政用無線の設置・運用</p>	<p>常備救護班7班の他、神奈川DMAT2チーム、日本DMAT隊員10名（医師4名、看護師4名、業務調整員2名）、神奈川DMAT-L1チーム、神奈川DMAT-L隊員5名（医師1名、看護師2名、業務調査員2名）</p> <p>H26年度は対応すべき案件がなかった。</p> <p>H26年度は対応すべき案件がなかった。</p> <p>H26年度は対応すべき案件がなかった。</p> <p>軽油7日分 約13万リットル</p> <p>飲料水7日分 約180万リットル</p>	○	
		<p>(7) 災害に対応するため、次の事項を実施すること。</p> <p>ア 患者、職員用の食料3日分(9,000食)の備蓄</p> <p>イ 通常使用する医薬材料等の院内における在庫確保（最低3日分程度）</p> <p>ウ 市の依頼に基づく医薬材料の備蓄及び他の備蓄拠点からの更新対象医薬材料等の受入れ</p> <p>エ 県・市との連携による災害対応訓練の実施</p> <p>オ 病院内の各組織の参加による災害対応訓練の実施（年間1回以上）</p> <p>カ 災害対策や訓練に関するマニュアルの整備</p>	<p>患者、職員用食料3日分 9,000食</p> <p>通常使用医薬材料 最低3日分</p> <p>該当なし</p> <p>・九都県市合同防災訓練（8月30日）、・航空機事故対処総合訓練（東京国際空港）（10月16日）、・DMAT関東ブロック訓練（12月11日）等に参加</p> <p>・レベルⅡ災害救護コース研修会（6/27、8/28、10/7）</p> <p>・災害時通信訓練（7/11、8/11、9/11、11/11、12/11、1/13、2/12、3/11）</p> <p>・ドラッシュテント設営訓練（8/14、8/15、2/24、2/25）</p> <p>・こころのケア研修（2/6）</p> <p>整備している。</p>	○	
市民の健康危機への対応	第2-1-1	<p>(1) 横浜市の指示に従い、感染症・テロ行為や放射性物質・化学物質の漏出事故などの突発的な健康危機への対応を行うこと。</p> <p>(2) 横浜市からの要請に基づき、市民の健康危機に対応するために必要な医薬材料等の確保・保管を行うこと。</p> <p>(3) 市民への健康危機へ対応するための必要な指示は、病院事業管理者が行う。</p>	<p>・横浜市新型インフルエンザ対策医療関係者協議会、同専門部会への出席（協議会メンバー：病院長、専門部会メンバー：膠原病リウマチ内科部長）</p> <p>・新型インフルエンザ等発生時における帰国者・接触者外来の開設に関して、他病院の訓練を視察、また、みなと赤十字病院でも訓練を実施</p> <p>・新型インフルエンザ対策として、電動ファン付呼吸用防具、非接触型体温計、電子聴診器、パルスオキシメーター、ネーザルハイフローを整備</p> <p>・医療従事者予防内服用抗インフルエンザ薬約600人分を循環備蓄</p> <p>該当なし</p>	○	2

指定管理業務に関する規定			平成26年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
4 地域医療全体の質の向上に向けた役割(16条)					
医療における安全管理	第3-1	9 (1) 安全管理に基づく医療の提供	<p>医療安全管理委員会を設置（構成員：院長・副院長(2)・看護部長・事務部長・医師(2)・薬剤部長・医療安全推進課長、計9人）</p> <p>医療安全室 （室長：医師の兼務、医療安全推進課長：専任の看護職を配置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療事故の発生を受け、26年度中は事故調査委員会において、再発防止策として、運用中のマニュアルに追加して「内視鏡重症症例マニュアル」を作成することを検討し、27年6月に策定、運用を開始した。 ・医療事故の発生を受け、平成27年2月24日に外部委員を含めた事故調査委員会を設置し、原因究明及び再発防止策の検討を行った。 ・横浜市主催の安全管理者会議に出席している。 ・安全管理委員会 12回開催 ・医療事故の発生を受け、26年度中は事故調査委員会において、再発防止策として、これまで行ってきた医療安全管理の研修体制に加え、内視鏡処置の動画記録を用いた教育体制の構築を検討し、27年7月、9月、11月に研修を開催した。 	○	7
		<p>ア 医療安全対策加算を受けられることができる体制とすること。</p> <p>イ 安全管理室を設置し、専任職員を配置すること。</p> <p>ウ 安全管理マニュアル及び業務手順書を部門毎に作成すること。</p> <p>エ 医療事故が発生したときは、原因等を究明し、再発防止に必要な取組みを行うこと。</p> <p>オ 安全管理責任者等は、横浜市が開催する横浜市立病院安全管理者会議に参加し、決定事項に従い必要な取組を行うこと。</p> <p>カ 患者の診療（看護、検査及び投薬を含む。）、医療用設備・機器の取扱等、安全管理に関する体系的研修を継続的に実施すること。</p>			
医療倫理に基づく医療の提供	第3-2	6 (2) 院内感染対策の実施	<p>感染防止対策加算が算定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策マニュアルを改定（27年3月） ・感染対策委員会11回（構成員：院長・看護部長・事務部長・医師（部長・医師）・薬剤部長・検査部課長・診療放射線技師・理学療法士・栄養係長・事務部課長・看護師・滅菌業者課長の計19人） ・ICTラウンドを毎週実施し、現場にフィードバックした。 ・開催回数や開催時間帯などを工夫して感染症講演会を実施し、参加率が上昇した。 ・流行性の疾患に関してはポスター掲示などで患者・面会者等にも注意喚起を行っている。 	○	6
		<p>ア 感染防止対策加算を受けられることができる体制とすること。</p> <p>イ 感染対策マニュアルを策定し、標準予防策のほか、抗生物質製剤及びその他化学療法製剤の適正使用等、診療分野での感染対策を実施すること。</p> <p>ウ 院内にICT（感染対策チーム）を設置し、各部門の感染管理責任者と連携を図り院内全体の感染管理を行うこと。</p>			
医療倫理に基づく医療の提供	第3-2	(1) 必要な情報提供を行い、患者の自己決定権を尊重した、患者中心の医療を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・26年度も患者満足度調査を実施した。患者ニーズに沿ったサービスが行えるよう、病院内で再分析を行い、院内掲示・病院ホームページに掲載する。また、患者さんからの投書「みなさまの声」を2か月ごとに分析し院内・病院ホームページに回答を掲載した。 ・安全、接遇、権利、治療等に関する研修については、随時実施した。 	○	6
		(2) セカンドオピニオンを実施し、手続き、実施に係る経費等を院内に明示すること。	セカンドオピニオン：10件（乳腺外科4件、整形外科2件、歯科口腔外科2件、リウマチ科1件、耳鼻いんこう科1件）	○	
		(3) 横浜市の基準に基づき診療録を開示すること。	カルテ開示件数 125件	○	
		(4) 診療におけるEBMの実践に努めること。特に、入院診療においては、各分野で積極的にクリティカルパス方式を導入し、患者にわかりやすい診療を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・クリニカルパス：215本 ・院内のクリニカルパス委員会と看護部クリニカルパス委員会を中心にパスの作成、活用評価に取り組んでいる。平成26年度のパス適用率は39.2%であった。毎年パス大会を開催し、多職種での取り組みを推進している。 	○	
		(5) 院内倫理委員会を設置し、新規の治療法（施術法）及び保険外診療の実施、未承認医薬品の使用などについて、当該行為の適否を事前審査すること。	<p>医療倫理委員会審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度は6回開催し、56案件を審議した。 	○	
		(6) 前号の委員会の委員には、女性及び人文科学系を専門とする外部の有識者を含むこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・委員12名のうち女性委員は1名（内部委員）。 ・外部委員は12名中2名。 	○	

指定管理業務に関する規定			平成26年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
地域医療機関との連携支援、地域医療の質向上のための取り組み	第3-3	8 (1) 地域医療連携室を設置すること。	・医療連携センターの体制は、センター長1名（副院長兼任）、副センター長1名（看護副部長兼任）、医療連携課（26年4月から名称変更）は、課長1名、係長2名、専任事務職3名、派遣事務員等3名、療養福祉相談室は、専任看護師5名、専任社会福祉士5名、専任精神保健福祉士3名、派遣事務1名。	○	8
		(2) 情報提供、症例検討会の実施、登録医制度の導入、開放型病床の設置など、地域医療機関との連携・協働を積極的に行うこと。	・登録医：医科534件、歯科126件 ・医療機器共同利用実績（MRI、CT、MMG、RI、リニアック、GF・CF、PET/CT等） 1,809件。 ・地域医療支援委員会（4回） ・大腿骨頸部骨折地域医療連携パス合同委員会（3回） ・脳卒中地域医療連携パス合同委員会（3回） ・4区医師会（中区・磯子区・南区・西区）・みなと赤十字病院合同研究会（1回） ・地域医療連携交流会（6回）	○	
		(3) 紹介率及び逆紹介率を高め、地域医療支援病院の指定を図ること。	・H26年度 紹介率 77.5% 逆紹介率 61.2%	○	
		(4) 患者・市民や地域医療機関に対する啓発活動、情報提供活動その他地域医療全体の質を向上させる取組を行うこと。	・地域医療機関に対する啓発活動、地域医療全体の質を向上させる取組として、平成26年度は各診療科・各委員会等の主催によるみなとセミナーを19回開催した。様々なテーマをとりあげ、地域医療機関医療従事者への情報提供等地域医療の質向上に努めた。 ・また、市民の健康増進および医療の情報提供を目的に、市民向け公開講座、みなと市民セミナーを2回開催した（参加者230名、323名）。	○	
		(5) 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価を、速やかに受審し、認定を受けること。	財団法人日本医療機能評価機構の病院評価V6.0取得（平成24年3月）	○	
		(6) 臨床研修病院の指定を受けること。	臨床研修病院の指定（研修医1年次6人、2年次6人）、基幹型臨床研修病院、協力型臨床研修指定病院	○	
		(7) 看護師及び検査技師等の養成課程等の実習病院として学生等の受け入れを積極的に行うこと。	・看護基礎教育：6校326名（看護専門学校4校、看護大学2校） ・看護卒業教育コース：14名（認知症看護、認定看護管理者課程、大学院修士課程等）	○	
		(8) 横浜市の助産施設としての認可を受けること。	認可を受けている。	○	
医療データベースの構築と情報提供	第3-4	6 (1) カルテの共有、カルテ開示など医療の透明性を図り、患者及び職員間でわかりやすい医療を提供していくこと。	カルテ開示件数 125件	○	6
		(2) 患者サービスの向上、効率的な経営管理等を目的に、電子カルテを含む医療情報システムを導入すること。	H23年7月に導入済み	○	
		(3) 医療情報システムについては、病院事業管理者とも調整を図り、市立病院の役割として必要な情報を集積すること。また、将来計画を策定するとともに、情勢に応じた改良を図ること。	電子カルテDWH、医事システムDWHを活用し、2方向からのデータ検証を行っている。 2011年にシステムを更新し、現在4年目である。今後は、ハード・ソフトの双方、病院内外での診療情報をどう活用していくか、という点を考慮して検討を行っている。	○	
		(4) 医療情報システムにより得られるデータを蓄積し、地域医療の質向上のために役立つ情報を発信するデータベースの構築を図ること。	開院から10年分のデータが蓄積されており、統計処理を行う部署を限定し、数値の定義を含めたデータ管理を行い、提供している。	○	
		(5) 地域医療機関や市民への情報の提供は、講習会、症例検討会等、さまざまな方法で行うこと。	・地域医療機関に対する啓発活動、地域医療全体の質を向上させる取組として、平成26年度は各診療科・各委員会等の主催によるみなとセミナーを19回開催した。様々なテーマをとりあげ、地域医療機関医療従事者への情報提供等地域医療の質向上に努めた。 ・また、市民の健康増進および医療の情報提供を目的に、市民向け公開講座、みなと市民セミナーを2回開催した（参加者230名、323名）。	○	

指定管理業務に関する規定			平成26年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
		(6) 病歴や診療情報に精通した専任職員（診療録管理士、診療情報管理士等）を配置すること。	病歴室配置の診療情報管理士 8名	○	
市民参加の推進	第3-5	(1) 情報公開の推進を図ること。	カルテ開示件数 125件 患者満足度調査、みなさまの声を院内やホームページで公開する。	○	4
		(2) 病院の医療機能やその実施状況について市民が把握し、病院運営に市民の意見を反映させるため「市民委員会（仮称）」を設置し、運営すること。	市民委員会（委員数9名）を27年3月6日（金）に開催。 （議題：みなと赤十字病院これまでの歩み、病院満足度調査、医師人事考課制度、心臓血管外科の取組等）	○	
		(3) 前号の委員会の設置に関しては、病院事業管理者が別に示す設置準則に従って要綱を作成し、運営するものとする。	平成18年8月に要綱を制定し、運営している。	○	
		(4) 病院ホームページの開設、広報誌の発行等の病院広報及び電子メールやアンケート等による広聴を積極的に行うこと。	ホームページを随時更新し、患者向け広報誌を発行している。	○	
5 利用料金(17条)					
利用料金	4	甲は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、乙の収入として収受させるものとする。	平成26年度 医業収益 ○入院収益 18,045,673,322円 ○外来収益 13,902,114,503円 ○室料差額 3,342,357,958円 ○その他 456,780,980円 344,419,881円	○	4
		2 利用料金の額は、乙が、経営条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定については、事前に甲の承認を受けなければならない。	消費税増税による利用料金の改定を行った。	○	
		3 乙は、経営条例第13条の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を免除することができるものとする。	26年度減免額 7,958,500円	○	
		4 乙は、収受した利用料金について、甲に、収入状況の報告を行わなければならない。	決算報告書による報告があった。	○	
利用料金の承認手続き	第4-1	(1) 利用料金の額及び額の変更等については、事前に病院事業管理者に承認を得て決定すること。	消費税増税による利用料金の改定を行った。	○	2
		(2) 病院事業管理者の承認を得た利用料金の額を速やかに告知すること。	院内掲示により告知している。	○	
利用料金の納付	第4-2	(1) 利用料金の納付は、次のとおりとすること。			3
		ア 特別な定めがある場合を除き、利用者等にその都度請求し、納付させること。	請求書及び診療明細書を発行している。	○	
		イ 利用料金を納付させる場合は、その内容を明らかにし、利用者等に対して説明責任を負担すること。	請求書及び診療明細書を発行している。	○	
		ウ 収受した各月の利用料金の収入状況について、別に定める様式に従って、翌月の末日までに提出すること。	診療収入等について翌月末までに報告している。	○	

指定管理業務に関する規定			平成26年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
6 施設、設備等の維持管理(18条)、管理の原則(19条)					
施設設備等の維持管理	1	乙は、甲の財産であるみなと赤十字病院の土地、建物、設備及び附帯施設（別表記載のもの。以下「施設等」という。）について、維持管理を行うものとする。	施設管理基準書に則り管理を実施した。	○	1
管理の原則	4	乙は、施設等を適正かつ良好な状態で管理するものとし、指定管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。	平成27年3月許可面積：食堂売店等 889.32㎡	○	4
		乙は、施設等の維持管理に当たっては、法令等に定める有資格者を配置するものとする。	業者委託により、電気主任技術者、電気工事士、危険物取扱者、冷凍機械保安責任者、ボイラー技師などの他に、工事担任者デジタル1種、特殊建築物等調査資格者の有資格者を配置。 また、業者委託以外にも危険物取扱者、消防設備士、CE受け入れ側地扱い保安責任者、ガス溶接技能士、特別管理産業廃棄物管理責任者などの有資格者、消防技術講習、防災管理講習、エネルギー管理員などの受講修了者が課員におり、連携を取りながら施設の維持管理を行っている。	○	
		施設等の維持管理の基準は、基準書に定める。	基準書に則り維持管理を実施した。	○	
		施設等の維持管理に必要な経費は、乙の負担とする。	指定管理者が負担した。	○	
施設の維持・管理	第5-1	(1) 患者安全を第一に考え施設機能面から診療に寄与する施設の維持・管理を行うこと。	定期点検保守業務計画書に基づく管理の実施 ・自家用発電設備保守及び定期点検 ・冷却塔設備保守及び水質管理 ・昇降機設備保守及び定期点検 など	○	4
		(2) 衛生管理、感染管理に基づく維持・管理を行うこと。		○	
		(3) 病院施設として予防保全に努めること。		○	
		(4) 別表の施設管理業務の実施基準に基づき維持管理を行うこと。なお、詳細仕様については、協議を行い、別に定める。		○	
市立病院としての取組	第5-2	(1) 横浜市が進めるISO14001の取組に対し公施設として協力すること。	認証は取得していないが、省エネルギー及び環境負荷の低減に取り組んでいる。	○	3
		(2) 医療廃棄物は感染管理の上、適正処理を行うこと。	医療系産業廃棄物処理については23年4月から電子マニフェストを導入している。	○	
		(3) ゴミの分別や減量化の施策に協力すること。	適切に処理を行った。	○	
7 施設等の改良、改修及び保守・修繕(20条)					
施設等の改良、改修及び保守・修繕	4	施設等の改良工事（施設の原形を変更し、機能向上を伴う工事等をいう。）は、甲と乙とが協議を行い、甲が承認した場合に、甲の負担で行う。	①吸収式冷凍機充填材の更新等 ②吸収式冷凍機及び発電機用水道メーター更新	○	3
		施設等の改修工事（施設の機能維持のために必要な工事等をいう。）は、事前に甲の承諾を得て、乙が行う。	①3階心臓カテーテル室機器更新に伴う室内改修 ②敷地内屋外サイン改修 ③3階医局室内改修 ④3階第三医局・仮眠室増設	○	
		施設等の保守、修繕等は、必要に応じて乙が行う。	必要に応じ修繕を実施している。	○	
		前3項のいずれに該当するか疑義があるときは、甲と乙とが協議を行い、決定するものとする。	該当なし	○	

指定管理業務に関する規定			平成26年度実績	点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況	○の数
8 物品の移設(21条)及び管理(22条)					
物品の移設	2	乙は、平成16年度まで甲が横浜市立港湾病院において保有していた医療機器等の物品のうち、引き続きみなと赤十字病院で使用する物品（以下「甲の物品」という。）を、みなと赤十字病院に移設するものとする。 2 乙は、甲の物品が安全に機能することを確認しなければならない。	17年度に実施済み	○	2
物品の管理	4	乙は、甲の物品について、財産台帳を備え、常にその現状を明らかにしておかなければならない。 2 乙は、甲の物品について、保守、修繕等の管理を行うものとする。 3 乙は、甲の物品が使用不能となったときは、甲の承諾を得てこれを廃棄又は処分する。 4 乙は、天災地変その他の事故により、甲の物品を滅失し、又はき損したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。	財産台帳を整備し、保守、修理履歴等の管理を行っている。 該当なし 患者監視装置（固定資産番号409048 日本コーリン製 10月廃棄） 気管支ビデオスコープシステム（固定資産番号412068 PENTAX製 11月廃棄） ピストルグリップハンドピース（固定資産番号413041 スミアントビュー製 12月廃棄） 患者保温システム（固定資産番号414037 エムイーテクノ製 10月廃棄） 該当なし	○ ○	2
9 目的外使用(23条)					
目的外使用	1	乙は、施設等において患者の利便性やサービス向上に資するための施設を設けるときは、横浜市病院経営局公有財産規程（平成17年3月病院経営局規程第29号）第7条の規定に基づく使用許可（以下「目的外使用許可」という。）の申請を行わなければならない。	平成27年3月許可面積：食堂売店等 889.32㎡	○	1
10 受託研究(24条)					
受託研究	2	乙は、みなと赤十字病院において、医薬品、診療材料、医療機器等の治験、成績試験等（以下「受託研究」という。）を行うことができる。 2 受託研究は、被験者の安全を第一として行わなければならない。	26年度新規治験：26件 医師主導の臨床研究：70件 医薬品の治験（受託件数：20件、市販後調査：63件） 臨床試験管理センターの設置（副センター長：薬剤師、治験担当薬剤師 各1名、治験担当事務 2名） 治験審査委員会 11回開催	○ ○	2
11 院内学級(25条)					
院内学級	1	乙は、横浜市立二ツ橋養護学校の分教室としてみなと赤十字病院に設置される、院内学級の運営に協力するものとする。	学校名「横浜市立二ツ橋養護学校」を「横浜市立浦舟特別支援学校」に改正し、分教室として設置。	○	1
合計	評価対象項目数	133	26年度評価対象項目数	129	127

平成26年度 決算概要(みなと赤十字病院)

1 経常収支の状況

	26年度 決算額	25年度 決算額	増△減	
				(%)
みなと赤十字病院 事業収益	2,763,095	1,574,921	1,188,174	75.4
医業収益	65,748	60,328	5,420	9.0
入院収益	-	-	-	-
延患者数	194,773人	195,112人	△ 339人	△ 0.2
1日平均患者数	534人	535人	△ 1人	△ 0.2
診療単価	71,376円	70,117円	1,259円	1.8
一般病床利用率	86.4%	86.4%	-	-
外来収益	-	-	-	-
延患者数	281,169人	272,829人	8,340人	3.1
1日平均患者数	1,152人	1,118人	34人	3.0
診療単価	11,887円	11,847円	40円	0.3
診療日数	244日	244日	-	-
室料差額収益	-	-	-	-
一般会計負担金	65,748	60,328	5,420	9.0
医業外収益	2,697,347	1,514,593	1,182,754	78.1
一般会計負担金	737,709	758,295	△ 20,586	△ 2.7
一般会計補助金	31,036	39,938	△ 8,902	△ 22.3
国庫・県補助金	52,055	53,445	△ 1,390	△ 2.6
長期借入金戻入等	1,180,867	-	1,180,867	皆増
指定管理者負担金	662,476	624,644	37,832	6.1
共通経費負担金	9,000	9,000	-	-
その他	24,204	29,271	△ 5,067	△ 17.3
特別利益	-	-	-	-

経常収支	△ 50,308	△ 1,329,368	1,279,060
※一般会計繰入金を除く経常収支	△ 884,801	△ 2,187,929	1,303,128
医業収益	△ 1,918,831	△ 1,977,967	59,136
資金収支①	439,986	388,563	51,423
純損益	△ 50,308	△ 1,329,368	1,279,060

2 資本的収支の状況

	26年度 決算額	25年度 決算額	増△減	
				(%)
みなと赤十字病院 事業資本的収入	1,379,689	1,493,258	△ 113,569	△ 7.6
企業債	-	135,000	△ 135,000	皆減
一般会計出資金	1,154,566	1,133,136	21,430	1.9
一般会計補助金	225,123	225,122	1	0.0
国庫・県補助金その他	-	-	-	-

資本的収支②	△ 358,843	△ 335,286	△ 23,557
※一般会計繰入金を除く資本的収支	△ 1,738,532	△ 1,693,544	△ 44,988
資金収支①+②	81,143	53,277	27,866

3 一般会計繰入金の状況

	26年度 決算額	25年度 決算額	増△減	
				(%)
一般会計繰入金	2,214,182	2,216,819	△ 2,637	△ 0.1
収益的収入	834,493	858,561	△ 24,068	△ 2.8
資本的収入	1,379,689	1,358,258	21,431	1.6

(単位:千円、税抜)

	26年度 決算額	収益比 (%)	25年度 決算額	収益比 (%)	増△減	
						(%)
みなと赤十字病院 事業費用	2,813,403	-	2,904,289	-	△ 90,886	△ 3.1
医業費用	1,984,579	-	2,038,295	-	△ 53,716	△ 2.6
経費	432,298	-	439,752	-	△ 7,454	△ 1.7
政策的医療交付金	331,572	-	326,911	-	4,661	1.4
国庫補助金	9,307	-	10,802	-	△ 1,495	△ 13.8
県補助金	42,748	-	42,643	-	105	0.2
利子補助	31,036	-	39,938	-	△ 8,902	△ 22.3
その他	17,635	-	19,458	-	△ 1,823	△ 9.4
減価償却費等	1,552,281	-	1,598,543	-	△ 46,262	△ 2.9
医業外費用	828,824	-	865,994	-	△ 37,170	△ 4.3
支払利息及び諸費	708,156	-	739,868	-	△ 31,712	△ 4.3
長期前払消費税償却	119,389	-	119,389	-	-	-
控除対象外消費税	1,279	-	6,737	-	△ 5,458	△ 81.0
その他	-	-	-	-	-	-
予備費	-	-	-	-	-	-
特別損失	-	-	-	-	-	-

※収益比(対医業収益比率)・・・各費用÷医業収益(一般会計繰入金を除く)

(単位:千円、税抜)

	26年度 決算額	収益比 (%)	25年度 決算額	収益比 (%)	増△減	
						(%)
みなと赤十字病院 事業資本的支出	1,738,532	-	1,828,544	-	△ 90,012	△ 4.9
建設改良費	6,682	-	128,840	-	△ 122,158	△ 94.8
施設整備工事費	6,682	-	128,840	-	△ 122,158	△ 94.8
固定資産購入費	-	-	-	-	-	-
企業債償還金	1,731,850	-	1,699,704	-	32,146	1.9
その他	-	-	-	-	-	-

みなと赤十字病院の収支の仕組み（利用料金制）

横浜市の病院事業会計

指定管理者
日本赤十字社の会計

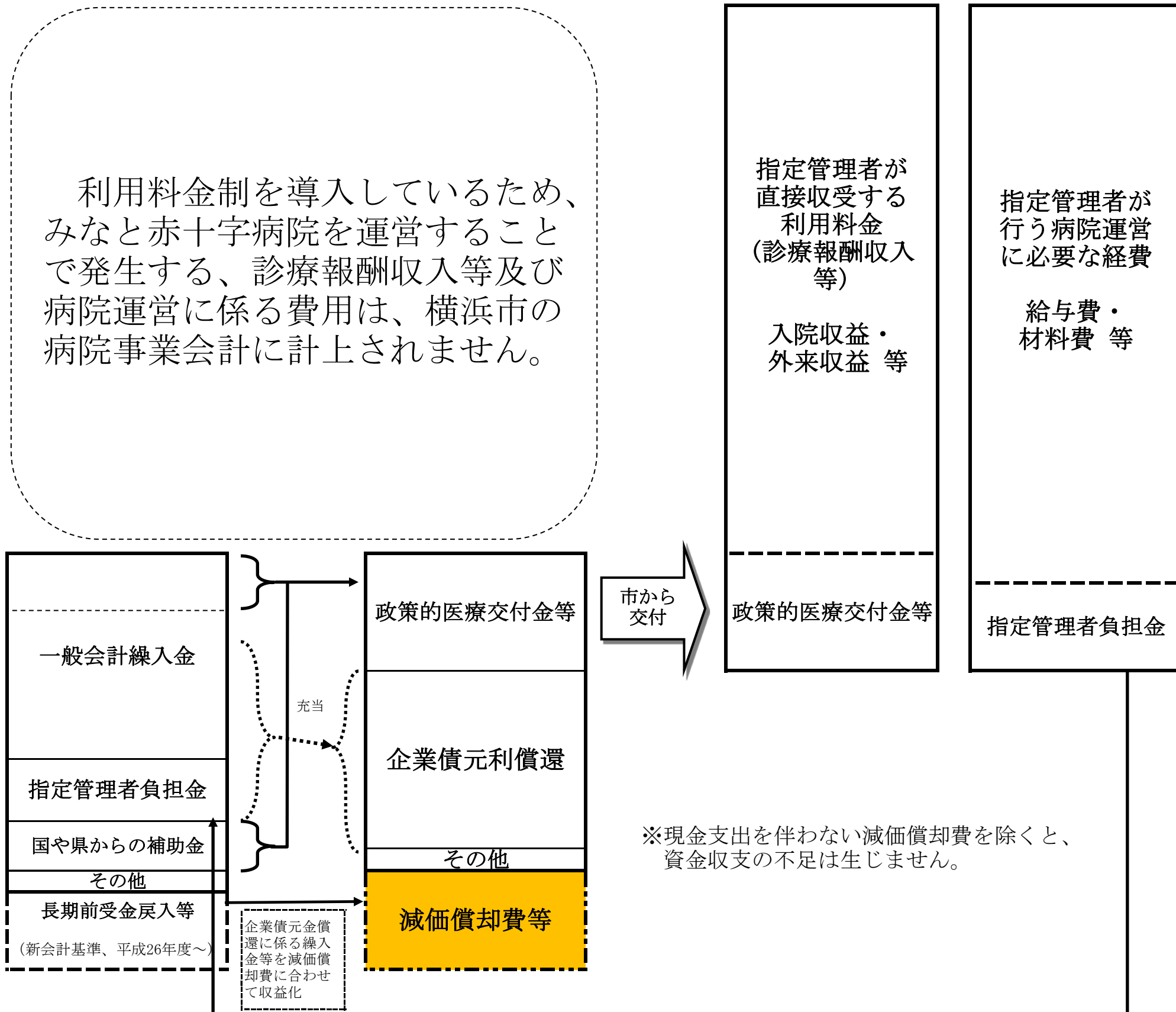
(収入)

(支出)

(収入)

(支出)

利用料金制を導入しているため、みなと赤十字病院を運営することで発生する、診療報酬収入等及び病院運営に係る費用は、横浜市の病院事業会計に計上されません。



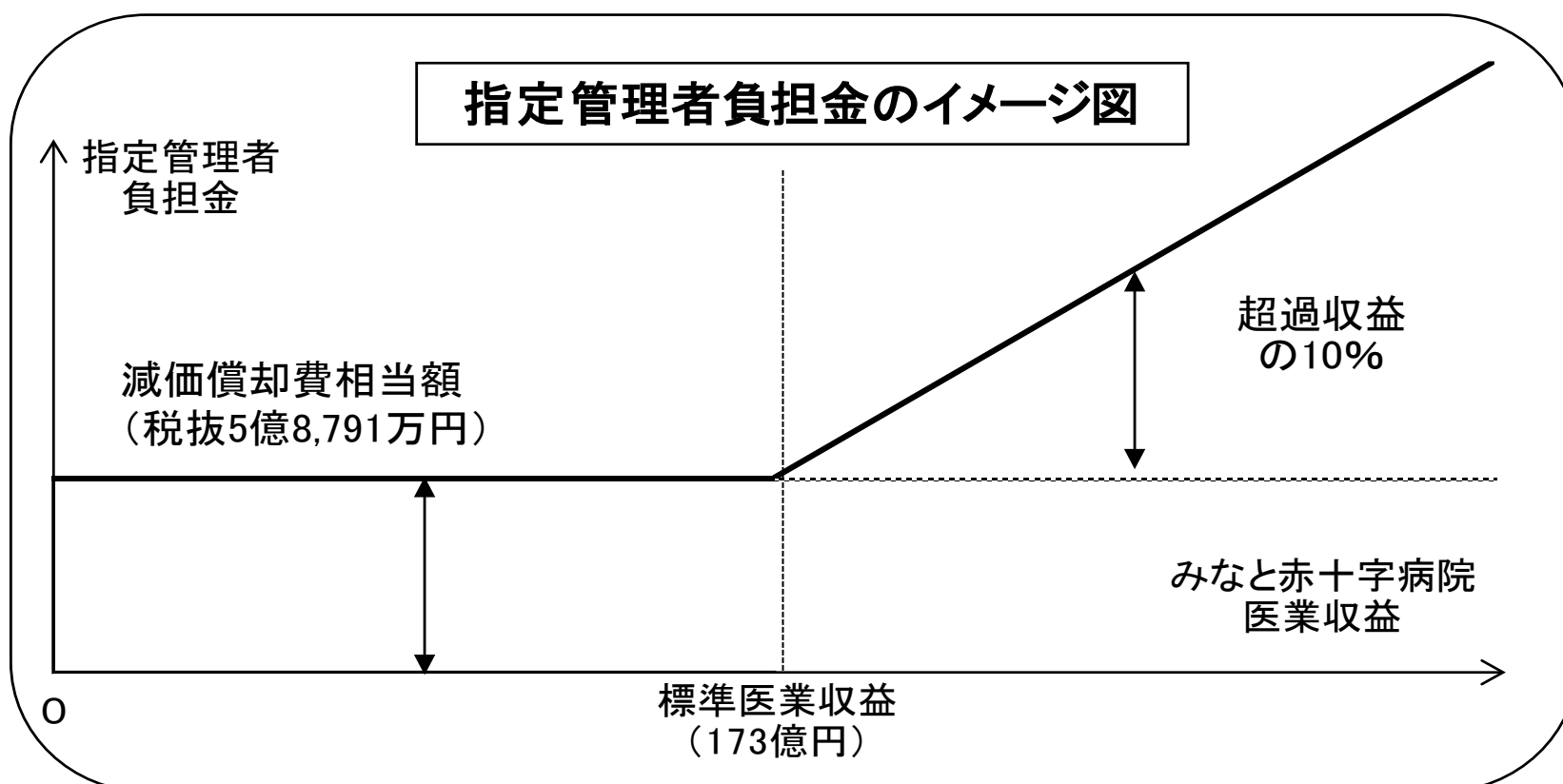
※現金支出を伴わない減価償却費を除くと、資金収支の不足は生じません。

※指定管理者負担金の考え方

指定管理者負担金については、仮に民間病院が、現在のみなと赤十字病院と同規模の病院を建設した場合にかかる建設費用を平均建築単価から算出した上で、減価償却費相当分として金額を決定したものです。

また、当該病院の医業収益が、標準医業収益額を上回った場合には、上回った額の10分の1を指定管理者負担金に加算します。

病院事業会計上は、指定管理者負担金を基本的に企業債の償還財源に充てており、見かけ上、減価償却相当分が赤字となっています。



資料3 《別紙》

《参考》

平成 27 年 8 月 17 日に開催した横浜市立経営評価委員会にて、委員の皆様よりご意見をいただいたものであり、医療事故の内容を公表する前のものです。

【横浜市立病院経営評価委員会からの主な意見】

みなと赤十字病院

《全体評価》

- みなと赤十字病院の指定管理業務実施状況については、横浜市医療局病院経営本部によって適切に点検・評価が行われていると考える。
- 適切に運営されていると思います。
市立と日赤、さらに指定管理という所有形態の違いが病院運営にどのような影響を及ぼすのか、今後の展開に関心がある。
- 救急車受入数全国トップクラスを続けるとともに、周産期医療においては、分娩の受入れに努力するなど、積極的な医療姿勢による成果を上げている。
精神科救急の受入れや、地域がん診療連携拠点病院の指定更新を受け、11 病院による横浜市（南）がん病病連携会を設置し、医療ネットワークの構築、がん医療の標準化、人材の育成に尽力し、がん地域医療クリティカルパスの取り組みを進めるなど、地域医療の向上に大きな貢献をしている。
経営面の安定も見られ、指定管理者として、安定的な運営が行われている。
- 常に地域に貢献する医療機関として積極的に努力されており、素晴らしいと思う。
- 運営も適切であり、素晴らしい実績があがっていると思う。

《項目評価》

- 逆紹介患者数と共同利用件数が減少しているが、趨勢的なものでないか確認した方がよいと考える。
- 救急医療の充実は立派である。
- アレルギー疾患医療も大変ユニークなものであり、今後の発展が期待される。最近の学校での児童の食アレルギー事故を聞くにつけ、予防研修会、ショック時の対応は大変重要と思われる。

資料3 《参考1》

横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定

(改正履歴) 制 定 平成 17 年 4 月 1 日
改 正 平成 19 年 4 月 1 日
平成 20 年 4 月 1 日
平成 21 年 4 月 1 日
最近改正平成 22 年 6 月 1 日

横浜市立みなと赤十字病院（以下「みなと赤十字病院」という。）の管理に関し、横浜市（以下「甲」という。）と日本赤十字社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定を締結する。

第1章 基本的事項

（協定の目的）

第1条 この協定は、みなと赤十字病院の管理に関する業務について、乙が指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定を受けたことから、みなと赤十字病院の管理に関する業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、平成17年4月1日から平成47年3月31日までとする。

（信義誠実の原則）

第3条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

2 乙は、市立病院としての役割を十分に確保しつつ、自立的かつ効率的な病院運営に努めるものとし、甲はこれを尊重するものとする。

（指定管理業務の執行）

第4条 乙は、指定管理業務を行うに当たり、この協定、横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する年度協定（以下「指定管理年度協定」という。）、横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第60号。以下「設置条例」という。）、横浜市病院事業の経営する病院条例（平成12年3月横浜市条例第29号。以下「経営条例」という。）、横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程（平成17年3月病院経営局規程第34号）及び関係法令等のほか、経営条例第7条第1項の規定に基づき甲が定めた指定管理者が実施すべき医療の種類、内容、水準その他の指定のための条件（以下「指定条件」という。）に定める事項を遵守しなければならない。

2 乙は、経営条例第7条第2項の規定に基づき乙が行った提案（以下「提案」という。）の趣旨に則り、良質な医療を市民に提供するよう努めなければならない。

3 この協定、指定管理年度協定、指定条件及び提案の規定の間に矛盾又は齟齬がある場合、この協定、指定管理年度協定、指定条件、提案の順に、その適用を優先するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第5条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(第三者への業務委託)

第6条 乙は、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲に届け出るものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、指定管理業務に関して知り得た秘密を他に知らせてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後における秘密の保持について周知しなければならない。

3 乙は、個人情報等の取扱いについて、別に定める指定管理業務基準書（以下「基準書」という。）に定める事項を遵守しなければならない。

(申請、届出等)

第8条 病院開設者が行う、病院の管理に関し必要な許認可の申請、届出等に係る事務及び費用は、乙の負担とする。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、相手がこの協定に違反したことにより損害が発生したと認めるときは、相手方に対し、損害賠償の請求をすることができるものとする。

(事情変更)

第10条 この協定締結後において、社会情勢、経済情勢等に著しい変化があった場合は、甲乙協議のうえ、協定の変更を行うことができるものとする。

(危険負担)

第11条 風水害等の自然災害など、甲及び乙の責めに帰することのできない事由により生じた損害の負担は、甲と乙とが協議を行い定めるものとする。

2 この協定の履行に際し、第三者に与えた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由に基づく損害の場合は、甲がこれを負担する。

(保険契約)

第12条 乙は、前条第2項の負担に必要な保険契約を締結するものとする。

第2章 指定管理業務

(診療)

第13条 乙は、協定の期間開始の日から、設置条例第4条第4項第2号に規定する診療科及び同条第5項第2号に規定する病床に係る医療機能を提供しなければならない。

2 乙は、病院建物内において、設置条例第4条第4項第2号に規定する診療科（以下「標ぼう診療科」という。）と異なる表示をする場合は、標ぼう診療科を併せて表示することとする。

(検診)

第14条 乙は、横浜市が実施するがん検診、健康診査等の検診業務を受託するものとする。

2 乙は、人間ドックその他の検診業務を行うことができる。

(政策的医療)

第15条 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は、基準書に定める。

- (1) 24時間365日の救急医療
- (2) 小児救急医療
- (3) 二次救急医療
- (4) 周産期救急医療
- (5) 精神科救急医療
- (6) 精神科合併症医療
- (7) 緩和ケア医療
- (8) アレルギー疾患医療
- (9) 障害児者合併症医療
- (10) 災害時医療
- (11) 市民の健康危機への対応

2 乙は、前項の政策的医療を協定の期間開始の日から提供する。

3 乙は、甲が新たな政策的医療の実施を求める場合は、実施に向けた協議に応じるものとする。

(地域医療全体の質の向上に向けた役割)

第16条 乙は、次の各号に掲げる事項に取り組まなければならない。具体的内容は、基準書に定める。

- (1) 医療における安全管理
- (2) 医療倫理に基づく医療の提供
- (3) 地域医療機関との連携・支援、地域医療全体の質の向上のための取組
- (4) 医療データベースの構築と情報提供
- (5) 市民参加の推進

(利用料金)

第17条 甲は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、乙の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、乙が、経営条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。

ただし、その決定については、事前に甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、経営条例第13条の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を免除することができるものとする。

4 乙は、収受した利用料金について、甲に、収入状況の報告を行わなければならない。

5 前4項に定めるもののほか、利用料金に関し必要な事項は、基準書に定める。

（施設、設備等の維持管理）

第18条 乙は、甲の財産であるみなと赤十字病院の土地、建物、設備及び附帯施設（別表記載のもの。以下「施設等」という。）について、維持管理を行うものとする。

（管理の原則）

第19条 乙は、施設等を適正かつ良好な状態で管理するものとし、指定管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、施設等の維持管理に当たっては、法令等に定める有資格者を配置するものとする。

3 施設等の維持管理の基準は、基準書に定める。

4 施設等の維持管理に必要な経費は、乙の負担とする。

（施設等の改良、改修及び保守・修繕）

第20条 施設等の改良工事（施設の原形を変更し、機能向上を伴う工事等をいう。）は、甲と乙とが協議を行い、甲が承認した場合に、甲の負担で行う。

2 施設等の改修工事（施設の機能維持のために必要な工事等をいう。）は、事前に甲の承諾を得て、乙が行う。

3 施設等の保守、修繕等は、必要に応じて乙が行う。

4 前3項のいずれに該当するか疑義があるときは、甲と乙とが協議を行い、決定するものとする。

（物品の移設）

第21条 乙は、平成16年度まで甲が横浜市立港湾病院において保有していた医療機器等の物品のうち、引き続きみなと赤十字病院で使用する物品（以下「甲の物品」という。）を、みなと赤十字病院に移設するものとする。

2 乙は、甲の物品が安全に機能することを確認しなければならない。

（物品の管理）

第22条 乙は、甲の物品について、財産台帳を備え、常にその現状を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、甲の物品について、保守、修繕等の管理を行うものとする。

3 乙は、甲の物品が使用不能となったときは、甲の承諾を得てこれを廃棄又は処分する。

4 乙は、天災地変その他の事故により、甲の物品を滅失し、又はき損したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

(目的外使用)

第 23 条 乙は、施設等において患者の利便性やサービス向上に資するための施設を設けるときは、横浜市病院経営局公有財産規程（平成 17 年 3 月病院経営局規程第 29 号）第 7 条の規定に基づく使用許可（以下「目的外使用許可」という。）の申請を行わなければならない。

(受託研究)

第 24 条 乙は、みなと赤十字病院において、医薬品、診療材料、医療機器等の治験、成績試験等（以下「受託研究」という。）を行うことができる。

2 受託研究は、被験者の安全を第一として行わなければならない。

(院内学級)

第 25 条 乙は、横浜市立浦舟特別支援学校の分教室としてみなと赤十字病院に設置される、院内学級の運営に協力するものとする。

第 3 章 自主事業

(自主事業)

第 26 条 乙は、施設等を拠点とし、次に掲げる事業（「自主事業」という。以下同じ。）を行うことができる。

(1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく訪問看護事業

(2) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

2 自主事業を行うため施設等を使用するときは、第 23 条の申請とは別に、目的外使用許可の申請を行わなければならない。

3 乙は、自主事業の会計と、次条第 1 項に規定するみなと赤十字病院に係る特別会計とを明確に区分しなければならない。

第 4 章 交付金、負担金等

(会計・経理の原則)

第 27 条 乙は、みなと赤十字病院に係る特別会計を設けるものとする。

2 乙は、この協定に特別に定めのあるものを除き、みなと赤十字病院に関し発生するすべての収入及び支出を、前項の会計に計上しなければならない。

3 乙は、第 1 項の特別会計について、乙が定める会計方式に基づいた経理を行うものとする。

(経費の分担)

第 28 条 乙が指定管理業務を行うために必要な経費は、別に定めのある場合を除き、乙の負担とする。

(政策的医療交付金)

第 29 条 甲は、第 15 条に規定する政策的医療の提供に要する費用として、政策的医療交付金を予算の範囲内で乙に交付する。

2 政策的医療交付金の対象経費及び交付額の算定方法その他必要な事項は、指定管理年度協定及び横浜市立みなの赤十字病院政策的医療交付金交付要綱に定める。

(国・県補助金相当額の交付)

第 30 条 甲は、指定管理業務を対象とした国及び神奈川県からの補助金の交付を受けたときは、交付された補助金相当額を乙に交付するものとする。

2 前項の補助金に係る申請は、甲と乙とが協議のうえ、甲が行うものとする。

(指定管理者負担金)

第 31 条 乙は、甲に対し、指定管理者負担金を毎年度支払うものとする。ただし、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき申請を行い、許可を受けたすべての事項に係る医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 4 条の 2 の規定に基づく開設後の届出における開設の日の属する年度までは、甲はこれを減免することができる。

2 指定管理者負担金の金額、支払方法等は、指定管理年度協定に定める。

(病院事業会計共通経費負担金)

第 32 条 甲は、乙に対し、横浜市病院事業の本部運営に係る経費として、病院事業会計共通経費負担金（以下「共通経費負担金」という。）の支払いを求めることができるものとする。

2 共通経費負担金の金額、支払方法等は、年度ごとに甲と乙とが協議を行い、指定管理年度協定に定める。

第 5 章 業務の計画、報告等

(事業計画書)

第 33 条 乙は、指定管理業務に係る事業計画書を作成するものとする。

2 事業計画書は、医療提供計画書及び施設管理計画書により構成されるものとする。

3 乙は、当該事業年度の前年の 10 月末日までに、事業計画書を甲に提出するものとする。

4 事業計画書の内容、様式等は、基準書に定める。

(事業報告書)

第 34 条 乙は、毎年度終了後 2 か月以内に前条第 1 項の事業計画書に対応する事業報告書を作成

し、甲に提出するものとする。

2 事業報告書の内容、様式等は、基準書に定める。

(決算報告書)

第 35 条 乙は、毎年度終了後 2 か月以内に、決算報告書を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、会計に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

3 決算報告書の内容等は、基準書に定める。

(年報の作成)

第 36 条 乙は、みなと赤十字病院の運営状況を明らかにするために、年度ごとに年報を作成するものとする。

2 年報の内容は、甲と乙とが協議を行い、定めるものとする。

(その他報告)

第 37 条 乙は、次に各号に掲げる事項については、事前に甲に報告するものとする。

(1) 病院長の任免に関すること。

(2) その他指定管理業務に係る重要な事項に関すること。

2 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、医療事故が発生したときは、直ちに甲に報告し、必要な指示に従うものとする。

(調査等)

第 38 条 甲は、みなと赤十字病院の管理の適正を期するため、乙に対して、指定管理業務又はこれに伴う経理の状況に関し、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(協議会の設置)

第 39 条 甲及び乙は、みなと赤十字病院の運営に関する報告、協議及び調整を目的とした協議会を設置する。

2 協議会の運営及び委員については、別に定める。

第 6 章 協定の解除

(協定の解除)

第 40 条 甲は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、乙の指定管理者の指定（以下「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命じたときは、催告なしにこの協定の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定によりこの協定が解除されたときは、甲は、乙が受けた損害に対し、その補償は行わないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により解除されたときは、この限りで

ない。

- 3 第1項の規定によりこの協定が解除されたときは、甲は、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

(指定取消しの申出)

第41条 乙が指定の取消しを求めるときは、3年以上の猶予をもって申し出、甲と協議するものとする。

(指定期間の満了又は指定の取消しに伴う措置)

第42条 乙は、指定を受けた期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、速やかに原状に復して、甲に施設等、甲の物品及び法令等に基づき開設者又は管理者が管理する書類等を引き渡さなければならない。

- 2 乙は、指定取消しの日まで、指定管理業務に支障をきたさないように実施体制を維持しなければならない。

- 3 乙は、みなと赤十字病院の新しい指定管理者（以下「丙」という。）が指定されたときは、丙が指定管理業務を円滑に行う体制を整えられるよう、丙に対し、指定管理業務の引継ぎを行わなければならない。

第7章 雑則

(疑義等の決定)

第43条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保持するものとする。

別表 横浜市立みなと赤十字病院の施設及び附帯設備一覧

所在地 1 横浜市中区新山下三丁目 12 番 1 号
 敷地面積 28,613.95 m²
 所在地 2 横浜市中区新山下三丁目 6 番 3 号、7 号、9 号の一部
 敷地面積 5,533.2 m²

1 病院棟		
1	建築面積	12,028 m ²
2	延床面積	68,444 m ²
3	建物概要	鉄骨鉄筋コンクリート造（免震構造） 地上 8 階、塔屋 2 階、地下 1 階
2 エネルギーセンター棟		
1	建築面積	2,197 m ²
2	延床面積	5,704 m ²
3	建物概要	鉄骨鉄筋コンクリート造（免震構造） 地上 2 階、塔屋 1 階、地下 1 階
3 外構		
4 公開空地・プロムナード		
5 護岸		
6 第二駐車場		
7 防災備蓄倉庫用地敷地		
8 上記施設の施設設備一覧（各完成図書に記載のもの）		
1	横浜市立港湾病院再整備工事（建築工事・病院棟工区）完成図書	
2	横浜市立港湾病院再整備工事（建築工事・エネルギーセンター棟工区）完成図書	
3	横浜市立港湾病院再整備工事（空気調和設備工事）完成図書	
4	横浜市立港湾病院再整備工事（衛生設備工事）完成図書	
5	横浜市立港湾病院再整備工事（電気設備工事）完成図書	
6	横浜市立港湾病院再整備工事（特別高圧受変電設備工事）完成図書	
7	横浜市立港湾病院再整備工事（自家発電設備工事）完成図書	
8	横浜市立港湾病院再整備工事（昇降機設備工事その 1）完成図書	
9	横浜市立港湾病院再整備工事（昇降機設備工事その 2）完成図書	
10	横浜市立港湾病院再整備工事（昇降機設備工事その 3）完成図書	
11	横浜市立港湾病院再整備工事（駐車場管制設備工事）完成図書	
12	横浜市立港湾病院再整備工事（搬送設備工事）完成図書	
13	横浜市立港湾病院再整備工事（護岸工事）完成図書	
14	横浜市立港湾病院再整備工事（植栽工事）完成図書	
15	横浜市立みなと赤十字病院精神科救急部門整備工事完成図書	
16	横浜市立みなと赤十字病院駐車場等整備工事完成図書	
17	横浜市立みなと赤十字病院駐車場等整備工事その 2（駐車場設備工事）完成図書	

指定管理業務基準書

(改正履歴)	制	定	平成17年4月1日
	改	正	平成19年4月1日
			平成19年6月1日
			平成20年4月1日
			平成21年4月1日
			平成22年6月1日
		最近改正	平成27年11月1日

横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定（平成17年4月1日締結）に基づき定める指定管理業務の基準は、次のとおりとする。

第1 個人情報等の取扱いについて

1 個人情報取扱いの基本原則

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者としての義務を遵守すること。

2 個人情報等の適正な管理

- (1) 個人情報及びデータ（以下「個人情報等」という。）等の授受、搬送、処理、保管、研究、情報化その他の取扱いに当たっては、漏えい、滅失、改ざん、き損等を防止するため、その適正な管理に努めること。
- (2) 前号の目的を達成するため、個人情報等を保管する施設その他の個人情報等を取り扱う場所において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じること。
- (3) 第1号の目的を達成するため、現場責任者、従事者その他の個人情報等を取り扱う者の管理責任体制を確立すること。
- (4) 個人情報等の取扱いを開始する前に前2号に定める安全対策及び管理責任体制について、横浜市病院事業管理者（以下「病院事業管理者」という。）に報告すること。
- (5) 第2号及び第3号に定める安全対策及び管理責任体制に関し、病院事業管理者が理由を示して異議を申し出た場合には、必要な措置を講じること。

3 個人情報等の収集、利用及び提供の制限

- (1) 指定管理業務を行うために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集すること。
- (2) 個人情報等を指定管理業務以外の目的のために利用し、又は第三者に提供しないこと。ただし、あらかじめ、病院事業管理者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 前号ただし書により個人情報等を第三者に提供した場合には、提供した個人情報等の取扱

いに伴う当該第三者の行為について、病院事業管理者に対しすべての責任を負うこと。

- (4) 第2号ただし書の規定により個人情報等を第三者に提供する場合には、指定管理業務及び病院事業管理者から指示のあった事項について、当該第三者にも遵守させるため、約定すること。
- (5) 個人情報の開示要求に適切に対応できる体制を整えること。
- (6) 個人情報を不当な目的に使用したときは、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第67条及び第68条に規定する罰則の適用対象となること。

4 個人情報等の返還又は廃棄

- (1) 指定管理の期間が満了したとき又は指定管理者の指定が取り消されたときは、病院事業管理者の指示に従い、個人情報等を返還し、又は廃棄すること。
- (2) 前号に定める個人情報等の廃棄は、焼却、シュレッダー等による裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用に供されることのない方法によること。
- (3) 第1号の場合において、正当な理由なく指定された期限内に個人情報等を返還せず、又は廃棄しないときは、病院事業管理者は、当該個人情報等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、また、回収又は廃棄に要した費用を負担すること。

第2 政策的医療の提供について

1 24時間365日の救急医療

- (1) 救急部を設置し、25床の救急病棟及び1階の救急専用外来（救急診察室・救急放射線検査室等）の機能を活用した救急医療体制を構築すること。
- (2) 救急部に常勤の医師を2名以上配置すること。
- (3) 診療時間外においては、内科系医師（時間外の救急外来の専任）、循環器系医師、外科系医師、専門科系（眼科、耳鼻科等）医師、産婦人科医師をそれぞれ配置すること。
- (4) 救急時間帯に必要な応じ全身麻酔ができる体制をとること。
- (5) 神奈川県救急医療情報システムに参加すること。

2 小児救急医療

- (1) 横浜市の小児救急医療対策事業に参加すること。
- (2) 24時間365日の二次小児科救急医療体制を組むこと。
- (3) 休日及び夜間に小児救急専用ベッド3床以上を確保すること。
- (4) 救急医療に携わる小児科医1名以上を常時配置すること。
- (5) 非常勤医師を含む10名以上の小児科診療体制の中で小児救急医療を行うこと。
- (6) 前5号のほか、小児救急拠点病院補助金交付要綱及び基幹病院運営費補助金交付要綱の規定に準じた医療体制をとること。

3 二次救急医療

- (1) 横浜市の二次救急医療体制に参加すること。

- (2) 横浜市二次救急拠点病院事業実施要綱の規定に定める拠点病院Aへの参加基準に応じた救急医療体制を組むこと。
- (3) 第1項の24時間365日の救急医療の体制を基準とし、二次救急医療に対応できる必要な体制を組むこと。
- (4) 前3号のほか、横浜市二次救急拠点病院事業実施要綱の規定に準じた体制をとること。
- (5) 24時間365日の内科及び外科の二次救急医療体制に参加するほか、横浜市の疾患別救急医療体制(脳血管疾患、急性心疾患、外傷(整形外科))に協力すること。

4 周産期救急医療

- (1) 横浜市の周産期救急システムに参加すること。
- (2) 神奈川県周産期救急システムに協力病院として参加すること(人的体制を除き、施設をNICU基準とすること)。
- (3) 産婦人科診療所等との連携を図り、母児の救急医療の受入れ等を行うこと。
- (4) 産婦人科、小児科の24時間365日の勤務体制を組むこと。
- (5) 前4号のほか、実施する医療の内容・体制は、横浜市周産期救急連携病院事業実施要綱の規定に準じたものとする。

5 精神科救急医療

- (1) 夜間・休日・深夜の救急患者(二次、三次)の受け入れを行い、そのための保護室3床を確保すること。
- (2) 受入時間帯において精神保健指定医を配置すること。
- (3) 夜勤の看護体制は、最低でも看護師3名を含むものとする。
- (4) 精神保健福祉士(兼任可)を配置すること。
- (5) 前4号のほか、実施基準については、神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱、神奈川県精神科救急医療事業夜間・深夜・休日体制実施要領、精神科救急医療に係る事業執行取扱要領の規定に準じたものとする。

6 精神科合併症医療

- (1) 当該医療は、神奈川県内の精神病院等に入院する身体合併症患者を本市の要請に基づいて横浜市立みなと赤十字病院に受け入れ、必要な医療を行う。
- (2) 精神科病床50床のうち10床を常時合併症患者用とすること。
- (3) 前2号のほか、実施基準については、神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱、精神科救急身体合併症転院事業実施要領の規定に準じたものとする。

7 緩和ケア医療

- (1) 癌による末期症状を示している患者に対する緩和ケア医療を行うこと。
- (2) 日本ホスピス緩和ケア協会による「施設におけるホスピス・緩和ケアプログラムの基準」に基づくケアを行うこと。
- (3) 開院後速やかに施設基準を取得すること。
- (4) 身体症状の緩和を担当する医師及び精神症状の緩和を担当する医師のほか、緩和ケアの専門性を有する看護師を緩和ケア病棟に配置すること。

- (5) 院内における緩和ケア医療の提供のほか、患者の症状等を勘案し、在宅緩和ケアを実施すること。
- (6) 院内ボランティア等を活用し、患者の身体的又は精神的な支えとなる取組を行うこと。

8 アレルギー疾患医療

- (1) アレルギー科に、アレルギー学会認定の専門医を含む3名以上の医師を常勤配置すること。
- (2) アレルギー科を中心に、診療部門、教育啓発部門及び研究部門から構成される組織を設けること。
- (3) 重症化・複合化するアレルギー疾患に適切に対応するため、関連する診療科（内科、呼吸器科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、リハビリテーション科等）と連携し、複数科の協力による専門外来を設置すること。
- (4) 時間外においても、関係科との連携により、喘息発作等の対応が可能な体制をとること。
- (5) 市民からの相談等に対応し、必要に応じて地域において相談・啓発活動を行う体制をとること。
- (6) 臨床データや最新の医療情報を収集・整理し、市民や医療機関への情報発信・研究・啓発・教育を行うこと。
- (7) 前2号の取組のため、専門知識を習得した専任の看護師をアレルギー外来に2名以上配置すること。
- (8) 本市近隣に所在するアレルギーに関する専門的施設等及び関連学会と連携・協同して、診療に関するデータの蓄積及び提供あるいは情報の共有化を進め、アレルギー疾患及びその治療に関する・研究解析を積極的に行い、その成果を臨床に役立てること。
- (9) みなと赤十字病院を拠点として、アレルギー専門医による病病連携及び病診連携の体制を確立すること。
- (10) 横浜市アレルギーセンターのカルテ及びアレルギーに関する資料・文献等を保管すること。

9 障害児（者）合併症医療

- (1) 身体及び知的障害を併せもつ重度障害児（者）が適切な医療を受けられる体制を整えること。
- (2) 診療時間や予約診療体制などの工夫を行うこと。
- (3) 障害児（者）及び家族が安心して医療を受けられるように、合併症医療に取り組む職員の研修啓発に努めること。
- (4) 病院全体による連携・支援の下での医療提供に努めること。
- (5) 家族及び障害児者施設からの依頼に基づく、障害児（者）の緊急診療（入院を含む。）にできる限り対応すること。
- (6) 港湾病院において培ってきた障害児者施設との連携を継続すること。

10 災害時医療

- (1) 免震構造、屋上ヘリポート、小型船舶用船着場など、みなと赤十字病院の構造・設備を活用した災害時医療体制を整えること。
- (2) 病院施設の非常時にも診療機能が維持できるよう、職員体制を整えること。

- (3) 次号以下に定める事項のほか、日本赤十字社としての知識・技術を活かした諸活動を行うこと。
- (4) 「神奈川県地域防災計画」に基づく災害医療拠点病院として次の機能を持つこと。
 - ア 広域災害・救急医療情報システムの端末及びMC A無線機の設置・運用
 - イ 多発外傷、挫滅症候群等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備の整備
 - ウ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急医療資機材、応急用医薬品、テント、発電機等の整備
- (5) 「神奈川県医療救護計画（平成8年9月）」に基づき、広域災害時の連携・支援等の医療救護に関する相互応援体制を備え活動すること。
- (6) 「横浜市防災計画」上の次の役割を果たすこと。

なお、横浜市防災計画に規定する医療救護隊の編成に関しては、日本赤十字社が編成する救護班をもってこれに充てること。

 - ア 被災地からの重症傷病者の受入れ
 - イ 被災地区への医療チームの派遣
 - ウ 臨時的な傷病者の拡大収容
 - エ 非常用電源燃料・飲料水（業務用水を含む）の備蓄
 - (ア) 軽油7日分 約130,000リットル
 - (イ) 水7日分 約1,800,000リットル
 - オ 横浜市防災行政用無線の設置・運用
- (7) 災害に対応するため、次の事項を実施すること。
 - ア 患者、職員用の食料3日分(9,000食)の確保。
 - イ 通常使用する医薬材料等の院内における確保（最低3日分程度）。
 - ウ 市の依頼に基づく医薬材料の備蓄及び他の備蓄拠点からの更新対象医薬材料等の受入れ。
 - エ 県・市との連携による災害対応訓練の実施。
 - オ 病院内の各組織の参加による災害対応訓練の実施（年間1回以上）
 - カ 災害対策や訓練に関するマニュアルの整備。

11 市民の健康危機への対応

- (1) 横浜市の指示に従い、感染症・テロ行為や放射性物質・化学物質の漏出事故などの突発的な健康危機への対応を行うこと。
- (2) 横浜市からの要請に基づき、市民の健康危機に対応するために必要な医薬材料等の確保・保管を行うこと。
- (3) 市民への健康危機へ対応するための必要な指示は、病院事業管理者が行う。

第3 地域医療の質の向上について

1 医療における安全管理

- (1) 安全管理に基づく医療の提供
 - ア 医療安全対策加算を受けることができる体制とすること。

- イ 安全管理室を設置し、専任職員を配置すること。
 - ウ 安全管理マニュアル及び業務手順書を部門毎に作成すること。
 - エ 医療事故（インシデントを含む。）が発生したときは、原因等を究明し、再発防止に必要な取組を行うこと。
 - オ 安全管理責任者等は、横浜市が開催する横浜市立病院安全管理者会議に参加し、決定事項に従い必要な取組を行うこと。
 - カ 患者の診療（看護、検査及び投薬を含む。）、医療用設備・機器の取扱等、安全管理に関する体系的研修を継続的に実施すること。
- (2) 院内感染対策の実施。
- ア 感染防止対策加算を受けることができる体制とすること。
 - イ 感染対策マニュアルを策定し、標準予防策のほか、抗生物質製剤及びその他化学療法製剤の適正使用等、診療分野での感染対策を実施すること。
 - ウ 院内にICT（感染対策チーム）を設置し、各部門の感染管理責任者と連携を図り院内全体の感染管理を行うこと。

2 医療倫理に基づく医療の提供

- (1) 必要な情報提供を行い、患者の自己決定権を尊重した、患者中心の医療を行うこと。
- (2) セカンドオピニオンを実施し、手続き、実施に係る経費等を院内に明示すること。
- (3) 横浜市の基準に基づき診療録を開示すること。
- (4) 診療におけるEBMの実践に努めること。特に、入院診療においては、各分野で積極的にクリティカルパス方式を導入し、患者にわかりやすい診療を行うこと。
- (5) 院内倫理委員会を設置し、新規の治療法（施術法）及び保険外診療の実施、未承認医薬品の使用などについて、当該行為の適否を事前審査すること。
- (6) 前号の委員会の委員には、女性及び人文科学系を専門とする外部の有識者を含むこと。

3 地域医療機関との連携・支援、地域医療全体の質の向上のための取組

- (1) 地域医療連携室を設置すること。
 - (2) 情報提供、症例検討会の実施、登録医制度の導入、開放型病床の設置など、地域医療機関との連携・協働を積極的に行うこと。
 - (3) 紹介率及び逆紹介率を高め、地域医療支援病院の指定を図ること。
 - (4) 患者・市民や地域医療機関に対する啓発活動、情報提供活動その他地域医療全体の質を向上させる取組を行うこと。
- (5) 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価を、速やかに受審し、認定を受けること。
- (6) 臨床研修病院の指定を受けること。
 - (7) 看護師及び検査技師等の養成課程等のための実習病院として学生等の受け入れを積極的に行うこと。
 - (8) 横浜市の助産施設としての認可を受けること。

4 医療データベースの構築と情報提供

- (1) カルテの共有、カルテ開示など医療の透明性を図り、患者及び職員間でわかりやすい医療を提供していくこと。
- (2) 患者サービスの向上、効率的な経営管理等を目的に、電子カルテを含む医療情報システムを導入すること。
- (3) 医療情報システムについては、病院事業管理者とも調整を図り、市立病院の役割として必要な情報を集積すること。また、将来計画を策定するとともに、情勢に応じた改良を図ること。
- (4) 医療情報システムにより得られるデータを蓄積し、地域医療の質向上のために役立つ情報を発信するデータベースの構築を図ること。
- (5) 地域医療機関や市民への情報の提供は、講習会、症例検討会等、さまざまな方法で行うこと。
- (6) 病歴や診療情報に精通した専任職員（診療録管理士、診療情報管理士等）を配置すること。

5 市民参加の推進

- (1) 情報公開の推進を図ること。
- (2) 病院の医療機能やその実施状況について市民が把握し、病院運営に市民の意見を反映させるため「市民委員会（仮称）」を設置し、運営すること。
- (3) 前号の委員会の設置に関しては、病院事業管理者が別に示す設置準則に従って要綱を作成し、運営するものとする。
- (4) 病院ホームページの開設、広報誌の発行等の病院広報及び電子メールやアンケート等による広聴を積極的に行うこと。

第4 利用料金の取り扱いについて

1 利用料金の承認手続き

- (1) 利用料金の額及び額の変更等については、事前に病院事業管理者に承認を得て決定すること。
- (2) 病院事業管理者の承認を得た利用料金の額を速やかに告知すること。
- (3) 前(1)、(2)に必要な手続等については、別に定める。

2 利用料金の納付

- (1) 利用料金の納付は、次のとおりとすること。
 - ア 特別な定めがある場合を除き、利用者等にその都度請求し、納付させること。
 - イ 利用料金を納付させる場合は、その内容を明らかにし、利用者等に対して説明責任を負担すること。
 - ウ 収受した各月の利用料金の収入状況について、別に定める様式に従って、翌月の末日までに提出すること。

第5 施設管理基準について

1 施設の維持・管理

- (1) 患者安全を第一に考え施設機能面から診療に寄与する施設の維持・管理を行うこと。
- (2) 衛生管理、感染管理に基づく維持・管理を行うこと。
- (3) 病院施設として予防保全に努めること。
- (4) 別表の施設管理業務の実施基準に基づき維持管理を行うこと。
なお、詳細仕様については、協議を行い、別に定める。

2 市立病院としての取組

- (1) 横浜市ISO環境マネジメントシステムの取組に対し公設施設として協力すること。
- (2) 医療廃棄物は感染管理の上、適正処理を行うこと。
- (3) ゴミの分別や減量化の施策に協力すること。

第6 業務の計画、報告等について

1 事業計画書

(1) 中期事業計画書

計画初年度を含め4年間の事業計画を明らかにした書類とすること。

ア 医療提供計画書

病院経営に係る収支計画、患者数、紹介率、各科各部門の職員体制、医師の専門診療体制、外部委託業務の種類・方法、受託研究の内容等とすること。

イ 施設管理計画書

各設備機器の保守管理予定、改良・改修予定等とすること。

(2) 年度別事業計画書

当該年度の事業計画の詳細を明らかにした書類とすること。

ア 医療提供計画書

第1号アのうち、当該年度の計画の詳細とすること。

イ 施設管理計画書

第1号イのうち、当該年度の計画の詳細とすること。

2 事業報告書

(1) 医療提供報告書

事業計画書に対応する事項の当該年度の実績報告書とすること。

(2) 施設管理報告書

事業計画書に対応する事項の当該年度の実績報告書とすること。

3 決算報告書

決算報告書は次のものとする。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) キャッシュフロー計算書
- (4) 附属明細票

- 4 事業計画、事業報告及び決算報告書の様式
協議を行い、別に定める。

別表 横浜市立みなと赤十字病院の施設管理の実施基準

法定点検

点検対象	点検種別	周期	関連法規
特定建築物	定期検査	1回/1～3年	建築基準法第12条第1項
昇降機設備	定期検査	1回/年	建築基準法第12条第2項
自家用電気工作物	定期検査	1回/年	電気事業法第42条（保安規程による）（発電設備含む）
ボイラー	性能検査	1回/年	労働安全衛生法第41条第2項
第1種圧力容器	性能検査	1回/年	労働安全衛生法第41条第2項
ゴンドラ	性能検査	1回/年	労働安全衛生法第41条第2項
第2種圧力容器	自主検査	1回/年	労働安全衛生法第45条第1項
小型ボイラ設備	自主検査	1回/年	労働安全衛生法第45条第1項
簡易水道	定期検査	1回/年	水道法第34条の2
ガスタービン	定期検査	1回/3年	電気事業法第55条第1項
	定期測定	2回/年	大気汚染防止法第16条
消防設備	定期検査	2回/年	消防法第17条
地下タンク貯蔵所	定期点検	1回/年	消防法14条3の2（緩和措置後1回/3年）
	油量測定	1回/月	消防庁危険物課長通知23号（緩和措置条件）
	検知管点検	1回/週	消防庁危険物課長通知23号（緩和措置条件）
避難はしご設備	自主点検	2回/年	消防法第17条
高圧ガス製造設備	自主点検	1回/年	高圧ガス保安法第35条第1項
医療ガス設備	定期点検	4回/年	厚生省健康政策局長通知（昭和63年7月15日）
特定施設	測定	1回/月	下水道条例第11条

機能維持に関する保守管理等

保守管理対象	管理種別	周期	保守管理基準
電話設備	自主点検	2回/年	メーカー標準
放送呼出装置	自主点検	2回/年	メーカー標準
ナースコール・インターホン設備	自主点検	2回/年	メーカー標準
昇降機設備	自主点検	1回/1～3月	昇降機の維持及び運行管理に関する基準第6条
冷凍機設備	自主点検	3回/年	メーカー標準
冷却塔設備	自主点検	2回/年	メーカー標準
空気調和設備	機能点検	2回/年	メーカー標準
保守管理対象	管理種別	周期	保守管理基準
自動制御設備	自主点検	1回/年	メーカー標準
各種水槽設備	清掃	1回/年	横浜市し尿浄化槽清掃要領他
塵芥処理設備	自主点検	2回/月	メーカー標準

検査系排水処理設備	定期点検	2回/週	メーカー標準
R I 排水処理設備	自主点検	2回/年	メーカー標準
厨芥処理設備	自主点検		横浜市「施設」排水処理システム等取扱要綱
自動ドア設備	自主点検	4回/年	メーカー標準
駐車場管制設備	自主点検	4回/年	メーカー標準
搬送設備	自主点検	2回/年	メーカー標準
免震装置	自主点検	次項による	1、3、5、10年目（以降1回/10年） 日本免震構造協会の免震建物の維持管理基準
冷却塔補給水薬注装置	自主点検	2回/年	レジオネラ症対策

回転機器等は日常業務として、外観の異常、異音、振動、発熱の有無などの点検を行う。

日常点検の内容、周期については、横浜市建築局作成の各設備等点検保守業務委託仕様書に準ずるものとする。

その他の保守管理業務

業務内容	管理種別	周期	保守管理基準
空調機等フィルター交換	新品交換	1回/年	フィルターの圧力損失が規定値以上となった場合
	洗浄	1回/月	点検時汚れが認められた場合
厨房脱臭剤	再生交換	1回/5年	臭気捕集が悪くなった場合
空調用加湿器	新品交換	1回/3～5年	メーカー標準（滴下浸透気化式）
	新品交換	1回/1～2年	メーカー標準（電極式）
特殊エリア清掃	清掃	随時	手術室、集中治療室、解剖室等は、必要な感染管理を行う
一般エリア清掃	清掃	随時	日常清掃により、衛生・感染管理を行う
窓清掃	清掃	2回/年	回数に関わらず、汚染が認められる場合は適宜行う
警備	警備	随時	防犯・防災対策など安全確保を図るため保安管理を行う
廃棄物処理	処理・処分	随時	法に則り適切な処分を行う
臓器等処理	処理・処分	随時	法に則り適切な処分を行う

◆ 市民病院再整備の必要性について

横浜市立市民病院は、昭和 35 年に開院し、病床規模の拡大を図りながら 50 年以上にわたり、市民の皆様への良質な医療の提供に努めてきました。また、この間、昭和 58 年から平成 3 年にかけて行った再整備により医療機能の充実を図り、救急医療や小児・周産期医療、感染症医療などの政策的医療を拡充するとともに、主に急性期医療の提供を行ってきました。

しかし、現在の市民病院の建物は、建設から既に 30 年近くが経過し、施設・設備の劣化が進むとともに、医療の高度化や医療環境の変化に対応するために行ってきた新たな医療機器の導入や度重なる改修などの結果、特に施設の狭あい化が著しく、これ以上の医療機能の拡充だけでなく、現行の医療機器の更新も困難な状況となっています。

こうした状況に対応し、市民の皆様に、将来にわたり高度で良質な医療を提供し続けるために、市民病院は、改めて再整備事業に取り組むこととしました。

◆ これまでの検討状況

- 平成 21 年 6 月 施設の老朽化・狭あい化対策等について、外部有識者で構成される「横浜市立病院経営委員会」に諮問。
- 平成 23 年 8 月 横浜市立病院経営委員会から、「市民病院は速やかに建替えを行うべき」との答申を得る。
- 平成 24 年 5 月 関係各局の局長級職員で構成される「横浜市立市民病院再整備検討委員会」を設置。「現病院敷地内での建替え」、「三ツ沢公園」、「新桜ヶ丘地区」、「岡野西平沼地区」、「羽沢地区」の各候補地に関して検討を進めた結果、三ツ沢公園について課題解決に向けた検討を進めることとなる。
- 平成 25 年 12 月 “現市民病院から近く、診療圏や連携する医療機関などへの影響が軽微であること”や、“現病院敷地を公園に転換することで、全体として公園面積は減少しないこと”などから、「現三ツ沢公園の一部及び隣接する民有地」を移転候補地と選定。
- 平成 26 年 7 月 地権者と用地取得に向けた交渉を進めた結果、民有地（神奈川区三ツ沢西町及び西区宮ヶ谷）における市民病院再整備事業の実現に協力すること等を確認する「横浜市立市民病院再整備事業に関する覚書」を締結。
- 平成 26 年 9 月 市民意見や外部有識者からなる「横浜市立病院経営評価委員会」、市会などからいただいた意見を踏まえて、「横浜市立市民病院再整備基本計画」を策定。
- 平成 26 年 12 月 策定した基本計画の具体化に向けて、基本設計に着手。

◆ 今年度の取組について

民有地の地権者と用地取得について合意しました。また、部門配置や動線計画、建物構造などの基本設計を行うとともに、都市計画の手続きを進めます。さらに、エネルギーサービスや利便施設に関して、事業者のノウハウを設計に反映できるよう、事業者からの提案方法などについて、検討していきます。

◆ 新しい市民病院の概要

医療機能に係る基本方針

高度急性期を中心とした将来にわたる先進的な医療サービスの提供と市立病院としての役割の発揮

政策的医療の拠点

救急医療、小児・周産期医療、がん対策などの充実

市民の健康危機管理の拠点

特に、大規模な災害発生時には、三ツ沢公園に隣接している利点を活かし、災害対策機能を強化

地域医療全体の質向上のための拠点

地域医療機関の連携により、より良い医療サービスの提供や地域医療人材の育成

事業概要

- (1) 病床数：650 床（うち感染症病床 26 床）
- (2) 計画外来患者数：1,200 人/日程度（現状 1,200 人/日）
- (3) 診療科数等：現行 33 科の診療領域を維持しつつ、機能に応じた再編を検討
- (4) 延床面積：60,000 m²以上（病床 1 床あたり 90 m²以上、現状 66.5 m²）

【 基本設計段階における主な施設整備上の考え方 】

（医療機能の充実）

- ・救急、ICU・CCU、周産期(NICU・GCU)、緩和ケアなど病棟機能の充実
- ・手術室の拡充（手術件数増加に対応するため、15 室整備（現行 9 室））
- ・救急隊との連携強化のため、救急ワークステーションの併設
- ・地域医療の質向上に向け、人材育成や地域連携のためのネットワーク構築
- ・高度急性期医療を担う病院として、市立大学等とも連携するためのスペース確保

（病院と公園との一体性）

- ・三ツ沢公園の隣接地に病院を整備することにより、傷病者のトリアージスペースや患者搬送用の緊急ヘリポートに活用するなど、一帯の災害対策機能を強化
- ・利便施設を公園側に設け、公園利用者にも利用できるよう整備
- ・バリアフリー化を進め、公園側から病院への動線確保

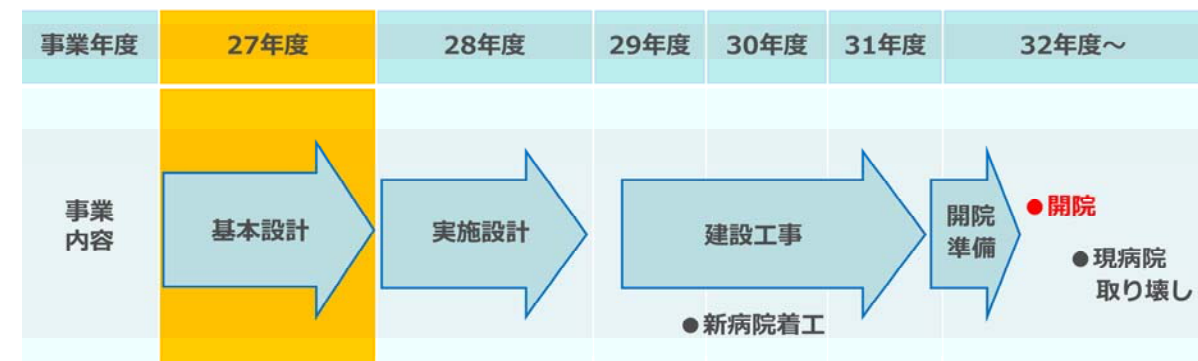
（働きやすい環境整備）

- ・休憩室や更衣室、保育所などを充実
- ・職員向け食堂やコンビニ、カフェ、レストランなどの利便施設の整備
- ・施設整備において、民間活力を導入

（交通アクセス向上）

- ・診療棟地下階など十分な駐車場スペース確保(400 台程度)
- ・病院周辺の渋滞が生じないよう周辺道路を拡幅
- ・病院正面にバスロータリー、タクシー乗り場(待機所を含む)を整備

【 今後のスケジュール 】



【 想定事業費：総額 約 426 億円 】

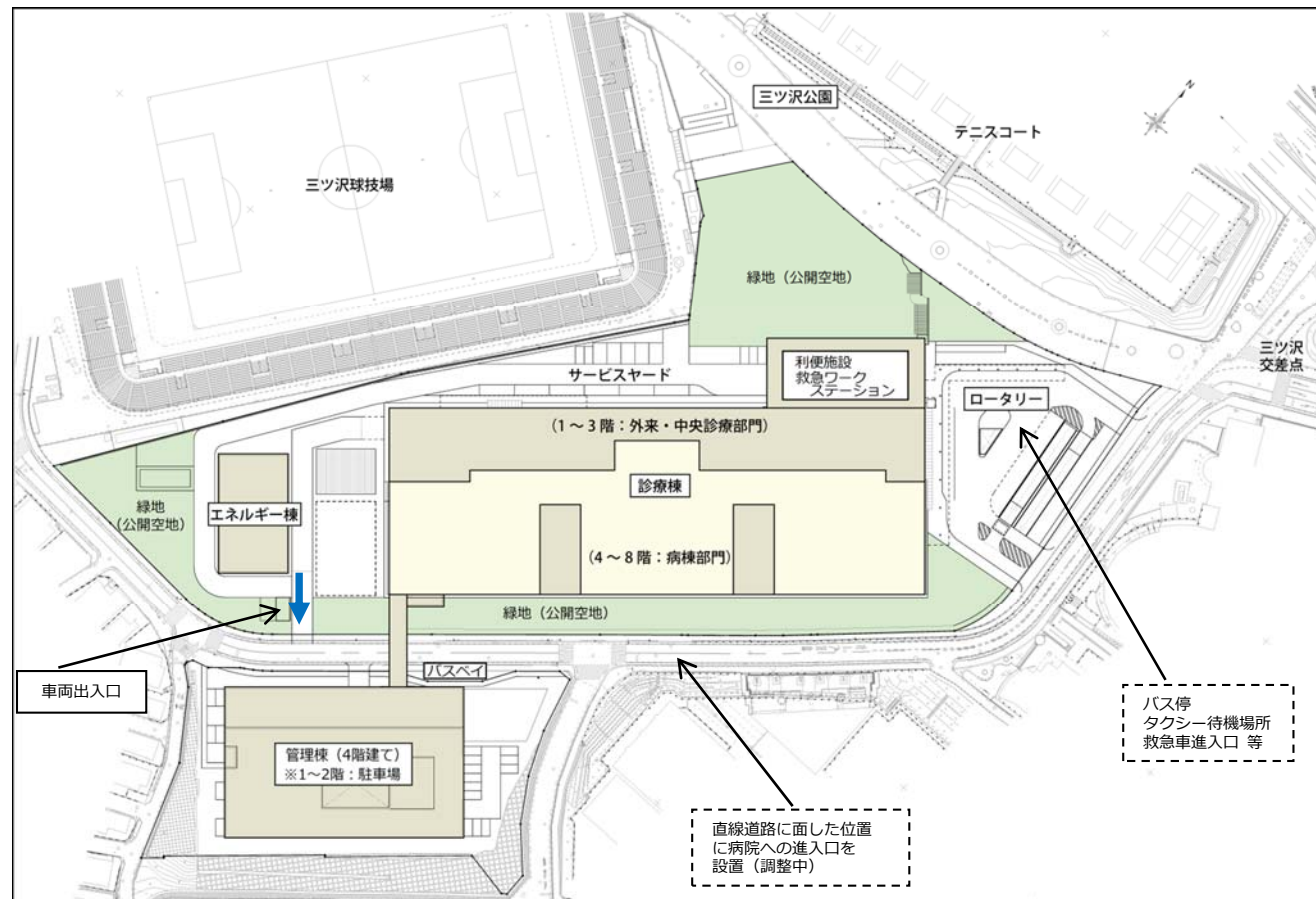
※消費税は10%を想定しています。

【内訳】		
建設関連経費	324 億円	病院本体、駐車場（400 台程度）、外構工事費 土地取得費等
初度調弁費	58 億円	システム構築費・機器等購入費
除却費	21 億円	現病院の除却費等
その他	23 億円	委託費、人件費、野球場移転に伴う整備関連費等

※基本計画策定時点の想定事業費

◆ 病院の全体配置と建物構成

新しい病院の配置（イメージ）



【新病院の施設概要について】

（病床機能）

（構成）	一般：624床 感染症：26床（うち 第一種2床） 計：650床
（特殊病床）	ICU・CCU：14床 救急：28床 NICU：9床 GCU：12床 緩和ケア：25床
（その他）	一般病床：6床室 ⇒ 4床室

（診療棟）

8階	感染症病棟、緩和ケア病棟、一般病棟
7階	一般病棟、無菌病棟
6階	一般病棟、小児病棟
5階	一般病棟、周産期センター（産科病棟、分娩、NICU・GCU他）
4階	一般病棟、リハビリ等
3階	手術室、ICU・CCU、救急病棟、血管造影、CE、血液透析、病理、細菌検査、中央材料等
2階	一般外来、がん検診、生理検査、採血・採尿、輸血・検体検査、化学療法
1階	放射線治療、核医学検査、画像診断、内視鏡、感染症外来、小児外来、ER、救命救急センター、剖検、薬剤、栄養
地下1階	駐車場

（管理棟）

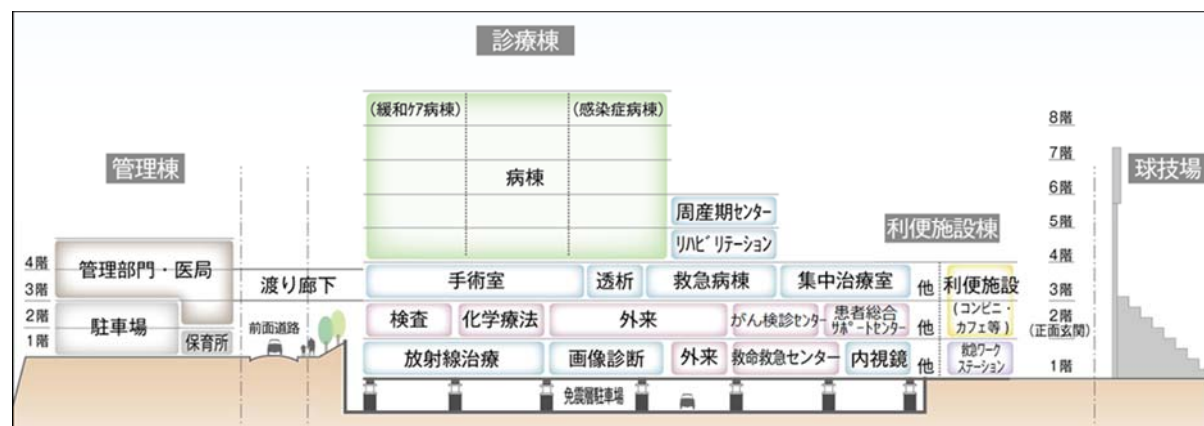
4階	看護実習室、講堂、会議室等
3階	医局、図書室、事務室、更衣室等
2階	院内学級、更衣室、駐車場
1階	院内保育所、駐車場

※なお、この他に、便利施設棟とエネルギー棟にて構成される。

（外観イメージ）

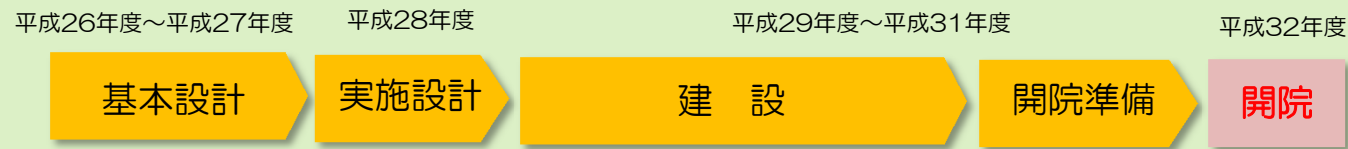


新しい病院の建物構成（イメージ）



3 事業スケジュール

基本設計着手後のスケジュールは、同じ規模の病院の整備状況を参考にすると、概ね次のとおりとなります。



※都市計画変更などの進捗状況によって、スケジュールが変動する場合があります。

4 事業費・収支シミュレーション

基本計画の策定にあたり、事業規模や施設整備計画、経済情勢などを踏まえて試算した結果、現時点で見込まれる事業費は次のとおりです。

約426億円（建設関連経費：324億円、機器等購入費：58億円など）

現時点で見込まれる事業費などをもとに、再整備前後の市民病院の収支についてシミュレーションを行った結果、平成31年度、32年度は、新しい市民病院への移転に向けた診療抑制などにより、経常収支・資金収支は赤字となりますが、平成33年度以降は黒字を見込んでいます。

市民病院再整備の必要性について

横浜市立市民病院は、昭和35年に開院し、病床規模の拡大を図りながら50年以上にわたり、市民の皆様への良質な医療の提供に努めてきました。また、この間、昭和58年から平成3年にかけて行った再整備により医療機能の充実を図り、救急医療や小児・周産期医療、感染症医療などの政策的医療を拡充するとともに、主に急性期医療の提供を行ってきました。

しかし、現在の市民病院の建物は、建設から既に30年近くが経過し、施設・設備の劣化が進むとともに、医療の高度化や医療環境の変化に対応するために行ってきた新たな医療機器の導入や度重なる改修などの結果、特に施設の狭あい化が著しく、これ以上の医療機能の拡充だけでなく、現行の医療機器の更新も困難な状況となっています。

こうした状況に対応し、市民の皆様へ、将来にわたり高度で良質な医療を提供し続けるために、市民病院は、改めて再整備事業に取り組むこととしました。

これまでの検討経過

- 平成21年6月 施設の老朽化・狭あい化対策等について、外部有識者で構成される「横浜市立病院経営委員会」に諮問。
- 平成23年8月 横浜市立病院経営委員会から、「市民病院は速やかに建替えを行うべき」との答申を得る。
- 平成24年5月 関係各局の局長級職員で構成される「横浜市立市民病院再整備検討委員会」を設置。「現病院敷地内での建替え」、「三ツ沢公園」、「新桜ヶ丘地区」、「岡野西平沼地区」、「羽沢地区」の各候補地に関して検討を進めた結果、三ツ沢公園について課題解決に向けた検討を進めることとなる。
- 平成25年12月 “現市民病院から近く、診療圏や連携する医療機関などへの影響が軽微であること”や、“現病院敷地を公園に転換することで、全体として公園面積は減少しないこと”などから、「現三ツ沢公園の一部及び隣接する民有地」を移転候補地と選定。
- 平成26年7月 地権者と用地取得に向けた交渉を進めた結果、民有地（神奈川県三ツ沢西町及び西区宮ヶ谷）における市民病院再整備事業の実現に協力すること等を確認する「横浜市立市民病院再整備事業に関する覚書」を締結。
- 平成26年7月～8月 「横浜市立市民病院再整備基本計画（原案）」を作成し、市民意見募集を実施。
- 平成26年9月 市民意見や外部有識者からなる「横浜市立病院経営評価委員会」、市会などからいただいた意見を踏まえて、「横浜市立市民病院再整備基本計画」を策定。

横浜市立市民病院 再整備基本計画 - 概要版 -

市民病院が生まれ変わります！



計画地

- ・神奈川県三ツ沢西町34番地10 他 (現：三ツ沢公園の一部、民有地)
- ・西区宮ヶ谷25番地6 (現：民有地)

計画地を選んだ主な理由

これまで横浜市では再整備候補地を慎重に検討してきましたが、

- 現病院に近く、診療圏や連携する医療機関などへの影響が軽微であること
- 病院と公園が一体となった災害対策機能の向上が図れること
- 現病院敷地を公園に転換することで、全体として公園面積は減少しないこと などから

三ツ沢公園の一部を活用した計画地（写真の場所）へ移転することを計画しています。なお、ニッパツ三ツ沢球技場に隣接しますが、防音対策に万全を期すことで病院内の療養環境を良好に保ちます。

※ 現病院敷地には、新病院への移転後、野球場を整備する予定です。

1 新しい市民病院のコンセプト・概要

“安心” と “つながり” の拠点へ

高齢化が進み、医療・介護サービスなどの需要が増大していく中で、患者それぞれの状態にふさわしい医療を適切に提供していくことが求められています。また、救急医療の充実やがんなどに対する高度で先進的な医療の提供、大規模地震の発生時などにおいても必要な医療が受けられる万全の体制の整備などが求められています。

新しい市民病院は、政策的医療のより一層の充実や災害医療、感染症医療の機能強化を図るなど、市民の皆様への“安心”に込めていくとともに、地域連携の推進や地域医療人材の育成、チーム医療の実践など、医療機関や医療に関わる人と人との“つながり”を育てていきます。

医療機能に係る基本方針

高度急性期を中心とした将来にわたる先進的な医療サービスの提供と市立病院としての役割の発揮

政策的医療の拠点

地域に不足しがちな救急医療、小児・周産期医療、がん対策などの充実を図ります

市民の健康危機管理の拠点

大規模な災害発生時や感染症の大流行時にも、必要とされる医療を迅速かつ適切に提供します

地域医療全体の質向上のための拠点

地域医療機関の連携により、より良い医療サービスを提供するとともに、地域医療人材の育成に取り組みます

整備・運営に係る基本方針

患者や医療従事者に信頼され、選ばれる病院

環境と調和し、人にも環境にも優しい病院

安全で良質な医療サービスの提供と健全な病院経営

事業規模

概要	整備前	整備後
病床数	650床 (うち感染症病床26床)	650床 (うち感染症病床26床)
延床面積	43,248㎡	約60,000㎡
外来患者数	1,200人/日程度	1,200人/日程度
標榜診療科	33診療科	現在の診療領域を維持します

2 新しい市民病院の主な機能

a 救急医療の充実を図り、より多くの救急患者を受け入れます

- 救命救急センターの病床数を増やします
- 救急救命士の人材育成のため、救急ワークステーションを設置します
- 救急隊との密接な連携により効果的に救急医療を実施します

b 小児救急医療の充実、周産期医療の機能強化を図ります

- 小児救急拠点病院としての体制充実を図ります
- NICU(新生児集中治療室)やGCU(新生児治療回復室)の病床数を増やし、新生児医療の充実を図ります
- 出産年齢の高齢化に伴うハイリスク分娩の増加に対応します

c 検診から緩和ケアまで総合的ながん対策の充実・強化を図ります

- 手術室の増設やロボット手術などの新技術の導入を進めます
- 放射線治療や化学療法の充実を図ります
- 緩和ケア病床を増やし、本市の緩和ケア医療提供体制を充実します
- がん検診センターについて、土日検診の拡充を図ります

d 大災害・感染症などに対して、最前線で医療提供を行います

- ターミナル駅である横浜駅に近く、広域応援活動拠点などに指定されている三ツ沢公園に隣接する利点を活かし、災害医療の中核的施設としての機能を強化します
- 重症患者などの広域搬送に備えた市内臨時拠点やDMAT(災害派遣医療チーム)の活動拠点機能を整備します
- 新型インフルエンザなどの流行に対応するほか、県内で唯一の第一種感染症指定医療機関としての機能強化を図ります

e 地域全体で患者を支援するための体制を整えます

- 多職種による入退院支援や連携施設との調整などを一元的に行う「患者総合サポートセンター(仮称)」を整備します
- 急性期の治療からリハビリテーション、在宅医療や介護に至るまで、地域全体で一貫して患者を支援することができる面的連携体制の整備を進めます
- ICTの活用などによる患者情報ネットワークシステムの構築を進めます
- 多目的ホールを整備し、地域医療従事者のための研修会を開催するなど、地域医療人材の育成に貢献します



ターミナル駅である横浜駅からは、三ツ沢公園方面への全てのバス便が利用でき、病院へのアクセスは格段に向上します。



f 患者や医療従事者などから信頼され、選ばれる病院となります

- 地域医療機関との連携を強化します
- できる限り待ち時間が生じない診療体制を実現し、待ち時間が生じた場合でも院内のカフェ、レストランなどで快適に過ごせるようにします
- 現在の6床室は、原則4床室とし、十分な占有スペースを確保します
- 重症患者や感染症患者などに適切に対応し、患者のプライバシーが守れるよう個室の充実を図ります

g 人にも環境にも優しく、誰でも利用しやすい施設を整備します

- 太陽光発電の導入など、地球温暖化防止のための取組を進めます
- ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、年齢や障害の有無、使用する言葉などに関わらず、誰もが利用しやすい施設、設備を整えます
- 案内表示・説明書・ホームページの多言語化などにより、国際化への対応を進めます
- 病院に設置するカフェやレストラン、コンビニエンスストアなどを公園利用者などに開放することにより、病院と公園の一体性を高めます



※ 現時点で想定する事業規模や施設整備計画をイメージにしたものです。今後、具体的な設計等の中で変更する場合があります。

【施設整備上の主なポイント】

- ① 神奈川区側に診療棟(8階建て)、西区側に管理棟(5階建て)を配置します
- ② 十分な台数の駐車場を確保します
- ③ バスロータリー、タクシー乗り場を整備します
- ④ 診療棟については「免震構造」を採用するなど、災害時でも病院機能を維持します
- ⑤ 快適な療養環境を確保するため、外壁・窓について十分な遮音性を確保するとともに、敷地内の緑化を進めます
- ⑥ 病院の北側に公園との共用ゾーンを確保するほか、レストランなどの施設を公園に面して配置し、公園利用者などにも開放することで、病院と公園との一体性を高めます



横浜市立市民病院再整備基本計画

※本計画は、三ツ沢公園の一部と隣接する民有地を計画地として取りまとめたものです。
現在、民有地取得に向けた交渉を進めています。

平成 26 年 9 月

“安心”と“つながり”の拠点へ

横浜市立“新”市民病院

横浜市立市民病院は、昭和35年に開院し、病床規模の拡大を図りながら50年以上にわたり市民の皆様への良質な医療の提供に努めてきました。また、この間、昭和58年から平成3年にかけて行った再整備により医療機能の充実を図り、救急医療や小児・周産期医療、感染症医療などの政策的医療を拡充するとともに、主に急性期医療の提供を行ってきました。

しかし、現在の市民病院の建物は、建設から既に30年近くが経過し、施設・設備の劣化が進むとともに、医療の高度化や医療環境の変化に対応するために行ってきた新たな医療機器の導入や度重なる改修などの結果、特に施設の狭あい化が著しい状況となっています。

こうした状況に対応し、市民の皆様へ、将来にわたり高度で良質な医療を提供し続けるために、市民病院は、改めて再整備事業に取り組むこととしました。

高齢化が世界に類を見ない速度で進み“超高齢社会”となった現在、医療提供にはさらなる変化が求められています。

高齢人口の増加により医療需要の増大が見込まれる中、患者ニーズに合わせた医療を効果的・効率的に提供していくためには、限られた医療資源を急性期医療に集中的に投下するとともに、急性期、回復期、慢性期の医療機関や在宅医療・介護関連施設等が相互に機能分担と連携を図っていくことが求められています。

がんや急性心疾患など、死亡原因の上位を占める疾患に対して、高度で先進的な医療の提供が求められるとともに、少子化に伴い、子どもを安心して産み育てられる環境が求められています。また、大規模地震などの災害に対して、非常時においても必要な医療が受けられる万全の体制が求められています。

こうした状況の中、市民病院は生まれ変わろうとしています。

新たな市民病院では、これまで培ってきた急性期医療や政策的医療に対する実績、地域医療機関との連携体制等を礎として、さらに高度で先進的な医療提供を行っていきます。

また、市が直接経営する唯一の総合的な病院として市行政や関係機関と連携し、市民の皆様にとって欠かすことのできない政策的医療を積極的に担うとともに、地域の医療資源を効果的に結びつけることなどにより、地域医療全体の質向上にも貢献していきます。

新市民病院では、これまでも取り組んできた救急医療や周産期医療等の政策的医療に関し、重症患者のための病床を拡充するなど一層の充実を図っていきます。また、がんに対する高度で先進的な医療機能の強化を図るなど、「政策的医療の拠点」としての役割を果たしていきます。

特に、災害医療の分野については、三ツ沢公園に隣接する利点を最大限に活かし、公園を活用した総合的な災害対策機能の強化に取り組むとともに、市の災害対策や市内の他の災害拠点病院、全国各地から集まるDMATなどとの連携のもとに、横浜市における災害医療の中心的な役割を担っていきます。また、感染症の分野では、パンデミック等にも対応した診療機能や、他の医療機関に対する教育・研修機能、コンサルティング機能の強化を図るなど、「市民の健康危機管理の拠点」としての役割を果たしていきます。

新市民病院は、これらの取組により、市民の皆様の“安心”に応えていきます。

高齢化が進展し、医療・介護サービスの需要が増大していく中で、患者それぞれの状態にふさわしい医療を適切に提供していくためには、今まで以上に地域連携を進めていく必要があります。新市民病院では、地域の医療機関、介護関連施設、在宅療養支援施設等が相互に連携し、より良い医療・介護サービスを効果的・効率的に提供していくためのネットワークづくりに取り組んでいきます。また、地域全体として良質な医療を提供していくためには、広く地域医療に従事する人材を育成していくことが必要です。そこで、医療者を目指す学生や、地域医療機関の医療従事者等に対する教育・研修機能の強化を図るなど、地域医療人材の育成に関しても積極的に取り組んでいきます。

新市民病院は、これらの取組により「地域医療全体の質向上のための拠点」としての役割を果たしていきます。

患者に対してより良い医療を提供していくためには、医師や看護師をはじめとする病院のスタッフが強く結束し、チーム医療を実践していくことが何よりも大切になります。

新市民病院では、スタッフの一人ひとりが医療者としての責任を自覚し、互いに協力し合っチーム医療を実践していく中で自己実現を図っていく、そのために人と人とを結ぶステージとしての役割を担っていきます。

新市民病院は、医療機関や医療に関わる人と人との“つながり”を育てていきます。

“安心”と“つながり”の拠点。

横浜市立市民病院は、新たな挑戦に向けて再整備のスタートを切ります。

目次

I 新病院の目指す姿	5
1 医療提供に係る基本方針	5
2 整備・運営に係る基本方針	10
3 事業規模.....	11
(1) 病床数.....	11
(2) 計画外来患者数	11
(3) 診療科数	12
(4) 延床面積.....	12
II 新病院の機能	13
1 医療提供に関する主な機能	13
(1) 政策的医療の提供.....	13
ア 救急医療	13
イ 小児・周産期医療	15
ウ がん対策	17
(2) 市民の健康危機管理.....	19
ア 災害医療・災害対策	19
イ 感染症医療・感染管理.....	20
(3) 地域医療全体の質向上	21
ア 地域連携	21
イ 地域医療人材の育成	23
2 整備・運営に関する主な機能.....	24
(1) 患者や医療従事者に信頼され、選ばれる病院.....	24
ア 患者から信頼され、選ばれる病院.....	24
イ 医療従事者から信頼され、選ばれる病院.....	27
(2) 環境と調和し、人にも環境にも優しい病院.....	28
ア 人に優しい病院.....	28
イ 環境に優しい病院.....	29
(3) 安全で良質な医療サービスの提供と健全な病院経営	30
ア 安全で良質な医療サービスの提供.....	30
イ 健全な病院経営.....	32
III 部門別基本計画	34
1 外来部門.....	34
2 病棟部門.....	35
3 地域連携部門	36

4	診療部門.....	38
	(1) 手術部門.....	38
	(2) 内視鏡部門.....	39
	(3) 放射線治療部門.....	40
	(4) リハビリテーション部門.....	41
	(5) 化学療法部門.....	42
	(6) 血液浄化部門.....	43
5	看護部門.....	49
6	薬剤部門.....	51
7	栄養部門.....	52
8	画像診断部門.....	53
9	検査部門.....	54
10	臨床工学部門.....	55
11	がん検診部門.....	56
12	臨床研究支援部門.....	56
13	管理部門.....	57
	(1) 物品供給・物流.....	57
	(2) 医療情報.....	58
	(3) 人材の確保・育成・効果的な活用のための環境の整備.....	60
IV	施設整備計画.....	61
1	施設整備の基本方針.....	61
2	敷地及び建築条件等.....	62
3	建築計画.....	63
4	構造計画.....	67
5	設備計画.....	67
6	環境対策.....	69
V	整備手法.....	70
VI	事業スケジュール.....	72
VII	事業費・収支シミュレーション.....	73
	用語集.....	75
	資料 横浜市立市民病院を取り巻く環境.....	82

I 新病院の目指す姿

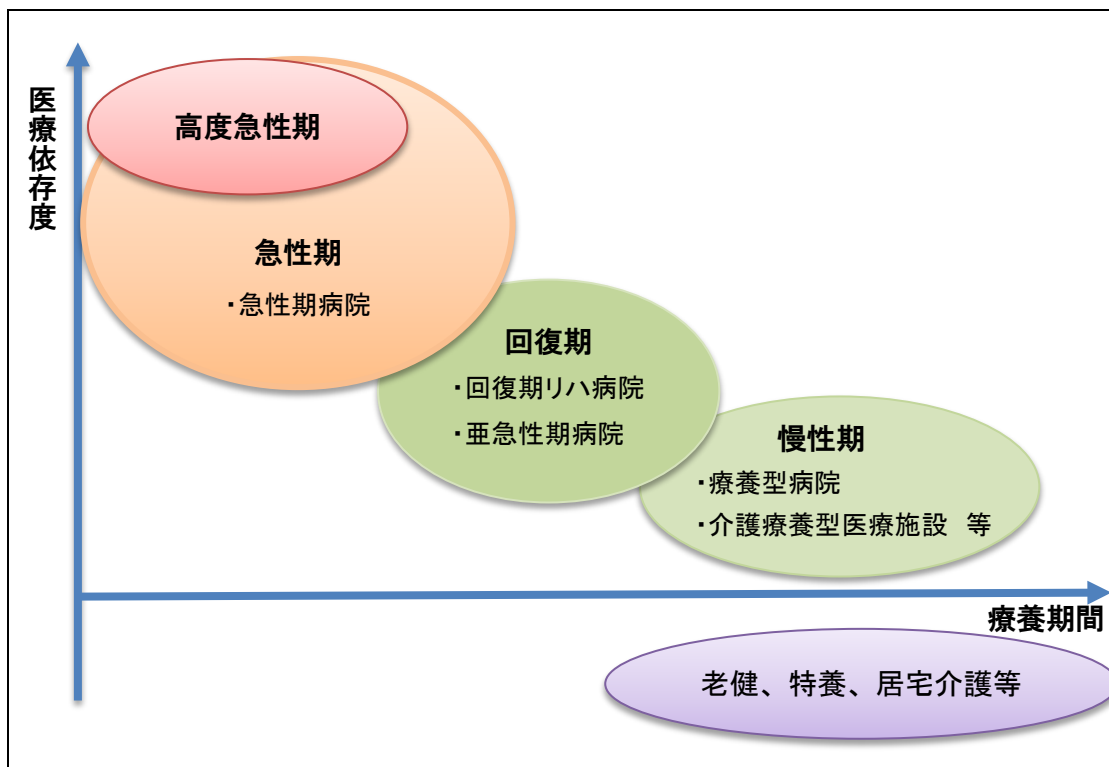
1 医療提供に係る基本方針

高度急性期を中心とした将来にわたる先進的な医療サービスの提供と市立病院としての役割の発揮

新市民病院では、病院・病床機能の役割分担を通じてより効果的・効率的な医療提供体制を構築するため、「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」など、患者ニーズに合わせた機能分化・集約化と連携強化を図るとしている国の政策動向や、これまで市民病院が取り組んできた実績等を踏まえ、「高度急性期医療」を中心に、将来にわたって先進的な医療サービスを提供していくことを基本方針とします。

このため、ICUや救命救急センター等の増床、手術室や放射線診断・治療部門への先進的な機器の導入等による医療提供の高度化、医学部を持つ大学等との連携による臨床研究の充実や人材育成などにより医療機能の強化を進めます。

また、回復期や慢性期の医療を担う病院や地域の診療所、介護関連施設、在宅療養支援施設などとの連携体制を構築し、急性期から在宅療養、介護に至るまで地域全体として市民に良質な医療を提供します。



新市民病院では、市立病院としての役割をしっかりと果たし、市民に必要な医療と安心を提供していくため、次の3つの拠点機能を担っていきます。

- (1) 政策的医療の拠点
- (2) 市民の健康危機管理の拠点
- (3) 地域医療全体の質向上のための拠点

(1) 政策的医療の拠点

新市民病院は、公立病院として、救急医療や小児・周産期医療、がん対策など、市民に必要とされる政策的医療を積極的かつ中心的に担っていくことで、「**政策的医療の拠点**」としての役割を果たしていきます。

〔主な特徴〕

- 人口の高齢化に伴いさらに増加が予想される救急患者に迅速かつ適切に対応し、より多くより多様な救急患者を受け入れるため、救命救急センターの増床、ヘリポートや救急ワークステーションの整備など、**救命救急センター機能の強化**を図ります。
- 小児救急患者に適切に対応するため、引き続き横浜市小児救急拠点病院としての役割を果たしていきます。また、出産年齢の高齢化や分娩を取り扱う医療機関が減少している状況を踏まえ、周産期救急やハイリスク分娩などへの適切な対応を図るとともに、多様な妊産婦のニーズに応えます。そのため、NICUやGCUの増床、LDRの整備などを進め、分娩取扱件数の拡大を図るなど、**周産期センター機能の拡充**を図ります。
- 手術、化学療法、放射線療法など、がんに対する集学的医療の提供体制を強化するため、手術室の増設のほか鏡視下手術など低侵襲治療の強化、内視鏡センターや外来化学療法室の拡充、放射線診断・治療機器の充実等を図ります。また、がん検診部門の機能拡充や、緩和ケア病床の増床等により、地域がん診療連携拠点病院として**がん対策を推進**します。

(2) 市民の健康危機管理の拠点

新市民病院は、大災害の発生時や感染症のパンデミック等にも対応した診療機能を持つとともに、他の医療機関に対する教育・研修機能やコンサルティング機能の強化を図るなど、「**市民の健康危機管理の拠点**」としての役割を担っていきます。

〔主な特徴〕

- 免震構造等地震に強い建築手法の採用、必要かつ十分なライフライン（水・電気等）の確保、救命救急センター機能の強化、DMATの複数保有、病院敷地内又は敷地に隣接したヘリポートの整備などにより**災害拠点病院としての機能強化**を図るとともに、災害医療に対する人材育成・教育・研修機能などを担い、災害拠点病院の先導的役割を果たします。

- 災害時の広域応援活動拠点に指定されている三ツ沢公園に隣接する利点を活かし、公園及び周辺施設を活用して、重症患者等の広域搬送に備えた市内臨時拠点や他都市から派遣されるDMATの活動拠点機能などを整備することを検討するとともに、これらと連携した災害医療活動を行うことで、**横浜市における災害医療の中核的施設**としての役割を担います。また、こうした機能を担うために、平時から災害医療人材の育成に取り組みます。
- 第一種・第二種感染症指定医療機関としての診療機能等に加え、パンデミック等にも対応可能な診療施設、地域医療機関に対する教育・研修機能やコンサルティング機能等を持った感染症センター（仮称）を整備し、保健・医療行政との連携を図ることで、**市全体の感染症対策の拠点**としての役割を果たします。

（３）地域医療全体の質向上のための拠点

新市民病院は、医療機関相互の機能分担と連携により、地域全体で市民に対する良質な医療を提供していくため、患者支援機能の強化、地域連携の推進や地域医療人材の育成に取り組むなど、「**地域医療全体の質向上のための拠点**」としての役割を果たしていきます。

〔主な特徴〕

- 多様な専門職が協力し、入院前から退院後まで一貫した患者支援を行うことで患者への安全で良質な医療を提供し、転院や退院後の療養に不安なく移行できるよう、入退院に伴う事前相談や医療福祉相談、入退院管理や持参薬管理、医療福祉相談、在宅療養相談、連携施設との調整等を一元的に行う**患者総合サポートセンター（仮称）を整備**します。
- 患者が身近な地域で安心して適切な医療・介護サービスを受けられるよう医療機関等の機能分化と連携を進めるため、回復期や慢性期の医療を担う病院や地域の診療所、介護関連施設、在宅療養支援施設等との面的な連携体制を構築するとともに、相互に患者情報を共有するため、ICT（情報通信技術）を活用した患者情報ネットワークシステムの構築・活用を図るなど、**地域における医療連携の中心的役割**を担います。
- 地域医療従事者の技術・知識の向上を図るため、地域の医療従事者が研修やカンファレンスなどに利用できる多目的ホールや、医療技術向上のためのトレーニング施設等を整備し、利用に供するとともに、地域医療従事者に対する研修を実施するなど、**地域医療人材の育成**を図ります。
- 医学部を持つ大学等との連携により臨床研究を行うなど、医療の発展や質向上に積極的に取り組みます。また、医学生の実習を受け入れるとともに、連携大学院の仕組みを取り入れ、医師として働きながら学位の取得を目指す大学院生を支援するなど、**地域医療を支える医師の育成**に取り組みます。

<総合的な災害対策機能の強化>

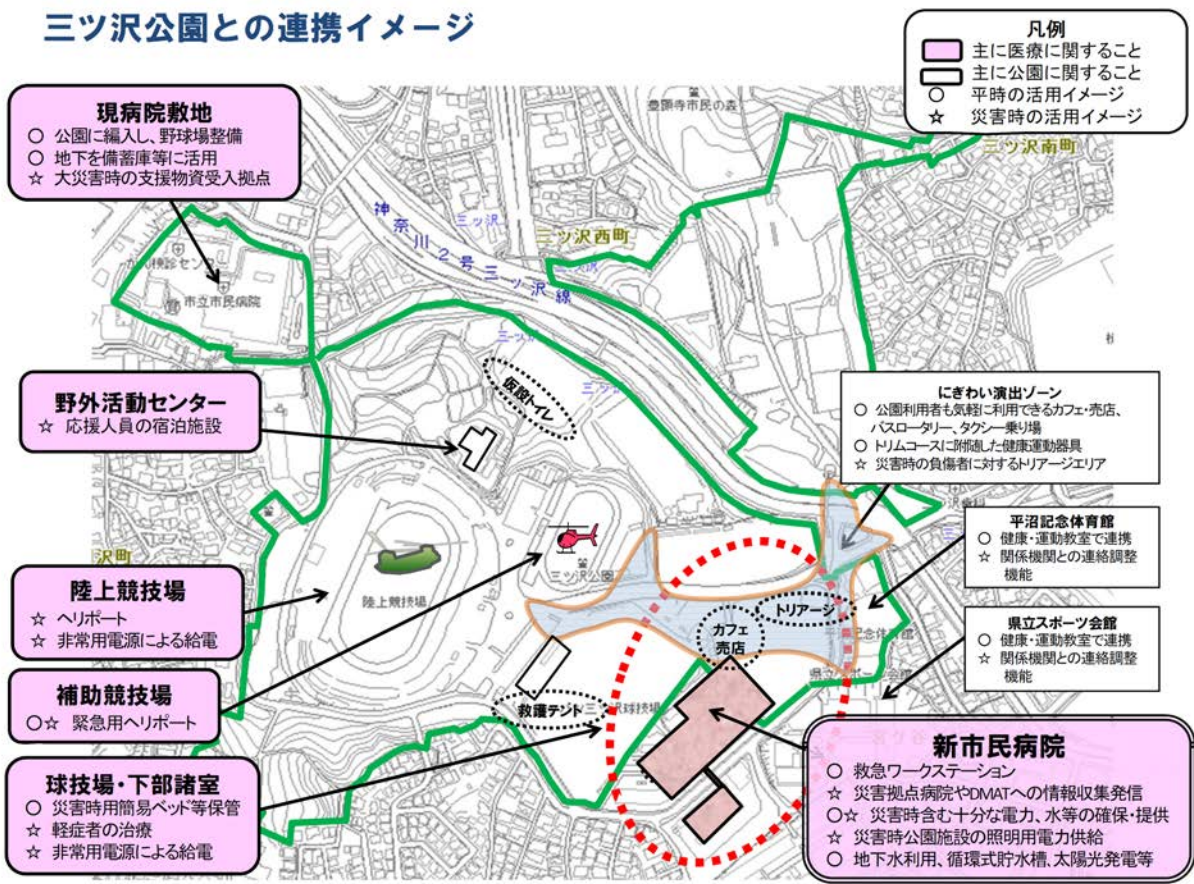
横浜市では、これまでも様々な災害対策に取り組んできましたが、今後は、想定以上の大規模な地震や津波などが発生した場合にあっても、人命を守ることを最優先とした対策を強化・推進することが重要となります。

新市民病院は、災害拠点病院としての機能の充実を図ることに加え、市が直接経営する唯一の総合的な病院として、市の災害対策や他の機関との連携により、市全体としてより効果的な災害医療が実施できるよう取り組んでいきます。

このため、災害時には、病院に隣接し、広域避難場所や広域応援活動拠点に指定されている三ツ沢公園も活用し、自衛隊や消防、他自治体からの応援職員、DMATをはじめとする医療チーム等との連絡・調整役を果たすことで、災害医療の充実を図り、市立病院としてのプレゼンスを果たしていきます。

再整備にあたっては、こうした観点から必要な機能を整備するとともに、三ツ沢公園における既存の災害対策機能との整合性などについて関係機関と調整しながら、市全体の総合的な災害対策を推進していきます。

三ツ沢公園との連携イメージ



【にぎわいの創出】

平時には公園と隣接する利点を生かし、病院のレストラン、カフェ、コンビニエンスストア等の施設を公園利用者も気軽に使えるように配置することや、スポーツ公園である三ツ沢公園と連携した健康づくり事業の展開など、公園や周辺施設のにぎわいを創出します。

<超高齢社会を見据えた医療等の提供体制の構築>

国では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年（2025年）をひとつのターニングポイントとして医療提供体制の再構築を目指しています。

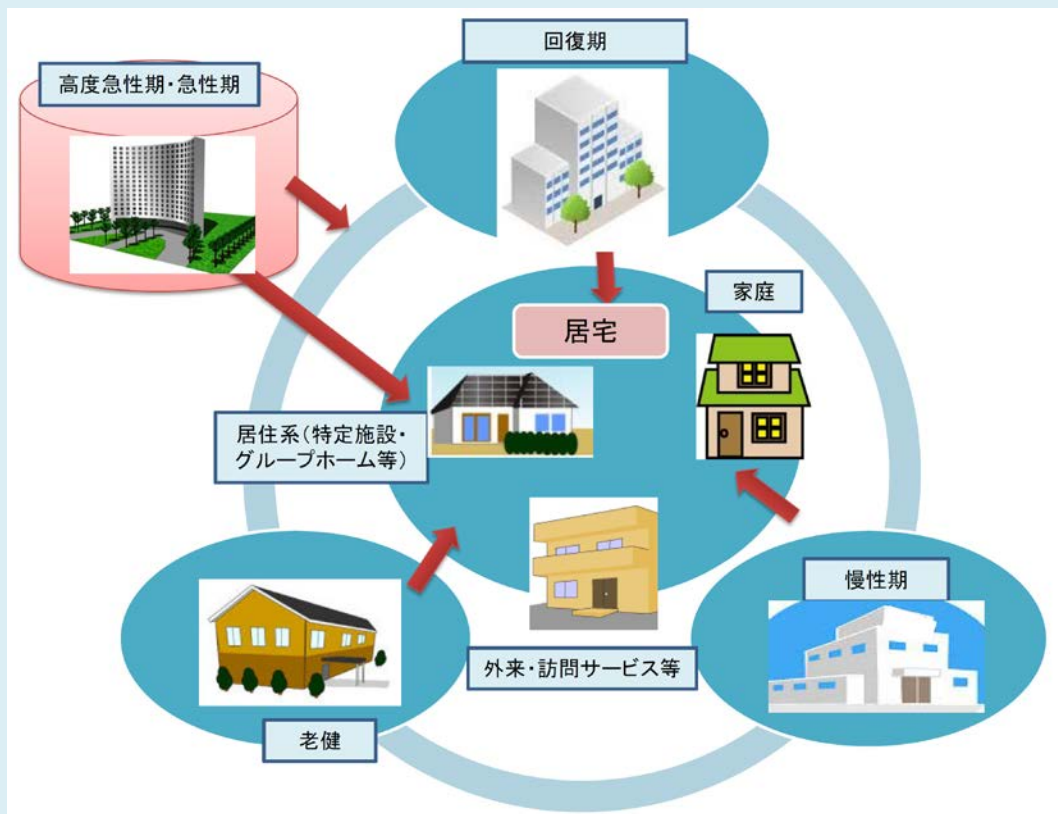
横浜市においても、平成37年（2025年）の後期高齢者数は、61万人（平成22年（2010年）：32万7千人）を超えると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」）。さらに、後期高齢者の受療率は、65～74歳の約2.5倍、生産年齢（15～64歳）の約10倍にも及び（厚生労働省「平成23年患者調査（神奈川県）」）、今後、総人口は減少するものの患者数は増加することが見込まれています。また、疾病別では、悪性新生物や循環器系の疾患、精神及び行動の障害が増えるものと見込まれます。

このように、人口構成や疾病構造が現在と大きく変化する将来に向けて、急性期医療を中心に人的・物的資源を集中投入し、後を引き継ぐ回復期等の医療や介護サービスの充実によって早期の家庭復帰・社会復帰を実現するとともに、地域での包括的なケアシステムを構築して、医療から介護までのネットワーク化を図ることにより、患者・利用者のQOL（生活の質）の向上を実現することが求められています。

高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自分らしい生活を生涯続けることができるよう、医療、介護、予防、生活支援が、日常生活の場で一体的に提供できる地域での体制づくりを今後さらに推進する必要があります。

こうした中で、新市民病院は、高度急性期医療を中心とした医療サービスを提供しつつ、地域全体の連携体制の構築に向け、その中心的な役割を担っていきます。

在宅復帰の流れのイメージ



2 整備・運営に係る基本方針

新市民病院の整備・運営にあたっては、次の3つの基本方針のもとに具体的な機能や運用を検討し、必要な施設・設備やサービス、運営システム等の整備・充実を図っていきます。

(1) 患者や医療従事者に信頼され、選ばれる病院

医療機能の充実や質向上はもとより、患者・家族にとっては、より良い療養環境と適切なサービスが受けられる病院、地域医療機関にとっては、よりスムーズな地域連携が実現でき、安心して患者を紹介できる病院、医療従事者にとっては、やりがいがあり働きたいと思う病院にします。

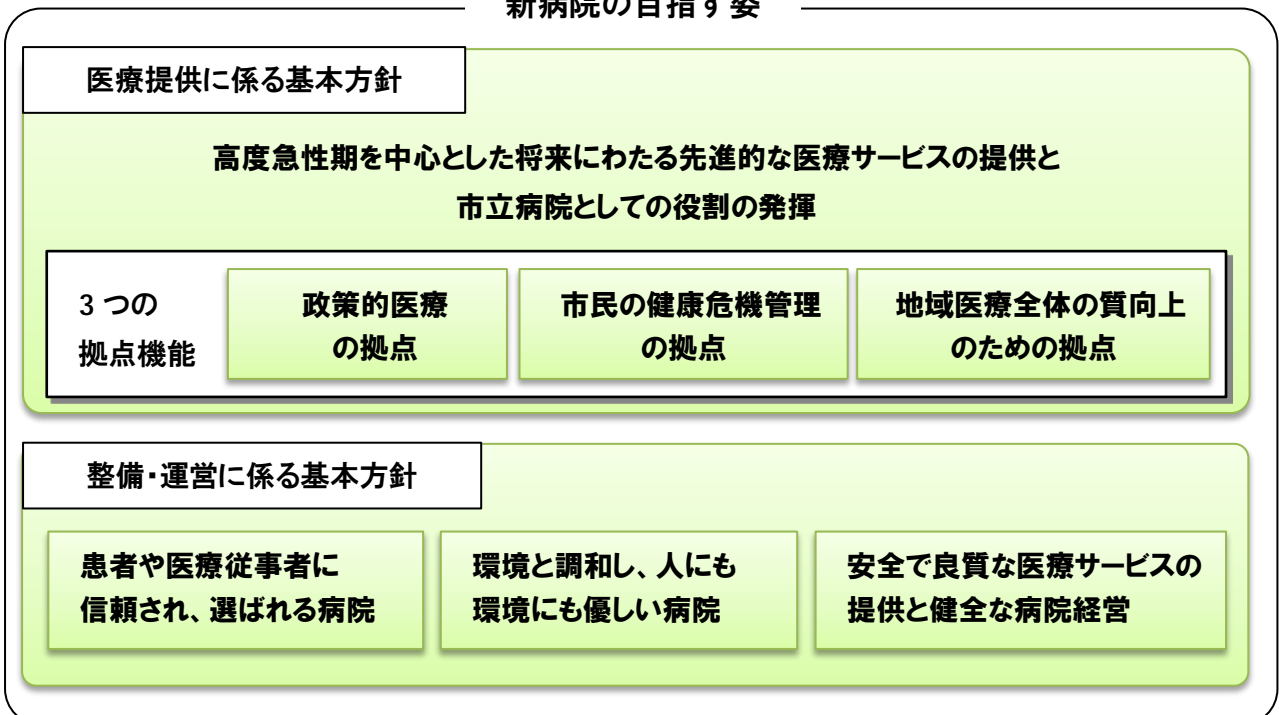
(2) 環境と調和し、人にも環境にも優しい病院

一般の市民も利用できる施設の整備や周辺施設との連携事業の展開など、周辺環境とのつながりの中で地域の魅力向上を図ります。また、高齢化や国際化等にも対応したユニバーサルデザインを進めるとともに、環境に配慮したエネルギー対策を推進します。

(3) 安全で良質な医療サービスの提供と健全な病院経営

患者に安全で良質な医療サービスを提供することを第一としつつ、建設費の縮減に努めるとともに、病院運営や業務の効率化、コストの縮減に取り組むなど、安全で良質な医療と健全な病院経営との両立を実現します。

新病院の目指す姿



3 事業規模

(1) 病床数 : 650 床 (うち感染症病床 26 床)

高齢化の進展に伴って新入院患者数の増加が想定されますが、患者にとっても身体的・経済的負担が少ない低侵襲な治療方法の普及や、医療機関における機能分化・集約化と地域連携の推進により、平均入院期間が短縮することで増加する医療需要に対応できるものと見込まれます。このため、現在と同じ 650 床とします。また、より高度な医療を必要とする患者を可能な限り受け入れられるよう、救命救急センターや ICU、NICU 等を増床します。

<参考>入院患者の将来推計

	平成 24 年度		平成 52 年度
新入院患者数	16,158 人	➡	約 24,000 人
平均入院期間	12.2 日		9.0 日
1 日当たり入院患者数	543 人		592 人
病床利用率	83.5%		91.0%

※52 年度の新入院患者数は、年齢階級別受療率、将来人口推計、市民病院の 24 年度診療科別患者数を用いて算出

※52 年度の平均入院期間は 2 割～3 割程度短縮されると仮定し(社会保障改革に関する集中検討会議(第十回)資料「医療・介護に係る長期推計」より)、9 日を想定

→ 新市民病院で 24,000 人の患者を受け入れても、病床利用率 90%程度で受入可能であり、かつ一定の病床の余裕も確保

(2) 計画外来患者数 : 1,200 人/日程度 (現状 約 1,200 人/日)

高齢化の進展に伴って外来患者数の増加が想定されますが、急性期病院として地域医療機関からの紹介患者を中心に診療を行い、症状が改善した患者は逆紹介を行うなど医療の高度化にあわせてより積極的に機能分担を進めることにより平均通院回数が減少することで増加する医療需要に対応できるものと見込まれます。このため、現在と同程度の患者数とします。

<参考>外来患者の将来推計

	平成 24 年度		平成 52 年度
新外来患者数	26,357 人	➡	約 31,000 人
平均通院回数(年)	11.3 回		約 9 回
延外来患者数	296,549 人		約 279,000 人
1 日当たり外来患者数	1,210 人		約 1,140 人

※52 年度の新外来患者数は、年齢階級別受療率、将来人口推計、市民病院の 24 年度診療科別患者数を用いて算出

※52 年度平均通院回数は、地域中核病院の平均値から約 9 回を想定

→ 平均通院回数が減少し患者が減る一方、外来患者数の増加が見込まれることから、現在と同程度の 1,200 人を想定

(3) 診療科数 : 33科 (院内標榜含む)

現状の診療領域は維持した上で、拡大についても検討します。その上で、臓器別や疾患別の診療科編成など、機能に応じた患者にもわかりやすい再編を行います。

今後とも幅広い診療領域を担うことで、市民の安全・安心を確保するとともに、一層充実したチーム医療を実現するため、クラスター化（センター化）を積極的に推進します。

(4) 延床面積 : 6万㎡ (1床当たり 90㎡) 以上

医療の高度化やより良い療養環境の提供に必要なスペースの確保を図ります。

近年、再整備を行った同規模病院の事例を参考に必要な機能や拡充する機能を考慮し、1床当たり 90㎡を基準とした上で、将来の医療機能の拡張スペース等を考慮して、6万㎡以上とします。(90㎡×650床=58,500㎡) + 将来の医療機能の拡張スペース等≧60,000㎡)

<参考>1床当たり90㎡の計算

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年以降に竣工した500床以上の病院平均値
…85.6㎡/床
※「病院の部門別に関する研究報告書【(社)日本医療福祉建築協会 刊】」 ・がん検診センター分の必要面積を加算した場合の1床当たり面積
…(85.6㎡/床×650床+1,980㎡[※])÷650床=88.6㎡/床≒90㎡/床
※現在のがん検診センターの延床面積のうち、検診以外の用途に使用している部分を除いた面積 |
|--|

II 新病院の機能

1 医療提供に関する主な機能

(1) 政策的医療の提供

ア 救急医療

1) 救命救急センター機能の強化

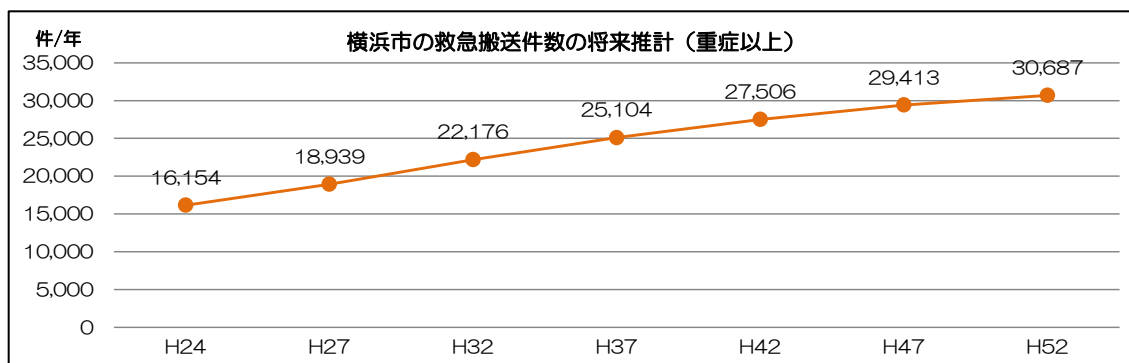
人口の高齢化に伴い、今後、さらに増加すると予想される救急患者に迅速かつ適切に対応するためには、医療機関の機能に応じた役割分担を図りながら、限られた医療資源を有効に活用していくことが必要となります。

市民病院は、救命救急センター機能を持つ医療機関として、急性心疾患、脳卒中、外傷など多様な救急症例に対応し、二次、三次救急医療を中心にしつつ、救急患者の需要には可能な限り対応し、救急車応需率についても、最大限の向上を図ります。

再整備にあたっては、**救命救急センターの増床**や救急処置室の拡充、医療機器の整備など施設設備の充実・強化を図るほか、手術室や集中治療室、内視鏡センター、検査・画像診断など救急医療に必要な諸室・機能等との近接性や関連性に配慮し、効率的な救急医療が行える体制を整備します。また、本市救急医療体制における救急搬送困難事例に対応するなど市の救急医療施策の先導的な役割を担うとともに、**災害医療の中核的施設としての役割**を果たしていきます。

また、在宅や介護施設等に入所する患者の急変時には、迅速に患者を受け入れるなど**地域医療全体を支えるための中心的な役割**を果たします。

<参考>重症以上の救急患者の将来推計



※横浜市の救急搬送統計、年齢階級別将来人口推計を用いて算出

＜参考＞市内の救命救急センター

横浜市立市民病院（24床） 横浜市立みなと赤十字病院（33床） 横浜市立大学附属市民総合医療センター（47床） 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院（40床）	横浜労災病院（32床） 済生会横浜市東部病院（24床） 国立病院機構横浜医療センター（20床） 昭和大学藤が丘病院（35床）
平成 26 年 2 月現在、各病院に照会（昭和大学藤が丘病院は病院ホームページより）	

2) 救急隊との連携と人材の育成

平常時には、医師や看護師など医療従事者が協力して、救急救命士等の救急医療を担う人材の教育・研修を行います。また、救急患者発生時には、救急車への医師の同乗や**救急隊との密接な連携により効果的な救急医療を実施**するほか、災害時に消防との連絡調整のための施設として活用する**救急ワークステーションを病院内に設置**します。

＜参考＞救急ワークステーションについて

救急救命士等の救急隊員に対して研修を行う医療機関に救急自動車を配置し、隊員の病院実習に際して医師による救急自動車同乗研修を受けることができるようにした施設。
 救急ワークステーションの設置により、きめ細かな救急救命士の病院実習ができることや、救急出動時に医師が同乗することで効果的な救急医療が実施できる。

県内の救急ワークステーションの整備状況

市町村	整備病院名	方式※
藤沢市	藤沢市民病院	施設設置型
横須賀市	横須賀共済病院	病院派遣型
	横須賀市立市民病院	
	横須賀市立うわまち病院	
平塚市	平塚市民病院	病院派遣型
厚木市	厚木市立病院	病院派遣型
	東名厚木病院	
	湘南厚木病院	

出典：各病院ホームページ（平成 26 年 5 月）

病院に併設された救急ワークステーションの例



※ 施設設置型：医療機関内もしくは敷地の一角に救急隊の拠点となる施設を設置して運用を行う方式
 病院派遣型：救急救命士を含めた救急隊員と救急自動車を医療機関に派遣し、病院において研修を行う方式

イ 小児・周産期医療

1) 小児医療の充実

核家族化や共働き世帯の増加、小児救急を担う病院の減少など社会情勢の変化により小児救急医療の重要性がますます高まっている状況を踏まえ、24時間、365日救急患者を受け入れる**横浜市小児救急拠点病院として体制の充実**を図ります。

小児医療については、総合的な病院としての利点を生かし、**小児科を中心に院内の専門診療科と連携して患児への対応**を図ります。また、感染症については、陰陽圧個室の整備を図るほか、外来においては、感染症のおそれがある患児を診察するスペースと健診や予防接種など病気でない子どもを診るスペースを分離するなど、**感染管理を徹底**します。

また、市の医療政策に協力し、メディカルショートステイや難病患者一時入院事業等に参画するほか、入院、療養中も安心して過ごせるよう院内学級（横浜市立浦舟特別支援学校分教室）を併設し、教育支援を行います。

2) 周産期医療の機能強化

高齢出産の増加などを考慮し、早産児・低出生体重児や呼吸、循環機能などの管理を要する小児等に対応するために **NICU や GCU の増床**を図るなど、**新生児医療機能の強化**を図ります。

また、陰陽圧分娩室や母体・胎児に対して集中的なケアを行うための治療室を整備し、合併症のある妊産婦等の**ハイリスク分娩への対応力を強化**します。

こうした周産期センター機能を整備することで神奈川県周産期救急医療システムの中核病院、横浜市周産期救急連携病院としての機能を一層強化するなど、周産期医療の中心的な役割を果たします。

<参考>市内のNICUの病床数

病院名	NICU 病床数※
横浜市立市民病院	6床
横浜市立みなと赤十字病院	6床
横浜市立大学附属病院	9床
横浜市立大学附属市民総合医療センター	9床
聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	9床
横浜労災病院	9床
昭和大学横浜市北部病院	9床
済生会横浜市東部病院	6床
国立病院機構横浜医療センター	6床
神奈川県立こども医療センター	21床
計	90床

※施設基準を満たす病床

出典：各病院ホームページ（平成26年5月）

3) 産科医療の機能強化

市内で分娩を取り扱う医療機関が減少している現状等を踏まえ、市民が市内で安心して子どもを産み育てられるよう**分娩取扱件数の増加**に対応できる体制の整備や**分娩環境の整備**を図ります。

このため、**産科医の体制強化**を図るとともに、陣痛開始から分娩、回復まで同じ部屋で快適に過ごせる LDR の整備や、院内助産による出産など、**妊産婦の多様なニーズに対応**します。

また、横浜市産科拠点病院として産科救急にも積極的に対応するなど、産科医療の中心的な役割を果たします。

<参考>市内の主な病院の陣痛室・分娩室数

病院名	分娩件数 (24年度)	陣痛室ベッド数	分娩台数	LDR 室数
横浜市立市民病院	1,060 件	4 床	2 台	0 室
横浜市立みなと赤十字病院	851 件	3 床	1 台	3 室
横浜市立大学附属病院	407 件	4 床	1 台	1 室
横浜市立大学附属市民総合医療センター	1,141 件	5 床	3 台	0 室
済生会横浜市南部病院	873 件	3 床	2 台	0 室
聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	521 件	3 床	3 台	0 室
横浜労災病院	990 件	3 床	2 台	0 室
昭和大学横浜市北部病院	882 件	4 床	2 台	4 室
済生会横浜市東部病院	1,067 件	4 床	2 台	1 室
国立病院機構横浜医療センター	671 件	0 床	0 台	4 室

(平成 26 年 2 月現在、各病院に照会)

<参考>LDR の例



ウ がん対策

1) がん治療体制の充実・強化

がん医療の進歩は目覚ましく、5年相対生存率は上昇し、年齢調整死亡率は下降していますが（平成25年3月「神奈川県がん対策推進計画」）、人口の高齢化に伴い、今後とも、がんの患者数は増加するものと見込まれています。また、横浜市では、がん対策に関する施策の基本となる事項を定めた「横浜市がん撲滅対策推進条例」が平成26年10月1日に施行されるなど、総合的ながん対策を推進することが求められています。

がんの治療は、これまでは手術療法が中心となってきましたが、放射線療法が高い治療効果を発揮できるようになったことや抗がん剤による化学療法の知見が蓄積されてきたことから、今後は手術療法に加えこれらを組み合わせた集学的治療を提供することで、より適切な治療を行うことが求められています。

市民病院では、これまでも集学的治療を実施してきましたが、今後も地域がん診療連携拠点病院として高度急性期医療を担うため、**手術室の増設やロボット手術などの新技術への対応**、放射線治療機器の充実を図るほか、患者のQOLの向上に配慮した外来化学療法室の拡充など、**がん治療体制の一層の強化**を図ります。

また、総合的な病院としてのメリットを最大限に発揮し、複数の診療科、部門の協力・連携体制によるチーム医療を推進するなど、**合併症を持ったがん患者や多様ながんの治療に対応**します。

2) 検診から治療、緩和ケアまでの総合的ながん対策

市民病院は、総合的な病院として様々な部位のがんに対応しているほか、糖尿病や循環器疾患など、合併症を持つ患者にも対応しています。また、昭和56年からがん検診を担い、横浜市のがん対策の中心的施設としての役割を担ってきたほか、平成21年からは、緩和ケア病棟を設置し、検診から治療、緩和ケアまで総合的ながん対策を推進してきました。

今後も、県立がんセンターなど専門的医療機関と役割分担しながら、**総合的な病院としての強みを生かしたがん対策機能を充実**します。

緩和ケアにおいては、がん患者とその家族が可能な限り質の高い生活を送れるよう、がんと診断された時から緩和ケアを提供し、疼痛管理等に対応するとともに、診断、治療、在宅医療など様々な場面で切れ目なく緩和ケアが実施されるよう**他の地域医療機関との連携**に積極的に取り組んでいきます。

こうした取組を推進し、不足する本市の**緩和ケア医療提供体制の充実**を図るため、**緩和ケア病床を増床**するとともに、在宅医等との連携の強化を進めます。また、苦痛の軽減と療養生活の質向上を実現するため、緩和ケアチームの充実を図り、患者とその家族に対して**緩和ケアへの正しい理解の促進、身体的・精神心理的・社会的苦痛に対する適切なケアを実施**します。

＜参考＞緩和ケア病床を有する市内の病院と病床数

病院名	病床数
横浜市立市民病院	20床
横浜市立みなと赤十字病院	25床
昭和大学横浜市北部病院	25床
神奈川県立がんセンター	20床
平和病院	16床
横浜甞生病院	12床
計	118床

出典：神奈川県ホームページ（平成 26 年 5 月）
（神奈川県立がんセンターは病院ホームページより）

＜参考＞人口当たり緩和ケア病床数の比較

	全国	横浜市
人口 10 万人対 病床数	4.6	3.2

横浜市統計ポータルサイト（平成 25 年 1 月）、
神奈川県ホームページ（平成 25 年 6 月）、
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態
及び世帯数（平成 25 年 3 月）」より作成

このほか、広く患者・家族が、がんの治療を受けるうえでの不安や悩み、療養生活、就労問題などについて気軽に相談できるよう、がん相談支援センターの機能を拡充します。また、患者同士の情報交換や、がん医療について学習できる場を整備するなど、支援活動の充実を図ります。

＜横浜市がん撲滅対策推進条例＞

がんの予防及び早期発見に資するとともに、すべての市民が適切ながんに係る医療を受けられるようにするための総合的ながん対策を推進することを目的として、横浜市のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めた「横浜市がん撲滅対策推進条例」が平成 26 年 10 月 1 日に施行されます。

主な内容としては、「市・市民・保険医療関係者・事業者の責務」、「がんの予防、早期発見の推進」、「がんに関わる医療や緩和ケア、在宅医療の充実」、「医療従事者の育成及び確保」、「がん患者及びその家族等への支援」などが定められています。条例の特徴としては、市の責務として、国や県、医療機関等との連携を図りつつ、医療・介護・福祉・教育・雇用等幅広い観点から、がん対策に関する施策を推進すること、がんに係る医療の充実について集学的治療の普及や高度で先進的な医療技術の導入を推進することなどが規定されています。

市民病院では、がんに対する診療機能を一層高めていくとともに、再整備にあたっては条例の趣旨を十分尊重して検討を進めていきます。

3) がん検診体制の充実・強化

がん検診を柱としつつ、健康維持・疾病予防・患者の利便性の視点から、**一般健診や人間ドックの検査項目を取り入れる**ほか、仕事がある人にも受診しやすいよう**土日検診の拡充**を図ります。

また、国の動向や検診に関するエビデンスの評価等を踏まえ、新たな検診項目の追加を検討するほか、がん検診の専門機関として質の高い精度管理や市民への啓発活動、地域医療機関への研修等を実施することで、**市全体のがん検診の向上**を図ります。

(2) 市民の健康危機管理

ア 災害医療・災害対策

1) 災害拠点病院としての機能強化

免震構造等地震に強い建築手法の採用や、通常と同等程度の医療機能を維持できる自家発電設備の整備、循環式貯水槽の整備や地下水の利用、災害用備蓄倉庫の整備による医薬材料や食料の備蓄などにより、災害時に外部からのエネルギー、物資等の供給が途絶えた場合でも **7日間程度は災害拠点病院としての機能を発揮**できるようにします。

災害時には多くの傷病者が病院に集まることが予想されることから、中等症以上の負傷者を通常の収容能力を超えて受け入れられるスペース・設備の確保や、病院敷地内又は敷地に隣接したヘリポートの整備を図ります。また、それらの機能を効果的に発揮するため、院内スペースのほか、公園施設等を活用したトリアージスペースや軽症者治療のためのスペース等を確保します。

また、核物質 (nuclear)、細菌などの生物 (biological)、有毒ガスなどの化学物質 (chemical) による NBC 災害等に備えた除染設備の整備など、**多様な災害への対応力強化**を図ります。

<参考>災害拠点病院の主な指定要件

- 診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。
- 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと。
- 適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること。
- 食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。
- 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。

「災害における医療体制の充実強化について」平成24年3月21日厚生労働省医政局長通知（抜粋）

2) 横浜市における災害医療の中核的施設としての機能整備

市の中心部に位置し、災害時の広域応援活動拠点等にも指定されている三ツ沢公園に隣接する利点を活かし、公園及び周辺施設を活用して、**重症患者等の広域搬送に備えた市内臨時拠点**や他都市から派遣される **DMATの活動拠点機能を整備**するとともに、これらと連携した活動を行うことで、**横浜市における災害医療の中核的施設としての役割**を担います。

また、DMATの複数保有などを進め、平時から災害医療やDMAT活動等に精通した医療従事者の育成を図るとともに、地域全体の災害医療の強化を図るため、**地域医療機関の災害医療従事者に対する研修・訓練**等を行います。

＜参考＞DMAT を保有する市内の病院

横浜市立市民病院	昭和大学横浜市北部病院
横浜市立みなと赤十字病院	済生会横浜市東部病院
横浜市立大学附属病院	国立病院機構横浜医療センター
横浜市立大学附属市民総合医療センター	けいゆう病院
済生会横浜市南部病院	横浜南共済病院
聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	昭和大学藤が丘病院
横浜労災病院	
出典：神奈川県ホームページ（平成26年5月）	

イ 感染症医療・感染管理

1) 第一種感染症、第二種感染症指定医療機関、エイズ診療拠点病院としての機能充実

県内唯一の第一種感染症指定医療機関、市内唯一の感染症病床を有する第二種感染症指定医療機関、エイズ診療拠点病院として、1類、2類感染症及びエイズ患者に対する質の高い治療を行います。

現行の感染症病棟は、2床室が中心となっていますが、新病院では原則個室化するなど**感染症病棟の機能の充実**を図ります。感染症外来については一般外来と独立した構造とし、感染症病棟との直通動線を確保します。また、働きながら長期の通院治療を必要とする方への配慮として、土日診療の拡充等を図るとともに、引き続き海外渡航前後の感染症診療・ワクチン相談等を実施します。

2) 一般診療等における感染管理機能の充実

感染症指定医療機関として感染症対策を徹底するため、一般病棟に陰陽圧室を設置するほか、分娩室や手術室、ICU、NICU等にも陰陽圧室を整備します。

また、外来診療部門において感染が疑われる患者とそれ以外の患者の動線を分離するほか、感染管理室、感染対策チームによるサーベイランス活動等を強化するなど、**感染管理機能の強化**を図ります。

3) 総合的な感染症対策の充実

入院・外来での感染症の診療や院内感染対策、地域医療機関への研修・コンサルティング機能等を一元化し、スタッフや情報の集約化と組織の明確化を図るため、感染症外来や感染症病棟、感染管理室の機能を統合した「**感染症センター（仮称）**」を設置し、**総合的な感染症対策のための体制を整備**します。

保健所や検疫所等と共同した教育・研修、訓練の実施や情報共有体制の整備など、行政機関との連携を進め、**市全体の感染症対策に一層貢献**していきます。

また、地域全体の感染症診療体制、感染管理体制の充実・強化を図るため、患者・市民を対象とした講演会の開催、地域医療機関への研修や合同カンファレンスの開催、コンサルテーションの実施など、広報啓発活動や教育・研修活動等を積極的に行い、**感染症医療に対する先導的役割**を果たします。

4) 感染症のパンデミックや生物災害等にも対応可能な診療施設の整備

感染症の集団発生やパンデミック時には、通常の収容能力を超えた患者が発生するため、感染症患者と非感染症患者とを分離しつつ**より多くの患者を収容できる病棟構成や外来、待合スペース等を整備**します。また、生物災害等に備えた除染設備を整備します。

(3) 地域医療全体の質向上

ア 地域連携

1) 患者総合サポートセンター（仮称）の整備

身体への負担が少ない低侵襲治療の普及とともに、地域医療機関との機能分化と連携を進める中で、患者の入院期間が短縮され、市民病院を退院した後は他の医療機関や在宅で療養を行う患者が増加していくことが見込まれます。これらの患者が地域で安心して良質な医療・介護サービスを受けられるようにしていくためには、入院前から退院後まで、一貫して支援を行っていく体制が必要となります。

そのため、医師や看護師、薬剤師、MSW（医療ソーシャルワーカー）、事務、栄養士などが協力し、入院前からの事前相談や医療福祉相談、入退院管理、持参薬管理、在宅療養相談、連携施設との調整等を一元的に行う**患者総合サポートセンター（仮称）を整備**します。

入院前から、治療や転院先、在宅療養や社会復帰に向けて患者・家族が抱える不安や問題に、多職種がチームで対処することにより、**適切な地域連携と患者・家族の不安の軽減**を図ります。特に、在宅に移行する患者が退院後も安心して療養を継続できるよう、病院として切れ目なく患者を支援していくため、在宅療養支援機能を強化します。

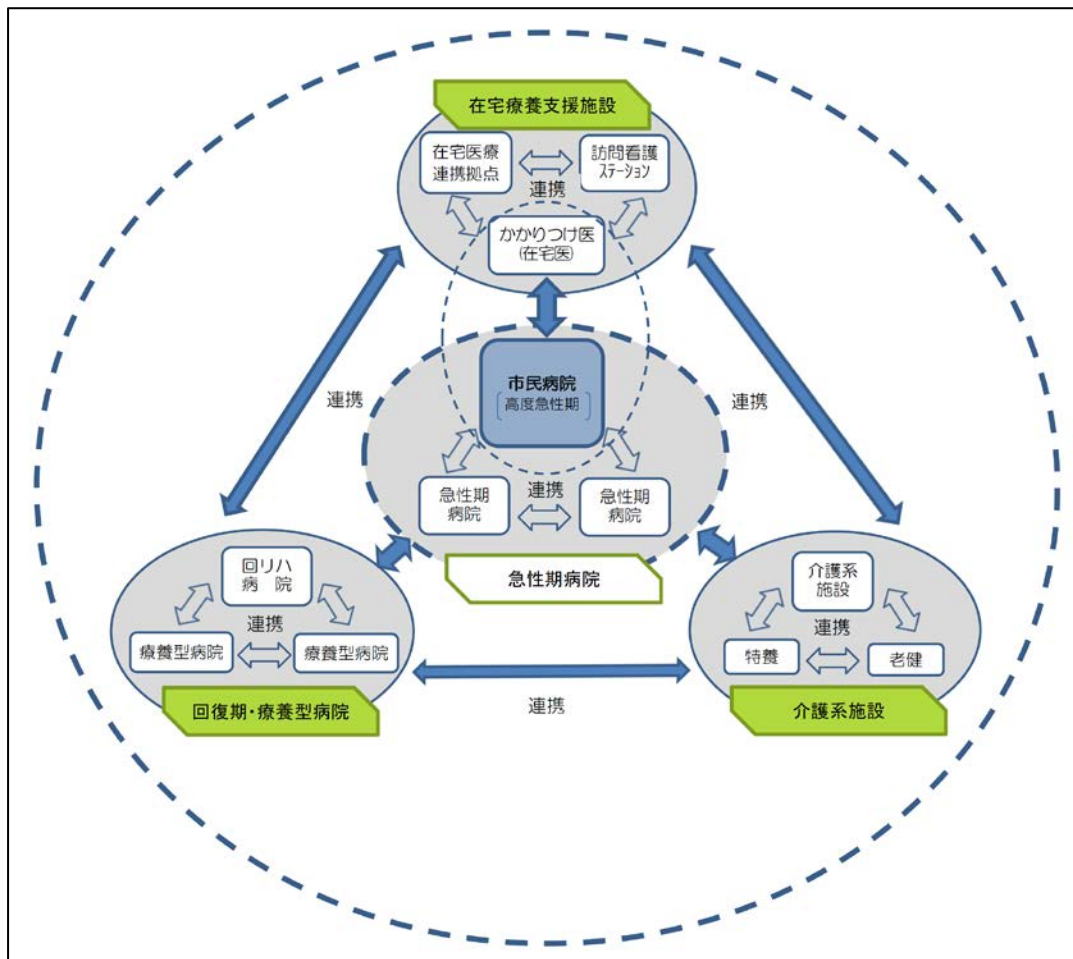
また、入退院に関する情報を患者総合サポートセンター（仮称）に一元化し、ベッドコントロールを適切に行うことで、**病床の効率的な運用**にも寄与します。

2) 地域連携ネットワークの構築

患者が身近な地域で安心して適切な医療・介護サービスを受けられるよう、医療機関等の機能分化と連携を進めるため、回復期や慢性期の医療を担う病院や地域の診療所、介護関連施設、在宅療養支援施設、調剤薬局等との連携体制を構築し、患者情報の共有化を一層進めていく必要があります。このため、従来から取り組んでいる市民病院と地域医療機関との間の連携だけでなく、地域にある様々な医療・介護サービス提供機関が相互に連携し、**急性期の治療からリハビリテーション、在宅医療や介護に至るまで、地域全体で一貫して患者を支援していくことができる面的連携体制の整備**を進めます。

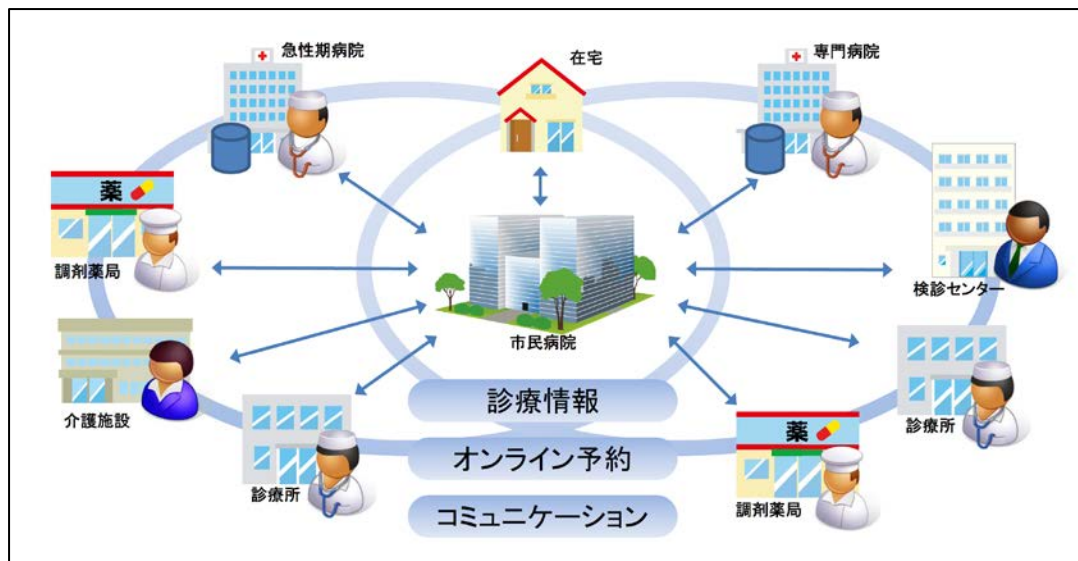
連携体制の構築に向けては、参加機関全体や各分野における協議組織の設置等について検討するとともに、合同カンファレンスや研修会、症例検討会などの開催等を通じて、相互に「顔の見える関係」を築き、円滑なコミュニケーションを取り合うことで患者一人ひとりにとって最適なサービス提供が行える環境の整備を目指します。

<参考>在宅・介護を含む面的な地域連携のイメージ



患者の同意のもとに画像や検査、治療内容等のデータを診療に携わる医療機関の間で共有し、検査等の重複がないようにするなど、地域全体で迅速かつ適切な医療の提供が行えるようにするため、**ICTを活用した患者情報ネットワークシステムの構築**に先導的に取り組みます。あわせて、地域連携クリティカルパスのさらなる活用を推進します。

＜参考＞ICT を活用した患者情報ネットワークシステムのイメージ



イ 地域医療人材の育成

1) 地域医療人材の育成

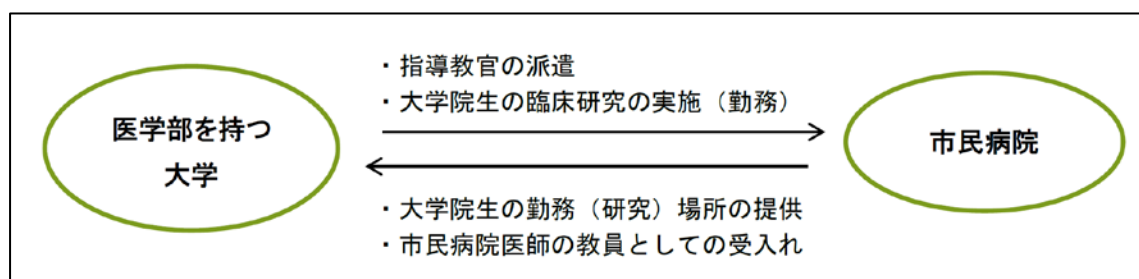
地域医療機関との合同カンファレンスや研究会・研修会を積極的に開催するため、**多目的ホールを整備**するほか、**医療技術向上のためのシミュレーション機器等を備えたトレーニング施設を整備**し、地域医療従事者に開放します。また、医師、看護師、医療技術職を目指す学生の実習受入れ等を通じて地域医療人材の育成に貢献します。

2) 大学や研究機関との連携

これまでも市民病院に多くの医師を供給してきた横浜市立大学や慶應義塾大学など、大学等との連携により、**臨床研究や治験の共同実施**、医学生の実習の受入れを行います。また、**連携大学院**の仕組みを取り入れた学位取得の支援や大学と連携した専門医の育成など、**優秀な医師の確保と育成**を進めます。

特に、本市が有する大学であり、市内に2つの附属病院を有する横浜市立大学については、市の医療施策を実現していく観点からも密接な連携が必要となることから、継続的な協議を行いながら、広く連携を図っていきます。

＜参考＞連携大学院のイメージ



2 整備・運営に関する主な機能

(1) 患者や医療従事者に信頼され、選ばれる病院

ア 患者から信頼され、選ばれる病院

1) ホスピタリティの向上

患者から信頼される病院として将来にわたって安全で良質な医療を提供していくためには、医療技術はもちろんのこと、ホスピタリティの向上が極めて重要です。

医師・看護師をはじめ、職員一人ひとりが、ホスピタリティマインドを持ち、患者や家族の心を理解し、快適に診療を受けていただけるよう、**一步進んだ心のこもったおもてなし**を徹底します。

また、職員向け研修等を通じた接遇の向上や、患者・家族からの意見等を迅速に把握し、改善につなげるシステムの充実を図るほか、職員一人ひとりがやりがいを持って病院運営にあたることで、子どもから高齢者、障害者など全ての患者に対して、明るく温かい、安心の医療を提供します。

現在の市民病院では、外来患者の案内や入院患者に対する図書の貸し出し、緩和ケア病棟入院患者に対するサービス等をボランティアの方が行っています。再整備後は、これらのサービスをもとに、積極的にボランティア活動を推進し、**新病院の機能や施設に合致したボランティアサービスの充実**を図ります。このため、ボランティア活動の推進・調整等を行うコーディネーターの配置などについて検討していきます。

2) 安全で良好な療養環境の整備

今後、増加することが予想される**認知症のある患者や個室管理が必要な重症患者・感染症患者、プライバシーを重視する患者等に対応するため、個室の充実**を図ります。また、現在6床室である多床室については原則として4床室とするほか、現状の病室の広さが現病院建築後に改正された医療法上の基準を満たしていないことから、再整備後は、**十分な占有スペースを確保**するなど、患者の療養環境の整備を図ります。

また、セキュリティ対策のため、ICカードによる病棟ごとの入出管理を行うとともに、高齢患者の増加に対応した患者の転倒・転落対策のため、手すりの設置や衝撃吸収材の床材への使用など、**安全管理に配慮した病床整備**を図ります。

患者や家族が傷病や治療などについて自ら理解し、医療者とともに治療に取り組むことを支援するため、患者図書室を整備するほか、手術を受ける患者家族の負担を少しでも軽減するため、控室の整備や院内のどこにいても家族に連絡できるシステムの構築を図ります。病棟においては、病床以外で食事ができる環境や家族との談話ができるデイルームを整備します。

<参考>病床の面積に関する医療法上の基準等

・現状（平成3年西病棟竣工）	…6.0㎡/床
・医療法上の基準（平成13年改正：医療法施行規則第16条）	…6.4㎡/床（既設病院は4.3㎡）以上
・療養環境加算施設基準*	…8.0㎡/床以上
※1 病床当たりの面積が一定以上の場合、良好な療養環境の提供に対する診療報酬上の加算が認められている	

3) 患者負担の少ない外来診療環境の整備

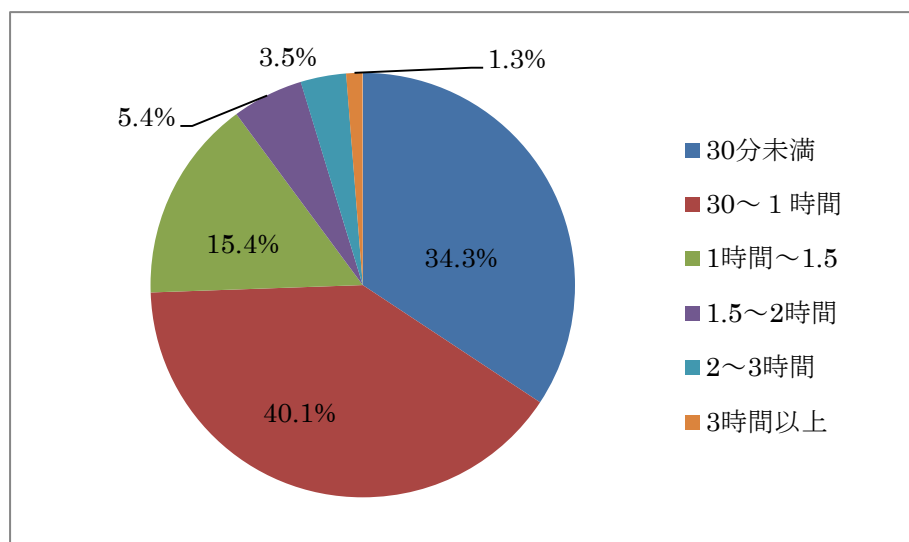
外来診療においては、地域医療機関との連携を推進し、**原則、紹介・予約制とし、できる限り待ち時間が生じない診療体制**を構築します。

診察や検査、会計の効率化を図るため、予約枠の増設や設定方法の見直しに加えて、診察室、採血室、処置室、検査室等の増設や効率的な配置及びこれらに伴う体制の強化を図っていきます。また、外来をブロック化し、受付、会計等の窓口をブロックごとに設けるとともに、自動精算機の導入などを進め、待ち時間や動線の短縮を図るなど、患者にとってわかりやすく、負担感の少ない外来構成を目指します。

ICT を積極的に活用し、患者や地域医療機関の従事者にもわかりやすく、**利用しやすい予約システム**等の導入を進め、紹介・予約制の円滑な運用を図ります。

さらに、診療時間の案内システムを導入し、待ち時間が生じる場合でも、**院内の患者図書室やカフェ、レストランなどで快適に過ごせるように配慮**します。

<参考> 外来診療の待ち時間（平成 25 年度「患者満足度調査」より）



4) 患者・市民が利用しやすい利便サービス施設等の整備

三ツ沢公園や周辺施設との一体的なにぎわいを創出するとともに、親しみやすい病院とするため、院内のカフェ、レストランやコンビニエンスストア等の**利便施設を来院者以外の方でも利用しやすい配置となるよう整備**します。また、こうした利便施設の災害時における活用についても検討します。

<参考>カフェ、レストランやコンビニエンスストア等の整備イメージ



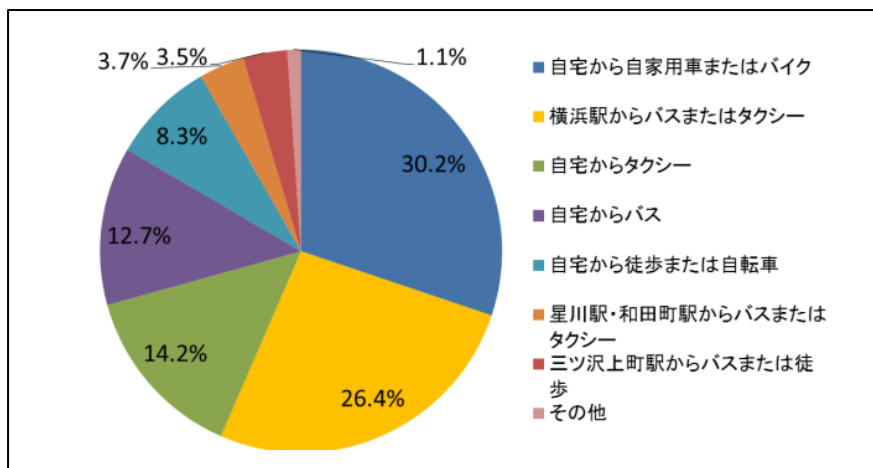
5) 市民の健康増進への貢献

市民に対して医療・健康等に関する情報発信を行うとともに、院内の多目的ホール、公園や周辺施設を活用し市の医療・保健行政担当部署、区役所などと共同で疾病予防や健康づくりのための事業を実施するなど、**行政分野との事業連携により市民の健康増進に貢献**します。

6) 交通アクセスの向上

横浜駅からより至近となるため、利用できるバス便も増加します。また、主要駅からの交通アクセス向上のため、既存バス路線の見直しや新たな路線の確保について交通事業者と協議します。さらに、新病院でも車で来院する患者が多いことが想定されることから、**十分な台数の駐車場を確保するとともに、敷地内にタクシー乗り場やバスロータリーを整備**します。

<参考>市民病院の外来患者の交通手段調査 (実施日)平成 24 年 9 月 19 日・20 日 (回答数) 819



イ 医療従事者から信頼され、選ばれる病院

- 1) 地域連携ネットワークの構築【再掲 P.22】
- 2) 地域医療人材の育成【再掲 P.23】
- 3) 大学や研究機関との連携【再掲 P.23】
- 4) チーム医療の推進

安全で効果的・効率的な医療を提供することを目的に、内科系医師と外科系医師など**関係診療科が共同で診療にあたるクラスター化（センター化）の推進**を図るほか、一人の患者に対して医師、看護師をはじめ、薬剤師や検査技師、栄養士など様々な職種がそれぞれ専門の立場から患者の治療、療養に関与するチーム医療を推進します。

このため、薬剤師、栄養士、事務など各職種の病棟配置とともに、緩和ケアチーム、褥瘡ケアチーム、栄養サポートチームなど**多職種が協同した専門的ケアチームを一層充実**するほか、治療・療養の方針を多くの職員で共有・検討するためのカンファレンス室や、スタッフが職種を超えて連携を図るスタッフステーション等を整備します。

<参考>市民病院で活動している専門的ケアチーム（平成 26 年 5 月現在）

活動中のチーム	概要・目的
感染対策チーム	院内感染対策委員会等と連携し、感染対策の見直しと浸透、サーベイランス活動の実践と結果活用により、院内感染防止に寄与する。
栄養サポートチーム	入院患者を対象に早期からの低栄養患者の発見、栄養状態の評価・分析、栄養療法立案と提言などをおし、質の高い栄養管理を推進する。
緩和ケアチーム	病棟回診による身体・精神的苦痛の緩和や療養調整などのコンサルテーション、緩和ケアに関する勉強会、研修会の実施等により、患者への適切な緩和ケアの提供に寄与する。
褥瘡（じょくそう）ケアチーム	病棟回診による局所の処置、管理の指示、栄養状態のチェックや褥瘡ケア用品の使用状況調査、院内研修の実施等をおし、多角的な視点から褥瘡の予防と治療ケアを行う。
呼吸療法サポートチーム	病棟巡回による治療方針の検討や処置、呼吸療法の安全性に関する点検のほか、安全管理研修の実施などをおし、呼吸療法の質と安全の向上を図る。
摂食・嚥下チーム	摂食・嚥下機能の評価・訓練や食事形態の調整、食事方法の評価・指導、昼食時の回診、院内外向けの勉強会の実施等により、嚥下機能の向上を図る。
精神科リエゾンチーム	身体疾患に伴う心理的課題を抱える患者家族へのケアとして、不安をコントロールする方法の習得、病気の受容、生活の再構築等を支援し、精神的な治療・ケアを行う。

5) 医療従事者が働きやすい環境の整備

24 時間 365 日一刻も休むことなく医療サービスを提供する病院において、医療従事者を安定的に確保し、常に安全で良質な医療を提供するためには、**職員が働きやすい環境の整備**は不可欠です。

このため、医療従事者が効率的かつ安全に動きやすいよう患者動線と職員動線の分離を図るほか、適切な休息を取り、緊急時には迅速に活動ができるようにするための当直室や休憩室等の適正配置、職員食堂の整備や、災害等の緊急時にも迅速な応援体制が図れる職員（要員）宿舎の確保、小さな子どもを持った職員でも働き続けることができる院内保育所の整備などを進めます。

（２）環境と調和し、人にも環境にも優しい病院

ア 人に優しい病院

1) 高齢者や障害者、子どもから大人まで誰でも利用しやすい施設の整備

病院に来院する人は、多くが何らかの病気やけがを抱えており、症状によっては階段を登ったり、標識を目で確認したりといった日常的な動作が大きな負担となる場合もあります。また、見舞客など病気やけががない人でも、妊産婦、幼児、高齢者など、病院の特性上様々な人が来院するため、全ての人を使いやすい施設、設備の整備を進めることが重要です。

このため、**ユニバーサルデザイン**の考え方にに基づき、エレベーター、階段等の効果的な配置や段差の解消などを進めるなど、年齢や障害の有無、性別、使用している言語などにかかわらず、**誰もが利用しやすい施設、設備**を整えます。

2) 国際化への対応

日本は観光立国の実現を目指して、平成 32 年（2020 年）をめどに訪日外国人を現状の約 2 倍の 2 千万人とすることをしています。また、横浜市においても、国際的な観光 MICE 都市を標榜して、オリンピック・パラリンピックを好機として、客船の受入機能強化や国際会議、大規模スポーツイベントの誘致等に取り組んでいます。

こうした状況の中で、横浜を訪れる、あるいは定住する外国人の数は、今後大幅に増加していくことが考えられます。そうした方々も安心して受診できる医療機関を整備していくことは、横浜の国際化をさらに推進するものとして、積極的に取り組む必要があります。

このため、医療を必要とするすべての人に、言語、文化、宗教等の違いを尊重しながら必要な医療を提供できるよう、世界標準のサインや多言語による**案内表示、説明書・同意書やホームページ等の多言語化**、通訳ボランティアの活動の推進など、言語が異なっても適切な情報提供や意思疎通が行える環境を整備します。また、職員向けの対応マニュアルや院内ルールの整備、職員教育を行い、職員一人ひとりが適切な対応を行える体制を整えます。

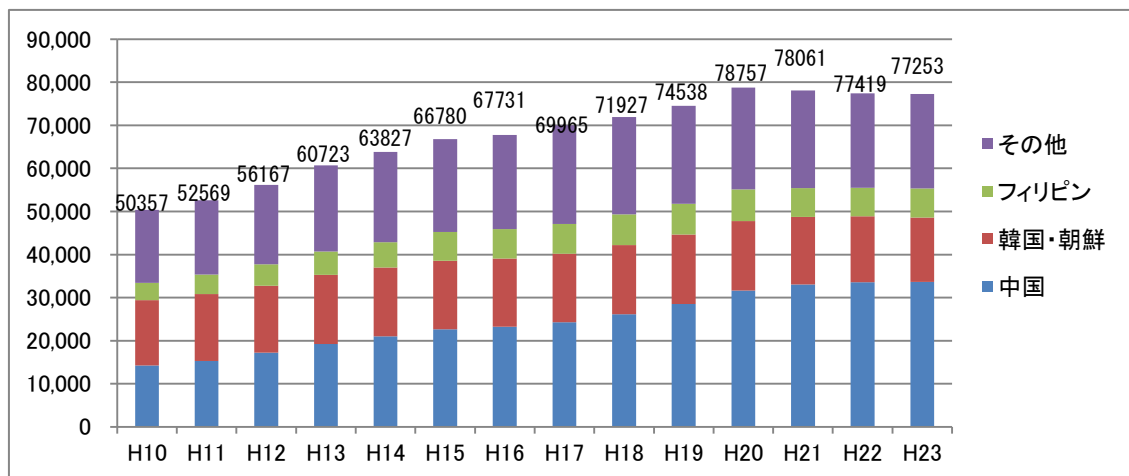
また、**第三者機関による外国人患者受入れ医療機関認証の取得**など、外国人患者の受入体制を強化します。

国際的な人材交流をとおして、より高度な知識・技術の習得や他国の医療レベルの向上に貢献するため、職員の国外への派遣・留学や、外国人医師等の受入れが行える仕組みの構築について検討します。

＜参考＞外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP：ジェイミップ）について

医療を必要とする全ての人に、安心・安全な医療サービスを提供できるよう、多言語による診療案内や、異文化・宗教に配慮した対応など、外国人患者の受入れに資する体制を第三者機関が評価する制度。円滑な外国人患者の受入れを図るため、厚生労働省の支援を受けて、日本医療教育財団が実施。

＜参考＞横浜市在住の外国人の推移



出典：横浜市統計ポータルサイト「過去の外国人人口データ」（平成 26 年 2 月）

3) 患者負担の少ない外来診療環境の整備【再掲 P.25】

4) 患者・市民が利用しやすい利便サービス施設等の整備【再掲 P.25】

イ 環境に優しい病院

1) 環境への配慮

地下水を利用した冷暖房対策や太陽光、風力等による電力の確保など自然エネルギーを用いた**地球温暖化防止のための取組**を進めます。

また、発電とそれに伴い発生する熱の利用を同時に行うコ・ジェネレーションシステムなど、エネルギーの効率的な利用や災害時に効果的にエネルギーの確保を図るシステムを導入します。

総合的な環境配慮の取組を進める横浜市建築物環境配慮制度（CASBEE 横浜）に基づき、建築物の環境品質や環境負荷について評価を行い、**評価ランク A 以上**となるよう計画します。

2) 病院と公園の一体性確保

病院敷地に誰でも利用可能なオープンスペースを十分に確保し、緑との調和を図るなど近接する三ツ沢公園との一体性を確保するほか、災害等非常時には、トリアージや医療救護スペースとして活用します。

また、公園に隣接する立地条件を生かし、病院に設置するカフェやレストラン、コンビニエンスストア等を公園利用者が利用しやすいように配置することや、公園施設でのリハビリテーションの実施、健康づくりイベントの開催など、施設相互の有効利用を図り、公園や周辺施設のにぎわいを創出します。

(3) 安全で良質な医療サービスの提供と健全な病院経営

ア 安全で良質な医療サービスの提供

1) 高齢者や障害者、子どもから大人まで誰でも利用しやすい施設の整備【再掲 P.28】

2) 徹底した安全管理対策の推進

市民病院では、現在も、病院をあげて院内の安全管理対策を推進しています。また、より安全・安心な医療を提供するための新規取組・改善策の検討や、安全管理に関する職員教育、研修を積極的に実施しています。新病院ではこれらの取組をさらに強化し、**医療安全管理を徹底**します。

そのほか、スタッフステーションの周りに観察しやすい病床を配置するなど**患者の安全確認を行いやすい病棟・病室の整備**や、**転倒・転落を防ぐための施設・設備の整備**など、高齢者や認知症のある患者の安全管理などに配慮した施設の整備を進めます。

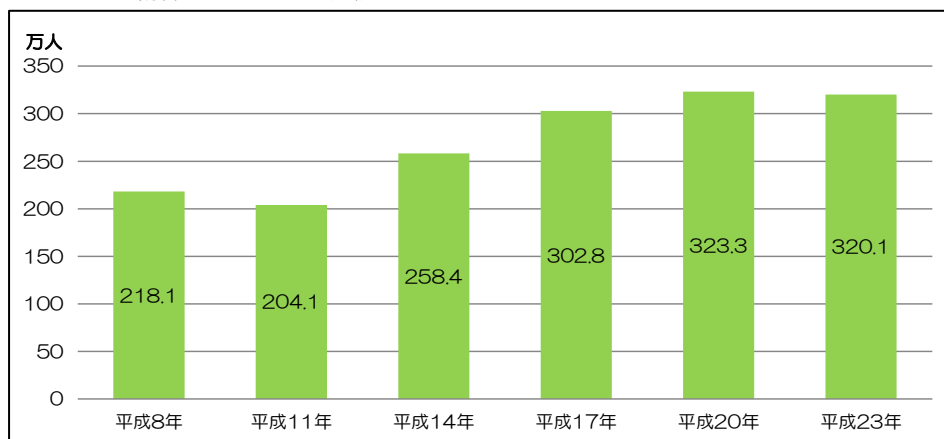
3) 精神疾患合併患者、認知症合併患者への対応

今後、身体的な症状に加えて精神疾患や認知症を併せ持つ患者がますます増加していくことが予想されることから、物忘れ外来や精神療法外来など、精神疾患や認知症に関連する専門外来の拡充を図るとともに、精神科や神経内科など**関連診療科による診療サポート体制を強化**します。

また、認知症認定看護師など高い専門性を身につけたスタッフを計画的に養成するとともに、精神保健福祉士や精神科作業療法士、臨床心理士等の充実を図り、様々な職種がチームで診療のサポートを行う精神科リエゾンチームの充実を図ります。

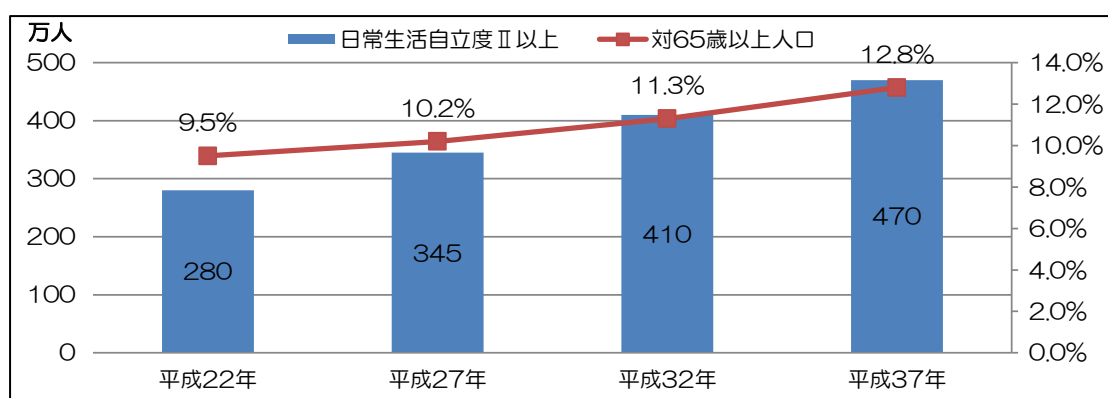
安全確認が必要な患者にもきちんと目が行き届くよう、スタッフステーション近辺に観察しやすい病室を配置するなど、**安心・安全に十分配慮した病棟**を整備します。

＜参考＞全国の精神疾患患者数の推移



出典：厚生労働省「患者調査」

＜参考＞全国の認知症高齢者数の将来推計



※「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数

出典：厚生労働省老健局高齢者支援課「認知症高齢者の現状（平成22年）」

＜参考＞神奈川県精神病床数（平成25年3月31日現在）

・既存病床数	…14,530 床
・基準病床数	…12,958 床
差引	…1,572 床（過剰）

4) TQM（総合品質管理）の推進

全職員が自ら課題に気づき改善していくという風土・体質をつくり、組織全体が一体となって病院の質向上に取り組むことで、患者や職員の満足度を向上することを目的に、**TQM 機能の整備**を進めます。

職員や各部門が自主的に改善活動等を行う QC サークルの推進、診療情報や患者満足度調査等の各種情報の調査・分析と改善に向けた取組の実施などをおし、医療や患者サービスの質の向上に取り組めます。また、これらを総合的に管理・推進するための仕組みを整備します。

- 5) 一般診療等における感染管理機能の充実【再掲 P.20】
- 6) 総合的な感染症対策の充実【再掲 P.21】
- 7) チーム医療の推進【再掲 p.27】
- 8) 地域連携ネットワークの構築【再掲 p.22】

イ 健全な病院経営

1) 高度急性期医療や健全経営を支える施設の整備

ICU や救命救急センターなどの病床の増床、手術室・放射線診断・治療部門等への先進医療機器の導入などにより**医療の高度化**を進めるとともに、将来にわたり高度で先進的な医療が行えるよう**拡張性のある病院施設を整備**します。こうした取組により、高度急性期患者の確保を図り、これに集中的に経営資源を投下することにより、高いレベルで安定した収入の確保を図ります。

また、重症者や感染症を持つ患者への対応がスムーズに行えるよう十分な個室を整備するとともに、入退院管理を徹底することで**病床運営を効率化し、高い病床稼働率を実現**します。

2) 効率的な病院運営に資する組織・システムの整備

患者総合サポートセンター（仮称）の設置により、入院前から患者情報の共有化を図るとともに入院前検査の実施や退院後を見据えた患者相談、退院調整等を行い、**効率的な病床運営**を行うほか、地域連携ネットワークの構築や患者情報ネットワークシステムの整備により、**新入院患者の確保と地域医療機関との適切な機能分化と連携**を進め、**病床利用率の向上と入院期間の短縮**を図ります。

3) 人材の確保

労働集約型産業である医療機関においては、医師や看護師など優秀な医療従事者を確保することが医療サービスの質向上につながります。このため、関連大学との連携強化を図るほか、臨床研究部門の充実や医療技術向上のためのトレーニング施設の整備など研究・研修機能の強化、当直室や休憩室、カンファレンスルーム等の充実を図り、**医療従事者がやりがいを持ち、働きやすい環境**を整備します。

また、今まで市人事委員会において行政職として一括採用していた**医療技術職員等について市立病院独自の採用**を進め、臨床現場で働くことへの強い思考と意欲を持った職員を確保するとともに、その専門性を育てていくなど、優秀な人材の確保に取り組みます。

4) 経営管理の適正化

有識者等による外部評価システムを活用し、引き続き経営の客観性・透明性を確保するほか、**再整備に向けて新たな経営計画を策定**します。

また、情報分析ツールを用いた医療情報の分析と医療提供への適切な反映、医師を含む人事考課制度の適切な運営、病院経営に適した人事給与制度への見直し等を通じて、**経営管理の適正化**を進めます。

Ⅲ 部門別基本計画

1 外来部門

1) 紹介患者や予約患者を中心とした外来機能

医療機関それぞれの役割に応じて、患者の症状に適した質の高い医療を効率的に提供することを目的に、「初期の診療は地域の医院・診療所で行い、高度・専門的な医療は病院で行う」という医療機関相互の機能分担と連携が推進されています。

このような観点から、市民病院では初診時は原則としてかかりつけ医等からの紹介制とし、専門的な検査や治療を行い症状が安定した場合には、紹介元のかかりつけ医等へ逆紹介しています。

新病院においても高度急性期医療を中心に担っていくことから、**高度医療や専門的医療を必要とする紹介患者及び予約患者に対応した外来機能**とすることを基本とし、特定の疾患や症状などについてその分野の専門医が診断や治療を行う「**専門外来**」を充実します。

また、状態が安定、又は急性期を脱した患者については、引き続き逆紹介を積極的に行っていきます。

紹介・逆紹介を円滑に行い、地域全体で切れ目のない医療を提供していく「地域完結型医療」を推進するため、地域医療機関との窓口となる**患者総合サポートセンター（仮称）**を設置するなどの取組を進めます。

2) 待ち時間短縮の取組と待ち時間を快適に過ごせる院内施設の整備

診察や検査、会計の待ち時間短縮を図るため、患者が**予約しやすい仕組みや待ち時間の短縮に配慮した受付**、自動精算機の導入をはじめとする**精算システム**等を整備します。

また、待ち時間を快適に過ごせるよう、診察、検査等の時間を離れた場所でも確認できる**案内システム**や、市民・患者にとって利用しやすい**カフェ、レストラン、待合スペース等の院内施設**を整備します。

3) わかりやすく患者に負担が少ない効率的な外来構成

外来診察室は**仕様をできる限り共通化**するとともに、**ブロックに分けて配置**し、特有の設備や機能を必要とする診療科を除き、原則として診察室を固定せず、曜日や時間によって診察室を柔軟に割り振るなど、効率的な運用を図ります。

また、臓器別あるいは疾患別に質の高い医療を効果的に提供することを目的として、外来の**クラスター化（センター化）**を推進し、関連する診療科を同一ブロック内に集約します。なお、その他の診療科については、関係の深い診療科を組み合わせるなど、効率性や機能性を考慮して配置していきます。

各種手続を迅速に行うなどの患者サービスの向上や、医師・看護師をはじめとする医療従事者や事務職員の業務効率化の観点から、ブロックごとに受付から会計処理までを行う**ブロック受付方式**を採用します。

また、患者が効率良く検査等を受けられるよう、採血などの検査や画像診断に係る諸室をできるだけ集約し、可能な限り**受付を一元化**します。

さらに、これまで各科外来で行っていた処置・点滴・注射等を集約化し、患者が良好な環境で安全に処置等を受けられるよう、**中央処置室を設置**します。

4) 災害時にも円滑に活動が行えるよう配慮した外来構造

災害発生時に多数の患者が来院した際にも円滑に活動が行えるよう、エントランスホールや廊下には**トリアージや診察などに一時的に使用できるスペースを確保**しておくとともに、酸素・吸引などの配管を整備します。

2 病棟部門

1) 高度急性期医療の提供にふさわしい環境の整備

高度急性期医療を必要とする重症患者の増加に対応するため、救命救急センターの病床やICU、NICUなど**集中治療系の病床を増床**するとともに、救命救急センターの病床やICU、CCUは救急外来及び手術部門と、NICUやGCUは産科・小児科部門と、それぞれ円滑に連携が図ることができる配置とします。また、必要な感染対策を進めるため、**陰陽圧個室の整備**などを進めます。

一般病棟では、感染症の有無や性別の違いに関わらず入院患者を受け入れられるよう、**十分な数の個室を整備**します。個室は、プライバシー等を重視する患者に対応するため、環境やアメニティに特に配慮した**有料個室を整備**するとともに、病状等により個室管理が必要な患者に対応するための**無料個室も整備**します。

また、病院全体のベッドコントロールを柔軟に行い、救急患者などの急性期医療を必要とする患者を断らないため、病棟ごとに診療科を限定せず患者を受け入れる**混合病棟**とします。

抗がん剤治療や造血幹細胞移植などにより感染に対する抵抗力が低下した患者に対応する**無菌治療室をユニットとして整備**します。

急性期リハビリテーションなど、患者の状況に合わせた適切な場所、環境でのリハビリテーションを提供できるよう、**病棟でもリハビリテーションができる環境を整備**します。

2) 安全で良好な療養環境の整備

重症度や看護必要度が高い患者に迅速に対応し、きめ細かな看護を提供する視点から、一病棟当たりの病床数を見直すとともに、**スタッフステーションの周りに重症患者等の観察がしやすい病室を配置**します。また、**高齢者や認知症のある患者の安全管理に配慮**したシャワー室やトイレなどの施設の整備にも取り組み、安全な療養環境を整備します。

現在6床室である**多床室は原則として4床室**とし、患者一人あたりの十分な占有スペースを確保するほか、デイルームや家族控室の整備による快適性の確保、患者療養エリアと業務エリアの分離による静かで快適な環境の確保などに取り組むなど、良好な療養環境を整備します。また、**十分な数の個室や面談室の整備**による患者・患者家族のプライバシーの確保、**ICカードによる病棟ごとの入出管理**によるセキュリティーの強化により、患者が安心して療養できる環境を整えます。

3) チーム医療を推進するための病棟環境の構築

より質の高いチーム医療を推進するため、医師、看護師、薬剤師、栄養士、MSW等、多職種が連携しやすい**スタッフステーションを整備**します。また、個々の患者について病状や治療方針に関する情報共有を行い、効果的に治療を進めるため、**カンファレンス室を整備**し、病棟カンファレンスを一層充実させるなど、チーム医療を推進するための病棟環境の整備を進めます。

3 地域連携部門

1) 地域完結型医療の実現

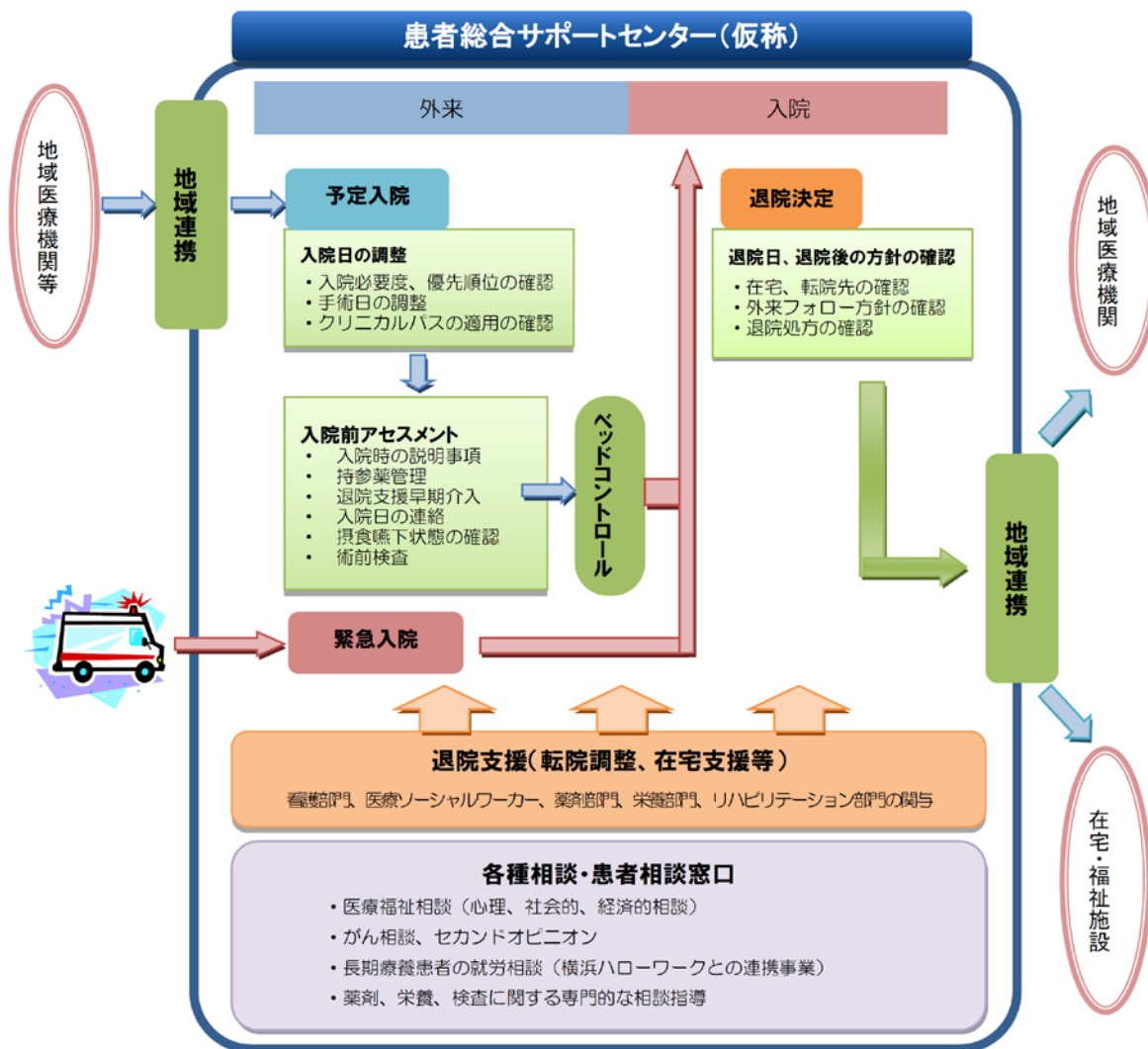
患者が身近なところで適切な医療が受けられるよう医療機関の機能分化と連携を進めるため、回復期や慢性期の医療を担う病院や地域の診療所、介護関連施設、在宅療養支援施設等との**面的な連携体制を構築**します。その上で、患者ニーズに合わせた紹介・逆紹介の推進、地域の医療機関、施設との各種協議会や症例検討会等の開催等をとおした「顔の見える」関係の構築など地域全体の連携を推し進め、患者や地域医療機関等からの信頼を基盤とした「地域完結型医療」を実現します。

2) 患者総合サポートセンター（仮称）の整備

地域関係機関から求められる高度急性期病院としての医療機能を十分に発揮するため、入院から退院まで一貫した病床運営を行い、患者・家族の相談に幅広く対応できる総合相談機能を備えた**患者総合サポートセンター（仮称）を整備**します。

入院前から患者情報のアセスメントを行い、患者・家族の抱える身体的・社会的・経済的問題に対応するとともに、回復期リハビリテーションや療養のための病院、地域の診療所、訪問看護ステーション、介護施設との連携等により、地域全体で患者・家族を支えるため、その中心となって取り組みます。

〈参考〉患者総合サポートセンター（仮称）のイメージ



3) 地域連携ネットワークの構築

病病、病診、病施連携を円滑に行い、かかりつけ医等と協力して地域医療全体の質向上を図るため、**地域連携ネットワークの構築**を図ります。

このため、患者の同意のもとに画像や検査、治療内容等のデータを診療に携わる医療機関の間で共有し、検査等の重複がないようにするなど、地域全体で迅速かつ適切な医療の提供が行えるようにするため、ICTを活用した**患者情報ネットワークシステムを構築**に先導的に取り組みます。患者の同意のもとに画像や検査、治療内容等のデータを複数の医療機関で共有できる**患者情報ネットワークシステムを構築**することで、医療機関相互の情報共有を進め、患者に質の高い医療を提供します。また、市民病院の医療機器を地域医療機関が共同利用する際にも使いやすい予約システムの導入など、利便性の向上を通じてスムーズな連携の推進に取り組みます。

4) 地域医療の質向上、市民の健康増進への貢献

院内の医療従事者が利用する図書室の充実や、医療技術向上のためのシミュレーション機器等を備えたトレーニング施設、研修等に使用する多目的ホールなどを整備し、地域医療機関向けの研修の実施や、これらの施設の地域医療機関への開放等を通じ、**地域医療機関等に勤務する医療従事者の知識・技術の向上**を図ります。

また、医師や看護師、薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士等、**実習生・研修生の受入れを積極的に行う**ことで、**地域医療を担う人材を育成**します。

このほか、市民を対象とした講演会等の積極的な企画・実施や行政、周辺の施設等と連携した健康づくり事業を実施するなど、**市民の健康増進に貢献**します。

4 診療部門

(1) 手術部門

1) 高度急性期医療に対応する手術室の充実

高齢化の進展に伴う患者数の増加や、高度急性期医療の提供による手術件数の増加にも十分に
対応できるよう、**15 室程度の手術室を整備**します（現状 9 室）。

また、手術台と画像診断装置等を組み合わせることでより安全で迅速な治療を可能とするハイブリッド手術や、微細な動きを必要とする難易度の高い手術にも効果を発揮するロボット手術への対応など、手術室の充実を図ります。

<参考>手術室数の考え方

高齢化の進展に伴い、平成 52 年度までに新入院患者数が 1.5 倍程度増加すると推計し、新入院患者のうち手術を必要とする患者の割合を現在と同程度と想定した場合、手術室は 15 室程度必要となる。

<参考>ハイブリッド手術室の例



<参考>手術支援ロボットの例



2) 日帰り手術の増加への対応

より低侵襲の手術方法が開発され入院しなくても行える手術が増えていることや、身体的・経済的負担の軽減といった患者にとってのメリットがあることから、今後も日帰り手術が増加していくことが見込まれます。

このような動向に対応するため、中央手術室の機能の一部として**デイサージャリーセンター（仮称）を設置**し、入院患者とは独立した動線や経過観察を行える場所などを整備し、日帰り手術を受ける患者に対して良質な環境を提供します。これに伴い、入院前に必要な検査や事前指導、手術後帰宅した患者に対するアフターケア等を行う体制を整備します。

また、日帰り手術をさらに受けやすくするため、土日に実施することも検討します。

3) 将来の医療技術の進歩等への対応と安全で効率的な手術室の整備・運用

新たな医療技術、機器の開発など、将来的な医療の高度化や機器の大型化等にも対応可能な広さを備えた**拡張性のある施設**を整備し、医療技術の進歩等へ対応できるようにします。

手術情報システムの整備と電子カルテの連動、患者動線や資機材の保管スペース等に配慮した施設の整備などにより、安全で効率的な手術室を整備・運用します。

また、基本的に広さや構造が同一である、**汎用性の高い手術室**を整備し、疾患や術式によって使用できる手術室が限定されることなどが無いよう、効率的な手術室の運用を図ります。

4) 周術期の患者・家族に配慮した施設の整備

手術中に家族などが落ち着いて待機できる**控室**や、手術に関する患者・家族への説明をプライバシーに十分配慮して行える**面談室の整備**など、周術期の患者・家族に配慮した施設を整備します。

5) 医療人材の知識・技術向上に資する施設の整備

手術に関する訓練等にも活用できる**シミュレーション機器等を備えたトレーニング施設**を整備するほか、**カンファレンス室の充実**により関連スタッフによるチーム医療の推進を図るなど、医療人材の知識・技術向上に資する施設を整備します。

(2) 内視鏡部門

1) 内視鏡センター機能の充実

悪性腫瘍等の早期発見、低侵襲の治療・手術の充実、検査室や内視鏡機器類の充実、X線透視装置下の内視鏡検査・処置への対応、適切な数の陰陽圧室の整備による感染防止の徹底など、**内視鏡センター機能の充実**を図ります。

特に対象患者が多い消化器系や呼吸器系の内視鏡検査・処置は原則内視鏡センター内で実施で

きるよう、**機器や諸室の集約化**を図り、効率的な運営を行える環境を整えます。

また、患者へのより安全な検査・処置や、待ち時間等の快適な環境を提供できるよう、**待合室や回復室などの諸施設の充実**を図ります。

2) 紹介患者の積極的受入れと、内視鏡に関する教育・指導・研究等の中心的な役割

地域医療機関等との連携のもと、**機器の共同利用や紹介患者の受入れの拡大**などに努めることで、地域医療全体の質向上に貢献し、地域医療機関から頼られる病院を目指します。

また、後期研修医などへの指導・教育、地域医療機関への研修・講演会、臨床試験への積極的な参加など、**内視鏡に関する教育・指導・研究等の中心的な役割**を担います。

(3) 放射線治療部門

1) がん診療連携拠点病院としての放射線治療機器の充実

がんに対する汎用性の高い放射線治療機器である**リニアックの複数台設置**や、特定の部位や目的に適した**高機能専用機の導入**（特定部位のがんに対してより有効な治療が行えるサイバーナイフ、がんの形状に合わせた放射線照射に適したトモセラピー等を検討）など、がん診療連携拠点病院として放射線治療機器の充実を図ります。

また、他医療機関の放射線治療機器の整備状況を踏まえ、必要に応じた医療機関への患者の紹介を相互に行うなど、地域全体で患者に最適な医療提供を行えるよう配慮します。

<参考>市内の放射線治療機器の整備状況

病院名	放射線治療機器
横浜市立市民病院	リニアック
横浜市立みなと赤十字病院	リニアック
横浜市立大学附属病院	リニアック(2台)、腔内照射装置
横浜市立大学附属市民総合医療センター	リニアック(2台)、腔内照射装置
済生会横浜市南部病院	リニアック
聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	—
横浜労災病院	リニアック、ガンマナイフ
昭和大学横浜市北部病院	リニアック
済生会横浜市東部病院	リニアック、サイバーナイフ、シード
国立病院機構横浜医療センター	リニアック

(平成26年2月現在、各病院に照会)

＜参考＞サイバーナイフなどの高機能専用機



サイバーナイフ



トモセラピー

2) 医療技術の進歩への対応

新たな放射線治療機器の導入や既存機器の更新を考慮した**スペースの確保**、必要に応じた**増築等にも対応しやすい施設整備**など、医療技術の進歩にも対応できるように配慮した施設とします。

(4) リハビリテーション部門

1) 急性期リハビリテーションの充実

骨折などの運動器疾患のほか、心疾患、脳血管疾患、呼吸器疾患等のある患者に対し、機能低下の予防や早期の機能回復、社会復帰を目的とした**早期リハビリテーションを実施**します。また、リハビリテーションの効果を確実なものとするため、手術前や手術直後の患者も含め**休日にもリハビリテーションを実施**します。

機能回復に向けた充実したリハビリテーションを実施するため、**訓練室を拡充**するとともに、特に急性期リハビリテーションなどにおいて、患者の状況に合わせた適切な場所、環境での訓練を行うため、**病棟でもリハビリテーションができる環境を整備**します。

さらに、研修会への参加、学会研究等に一層取り組み、リハビリテーションスタッフの専門性を高め、他職種との連携やチーム医療にも積極的に参加し、医療サービスの充実を図ります。

2) 地域医療機関や在宅との連携の強化

患者総合サポートセンター（仮称）とも連携しながら、**回復期リハビリテーション病院や地域の診療所との連携を強化**するとともに、在宅復帰支援の取組に早期からリハビリテーション部門が参画するなど、**在宅との連携の強化**により、地域医療全体の質向上に貢献します。

(5) 化学療法部門

1) 外来化学療法室の充実

患者が日常生活を送りながら、また、仕事などの社会生活を維持しながら治療を受けることができ、QOLを維持・向上できるよう、**外来化学療法室の充実**を図ります。

ベッド数については、将来の患者数増加にも対応できる十分な数とするとともに、それぞれの患者の状態に合わせ、より負担なくリラックスした状態で治療が受けられるよう、ベッドとリクライニングシートを併せて設けるとともに、アメニティにも配慮するなど、**患者の治療環境やプライバシー等に配慮した施設**を整備します。

＜参考＞市内の主な病院の外来化学療法室

病院名	ベッド数 (リクライニングシート含む)
横浜市立市民病院	15床
横浜市立みなと赤十字病院	24床
横浜市立大学附属病院	13床
横浜市立大学附属市民総合医療センター	16床
済生会横浜市南部病院	13床
聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	16床
横浜労災病院	19床
昭和大学横浜市北部病院	17床
済生会横浜市東部病院	16床
国立病院機構横浜医療センター	13床
神奈川県立がんセンター	50床

(平成26年2月現在、各病院に照会)

＜参考＞外来化学療法室の例



2) チーム医療の推進

がん薬物療法の専門医、がん化学療法看護認定看護師、専任薬剤師等によるチーム医療を推進し、安全で効果の高い化学療法を遂行するほか、患者への事前オリエンテーションや相談等にも十分な対応を行います。また、チームカンファレンスによる業務改善、安全管理対策にも積極的に取り組みます。

(6) 血液浄化部門

1) 地域の医療機関では対応できない患者への急性期血液透析や腹膜透析の実施

ICU、CCU、HCU 等において、高度急性期医療の提供が必要な**重症患者に対する血液浄化療法を 24 時間 365 日実施**するとともに、合併症の治療等のために入院している透析導入患者に対して血液透析、腹膜透析を継続するなど、**地域の医療機関では対応できない患者への急性期の透析を実施**します。また、血漿交換療法や血球成分除去療法などを含め、血液浄化療法全般について、安全で質の高い医療を提供します。さらに、慢性腎疾患患者に対して、血液透析や腹膜透析の導入に必要な検査、処置、生活指導を行います。

災害発生時には、近隣の透析施設の被災状況に応じた患者受入れや広域搬送患者の受入れなど災害拠点病院として透析患者を積極的に受け入れます。

今後の高齢化の進展に伴い、腎臓病など透析を要する患者の増加が想定されることから、こうした患者の増加にも対応できる透析ベッドの整備を図ります。

医療機能の特徴

現在の横浜市立市民病院で実施している各診療科の現状と、現時点で考えられる今後の方向性は以下のとおりです。（★は今後の方向性を示す）

診療科	現状と今後の方向性（★は今後の方向性）
腎臓内科	<ul style="list-style-type: none"> ・他の地域医療機関では対応困難な慢性腎臓病・急性腎不全の診療や、慢性腎臓病に関する地域医療機関への教育活動を実施 ・複数疾患を持つ合併症患者に対する血液透析、血液濾過透析、血液浄化療法、経皮的血管形成術、自己血管内シヤント手術（バスキュラアクセスの造設）に対応 ★自宅や会社で透析ができる「腹膜透析」を推進
糖尿病リウマチ内科	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病教育入院、個別栄養指導、服薬指導、認定看護師による糖尿病療養指導外来等を実施し、チーム医療を推進 ・手術を受ける糖尿病合併患者の血糖値バランス調整 ・全国的に膠原病を診察できる医師が少ない中で、総合的な病院の強みを活かした膠原病の診療 ・抗リウマチ薬、生物由来製薬を積極的に使用し、早期の寛解導入を促進 ★糖尿病の発病増加を抑制する予防・啓発活動 ★医師体制の充実と、専門医の育成
血液内科	<ul style="list-style-type: none"> ・市内有数の血液疾患症例数であり、悪性リンパ腫の新規患者数は県内トップ ・造血幹細胞移植については、骨髓バンク認定施設、臍帯血バンク認定施設となっており、県内の市中病院（大学病院除く）で唯一の非血縁者間移植を実施 ・多施設共同臨床研究への参加と、自施設独自の臨床研究の実施 ★神奈川県における移植医療の拠点
神経内科	<ul style="list-style-type: none"> ・脳血管疾患、慢性期神経疾患患者の急変時への救急対応、地域の回復期リハビリテーション病院と協力した回復期へのシームレスな医療提供 ・市の難病対策の一環として難病患者一時入院事業に参画、在宅介護支援を実施 ★認知症の増加に伴うものわずれ外来や難病外来等の専門外来の実施・拡充
呼吸器内科・腫瘍内科	<ul style="list-style-type: none"> ・県内有数の実績を持つ肺がん診療を中心に全ての呼吸器疾患に対応 ・内科的治療の開発や新規薬剤の治験への積極的な関与、多施設共同臨床研究の立案、他施設への支援 ・総合的な病院の強みを生かし、がん治療中の合併症等の悪化にも的確な対応が可能 ・横浜市肺がん検診（保健所、個別、がん検診センター）における指導的立場を担う ★肺がん診療の拡充と、非がん疾患における他医療機関との連携の推進
消化器内科	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日緊急内視鏡検査、吐血などの緊急治療に対応 ・内視鏡的粘膜下層切開・剥離術、内視鏡的逆行性膵胆管造影検査・治療などの高度内視鏡治療実績は県下有数 ・消化器外科との連携による質の高い医療の迅速な提供 ★内視鏡治療や幅広い消化器系診療への対応を強化 ★専門性の高い知識・技術を提供できる人材の指導・育成

<p>循環器内科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間CCU当直体制で心臓・大血管の救急症例に専門医が対応 ・核医学検査を積極的に用いてハイリスク症例の選別に重点を置いた診断を実施 ・植め込み式除細動器外来、末梢動脈疾患外来などの専門外来を実施 ・腎臓内科と連携し、バスキュラアクセスの維持管理、透析患者の血管内シャントカテーテル治療を実施 ・心臓スクリーニング検査、血管スクリーニング検査を地域の連携医師に開放し、ハイリスク症例の早期診断を積極的に実施 ★大血管救急の充実など、急性期医療をさらに充実 ★心臓核医学検査、冠動脈CTアンギオ、心エコーなど非侵襲的検査の充実によるリスク評価の精度向上 ★待機的血管内治療の充実 ★心臓血管センター化による診断・治療機能の強化 ★ハイスパック超音波機器利用による放射線被ばくの軽減と、手術時間の短縮・成績向上 ★緊急・待機的手術の術前スクリーニング検査による手術の安全性強化 ★血管内治療（冠動脈、下肢動脈、腎動脈、透析シャント、大動脈瘤、大動脈弁等）の充実と、心不全・不整脈の非薬物治療の拡充・強化
<p>小児科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域周産期母子医療センターとしての合併症妊婦などのハイリスク症例への対応 ・学校検診（心臓・腎臓）、乳児健診等の精密検査・専門管理医療機関 ・院内学級を併設する地域基幹病院として、児童虐待や精神保健などへ対応 ・市の難病対策の一環として、難病患者一時入院事業への参画、在宅介護支援の実施 ・小児救急拠点病院として、小児救急疾患・急性感染症などへの専門的かつきめ細かい対応 ★地域周産期母子医療センターとして、質の高い安全な周産期医療の提供と家族の愛着形成の促進による育児・在宅医療支援を推進 ★初期診療から専門医療まで、心疾患、腎疾患、神経疾患、内分泌疾患、小児精神保健医療などを推進
<p>消化器外科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大腸がん手術の実績は全国有数（うち40%が腹腔鏡手術） ・がんの外科治療の他、胆石症、ヘルニア、急性腹症の外科治療を実施 ・食道・胃疾患クリニック、大腸外来、肝胆膵外来等の各種専門外来の実施 ★腹腔鏡手術などの低侵襲な手術の拡充 ★ロボット手術などの最新治療の実施
<p>炎症性腸疾患（IBD）科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国から炎症性腸疾患の紹介症例を多数受け入れ、内科治療、外科治療を併せて実施し、通院患者数は毎年増加 ・治療困難例、急性増悪例、緊急手術適応例を原則として全例受入 ・炎症性腸疾患の手術症例数は全国1～2位 ・厚生労働省難病克服事業研究班班員として研究を行っており、論文発表、学会発表も多数 ★炎症性腸疾患症例を多数診療する国内有数の専門施設として、継続的に患者を受け入れることができる体制の強化 ★後期研究医枠などを利用し、初期研修医修了者から外科専門医既取得者まで公募などによって希望者を募り、炎症性腸疾患専門医を目指す人材を継続的に確保し、臨床経験を積むことができる体制を構築 ★当科スタッフが国内外の他施設で見学や研修ができ、継続的な研究が行える体制の構築 ★国内外を問わず見学・研修希望者の短期・長期の積極的な受け入れ
<p>乳腺外科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な病院のメリットを活かした合併症患者への安全・迅速な対応 ・がん検診センターでの検診、診断、治療、緩和ケアまでの総合的診療 ・手術療法、薬物療法、放射線療法を組み合わせた治療を実施 ★マンモトーム生検等を取り入れた早期の乳がん患者の診断 ★乳房温存術、センチネルリンパ節生検を行い、切除範囲が狭く、侵襲の少ない手術を実施 ★日常生活のリズムを変えずに行える日帰り手術の拡充

<p>整形外科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関節疾患、脊椎疾患、外傷を中心に手術を実施（年間約 800～900 件） ・変形性関節症・リウマチ関節症に対し、ナビゲーション人工関節全置換術を積極的に実施 ・スポーツ外傷では主に関節鏡視下手術を実施 ・救急外傷は常時受け入れ ★運動器外傷、関節、脊椎、スポーツの4部門を設け専門性の高い医療を提供（運動器外傷についてはセンター化を検討） ★運動器外傷について、救急患者の受け入れ体制の強化 ★ナビゲーションシステムや関節鏡などによる高度で侵襲の少ない手術の充実 ★高齢社会における骨脆弱性骨折の増加に対する予防治療のため、骨粗鬆症検診を行い、専門外来を開設
<p>形成外科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・症状が安定した顔面神経麻痺を対象とした慢性患者のリハビリ、外科治療を行う外来を実施 ・専門外来（リンパ浮腫外来）を立ち上げ、近隣のリンパドレナージ治療院と連携し、主に外科的治療を実施 ・慶應義塾大学や当院泌尿器科と協同した前立腺全摘術後腹圧性尿失禁に対する陰部神経縫合付加有茎薄筋弁移行による尿道括約筋再建術の臨床研究を実施 ★有資格セラピストによるリンパドレナージを行うためのリンパ浮腫外来（看護専門外来）の設置及び、緩和ケアチームとも連携した外来・病棟とシームレスなケアを行うためのリンパ浮腫ケアチーム（仮称）の設置など、リンパ浮腫の治療体制の充実 ★腹圧性尿失禁に対する外科的治療や重症リンパ浮腫患者に対するリンパ節移植などの新しい治療の実施
<p>脳神経外科・ 救急脳神経外科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内視鏡下血腫除去術など神経内視鏡による手術や脳血管内手術の実施 ★血管内手術や脳腫瘍手術等の拡充 ★脳ドック等の予防医学領域への参入
<p>呼吸器外科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・良性・悪性疾患とも全呼吸器外科手術に対応可能 ・全 33 科の総合的な病院であらゆる合併症をもつ患者に対応可能 ・ほぼ全例に胸腔鏡手術を行い、多くの症例では創が小さい低侵襲手術を実施 ・心臓血管外科医師が常勤し血管系のトラブルにも安全に対応可能 ★早期がんに対するロボット手術を導入し、より低侵襲手術に対応 ★進行がんに対する集学的治療の一環としての手術療法の開発 ★救急患者に対する緊急手術、小児患者対応可能な体制の構築
<p>心臓血管外科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・狭心症、弁膜症、不整脈等心臓疾患に加え大動脈疾患、下肢動脈バイパス術、動静脈シャント手術、ペースメーカー植込術等の幅広い治療を実施 ★超急性期心臓血管外科治療の体制を強化 ★ハイブリッド手術室の整備による新しい術式への対応
<p>皮膚科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚腫瘍（良性・悪性）全般に対する治療 ・乾癬に対する光線療法（ナローバンド療法）や、入院治療が必要な帯状疱疹、その他の症状の重い皮膚病の治療 ★新たな治療法（生物学的製剤等）への取組 ★日帰り手術の拡充
<p>泌尿器科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前立腺がんに対する検診から検査・治療までの一貫した対応で、内分泌治療・抗がん剤治療・放射線治療・手術等まで幅広い治療法に対応 ・尿路上皮がんの手術や化学療法、腎がん・進行精巣がんの手術や薬物治療等の豊富な治療実績 ★手術（開腹・腹腔鏡下・ロボット支援等）・小線源治療や強度変調放射線治療等の先進的治療の実施（前立腺についてはセンター化を検討） ★がん検診項目として、超音波での腹部検診で腎臓がん・膀胱がんのスクリーニングを実施 ★レーザー導入による前立腺肥大症や尿路結石治療の充実

産婦人科	<ul style="list-style-type: none"> ・自然分娩と母乳育児の推進 ・多数のハイリスク妊娠への対応 ・悪性腫瘍などに対し、広汎子宮全摘出術や傍大動脈リンパ節郭清を含む高度な手術を実施 ★各個人の価値観に応じた分娩（院内助産院での分娩、無痛分娩）の実施 ★悪性腫瘍を含めた婦人科疾患に対し、婦人科内視鏡手術センターを設立し、低侵襲な手術を拡充 ★日帰り手術の拡充 ★婦人科悪性腫瘍へのより集学的な治療。 ★ロボット手術などの最新治療の実施
眼科	<ul style="list-style-type: none"> ・白内障は新型の超音波手術装置による手術、緑内障は視力・視野の保持を目的とした治療や経過観察を実施 ★将来的に増加すると思われる白内障、緑内障手術への対応を充実。また、日帰り手術を推進 ★未熟児網膜症への対応を充実 ★加齢黄斑変性症に対する外来での眼内注射療法の実施 ★硝子体手術を行える体制の整備
耳鼻咽喉科	<ul style="list-style-type: none"> ・喉頭がんの検診から検査、治療（手術・化学療法・放射線療法）まで一貫した対応 ・咽頭がん、唾液腺がん、甲状腺がんの豊富な治療実績 ・頭頸部腫瘍外来、めまい外来の実施 ★頭頸部がんにおいて、さらに専門的治療法を導入し、発声・嚥下機能温存と根治性の両立を目指す
神経精神科	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスケア等に対する一般病棟での入院治療 ・小児科外来での神経精神科医による児童精神科外来の実施 ・物忘れ外来、思春期・青年期相談などの専門外来の実施 ・産科病棟での母子サポートカンファレンスによる、精神的・社会的ハイリスク妊産褥婦に対する支援を実施 ・精神科リエゾンチームによる入院患者の精神症状への早期からの精神科的サポートの実施 ★現在実施中の上記専門外来やチーム活動量の増加と作業療法士・精神保健福祉士など専門職種導入による体制の強化 ★リワークプログラム（復職支援専門デイケア）・院内学級との連携による青年期グループなど外来でのグループ療法の施行による、個人の治療だけによらない復職・復学の為の治療方法の確立 ★今後増加すると思われる入院中の認知症患者に対する精神的ケア・介護につき、神経内科やリハビリ科と協同してサポートする体制の構築 ★院内職員に対するメンタルヘルスサポート体制の整備
リハビリテーション科	<ul style="list-style-type: none"> ・脳卒中や整形の早期リハビリテーション、がんの術前呼吸リハビリテーション、その他多様なリハビリテーションの実施 ・痙攣治療や義肢・装具処方などのリハビリテーション科専門の治療の実施 ★急性期入院患者に対するリハビリテーションを休日も実施 ★早期リハビリテーションの充実 ★在宅復帰支援への参画
放射線診断科	<ul style="list-style-type: none"> ・CT、MRI、PET など高額医療機器を駆使し、画像診断を実施 ・4～5人の診断専門医が在籍し、救急患者の診断、がんの診断などに幅広く対応 ・主治医と密接に連絡をとりあい迅速な治療を支援 ★質の高い機器の導入、休日の検査体制の充実などによる、より高品質な医療の提供 ★より迅速な読影 ★放射線診断技術の治療的応用への対応強化 ★地域医療機関との放射線機器共同利用の強化（画像情報の共有）

放射線治療科	<ul style="list-style-type: none"> ・治療成績の向上と副作用の低減を目的とした、放射線治療装置（リニアック）と3次元放射線治療計画システムを用いた照射法等の実施 ★高度な専門的機器の導入による放射線治療の充実 ★高精度治療や特殊治療の拡充（サイバーナイフやトモセラピー等）
麻酔科	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の緊急手術への迅速な対応 ・術後鎮痛の軽減、硬膜外麻酔や鎮痛薬の静脈内投与、超音波ガイド下ブロックの積極的な実施 ★無痛分娩・ペインクリニックを含めた疼痛管理の充実 ★大学と連携した臨床研究の推進による質の高い医療の提供と人材育成
歯科口腔外科	<ul style="list-style-type: none"> ・腫瘍、顎変形症、骨折、先天奇形（唇顎口蓋裂等）、感染症、顎関節症など口腔外科疾患全般への対応 ・インプラント治療、睡眠時無呼吸症候群への口腔内装置を用いた治療等の実施 ・対応できる施設が少ない口腔がん終末期患者への対応 ★院内各科、施設との連携強化による口腔支持療法の積極的な実施 ★口腔ケアチームによる周術期口腔機能管理の徹底 ★矯正医による矯正治療と顎変形症や先天奇形患者へも対応するチームの設立 ★先進的な口腔がん治療の実施 ★鏡視下手術など新たな治療の導入
感染症内科	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種・第二種感染症医療機関として、市中感染症から院内感染症、新型インフルエンザ等の感染症のパンデミック、免疫不全関連感染症、結核、HIV感染症など、ほぼ全ての領域に関して対応可能 ・ワクチン外来や禁煙外来の実施等による感染症予防の推進 ★第一種・第二種感染症医療機関として感染症の最終対応機関として他の医療機関で対応困難な感染症症例の受入 ★総合的な感染体制を整備するため、感染症センター（仮称）を設置 ★大学や研究機関との協力による、感染症医療の質向上への貢献
救急総合診療科	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センターと救急（ER）外来の両方の機能を持ち合わせ、全ての救急患者に対応 ・心肺機能停止蘇生後や急性薬物中毒などの特殊症例における集中治療や患者管理 ★救命救急センター機能のハード・ソフト両面の強化 ★災害時の対応機能の強化
病理診断科	<ul style="list-style-type: none"> ・組織診や細胞診、術中迅速診断の迅速な実施 ・バーチャルスライド・システムによるウェブサイトを介したスライド顕微鏡像の院外医師への提供 ★迅速で精度の高い診断の強化
緩和ケア内科	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和ケア病棟における診療と、多職種からなる緩和ケアチームでの病棟回診・コンサルテーション等の実施による患者の身体的・精神的苦痛の緩和 ・緩和ケア研修会や院内・地域医療機関向けの勉強会の実施 ★緩和ケアセンターの設立によるさらなる緩和ケアの充実と地域医療機関との緩和ケア連携体制の強化 ★緩和緊急ベッドの確保と、全がん患者を対象とした苦痛のスクリーニングの実施 ★迅速な苦痛対応に、より重点を置いた診療を実施

5 看護部門

1) 新病院の医療機能に対応できる看護職員の育成

横浜市立市民病院では、医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる力を備え、医療チームの一員として多職種と協働しながら、領域・対象を問わず基本となる看護ケアができ、**質の高い看護サービスが提供できる看護職員（ジェネラリスト）の育成**に力を入れています。

また、医療の高度化・専門化に対応するため、専門看護師（がん看護専門看護師、精神看護専門看護師の2分野2名*）、認定看護師（がん性疼痛看護、がん化学療法看護、救急看護、摂食・嚥下障害看護、皮膚・排泄ケア、集中ケア、緩和ケア、感染管理、小児救急看護、新生児集中ケア、糖尿病看護の11分野18名*）がスペシャリストとして院内外で幅広く活躍し、看護実践の役割モデル、チーム医療の一員としてリーダーシップを発揮しています。 ※平成26年5月現在

再整備に伴う医療の高度化や、政策的医療の更なる充実に対応し、安全で質の高い看護を提供するために、引き続き**専門看護師、認定看護師の育成**を進め、現在未配置の領域への配置を行うとともに、各領域に複数の専門看護師、認定看護師を配置するなど、看護機能の強化を図ります。

救急医療に対しては、救急看護・集中ケアの認定看護師を育成し、救命救急センター機能の強化に対応します。また、災害時の医療やDMATに対応できる看護職員を育成し、災害医療機能の強化に対応します。

周産期医療については、小児救急、新生児集中ケアの認定看護師を育成し、周産期救急患者やハイリスク分娩に対応するとともに、助産師の資質向上を図り、妊産婦の多様なニーズに対応していきます。

がん医療については、がん専門看護師、がん化学療法・がん放射線療法・乳がん看護・がん性疼痛・緩和ケア認定看護師を育成し、合併症や様々な背景を持つがん患者に対し、全人的なケアを提供していきます。

感染症医療については、感染症看護専門看護師、感染管理認定看護師の育成を進め、感染症センター（仮称）での総合的な感染管理体制の強化に対応します。

認知症や精神疾患を併せ持つ患者が増加することが見込まれることから、これらの症状を持つ患者に対して適切な看護を行うことができるよう、全ての看護職員が知識や技術の習得を図ります。また、**看護職員が行う看護外来や各種教室**（糖尿病教室、両親学級やマタニティヨガなどの産前教室等）を**拡充し、予防や相談による患者のQOLの維持・向上**を図ります。

＜参考＞市民病院で実施している看護外来（平成 26 年 2 月現在）

看護外来名	概要・目的
ストーマ外来	手術でストーマ（人工肛門等）を造設した患者に対する退院後のフォローとして、ストーマ周辺の皮膚障害のケアや使用装具の検討を実施し、患者がセルフケアを行い、より良い日常生活を過ごせるよう支援している。
糖尿病療養指導外来	糖尿病患者に対して、日常生活の血糖コントロールや疾患に対する理解を深める支援、インスリン自己注射指導・生活指導などを行い、患者のセルフケアの向上を図っている。また、医師・栄養士と連携して糖尿病透析予防指導を行っている。
助産師外来	正常な妊娠経過をたどる妊婦に対して、助産師が健康診査や保健指導を実施し、妊婦・家族の不安を軽減するとともに、主体的な分娩や新しい家族を迎える準備を整えるための支援を行っている。
母乳外来	退院後も母乳育児に関する継続的な支援を要する母子に対して、個別に対応し、不安やトラブルを解消・軽減できるよう支援している。

2) 地域との連携による患者・家族への支援体制の強化

患者総合サポートセンター（仮称）に病床管理を専任で行う看護管理者を配置し、地域医療機関からの紹介患者や救急患者、他の病院・施設から入院要請のあった急変患者等を確実に受け入れることができるよう、**適切・円滑なベッドコントロール**を行います。

また、患者総合サポートセンター（仮称）には、回復期・慢性期・在宅看護等に知識・経験のある看護職員を配置し、患者や家族の不安を軽減しながら転院先の病院・施設、地域や家庭をつなぐ役割を果たしていきます。

患者・家族の支援に当たっては、**地域医療機関との連携を強化**し、地域包括ケアシステムの中で、**医療から介護まで、患者・家族が安心して在宅復帰できる支援体制を確立**します。

3) 看護人材の育成

高齢化の進展による患者数の増加に伴い、看護人材の大幅な不足が懸念されるとともに、医療の高度化に対応した専門性の高い看護人材の養成が求められています。そのため、看護学生、助産学生、専門看護師、認定看護師等の臨床実習の受け入れなどを積極的に行い、**次世代の医療を支える看護人材の育成**を支援します。また、研修会の開催などを通じて、地域の医療従事者の育成支援を図ることで、**地域全体の看護力の向上**に貢献します。

4) 看護の質向上に繋がる看護体制

2 交代勤務*を基本にした勤務体制を取り入れ、患者にとっては夜間帯を通じて継続した看護が受けられること、看護職員にとっては生活のリズムがとりやすく家庭との両立が図りやすくなることなどのメリットを生かし、より良い看護と療養環境を提供できる体制を確立します。

また、重症患者・認知症のある患者の増加が見込まれるなど、一層質の高い看護が求められる中、看護師の専門性を十分に発揮できるよう、介護福祉士や看護補助者等の活用や適切な役割分担を推進し、**24 時間絶え間なく良質で安全な療養環境が維持できる看護体制**を検討します。

*日本看護協会による「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」では、「勤務の拘束時間は 13 時間以内とする」、「勤務と勤務の間隔は 11 時間以上あける」ことなどが提唱されており、これらを踏まえた勤務体制を今後検討していきます。

看護部理念

私たちは健康のあらゆるレベルの患者さんに
真心と思いやりを込めた安全な看護を提供します



横浜市立市民病院看護職員は、病院方針に基づき、外来・入院、災害時などの場面で、あらゆる年齢、疾患、病期の患者さん・ご家族に対し、真心と思いやりを込めた安全な看護を提供します。

6 薬剤部門

1) 安全で良質な医療を支える薬剤業務の提供

安全な医療を支えるため、がん化学療法における副作用モニタ、プロトコルに基づく適切な患者ケアや、薬物血中濃度などの解析結果をもとに最適な薬用量や投与法を設定する**薬物治療モニタリング等を実施**します。また、病棟や外来化学療法室など、**薬物療法を行う部門へ薬剤師を配置**し、チーム医療において薬剤師の専門知識・技術等を治療・療養に十分に活かせる体制の整備等を行います。

地域全体で質の高い医療を提供できるよう、薬物に関する情報集約と医療スタッフ、地域医療機関への情報提供等の機能を担う**DI（医薬品情報）室の充実**や、医薬品により生じた副作用などの情報を収集、専門機関へ提供し医薬品の安全性向上等を目指す**薬剤イベントモニタリングの強化**を進めます。

また、お薬手帳などの**診療情報・薬剤情報を地域医療機関、調剤薬局と共有するシステム**を構築するなど、地域全体で良質な薬物治療を提供するための仕組みを構築します。

2) 患者に対する相談支援機能の強化

通院患者へのより適切な薬物治療の提供や不安の軽減等を図るため、**薬に関する相談や指導を専門的に行う体制**を整備し、薬物治療の経過観察や治療に関する疑問への対応などを行います。

入院患者については、入院から退院までの包括的な相談支援体制を強化するため、患者総合サポートセンター（仮称）における**入院前の持参薬管理、全入院患者を対象とした薬剤管理指導や、地域医療機関、調剤薬局との退院時カンファレンス**などを実施します。また、かかりつけ医療機関との連携強化をとおして、退院後を含めた薬物治療の支援も行います。

3) 地域医療人材の教育・研修の実施

地域全体の薬剤師技能の向上や次世代の薬剤師の育成に寄与するため、**地域医療機関、調剤薬局等の薬剤師に対する研修**や、薬剤師課程のカリキュラムの一環としての卒業研究の指導、学生実習の受入れ等を通じた地域医療人材の教育・研修を実施します。

4) 薬物治療に関する研究開発の推進

高度急性期医療の提供を支援するため、遺伝子検査結果に基づいた抗がん剤の選択・投与や、**最新の薬物治療が実施できる環境**を整えます。また、**臨床試験を支援し強化する体制**を整え、臨床試験の信頼性向上に資するほか、産学と協同し調剤機器、薬剤部門システム等の開発や改良における提案等を検討します。

7 栄養部門

1) 医師、看護師等と連携した質の高い栄養管理

高度急性期医療の提供に伴い増加が見込まれる重症患者に対しては、十分な栄養補給を支援する、よりきめ細かな栄養管理が一層重要となります。

このため、患者総合サポートセンター（仮称）における**入院決定時点からの患者の栄養管理、病棟担当の専任栄養士の配置、栄養サポートチームの活動**等による医師・看護師・薬剤師等との協同など、チーム医療を通じた患者の適正な栄養管理を行います。

高齢患者の増加に伴い、複数の合併症を持つ患者の増加が予想されることから、食事基準は複数の疾患に適応可能な**栄養成分別コントロール**とするほか、意識障害等のため食事ができない禁食者に対する経管栄養、嚥下機能が低下している患者に対する嚥下食の提供など、**喫食状況に合わせた食形態等の対応**をきめ細かく実施します。

2) 安全でおいしく食べやすい食事の提供

よりおいしい食事を適時適温で提供するため、調理後すぐに提供するクックサーブシステムや再加熱して提供するクックチルシステム等の調理システムを用い、揚げ物・焼き物・煮物等料理の特性に応じて**最適な調理システムによる食事**を提供します。

入院により不安を抱える患者へ、食事とともに楽しみと安らぎを提供するため、患者の好みに応じ、**選択食範囲を拡大**します。

食品の製造・加工における衛生管理の手法である HACCP に基づく科学的な衛生管理を行い、安全な食事を提供するとともに、災害時にも食事を提供できるシステムを構築します。

3) きめ細かな栄養指導の実施

高度急性期への対応に当たり増加が予想される重症患者、複数の疾患を持つ患者に対し、患者個人の生活状況に合わせたきめ細かな栄養指導を実施し、**家庭での療養に必要な食事療法を日常生活に応用できるよう支援**します。

4) 栄養管理に関する地域医療機関との連携

地域医療機関の患者に対する栄養教室等の開放や、**地域医療機関の医療従事者を対象とした研修の実施**など、栄養管理に関する地域医療機関との連携を深めます。また、市民へ向けても、栄養教育に関する講演会等の啓発活動を実施します。

8 画像診断部門

1) 高度急性期医療に対応した画像診断の実施

MRI、CT、アンギオグラフィーなど、高度急性期医療の提供に当たって、迅速かつ正確な診断を行うために必要となる画像診断機器を整備します。

また、より高度で精細な診断を可能とする新たな機器の導入にも積極的に対応するとともに、効率的に人員、医療機器を運用できるよう、**機器の集中化や他部門との連携**を推進し、高度急性期医療に対応した画像診断を実施します。

また、これらの画像診断機器の有効活用や地域医療機関とのより密な地域連携をとおり、地域全体の医療の質を向上するという観点から、**機器の共同利用のさらなる拡充**を進めます。

2) 患者の安全やプライバシーに配慮した施設の整備

CT室、MRI室、血管造影室等に必要となる**処置室や回復室の設置**や、検査前に医師、看護師が診察・問診できる部屋の確保など、**安全やプライバシーに配慮した施設**を整備します。

3) 医療技術の進歩への対応

撮影室は**他の装置への入れ替えや更新にスムーズに対応できる構造**とするなど、医療技術の進歩に対応できる施設を整備します。

また、全ての画像をデータで保存できるようにするほか、こうした画像データを地域医療機関とネットワークを介して共有できるシステムを構築するなど、**画像情報システムの電子化**を推進します。

9 検査部門

1) 迅速かつ高精度の臨床検査データの提供と適正な検査体制の整備

院内検査室での迅速な検体検査の実施、最新の機器の整備による**検査精度の向上と報告時間の短縮**、**救命救急センターや手術室等関連部門との連携**の確保などにより、迅速に高精度の臨床検査データを提供し、新病院の高度急性期医療を支えます。

感染予防対策など、安全性の向上等に十分配慮した細菌検査室、病理検査室、病理解剖室等の整備や、各種認定技師などの認定資格者の確保・育成を図り、**検査の精度・技術の向上**、内部精度管理の強化による**検査の精度向上**等をとおして、より安全で適正な検査体制を整備します。

また、造血幹細胞移植の支援や自己血貯血から保存までの一元管理を行うことで、輸血業務の機能を充実させ、安全で適正な輸血療法を実施できる体制を確立します。

外来採血室を検査部主体で運営するほか、検体検査に関して、**検体採取から報告まで検査部門が一元的に担う**ことで、精度や安全性を向上させます。

2) 効果的な治療を行うための遺伝子診断の実施

遺伝子診断技術の進歩により、患者の遺伝子型に応じてより効果の高い薬剤を選択できるなど、より効果的な治療が行えるようになってきています。また、遺伝子治療など新たな治療方法への対応の可能性が広がるなど、遺伝子診断は将来の医療にとって欠かすことのできない診断方法となっています。

将来にわたり、高度で専門的な医療提供を行っていくため、新病院では、**遺伝子診断の実施体制を確立**します。また、そのために必要となる諸室、機器を整備するとともに、実施に必要な人材の育成を進めます。

3) 快適で受診しやすい検査環境の整備

生理検査室等における**検査ブースの個室化**、**更衣室や待合スペースの適正配置**など、プライバシーや快適性に配慮した検査環境を整備します。

また、市民の健康管理に寄与するため、郵送検診や申込当日の受診が可能な、検体検査だけで完結する簡易検診の実施について検討します。

4) 地域医療や院内外の教育への積極的な貢献

生理検査の地域枠や診療所からの検査依頼枠の設置、常設の**検査相談窓口の設置**などにより、地域連携体制の構築に積極的に貢献します。また、**オンラインで生理検査の予約ができるシステム**を構築するほか、病診連携による検査データの一元管理、臨床検査データの標準化を行い、患者情報ネットワークシステムを通じた**地域医療機関との検査結果共有**のための仕組みを構築します。

検査技師過程の学生だけでなく他職種の職員や学生にも検査実務研修の機会を提供し、医療従事者の知識技術の向上に寄与するとともに臨床研修医の検査部研修プログラムを策定し、研修を積極的に受け入れることで、医師の育成にも貢献します。

10 臨床工学部門

1) 医療機器の安全管理及び効率的な運用の中心的な役割

病院内で使用される全ての**医療機器に対する管理・保守点検の実施、職員に対する医療機器安全管理教育の企画・実施、医療技術向上のためのトレーニング施設等の管理運営への参画**など、医療機器の安全管理及び効率的な運用の中心的な役割を担います。

高度急性期医療の提供において今後さらに需要の増加が予想される生命維持管理装置や、診療科・部門が共用で使用する各種医療機器を適正に管理するため、保守点検計画の策定と保守点検、修理、稼働状況の記録、分析を行うほか、一元的な医療機器の配置計画、更新計画を立案・実施し、常に必要な医療が提供できるよう**効果的・計画的な医療機器管理**を行います。

医療機器に係る安全管理情報等を収集し、リスク評価を行うことによる院内の医療安全の向上、取扱説明書、添付文書を院内医療従事者が常時閲覧できる環境の整備など、**医療機器安全管理のための情報管理機能**を整備します。

医療機器安全管理教育を企画、実施するとともに、院外の医療従事者にも公開し、医療技術向上のためのトレーニング施設を活用したより実践的な教育研修活動を展開することで、地域医療全体の質向上を図ります。

電気設備や医療ガス設備などを安全かつ安定的に使用するため、施設管理部門と病院設備の管理を共同で実施することや、経理部門・物品管理部門等と保守点検、修理状況の共有ができるよう、医療機器管理システムを共用するなど、院内の関連部署との連携による効率的・効果的な医療機器管理を進めます。

また、災害発生による患者の多数発生時にも必要な医療を円滑に提供できるよう、**災害時に必要な資器材の整備、管理**を日常的に行います。

2) 生命維持管理装置等の医療機器の操作及び適正管理

血液浄化療法や呼吸治療業務、体外循環業務などにおいて、生命維持管理装置を使用している全ての患者に対し、医療機器の操作、管理、調整等とおし、24時間365日体制で治療に関与することで、安全性の向上を図ります。

また、日常的に生命維持管理装置、医療機器の操作、保守点検、安全管理を行える体制を確立し、安全で効率的な手術室や集中治療室の運営を支援するため、**手術室や集中治療室に臨床工学技士が常駐**します。

3) 地域医療人材の教育・研修の実施

臨床工学技士養成校の学生の実習や他病院の臨床工学技士の実習・研修を積極的に受け入れるなど、**地域の医療人材の育成**をとおした地域医療全体の質向上に貢献します。

11 がん検診部門

1) がん検診機能の充実・強化

がん検診を柱にしつつ、希望者には一般健診や人間ドックの検査項目にも対応することで、受診者のより幅広い健康維持・疾病予防を支援するとともに、受診者数の増加を図ります。

また、働く世代の疾病予防の観点から、**土日検診の拡充など、平日の受診が難しい人も受診しやすい体制を整備**します。

このほか、今後の医療技術の進歩に伴う新たな対策型検診の実施などにも迅速に対応します。

2) がん検診部門と病院の一体的な整備

がん検診部門と病院の建物を一体的に整備し、検診受診者と患者の動線、入口等の分離に配慮した上で、**病院の放射線診断機器等を共用で活用**するなど、**高度で効率的な検診を実施**します。

3) 横浜市のがん検診の専門機関としての役割発揮

長期にわたる治療経過の追跡調査等を引き続き実施するとともに、がん検診に係る受診率、要精検率、生存率等のデータを蓄積・分析し、がん検診全体の質向上を図るなど、質の高い精度管理に取り組みます。

その上で、その内容や結果を踏まえた市民に対する広報・啓発を行うとともに、がん検診の目的や受診による利益・不利益を十分に説明するなど、**がん検診に関する正しい情報の発信**に努めます。

また、より多くの人に必要な検診を受診してもらうため、**要精密検査者に対する積極的な受診勧奨**に取り組みます。

12 臨床研究支援部門

1) 臨床研究支援機能の充実

医薬品等の安全性・有効性を評価するため製薬会社等が医療機関に依頼する治験や、研究者(医師)が自ら企画・立案して実施する医師主導臨床試験など、**臨床研究の遂行を効果的に支援するための体制を整備**し、市民病院における医療の質の向上ほか、研究支援機能の充実による医師等の医療人材の確保を図ります。

このため、薬剤部による支援の強化や治験・臨床研究の円滑・確実な遂行に重要な役割を担う**治験コーディネーター、データマネージャーなどの専門職の確保**を図るなど、臨床研究支援機能の充実に向けた取組を進めます。

2) 大学等との共同研究

医学部を持つ大学等と連携し、遺伝子診療や再生医療なども視野に入れた**医学研究における臨床の場の提供（共同研究等）**や、大学が中心となり構成される**治験ネットワークへの参加**などに取り組むことで、医療の質向上を図るとともに、より優れた研究成果の創出に寄与していきます。

13 管理部門

(1) 物品供給・物流

1) 日常診療及び災害時における診療材料等の迅速・安定的な供給体制の整備

請求から使用までの**一元的な物流管理が可能なシステム**を構築し、使用の適正化や有効期限管理等を実施するとともに、民間事業者等の院外在庫システムも活用し、安定的な物品供給体制を整備します。これにより、不良在庫の抑制はもとより、診療スペースの確保等の観点から在庫量の縮減を図ります。

一方で、緊急時や災害時の対応のため、**院内にも適正量の在庫を確保**するなど、日常診療及び災害時における診療材料等の迅速・安定的な供給体制を整備します。

また、請求漏れ防止のため、**医事会計等と連携したシステム**を構築します。

2) 備品等の一元管理による業務体制の整備

備品等の使用状況の把握や適切な点検補修、清潔管理、病棟保管物品の縮小による物品の適正管理などを図るため、**物品センターを整備**します。物品センターでは、ベッド・マットレス・褥瘡マットなどの病棟で使用する物品の購入・点検履歴や使用・貸出状況等を一括管理するとともに、車いすやポータブルトイレといった用具類に関して代替品の保管・貸出などを行います。また、看護用品についても、一元的に洗浄・消毒・乾燥・保管を行います。

リネン・被服等の洗濯については、効率化のため業者委託による院外処理を基本としますが、緊急の需要に対応するため院内にも洗濯室を確保します。

3) 滅菌器材の一元管理と効率的な手術実施の支援

洗浄・滅菌を必要とする機械や器具が多様化していることを踏まえ、**洗浄から滅菌、保管、搬送に至るまで、機械や器具を一元的に管理**するとともに、徹底した感染管理のため、高圧蒸気滅菌やガス滅菌など様々な方法による洗浄・滅菌への対応を図ります。

手術器材は**滅菌コンテナを利用したセット化を推進**するとともに、使用履歴等の管理のためのシステムを検討し、効率的な手術実施を支援します。

また、清潔物・不潔物動線の交差を防止し、安全かつ円滑に作業を行うため、手術室との間に効率的な搬送経路を確保するとともに、供給（組立）－使用－洗浄－滅菌の一連作業を一方通行方式とします。

災害時等の対応のため、**院外滅菌等による支援体制**を構築します。

4) 効果的・効率的な搬送手段や物流システムの構築

迅速性や柔軟性の観点から、搬送手段については**人手搬送を基本**としますが、人手が不足する夜勤帯などへの対応として**機械による搬送システムも整備**します。

病棟・外来部門等に関しては、院内感染防止に配慮した搬送方法とします。

様々な物品をその特性に応じて適切に管理できるよう、搬入－保管－使用－廃棄までの一連の物流システムを構築します。

(2) 医療情報

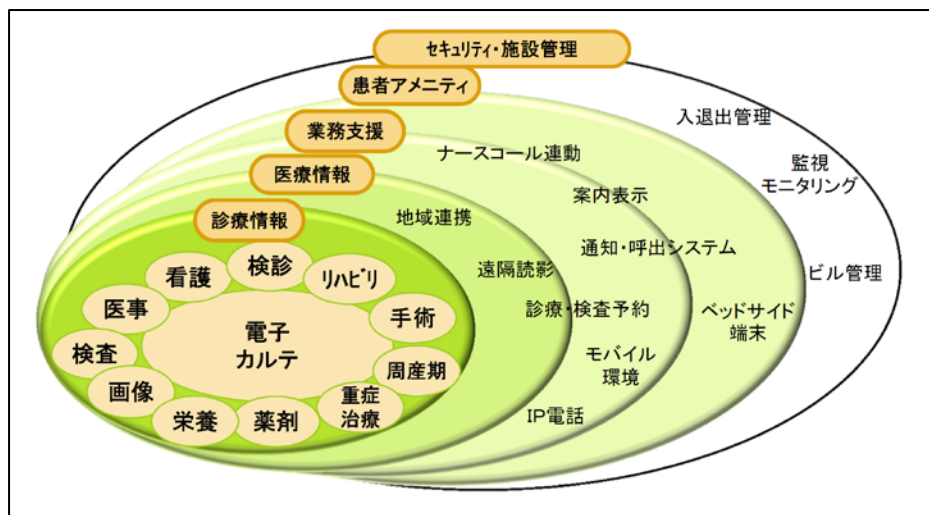
1) 医療情報システムのさらなる充実・活用

業務の効率化、医療現場の負担軽減、利便性の向上及び経営戦略の迅速化のため、手術、周産期等の部門システムを充実させるなど**システム化範囲を拡大**するとともに、**異なるシステム間の統合や連携強化**を図り、医療情報システムのさらなる充実・活用を推進します。

また、院内情報ネットワークを有効活用するため、スマートフォンやタブレット端末などの活用による**医療スタッフが効率良く作業できる環境の整備**、インターネット接続環境やレストランや近隣で待ち時間を過ごせる呼び出し環境を整備することで、**患者や来院者に対するサービスの向上**に取り組みます。

高度急性期病院及び災害拠点病院としての診療機能を維持するため、**外部のデータセンターの活用などにより災害・障害に強い医療情報システムを構築**します。

<参考>システム化範囲の拡大と異なるシステム間の統合のイメージ



2) 地域医療機関と診療情報等を共有化できるシステムの構築

患者の同意のもとに画像や検査、治療内容等のデータを診療に携わる医療機関の間で共有し、検査等の重複がないようにするなど、地域全体で迅速かつ適切な医療の提供が行えるようにするため、ICTを活用した**患者情報ネットワークシステムの構築**に先導的に取り組みます。

3) 医療情報を活用した医療の質の向上

医療情報を活用し、**医療の質に関わる指標を分析**することにより課題や改善点を発見し医療の質の向上を図るとともに、**DPC データ等の活用・分析により医療の透明化、効率化、標準化**を進めるなど、医療の質の向上を推進します。

また、医療情報システム内に蓄積された患者基本情報や診療情報と人口統計などのデータを活用し**当院周辺の医療需給や疾病構造を把握**し、地域連携や診療体制の充実に役立てるなど、**地域医療の質向上や戦略的な病院経営**に貢献します。

<ビッグデータの活用>

従来のデータベース・システムなどでは記録や保管、分析が難しいような巨大なデータ群のことを「ビッグデータ」と呼び、近年その活用の有用性に注目が集まっています。ビッグデータは、単に量が多いということ（多量性）だけではなく、様々な種類・形式のデータが含まれること（多様性）、日々多量なデータが生成・記録されること（リアルタイム性）などが特徴で、分散して蓄積されていた異なる種類のデータを統合し分析することで、今までは解明できなかったことや予測できなかったことも、明らかにすることができると考えられています。

ICT（情報通信技術）の進歩により、こうしたビッグデータの活用が徐々に可能となってきていますが、医療分野においても、例えば、数百万人分の健康診断結果やカルテの情報、遺伝子情報や運動に関する情報などをまとめて統計処理し、生活習慣と病気との関係を予測して一人ひとりに適切な健康指導をするなど、病気の予防に役立てることが考えられます。また、もしこうしたことが実現できれば、超高齢社会において国民医療費の削減に貢献できるなどのメリットも得られます。

医療機関には、カルテやレセプトなど多量のデータがありますが、電子カルテのデータ形式の標準化が進んでいないことや個人情報保護などの課題があるため、今までは他分野でのデータの活用はされていませんでした。ビッグデータの活用に注目が集まるにつれ、今後は、こうした課題の解決に向けて国や地方自治体を中心とした環境づくりが進んでいくと期待されています。

医療機関においてもこうした動きに対応し、大規模なデータを分析・活用するツールの導入やデータを活用できる人材の確保・育成などを進め、医療の質向上や病院の経営に役立てるとともに、社会全体の利益のために貢献していくことが求められています。

(3) 人材の確保・育成・効果的な活用のための環境の整備

1) 職員が能力を最大限発揮できる働きやすい環境の整備

患者の安全に加え、職員の業務効率を高めるために**患者動線と職員動線を分離**するとともに、管理部門、事務部門、看護部門等の近接化に配慮します。あわせて、会議や打ち合わせを行う十分な会議室その他のスペースを配置することとします。

また、医師や看護師、医療技術職等の研修や実習を充実できるよう、**多目的ホール**や医療技術向上のための**トレーニング施設**、学生用の実習室やロッカー室などを整備します。

さらに、**職員用の図書室**や**文献検索システム**を導入するとともに、来院者用食堂と独立した**職員食堂**や24時間対応可能な**院内保育施設**の整備、**職員宿舎**の確保などにより、職員が安心して働ける環境を整備していきます。女性が多い職場であることや不規則な勤務があることなどを踏まえ、妊娠中の職員や、子育て、介護中の職員などのワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい環境の整備を進めます。

2) 人材を確保・育成し、医療サービスに活かしていく仕組みの導入

高度急性期医療を中心とした先進的な医療サービスを提供し続けていくためには、医師や看護師、医療技術職等の医療従事者、それを支える事務・技術系職員がそれぞれの専門性をいかんなく発揮することはもちろん、互いに協力しながら「チーム」として医療を支えていくことが重要です。

医師や看護師、医療技術職等の医療従事者については、人材をどのように育てていくのかを明らかにした「**育成プログラム**」を明示し、それに基づいた人材育成を徹底していきます。事務・技術系職員についても、それぞれのステージに応じた体系的な研修等を用意し、病院経営・運営の専門的な知識・技術を習得させることとします。また、大学院や専門研究機関・教育機関などに職員を派遣・留学させ、より高度な専門性を身につけさせる仕組みの整備を検討します。

人材の配置や活用にあたっては、医師や看護師をはじめとする医療スタッフの担うべき業務を改めて精査し、医師や看護師を専門的にサポートする職種の配置と適切な分業体制の構築を図ることなどにより、**専門職が当たるべき業務に集中できるよう仕事の進め方を見直す**とともに、効率的・効果的な人材配置を進めていきます。

これらの取組を通じて、働く意欲・能力のある人材にとって働きやすい、魅力的な職場を実現し、人材の確保を図ります。

IV 施設整備計画

1 施設整備の基本方針

【機能性】

市民病院は、総合的な病院として多様な診療領域に対応するほか、救急医療や小児・周産期医療、感染症医療、緩和ケア、がん検診など様々な機能を有しています。

病院の機能は、それぞれの部門が相互に関係し合って成り立っているため、患者や職員などの人の流れ、薬剤や医療材料、給食等の物流を適切に管理することで、診療をはじめとした病院運営を効率的に行うことができます。

しかしながら、現在の市民病院は、建物の配置や構造が複雑であるとともに、医療環境の変化に対応するために改修を繰り返してきたことにより、非効率となっている部分が多くあります。

新病院では、様々な機能を効果的・効率的に発揮するため、関連する部門の近接性やつながり、人や物の流れを重視した配置計画とします。

また、大規模地震の際に災害拠点病院としてより一層充実した機能を発揮していくためには、地震に強い構造・設備の採用は不可欠です。

三ツ沢公園と隣接した利点を活かし、多くの患者を受け入れるとともに、自衛隊や消防、他の地域から派遣された医療チームなどと連携した災害対応を行うため、災害時に患者を受け入れるためのスペースや公園との一体性を確保するとともに、関係機関との連携に配慮した建物構造とします。

【快適性】

新病院では、患者のプライバシーの確保やアメニティの向上により、良好な療養環境の確保を図るとともに、誰でも利用しやすいユニバーサルデザインの推進など、親しみやすく使いやすい病院施設とします。

三ツ沢公園に隣接する利点を最大限に活かし、病院・公園双方の環境をより良いものとするため、敷地の境界には境目を設けず、一体性のある開放的な空間を展開します。また、レストランなどの利便施設を公園側に配置することや病院敷地内へのバスロータリーの整備などにより、公園利用者にとっても利便性の向上が図られるよう配慮することで、一帯のにぎわいを創出します。

なお、新病院は、三ツ沢球技場に隣接することから、競技開催時にも患者の良好な療養環境が維持できるよう適切な防音対策を講じます。

【経済性】

病院の施設・設備は、医療環境の変化や設備・機器の適時の増設・更新等にも適切に対応していくことが必要となります。そのため、スペースの拡張や用途変更などにも柔軟に対応できる施設とするとともに、医療を中断することなく安全にこれらを実施できるよう、電気、給排水、医療ガス等の設備を計画します。

新病院建設に伴う将来の経営負担を軽減するため、全国の病院整備事例等を参考に建物の仕様等を徹底的に見直して建設コストの低減を図るとともに、借入金の償還に伴う負担の平準化を図るため、企業債の償還方法や医療機器の導入時期の検討などを行います。

また、維持管理コストの低減や省エネルギー対策のため、エネルギー使用効率の向上、地下水や自然エネルギーの利用などを進めます。

2 敷地及び建築条件等

(1) 計画地

横浜市神奈川区三ツ沢西町 34 番地 10 他 (現：古河電気工業 (株) 社宅、三ツ沢公園の一部)
横浜市西区宮ヶ谷 25 番地 6 (現：古河電気工業 (株) 社宅)

※ 三ツ沢公園との用地境界については、調整中です。

(2) 建築条件

敷地 (神奈川区側・西区側) に係る建築条件は次のとおりです。

用途地域： 第一種住居地域

建ぺい率： 60% (風致地区部分は 40%)

容積率： 200%

日影規制： 高さが 10m を超える建築物 / 4m / 4 時間 / 2.5 時間

高度地区： 第 4 種高度地区

防火地域： 準防火地域

その他の地域地区等：

- ・ 第 4 種風致地区 (現在の三ツ沢公園敷地部分)
- ・ 宅地造成工事規制区域
- ・ 緑化地域
- ・ 周辺地区または自動車ふくそう地区 (横浜市駐車場条例)

※ 関係法令の緩和許可等の手続により、地上 8 階建 (高さ 31m) 程度の建物の建設が可能

※ 神奈川区側の建物と西区側の建物を渡り廊下等で繋ぐ場合、道路内建築許可等の手続が必要

3 建築計画

(1) 全体計画

延床面積 約 60,000 m² 地上 8階 駐車場 400 台以上

(2) 配置計画

敷地は公道を介して神奈川区側及び西区側に分かれています。病院は、多様な機能を有し、診療機能を効率的・効果的に配置する必要があるため、診療に係る主な機能は神奈川区側の建物（診療棟）に、管理に係る主な機能は西区側の建物（管理棟）に整備することとします。

診療棟と管理棟の間は、渡り廊下等で接続します。

敷地への主なアプローチは、敷地東南側に隣接する片側 1 車線・幅員 10.5m の公道を利用することとし、自家用車やバスで来院される方の利便性を考慮し、神奈川県道 13 号線（新横浜通り）側（敷地北東側）にロータリーの設置を検討します（今後、道路管理者、警察等と協議します。）。

また、このロータリーは、災害時、患者が多数発生した場合のトリアージスペース等として活用できるよう配慮します。

敷地に緩い高低差があることから、メインエントランスは 2 階部分に配置します。救急部門や感染症センター（仮称）は、一般外来患者と分離する必要があるため、敷地南西側からアプローチするとともに、救命救急センターとの連携を考慮し、救急ワークステーションを隣接して配置します。

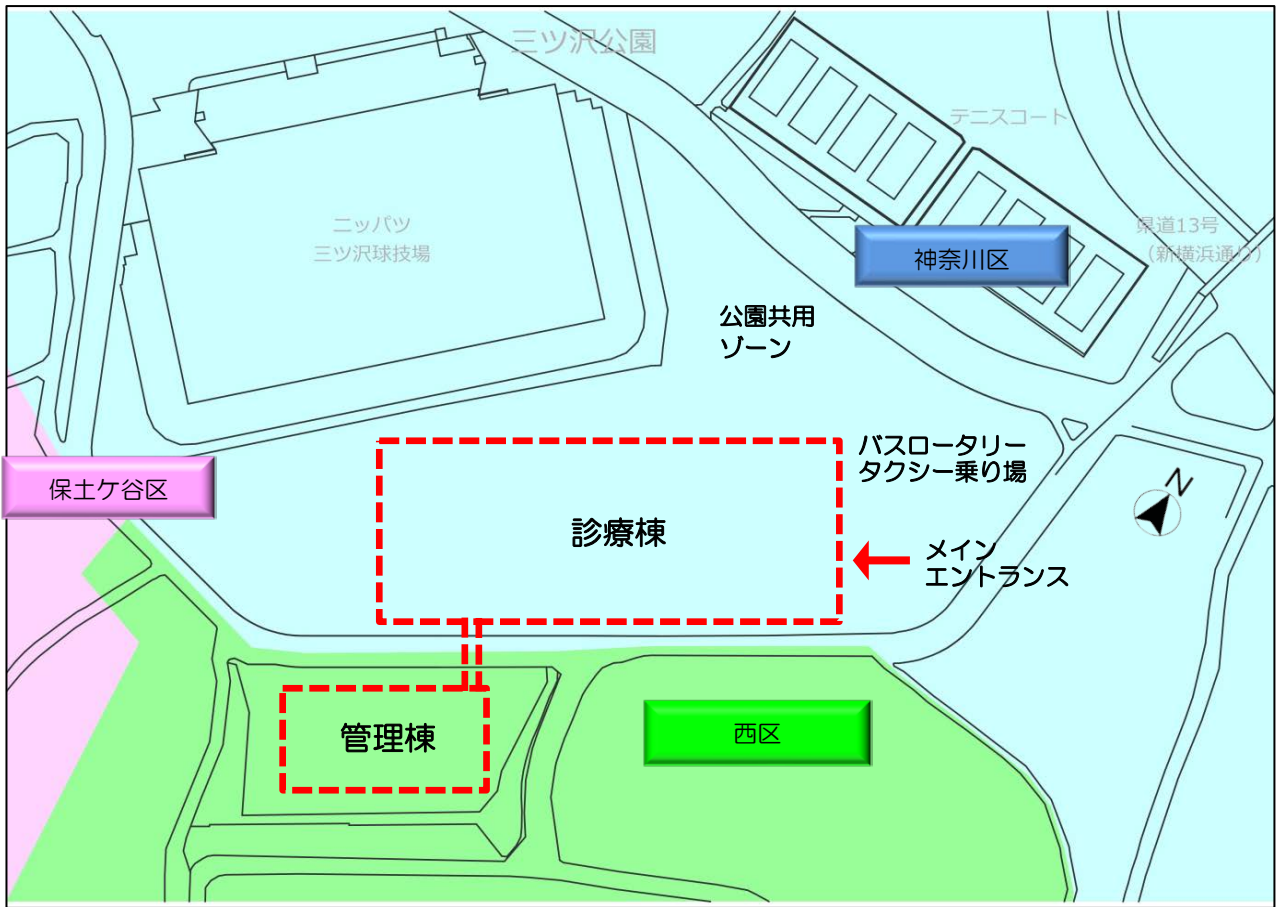
駐車場は、来院者の利便性に加え、周辺の交通対策にも配慮する観点からできるだけ多くの台数を診療棟側に確保するとともに、管理棟側にも必要な駐車場を設置します。

特に、診療棟側の駐車場に関しては、患者や送迎、付添いの方などが安全かつスムーズに病院にアクセスできるよう構造や動線に配慮したものとします。

また、ロータリーや駐車場の設置に際しては、交通渋滞等による周辺環境への影響、交通安全やバリアフリー化の視点などにも配慮し、既存道路の改良等についても検討します。

病院の北側に公園との共用スペースを確保するほか、コンビニエンスストアやレストラン等の便利施設等を来院者以外の方でも利用しやすい配置となるよう整備するなど、病院と公園の一体性を確保します。

<参考>配置イメージ図



今後、基本設計等を進める中で、機能性や景観、事業費などの観点から総合的に検討し決定します。

(3) 部門配置の概要

ア 診療棟

(ア) 低層階 (1階～3階)

低層階には、患者の利便性を考慮し、受付、外来診療室や検査などの外来機能、救急外来や救急ワークステーションを配置するほか、物品等の搬出入を考慮し、物品供給部門や栄養部門、薬剤部門を配置します。また、建物耐性等を考慮し、重量のある医療機器や機械設備を有する放射線部門や機械室等を配置します。

エントランスホールは、災害時にはトリアージスペースや臨時救護スペース等として活用できるよう配慮し、医療ガスや非常用電源等を整備します。

また、レストランやコンビニエンスストアなどは、公園利用者等にも利用しやすいように公園に面して配置します。

- ・ エントランスホール、受付、外来診療部門、救急外来、救急ワークステーション、物品供給部門、栄養部門、薬剤部門、放射線部門、検査部門、がん検診センター、レストラン、コンビニエンスストア、機械室 など

(イ) 中層階 (4階)

中層階には、手術室や重症患者を診療する部門を優先して配置します。

救急外来などから手術室やICU等にスムーズな搬送が行えるよう専用動線を確保するほか、ICUやCCU、HCUなど集中治療部門を集約し、安全かつ効率的な運用ができるよう考慮します。

- ・ 手術部門、集中治療部門 (ICU、CCU、HCU等) など

(ウ) 高層階 (5階～8階)

高層階には、病棟部門を配置します。

病室は、基本的に4床室と個室の構成とし、スタッフステーション周辺に重症患者用の病室を配置することで、患者の安全に配慮します。

感染症病棟については、感染症外来からの専用動線を確保します。

- ・ 一般病棟、小児病棟、周産期病棟、緩和ケア病棟、感染症病棟 など

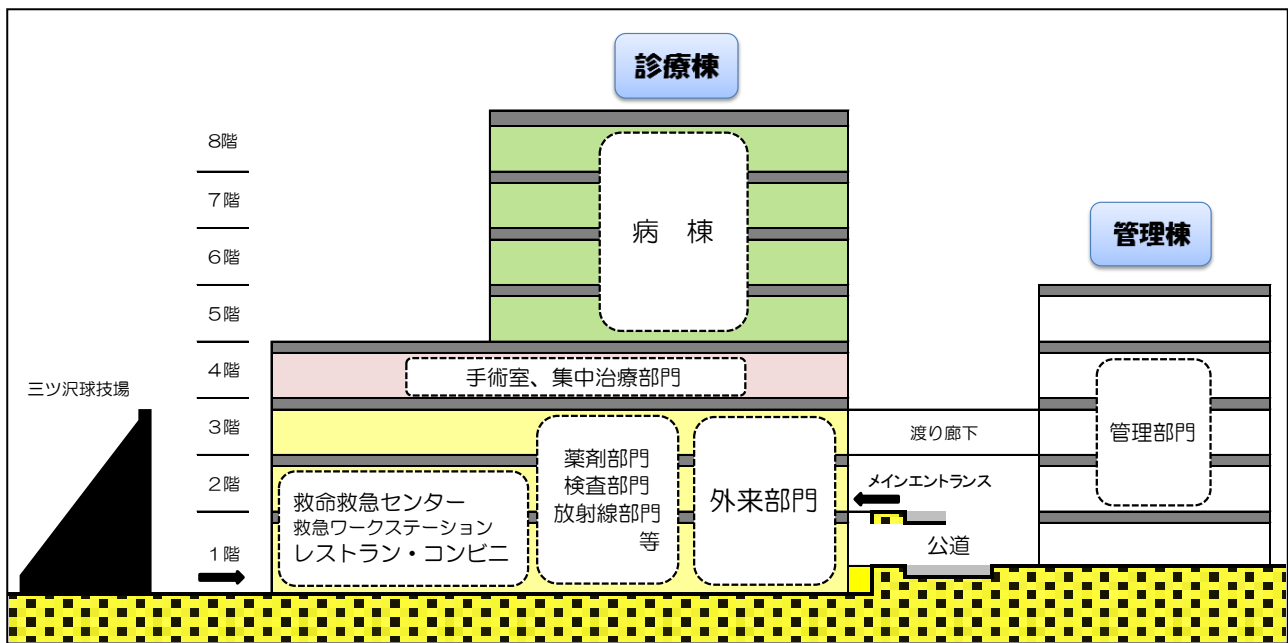
イ 管理棟

事務室や医局、多目的ホール、会議室、研究研修施設など管理部門を配置します。

また、低層階への駐車場の設置について検討します。

- ・ 事務室、医局、多目的ホール、会議室、研修・研究施設、駐車場 など

＜参考＞断面イメージ図



今後、基本設計等を進める中で、機能性や景観、事業費などの観点から総合的に検討し決定します。

(4) 将来拡張

将来の医療環境の変化や医療ニーズの多様化に対応するため、機能の新設や設備・機器の増設・更新が必要になる可能性があります。このため、新病院の施設については、各部門などに将来の拡張を見込んだスペースを確保するとともに、医療ニーズの変化に柔軟に対応できるよう将来的に改修・増築することも想定した計画とします。

また、医療を中断することなく安全にこれらを実施できるよう、電気、給排水、医療ガス等の設備を計画します。

4 構造計画

診療棟については、患者や職員の安全性を確保するとともに、災害拠点病院として大規模地震発生時においても医療機能を最大限発揮できるよう「免震構造」を採用します。

管理棟及び駐車場については、病院全体の機能維持に支障が生じないことを前提に耐震構造等の採用についても検討します。

5 設備計画

病院施設は、直接生命に関わるものであることから、効率性や経済性を考慮しながら、設備の安全性・信頼性を確保する必要があります。

また、災害拠点病院として、災害時にも途切れることなく医療を行えるよう必要なエネルギー等を確保するほか、市の環境施策等への適合や病院経営の観点から、省エネルギー、維持管理費の抑制、環境負荷の低減が図れる設備の導入を検討します。

(1) 電気設備計画

電力供給における安全性と信頼性を確保するため、2回線受電（本線・予備線）とするほか、自家発電設備の設置等により、電源供給を多重化することで、災害時においても病院機能を維持します。

自家発電設備は、災害時においても、7日間程度は通常と同等程度の医療機能を維持できるものとします。

また、省エネルギー対策として人感センサーによる消灯やLED照明の採用、採光の確保を図ります。エネルギー供給システムについては、経済性や環境性を考慮した上で、設計段階における社会情勢や技術の進歩を踏まえ検討します。

(2) 空気調和設備計画

感染症病棟や無菌治療室の陰陽圧管理のほか、ICUや病棟にも陰陽圧個室を整備するなど医療安全環境を確保するとともに、必要に応じて個別空気調和設備を整えることで患者の療養環境や職員の職務環境に配慮します。

熱供給システムの導入にあたっては、井水等による地中熱や廃熱利用など効率的な活用を検討します。

(3) 給排水衛生設備計画

給水は市水（主に飲用、医療用）と井水（主に雑用）の併用を検討します。井水については、災害時における水源確保・経済性の観点から、今後、水量、水質調査等を行います。

また、災害時対応として、給水確保のための貯水槽（循環式）及び排水の一時的貯留のための非常用排水貯留槽を設けます。

医療ガス設備については、病室、手術室、処置室等に配置するほか、災害時に多数の患者が発生した場合にも対応できるようエントランスホール等にも配管します。

(4) セキュリティー計画

患者の良好な療養環境の整備や盗難、事故の防止を図る一方で、レストランの共用など公園利用者等にも開放するため、高セキュリティー領域と不特定多数の出入りが可能な領域を区分します。高セキュリティー領域では、ICカードや各種センサー、生体識別システム等の導入を検討します。

また、必要な場所に監視カメラ等を設置するほか、不特定多数の出入りが可能な区域においても、保安や防災管理を図ります。

(5) 昇降機設備

エレベーターは、安全性や利便性を考慮し、用途別に外来・一般患者用、寝台用、物品搬送用、救命救急センター用、感染症患者用などを想定します。

また、エスカレーターは、外来患者用を想定しますが、利用する際の安全性等を考慮し、十分な仕様の検討を行います。

(6) 搬送設備

物品の搬送は人手搬送を基本としますが、臨時・緊急での搬送が想定される物品については、緊急性、搬送物の種類、使用部門等を勘案しながら、機械搬送（気送管、小型搬送機等）の導入を検討します。

今後、基本設計において具体的な搬送物、搬送頻度を考慮し、搬送設備機器の検討を行います。

6 環境対策

ニッパツ三ツ沢球技場に隣接していることから、快適な療養環境を確保するために、スポーツ観戦などによる歓声等の対策を講じます。

このため、外壁についてはコンクリート厚 15cm 以上を確保するほか、窓については、開口面積の調整や遮音性能の高いサッシ等による減音手法を採用します。

病院と公園が接する空間は、オープンスペースとし、それぞれが持っている機能やスペースをお互いに活かしながら、魅力の向上を図ります。

特に J リーグ等の試合が開催されるニッパツ三ツ沢球技場との関係では、適切な療養環境を維持しつつ試合観戦にも影響が出ないように配慮していきます。

公園の植栽帯との連続性に配慮し敷地内に十分な緑地を確保します。また、道路沿いに歩道や植栽帯を整備するなど、周辺を含めた環境や安全性の向上、建物による圧迫感の低減などに配慮します。

24 時間空調を行うため、外壁、サッシ及び屋上を断熱に配慮した構造とするとともに、省エネ設備の導入と運転の最適化により CO₂ の排出量を抑制します。また、一部に太陽光発電などの自然エネルギーを活用するとともに、エネルギー供給設備からの熱等の搬送距離を少なくすることでエネルギーのロスを最小限にとどめます。

V 整備手法

整備手法については、設計と施工を分離して発注する方式（従来方式）に加えて、設計と施工を一括して発注する方式（デザインビルド方式：DB方式）、民間資金を活用するPFI方式を検討しましたが、次の点を考慮し、従来方式により整備を進めることとします。

- ① 今回の整備にあたっては、当該地についての都市計画の変更手続を要することが事業全体のスケジュールに影響を与えるが、DB方式やPFI方式を活用した場合には、この確定前に施工や管理までを含めた一括契約を締結する必要がある。このため、事業者側は都市計画変更の時期のずれ込みに伴う工期延長や物価変動等によるリスクを負うことになり、発注者側も全体工期のずれ込みなどリスクがあること。
- ② 再整備用地が2つに分割されており、工区等の分割により市内事業者を活用できる可能性が拡大する事業であるが、DB方式やPFI方式では、全体がWTO政府調達協定の対象工事となり、市内事業者の参入機会を拡大することが困難なこと。

なお、従来方式により整備する場合でも、国立病院機構などによる全国の病院整備事例を参考に建物の仕様を大幅に見直すことや総合評価落札方式の採用等により、コスト縮減や工期短縮につなげ、総工費の圧縮を図ります。

<コスト縮減策の例>

- ・ 建物はできる限り単純な形状、構造とすること。
- ・ 地下階は地盤の掘削等により建設費の増嵩につながるため、できる限り地下階を設けないようにすること。
- ・ 根切り土を敷地内造成に活用するなど、発生土処分を極小化すること。
- ・ 内部仕上げ、外部仕上げとも、装飾は最小限とすること。また、建設後のメンテナンスが容易なものとする。
- ・ 建築にあたっては標準的な寸法等を採用し、仕上げ材や設備等に標準品・既製品を活用できるようにすること。
- ・ 収納等に関して、作り付け家具等は最小限とし、既製品の備品を活用すること。
- ・ エネルギー供給設備を別棟とせず、熱等の搬送距離を短縮することによりエネルギーロスを最小限とし、設備の小型化や維持管理経費の抑制を図れるようにすること。

＜参考＞事業手法・発注方式の比較

事業手法	公共による財源調達方式		民間による財源調達方式
発注方式	設計施工分離発注方式	設計施工一括発注方式	PFI方式
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 工種、工区分けにより工事関係者が多くなることから、工事管理に緻密な調整が必要となる。 都市計画変更手続と設計を同時並行で進めることができるので、都市計画変更の決定までに時間を要した場合でも工事完成時期への影響は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施設計と合わせて施工図の作成が可能となることで、工期短縮が可能である。 施工ノウハウを生かした設計による工期短縮が期待される。 都市計画変更の決定までに時間を要した場合や計画内容に変更が生じた場合、業者側にリスクが生じることから、発注自体が遅れる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> PFIの導入効果や要求水準の詳細な検討が発注前に必要となり、時間と手間を要する。 都市計画変更の決定までに時間を要した場合や計画内容に変更が生じた場合、業者側にリスクが生じることから、発注自体が遅れる可能性がある。
建設コスト縮減・管理	<ul style="list-style-type: none"> 発注者が主体的にコスト管理できる一方で、コスト縮減のためには発注者側において詳細な検討が必要となる。 施工者のノウハウを生かしたコスト縮減は、入札時等の提案によるため限定的である。 実施設計図で工事内容、仕様を明確にして工事契約するので、工事の発注時点で内訳やコストが明確になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 工期短縮や事前の資料調達など、施工ノウハウを生かしたコスト縮減が広範囲に期待できる。 設計仕様の詳細が定まらない段階での発注となり、仕様や工事費の内訳が請負者との協議に委ねられることから、コスト管理が難しい面がある。 医療環境や患者ニーズの変化に対する即時の対応など、柔軟性に欠ける面がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計から維持管理、運営までの一括発注により、民間のノウハウ、創意工夫によるコスト縮減が期待される。 医療環境や患者ニーズの変化に対する即時の対応や建設後の管理運営上の柔軟性に欠ける面がある。
地域経済の活性化 (市内企業への発注)	<ul style="list-style-type: none"> 分離分割発注することで、市内企業の発注機会を増大させることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> WTO 政府調達協定の対象工事となり、地域要件の設定ができないため、市内企業の受注機会は限定的。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別目的会社（SPC）を設立するため、大手企業に参入が偏りがちとなる。 WTO 政府調達協定の対象工事となり、市内企業の受注機会は限定的。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 他の発注方式に比べて、契約期間が工事期間のみのため、物価変動によるリスクは比較的小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約期間が長期間となるため、物価変動によるリスクが大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 公立病院においては、企業債の活用が可能であることから、民間財源調達のメリットは特段生じない。 契約期間が長期間となるため、物価変動によるリスクが大きい。

VI 事業スケジュール

事業スケジュールについては、地権者との土地売買契約交渉や都市計画変更手続き等の進捗状況によって変動しますが、他都市の同規模病院の整備状況を参考にすると、基本設計着手後のスケジュールは、概ね次のとおりとなります。

事業年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
都市計画決定	→							
設計・建設	基本設計 →		実施設計 →	建設 →			● 竣工	
移転・開院						→	● 開院	
周辺環境・跡地整備				周辺環境整備 →			跡地整備 →	

VII 事業費・収支シミュレーション

(1) 事業費

基本計画の策定に当たり、事業規模や施設整備計画、経済情勢等を踏まえて試算した結果、現時点で見込まれる事業費は次の通りです。

約 426 億円

【内訳】

※ 消費税は 10%を想定しています。

建設関連経費	324 億円	病院本体（㎡単価：37 万円、延床面積：6 万㎡）、駐車場（400 台程度） 外構工事費、土地取得費等
初度調弁費	58 億円	システム構築費・機器等購入費
除却費	21 億円	現病院の除去費等
その他	23 億円	委託費、人件費、野球場移転に伴う整備関連費等

(2) 収支シミュレーション

現時点で見込まれる事業費等をもとに、再整備前後の市民病院の収支についてシミュレーションを行った結果、平成 31 年度、32 年度は、新病院への移転に向けた診療抑制による収益の減少や、新たに整備する医療機器などの減価償却費の増加等により、経常収支は赤字となりますが、その後の経常収支は黒字を見込んでいます。

また、資金収支についても、31 年度、32 年度は赤字となりますが、33 年度以降は黒字を見込んでいます。資金残高については、32 年度が 13.2 億円となり、その後は徐々に増加する見込みです。

◆市民病院の経常収支推移(見込)															
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度
6.8	6.2	5.9	7.0	6.6	▲ 7.4	▲ 11.0	0.2	0.3	0.6	0.9	0.9	0.8	1.5	0.5	0.2
※会計基準見直しによる影響を反映															
◆市民病院の資金収支推移(見込)															
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度
5.5	3.0	2.3	8.4	7.3	▲ 7.9	▲ 9.8	6.6	6.2	5.2	3.6	3.2	3.8	1.9	0.3	0.2
◆市民病院の資金残高推移(見込)															
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度
10.1	13.0	15.3	23.7	31.0	23.0	13.2	19.9	26.0	31.2	34.8	38.1	41.8	43.7	44.1	44.2

[収支シミュレーションの条件（概要）]

(ア) 収 益

① 入院収益

- ・入院患者数は、再整備による病室構成の改善等から、平成 33 年度以降の一般病床利用率を 93%と設定。
- ・診療単価は、現在の地域中核病院の診療単価を参考に、33 年度以降を 72,000 円と設定。

② 外来収益

- ・外来患者数は、現在の実績並みの 1,250 人と設定。
- ・診療単価は、現在の地域中核病院の診療単価を参考に、33 年度以降を 16,000 円と設定。

③ 繰入金

- ・政策的医療に係るもの等については現状並み、企業債元利償還金に対するものは 1/2 と設定。

(イ) 費 用

① 給与費

- ・病床利用率の上昇及び特定機能病床の増加に伴う増員等を考慮。

② 材料費

- ・医療機能向上に伴う材料費の増加を考慮。

③ 経費

- ・直近年度の医業収益比率を基に、建物の面積増等を考慮。

用語集

あ行

1	ICU (Intensive Care Unit : 集中治療室)	生命維持が危険な状態の重症患者に対して、専任の医療スタッフと高度な医療機器を備え、集中的に治療を行うための施設。
2	アンギオグラフィー (Angiography : 血管造影撮影装置)	造影剤を用いて血管を鮮明に描出する X 線装置。頭部や腹部、四肢の血管に細い管を入れて行うカテーテル検査や血管内治療に用いられる。
3	遺伝子診断	遺伝子情報の個体差や特定の遺伝子の特徴を調べるため、検査・判定を行うこと。これにより、個々人に合った治療をすることなどが可能となる。
4	遺伝子治療	遺伝子の欠損や正常に機能しないことによる病気を治療するため、体外から正常な遺伝子を患者の体内に補う治療法。
5	院内学級	入院・通院中で、医師の学習許可を得て学籍を移動した児童・生徒が入級するため、病院内に設置された教室。
6	エイズ診療拠点病院	総合的なエイズ診療の実施、必要な医療機器及び個室の整備、カウンセリング体制の整備、他の地域医療機関との連携、院内感染防止体制の整備などが行われている、各都道府県において選定された病院。
7	栄養成分別コントロール	同じ疾患であっても、身長・年齢・進行状況・合併症等で摂取すべき栄養成分が異なるため、成分別に患者個々の食事を管理すること（エネルギーコントロール食、たんぱくコントロール食、脂質コントロール食等）。
8	SCU (Staging Care Unit : 広域搬送拠点臨時医療施設)	広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するにあたり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設。
9	X 線透視装置	X 線を用いて人体内部の構造や動きを観察する装置。透視像をリアルタイムに観察することが出来る X 線テレビ装置等がある。
10	NICU (Neonatal Intensive Care Unit : 新生児集中治療室)	低体重児や重い病気のある新生児などを専門的・集中的に治療するため、保育器や人工呼吸器、心拍数や呼吸状態等を監視する機器などを備えた病床。
11	MRI (Magnetic Resonance Imaging : 磁気共鳴断層撮影装置)	強力な磁気と電磁波を利用して体の内部を画像化する検査装置。放射線被ばくがなく、生体に害を与えずに、X 線と並んで優れた画像を得ることが可能。
12	LDR (labor (陣痛) deliver (分娩) recovery (回復))	出産の一連の流れ（陣痛～分娩～回復）を一つの部屋（個室）で行うこと。また、その部屋・病室。

か行

13	回復期リハビリテーション	急性期の治療やリハビリテーションを終え、家庭（社会）復帰を目指す患者に対して日常生活動作訓練を中心に行うリハビリテーション。急性期リハビリテーションと維持期リハビリテーションの中間に位置付けられる。
----	--------------	---

14	化学療法（外来化学療法）	化学物質（抗がん剤）を用いてがん細胞の分裂を抑え、がん細胞を破壊する治療法。入院せずに外来で行うことを一般に外来化学療法と呼ぶ。
15	緩和ケア（緩和ケア病棟）	がん患者などに対して、疼痛などの身体症状の緩和や精神症状に対するケアなどを行い、QOL（Quality Of Life：生活の質）の向上を支援すること。緩和ケアを専門に行う病棟を緩和ケア病棟と呼ぶ。
16	救急救命士	生命が危険な状態にあるか、その症状が著しく悪化するおそれのある傷病者に対して、救急車で医療機関に搬送されるまでの間に、医師の指示のもとに気道の確保や心拍の回復などの救命救急処置を行うことが認められている救急隊員。
17	救命救急センター	重篤・重症の心疾患や脳血管疾患、外傷等の救急患者を24時間体制で受け入れる救急医療施設。
18	鏡視下手術	通常の開腹手術、開胸手術に対して、内視鏡を体にあけた小さな穴から腹部・胸部に入れ、モニターを見ながら行う手術。一般的に、体にかかる負担が少なく、小さな傷口で行える。また、入院期間の短縮や、早期社会復帰が可能な場合が多い。
19	クラスター化	臓器別・疾患別に質の高い医療を効果的に提供するため、内科系・外科系などの複数の診療科が集まって一つの診療体制を構築すること。クラスター（Cluster）は「房」の意。（例）消化器病センター、呼吸器病センター など
20	経管栄養	食事が口から取れなくなったとき鼻、又は腹部の皮膚から直接胃にチューブを入れ栄養補給を行う方法。
21	血液透析	透析療法の一つで、腎機能の代わりとして、体内の血液を体外に導き出し、血液を特殊フィルター内に通過させて、血液中の毒素や水分を除去し、きれいになった血液を体内に戻す方法。
22	血管造影	血管内に造影剤を注入し、撮影することにより診断する方法。一般撮影のほか、CTやMRIを用いても行われる。
23	血球成分除去療法	血液を一時的に体外に取り出し、病因の一つである異常に活性化した白血球（顆粒球、単球、リンパ球など）を効率良く取り除き体内に戻すことにより、症状の改善をもたらす治療法。
24	血漿交換療法	膜を用いて体外循環により病因物質が存在する血漿を除去し、代替の血漿成分を浄化した血液とともに体内に戻す治療法。
25	広域応援活動拠点	災害時に、自衛隊、緊急消防援助隊、広域救急援助隊（警察）の応援部隊が、被災地で円滑に救助・救出活動を行うための活動拠点となる施設。
さ行		
26	サーベイランス	医療機関における院内感染の発生状況等を調査し、医療現場への院内感染対策に有用な情報の還元等を行うことを目的とした活動。

27	災害拠点病院	発災時に地域の医療機関の後方医療機関として支援する機能を有する病院。重症・重篤な傷病者を受け入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う。県が指定する。
28	サイバーナイフ	放射線治療における定位外部照射装置。高い位置精度を保ちながら、腫瘍に対して多方向から放射線を集中させることで、通常の外部照射に比べて周囲の正常組織に当たる線量を極力減少させることが可能。
29	作業療法士（OT：Occupational Therapist）	応用的動作能力や社会的適応能力の回復を図るため、医師の指示のもとに手芸や工芸など日常生活に密着した家庭復帰訓練作業を指導する専門職。
30	CCU（Coronary Care Unit：冠疾患集中治療室）	心筋梗塞や狭心症などの冠状動脈疾患により生命に危険のある患者に対し、循環・呼吸・代謝の機能などを全身的に管理して集中的な治療・看護を行う施設。
31	GCU（Growing Care Unit：新生児治療回復室）	NICU（新生児特定集中治療室）で治療を受け、状態が安定してきた新生児などが引き続きケアを受けるための施設。
32	CT（Computed Tomography：コンピュータ断層撮影装置）	身体の横断断層を撮影し、軟部組織から骨組織までを連続した濃淡のある画像として表現することができるX線装置。
33	自己血貯血	輸血に起因する感染症や免疫反応等を回避するため、あらかじめ手術の際に輸血が必要となることに備えて患者自身の血液を蓄えておくこと。
34	持参薬管理	患者が通院開始時や入院時に服用している薬を確認し、重複投与、相互作用、併用禁忌等がないかを確認するとともに、継続服用の可否を判断すること。
35	集学的医療（集学的治療）	がん治療などにおいては、手術・放射線療法・化学療法を中心に多岐にわたる治療法があるが、これらを組み合わせてより効果的な治療を行おうとすること。
36	スタッフステーション	病棟において、医療サービスの提供や、当該看護単位の管理運営を行うための拠点。以前はナースステーションなどと呼ばれていたが、近年では看護師のみならず、医師や栄養士、薬剤師など様々な職種が利用することからスタッフステーションと呼ばれるようになっていく。
37	精神保健福祉士	精神保健福祉士法で定められた国家資格で、精神障害者の社会復帰等に関する相談に応じ、援助を行う専門職。
38	生命維持管理装置	人工心肺、人工呼吸器、血液浄化装置、除細動装置など、呼吸、循環、代謝を一時的あるいは恒久的に代行する装置。
39	専門看護師	複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、特定の専門看護分野の知識・技術を深めた看護師のこと。（平成24年7月現在：がん看護、精神看護、地域看護、老人看護、小児看護、母性看護、慢性疾患看護、急性・重症患者看護、感染症看護、家族支援、在宅看護の11分野）
40	造血幹細胞	骨髓や臍帯血に存在し、血液の構成成分である血球（赤血球、白血球、血小板）をつくり出すもとになっている細胞のこと。

た行

41	第一種感染症指定医療機関	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、一類感染症（エボラ出血熱、ペスト等）、二類感染症（ジフテリア、SARS 等）又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定する病院。
42	第二種感染症指定医療機関	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定する病院。
43	WTO 政府調達協定対象工事	政府調達協定の対象となる工事の入札方式として採用している一般競争入札で、規定による内外無差別の原則から、事業者の所在地を入札参加資格とすることはできないなど、一般競争入札（条件付）及び指名競争入札とは手続等が大きく異なる。
44	治験コーディネーター	病院内で患者と直に接し、治験内容の説明や、不安や心的負担を軽減するための相談相手として、被験者のケア・サポートを行う専門職。
45	治験ネットワーク	患者が必要としている医薬品等について、医療機関・医師自ら実施する治験または企業主導の治験を実施し、患者に対して、質の高い医薬品等を迅速に提供するために、治験情報の共有等を目的としたネットワークのこと。
46	地域がん診療連携拠点病院	質の高いがん医療を全国で等しく実施できるようにするために、わが国に多いがんについて、各地域におけるがん診療の連携・支援を推進するために拠点として設けられる病院。二次保健医療圏ごとに県が指定する。
47	地域連携クリティカルパス	地域の病院や診療所などが連携・協力しながら、患者の状況に応じて治療するための「診療計画」を作成し、治療を行う全ての医療機関等で共有して用いるもの。
48	低侵襲治療	手術・検査などに伴う痛み・出血など患者の身体的・精神的負担をできるだけ少なくする医療。（例）開腹手術に対する腹腔鏡手術 など
49	データマネージャー	治験・臨床研究の実施にあたり、収集される多数のデータ全体の整合性を確認するなど、データやプロトコルの管理全般を行う専門職。
50	DPC（Diagnosis Procedure Combination：診断群分類）	入院患者の病名や症状をもとに手術などの診療行為の有無に応じて分類される「診断群分類」のこと。この分類に基づいて整理された診療データを分析し、診療プロセスやそこに投入された医療資源を明らかにすることで、医療の透明化、効率化、標準化を進めることが可能になる。
51	DMAT（Disaster Medical Assistance Team：災害派遣医療チーム）	広域災害の発生時に被災地に迅速に駆けつけ、災害急性期（48 時間以内）の救急治療を行うために、専門的な訓練を受けた災害医療派遣チーム。
52	トモセラピー	患者の輪郭や臓器の形状、放射線により受ける影響が大きい臓器への被曝低減などを考慮し、放射線を不均一に照射することで、精密な治療が比較的容易に行うことを可能とする放射線治療装置の一種。

53	トリアージ
	災害発生時など多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の重症度や治療の緊急度に応じた処置や搬送を行うために、負傷者を重症度・緊急度などによって区分し、治療や搬送優先順位を決めること。

な行

54	難病患者一時入院事業
	人工呼吸器を使っているなど医療依存度の高い在宅の難病患者が、介助者の事情により在宅で介助を受けることが一時的に困難になった場合に、市内の指定医療機関に短期間の入院を行える事業。
55	認定看護師
	特定の症状を抱える患者に対して、水準の高い看護を提供する専門的な看護知識や技術をもつと認定された看護師。救急看護、皮膚・排泄ケア、集中ケアなど21分野に分かれている。
56	認知症高齢者の日常生活自立度
	高齢者の認知症の程度を踏まえ、日常生活の自立程度を表す指標。(Ⅰ…何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。Ⅱ…日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 など)

は行

57	ハイブリッド手術
	狭窄・閉塞している血管がある際に血行を改善するために行われるバイパス手術などの外科手術と、カテーテルにより血管の狭窄などを治療する内科的治療法を組み合わせる手術法のこと。
58	HACCP
	食品の製造・加工工程で発生する恐れのある危害をあらかじめ分析し、製造工程のどの段階でどのような対策を講じる必要があるかを定め、これを連続的に監視・記録することで製品の安全を確保する衛生管理の手法。
59	パンデミック
	ある感染症の顕著な感染と死亡被害が著しい事態を想定した、世界的な流行を表す用語。
60	病理検査
	患者の組織や細胞、臓器などの検体について、病気の診断や死因の解明等のため、顕微鏡等を用いて行う検査。
61	副作用モニタ
	医薬品の安全性を確保するため、臨床現場より幅広い副作用情報を集積すること。
62	腹膜透析
	透析療法の一つで、腹腔内に灌流液を注入し、浸透圧差を用いて水分と溶質を除去する方法。
63	プロトコル
	治験実施計画書のことであり、治験目的、デザイン、方法、統計学的考察及び組織について記述した文書のこと。

ま行

64	MICE
	Meeting(企業等の会議)、Incentive Travel(企業等の行う報奨・研修旅行)、Convention(国際機関・学会等が主催する総会、学術会議等)、Event あるいはExhibition(イベント・展示会・見本市の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。

65	メディカルショートステイ
	在宅で生活している常時医療的管理を必要とする重症心身障害児者や難病患者などが、在宅での療養が一時的に困難になった場合に、協力医療機関において一時的な入院を行い、療養生活の継続を図るための事業。

や行

66	ユニバーサルデザイン
	年齢や性別、体の自由・不自由、知覚・行動能力などの違いに関わりなく、より多様な人々が使えることをあらかじめ念頭に置いて道具や環境をデザインしようとする考え方。
67	横浜市産科拠点病院
	横浜市の産科・周産期救急医療の充実や、産婦人科医師の負担軽減を図ることを目的に、横浜市が指定する病院。 (H25 準備病院：横浜市立市民病院、横浜労災病院、横浜市南部病院)
68	横浜市周産期救急連携病院
	神奈川県周産期救急医療システムを補完する横浜市のシステムにおいて、横浜市から指定を受け、24時間365日体制で周産期救急患者の受入れを行う病院。
69	横浜市小児救急拠点病院
	横浜市が独自に指定している、24時間365日体制の小児二次救急医療機能を提供する医療機関。市民病院や地域中核病院など市内7か所が指定されている。
70	横浜市建築物環境配慮制度（CASBEE 横浜）
	建築主がその建物の「建築物環境配慮計画」を作成することによって、建物の省エネルギー対策や長寿命化、周辺のまちなみとの調和、緑化対策など、総合的な環境配慮の取組を進める制度。

ら行

71	リエゾン（精神科リエゾンチーム）
	精神科医と他科医等がチームを組み、身体的治療の方針、疾患全体に影響を与える心理的要因や環境要因、治療関係の調整などについて検討しながら治療を進めること。また、そのためのチーム。
72	リニアック（Linac：直線加速器）
	X線や電子線などの放射線のがん組織などに照射する放射線治療装置。
73	臨床心理士
	心理療法、心理検査、心理相談を行う臨床心理の専門家。
74	連携大学院
	大学と学外の研究機関等が協定を結び、研究機関等の研究員が大学の客員教授となり、大学の教育・研究に関わる仕組み。
75	ロボット手術
	内視鏡下手術ロボットであるダ・ヴィンチなど、ロボットのアームに取り付けられた微小な手術器具を体にあけた小さな穴から体内に挿入して行う手術。執刀医は遠隔操作装置でロボットの動きを操作することが可能。

資 料

横浜市立市民病院を取り巻く環境

目次

1	横浜市立市民病院の概要	84
	（1）沿革	84
	（2）現病院の施設概要	86
	（3）施設の現況	87
2	医療にかかる国の動向	89
3	人口動態・将来人口推計	91
	（1）人口動態	91
	（2）将来人口推計	92
	（3）出生数・出生率	94
	（4）死因別死亡率	96
	（5）世帯数	97
4	患者動向	100
	（1）受療率（人口10万人対）	100
	（2）将来患者推計	103
	（3）横浜市の救急搬送の状況	108
	（4）横浜市内の病院分布状況	109
5	現病院の状況	114
	（1）受診患者の動向	114
	（2）紹介・逆紹介の動向	117
	（3）救急の受入状況	118
	（4）診療実績	120
	（5）横浜市の病院の疾病分類別入院件数	121

1 横浜市立市民病院の概要

(1) 沿革

年月		内容
昭和31年	4月	病院建設計画着手
昭和32年	12月	病院建物建設起工
昭和35年	3月	病院建物竣工 鉄筋コンクリート 地下1階、地上5階 建面積2,151.28㎡、延面積6,536.49㎡、病床数42床
	10月	病院開設(18日)(4科42床)内科、小児科、外科、産婦人科
昭和36年	7月	増科(6科)及び増床 整形外科、皮膚泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、理学診療科、麻酔科 合計10科142床
		看護師宿舎建物竣工 鉄筋コンクリート 地上3階、19室33人収容 建面積140.82㎡、延面積439.04㎡
昭和37年	6月	第2次看護師宿舎建物竣工 同上規模面積建物及び集合棟 鉄筋コンクリート平屋建 建面積94.60㎡
	11月	増科(1科) 歯科、診療科合計11科
昭和38年	3月	増床(50床) 病床数合計192床
	5月	総合病院承認
昭和39年	2月	病院拡張整備(増築)計画着手
	8月	救急指定病院承認
昭和40年	11月	病院拡張整備(増築)工事起工
昭和42年	6月	皮膚泌尿器科を皮膚科、泌尿器科に分科、診療科合計12科
	9月	病院拡張整備(増築)工事竣工 鉄筋コンクリート 地下1階、地上5階 延面積7,267.78㎡、病床数201床
	11月	第3次看護師宿舎建設工事着工 増床(57床) 病床数合計249床 胃集団健診事業開始
昭和43年	8月	第3次看護師宿舎建設工事竣工 鉄筋コンクリート 地下1階、地上5階 延面積1,922.00㎡、55室、92人収容
	11月	増床(50床) 病床数合計299床
昭和44年	4月	増床(50床) 病床数合計349床
	10月	増科(1科)神経科 診療科合計13床
昭和45年	5月	増床(50床) 病床数合計399床
	7月	アイソトープ診療棟建物竣工 鉄筋コンクリート 地下ピロティ 地上1階 延面積240.72㎡
昭和48年	11月	全館冷房工事着手
昭和50年	3月	全館冷房工事竣工
昭和54年	1月	がん検診センター等建物工事着工
昭和56年	3月	がん検診センター竣工 鉄筋コンクリート 地下1階、地上4階 延面積4,212.00㎡(含関連宿舎面積545.75㎡)
昭和56年	6月	がん検診センター業務開始
昭和57年	3月	病院再整備(改築)基本設計完了
	4月	病院再整備工事実施設計着手
	6月	病院再整備事業担当機構改革(建設局所属)
昭和58年	3月	病院再整備工事(第1期)着工
昭和61年	9月	病院再整備工事(第2期)着工
	11月	病院再整備工事(第1期)竣工 南病棟鉄骨鉄筋コンクリート 地下3階、 地上8階 延面積17,134.73㎡
昭和62年	1月	増床(37床) 病床数合計436床
	6月	増床(30床救急) 病床数合計466床(一般466床)

年月		内容
平成元年	3月	病院再整備工事（第2期）竣工 東病棟鉄筋コンクリート 地下3階、地上5階 延面積 10,322.06㎡ 病床数 431床（一般 431床）
	4月	増科（1科） 脳神経外科 神経科を神経精神科、神経内科に分科 診療科合計 15科
	5月	病院再整備工事（西病棟改築）着工
	9月	看護師宿舎改装工事着工
平成2年	3月	看護師宿舎改装工事竣工
	7月	理学診療科を放射線科への名称変更 理学診療科（リハビリテーション科）の新設 診療科合計 16科
平成3年	8月	病棟再整備工事（西病棟改築）竣工 西病棟鉄骨鉄筋コンクリート 地下2階 地上5階 延面積 9,119.67㎡
	10月	増床（169床、感染症病床 37床） 病床数合計 637床（一般 600床 感染 37床） 内科を分科（内科、呼吸器科、消化器科、循環器科） 外科を分科（外科、胸部外科） 診療科合計 20科
平成5年	5月	感染症外来開設
平成10年	3月	神奈川県災害医療拠点病院の指定
平成11年	4月	第二種感染症指定医療機関の指定 病床数合計 624床（一般 600床 感染 24床）
平成12年	4月	救急外来改修オープン
平成14年	11月	がん検診センター耐震工事着工
平成15年	3月	がん検診センター耐震工事竣工
	9月	管理棟工事着工
平成16年	3月	管理棟工事竣工
	11月	第一種感染症指定医療機関の指定 病床数合計 626床（一般 600床 感染症 26床）
平成17年	1月	外科を分科（外科、形成外科） 胸部外科を分科（呼吸器外科、心臓血管外科） 診療科合計 22科
	5月	日本医療機能評価機構病院機能評価認定取得
平成18年	3月	内視鏡センター開設 外来化学療法室開設
	8月	地域がん診療連携拠点病院の指定
	9月	地域医療支援病院の承認
	10月	地域周産期母子医療センターの認定
平成19年	12月	旧看護師宿舎解体工事
平成20年	4月	診療科の再編 診療科合計 32科 ICUの増床（2床） 病床数合計 628床（一般 602 感染症 26） 緩和ケア病棟工事着工
	3月	緩和ケア病棟工事竣工
平成21年	5月	緩和ケア病棟オープン（10床） 病床数合計 638床（一般 612 感染症 26）
	4月	救命救急センターの指定 病床数合計 638床（一般 612 感染症 26）
平成23年	11月	緩和ケア病棟全床運用開始（20床） 病床数合計 648床（一般 622 感染症 26）
平成24年	6月	救命救急センター20床運用開始（一般 624 感染症 26）
平成25年	3月	消化器病センター・炎症性腸疾患センター開設

(2) 現病院の施設概要

名称	横浜市立市民病院
住所地	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町 56 番地
病床数	650 床（うち、一般病床 624 床、感染症病床 26 床）
標榜診療科	腎臓内科、糖尿病リウマチ科、血液内科、腫瘍内科、神経内科、呼吸器内科、 消化器内科、循環器内科、小児科、消化器外科、炎症性腸疾患（IBD）科、乳腺外科、 整形外科、形成外科、脳神経外科、救急脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、 皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、神経精神科、リハビリテーション科、 放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、歯科口腔外科、感染症内科、救急総合診療科、 病理診療科、緩和ケア内科 計 33 診療科
特色	救命救急センター（平成 22 年 4 月） 地域がん診療連携拠点病院（平成 18 年 8 月） 地域医療支援病院（平成 18 年 9 月） 第一種感染症指定医療機関（平成 16 年 11 月） 第二種感染症指定医療機関（平成 11 年 4 月） エイズ診療拠点病院（平成 7 年 11 月） 神奈川県周産期救急医療システム中核病院 地域周産期母子医療センター（平成 18 年 10 月） 横浜市周産期救急連携病院 横浜市産科拠点病院 横浜市小児救急拠点病院 がん検診センターの併設 神奈川県災害医療拠点病院（平成 10 年 3 月） 臨床研修指定病院、（財）日本医療機能評価機能病院機能評価（Ver.6.0）認定病院 等
敷地面積	20,389 m ²
延床面積	43,248 m ² <ul style="list-style-type: none"> ・南病棟：17,135 m² 地下 3 階地上 8 階（昭和 61 年 11 月竣工） ・東病棟：10,322 m² 地下 3 階地上 5 階（平成元年 3 月竣工） ・西病棟：9,119 m² 地下 2 階地上 5 階（平成 3 年 8 月竣工） ・緩和ケア病棟：716 m² 地下 1 階地上 2 階（平成 21 年 3 月竣工） ・がん検診センター：4,212 m² 地下 1 階地上 4 階（昭和 56 年 3 月竣工） ・管理棟：1,166 m² 地上 3 階（昭和 57 年 12 月竣工） ・その他：578 m²

(3) 施設の現況

当院の主な建物は、緩和ケア病棟を除き竣工から 20 年以上経過しており、建物面においてさまざまな問題が生じている。

平成 21 年に実施した建築物点検結果において、各建物の劣化が進行しており、南病棟、東病棟及び西病棟で屋上、バルコニーの劣化が顕著で、南病棟は外壁劣化の詳細調査、内部の給食部門の修繕が必要とされている。病棟建物の中でも比較的建築年数の浅い西病棟においても、外壁のタイル剥離やひび割れ、内壁のひび割れ、天井からの漏水が報告されるなど、老朽化による影響が散見されている。

一方で、運用面においても、医療機能の変化に対応するため、下記のような問題が生じている。

・狭い病室

療養環境の向上のため、最近建築された病院の多床室は 4 床以下となっているが、市民病院は 6 床室となっている。1 床当たり面積は 6.0 m²であり、現病院建築後に改正された医療法施行規則で定める基準である 6.4 m²を下回っている。



・医療の高度化に伴う手術室の狭あい化

手術の高度化にあたり、必要な機器を手術室内に配置するとスタッフの動くスペースが確保できない状況にある。



- 患者数の増加による狭あい化（例：産婦人科に係る諸室）

増加する分娩や産婦人科外来患者に対応するため、限りあるスペースの中でベッドや診察室を増設している。これにより、各諸室の面積が狭く、患者のプライバシーが確保できない状況にある。



2 医療にかかる国の動向

平成 37 年（2025 年）には、団塊の世代（昭和 22 年から 24 年生）が後期高齢者となるなど、今後、わが国では高齢化がさらに進展し、これに伴い、医療及び介護のニーズがますます増大し、医療費などの社会保障費の急増が懸念されている。

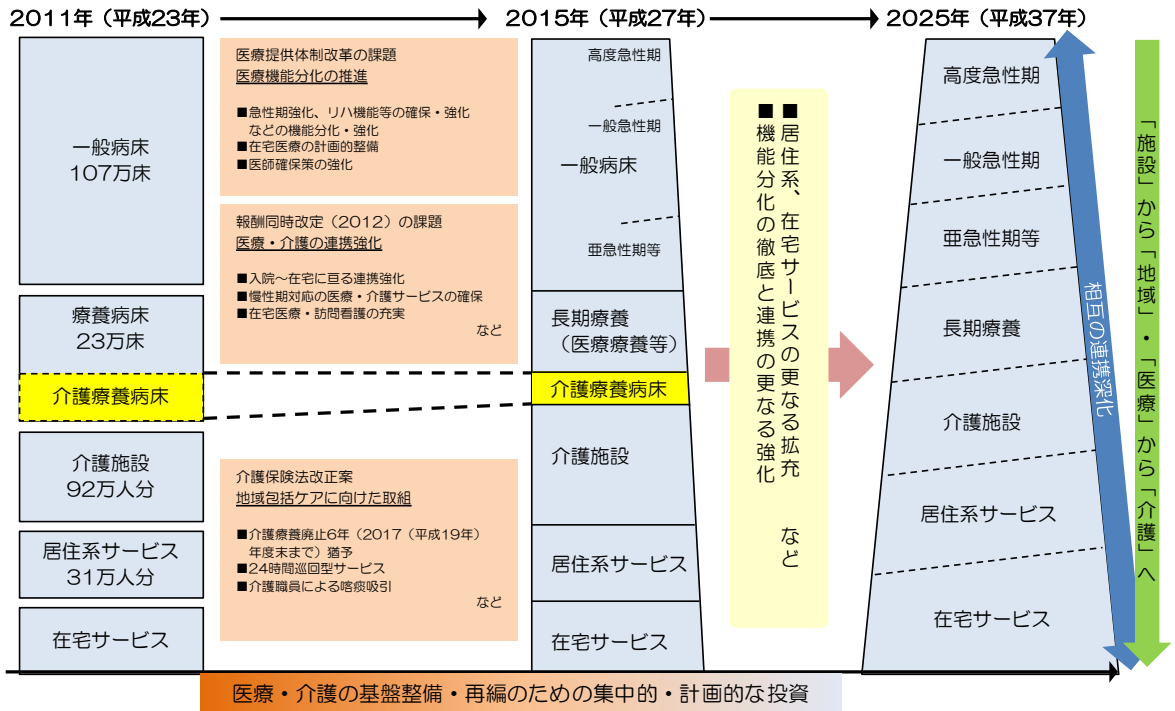
このような状況の中で、社会保障の充実・安定化と財政健全化の実現に向け、「社会保障・税の一体改革大綱」（平成 24 年 2 月）が閣議決定され、これに基づき、「社会保障制度改革国民会議報告書」（平成 25 年 8 月）や、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」（平成 26 年 2 月提出）がとりまとめられるなど、医療や介護における役割分担等を内容とする改革に向けた具体的な動きが進められている。

■ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案(要点)

1 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化（地域介護施設整備促進法等関係）									
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の一体的な確保を行い、医療・介護の総合的な確保を図る。（都道府県が策定する医療計画と介護保険事業支援計画を、一体的・強い整合性を持った形で策定） ◆ 都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）のため、消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置 									
2 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法等関係）									
<p>医療機能の分化・連携に係る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療機関が都道府県知事に病床の医療機能等を報告し、都道府県は、それをもとに地域医療構想（ビジョン）を医療計画において策定 <p>【病床機能報告制度】（平成26年度～）</p> <p>医療機関が、医療機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で都道府県に報告</p> <p>（医療機関が報告する医療機能）</p> <table border="1"> <tr> <td>高度急性期機能</td> <td>急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能</td> </tr> <tr> <td>急性期機能</td> <td>急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能</td> </tr> <tr> <td>回復期機能</td> <td>急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能</td> </tr> <tr> <td>慢性期機能</td> <td>長期に渡り療養が必要な患者を入院させる機能</td> </tr> </table> <p>【地域医療構想（ビジョン）】（平成27年度～）</p> <p>都道府県の地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するためのビジョンを策定し、さらなる機能分化を推進</p>		高度急性期機能	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能	急性期機能	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能	回復期機能	急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能	慢性期機能	長期に渡り療養が必要な患者を入院させる機能
高度急性期機能	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能								
急性期機能	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能								
回復期機能	急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能								
慢性期機能	長期に渡り療養が必要な患者を入院させる機能								
3 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化等（介護保険法等関係）									
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 在宅医療・介護の連携の推進 （想定される取組例）在宅医療・介護連携に関する研修の実施、24時間365日の在宅医療・介護提供体制の構築等 ◆ 認知症施策の推進 ◆ 「地域ケア会議」（地域包括支援センター及び市町村レベルの会議）の推進 									

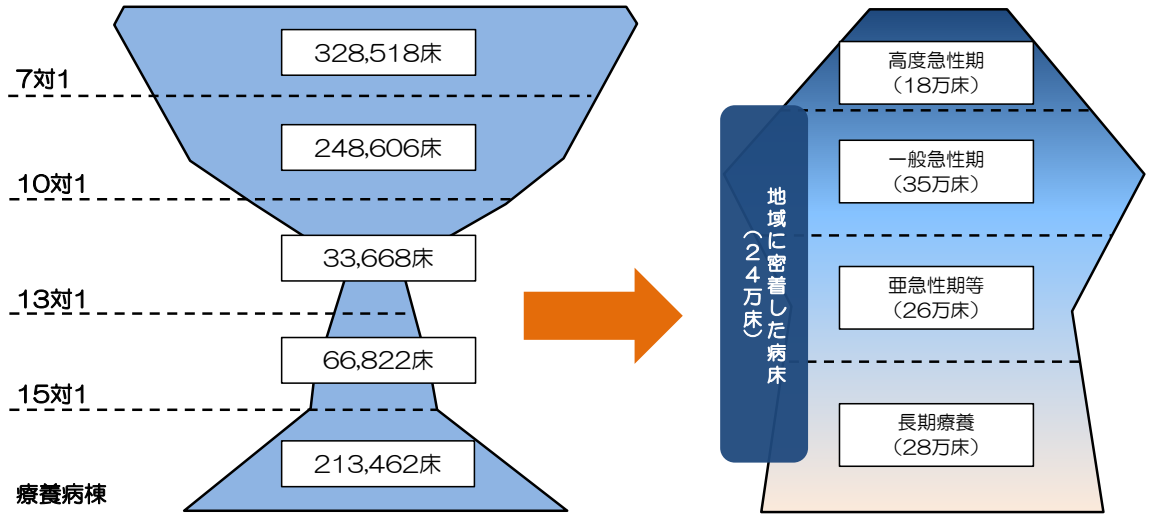
こうした、医療及び介護における役割分担のモデル実現に向けては、都道府県が医療計画の一部として策定する「地域医療構想（ビジョン）」において、具体的な姿が示される予定である。その前段として、平成 26 年度から「病床機能報告制度」が導入され、医療機関は、自院の現在の病床機能と今後の方向性を「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」の中から、病棟単位で報告することになっている。このため、各医療機関では、自院の将来的な病床機能、今後の方向性を早期に検討し、定めることが必要となっている。

■ 2025年モデル



※出典：内閣官房 第7回社会保障改革に関する集中検討会議（平成23年5月）資料

■ 病床機能編成

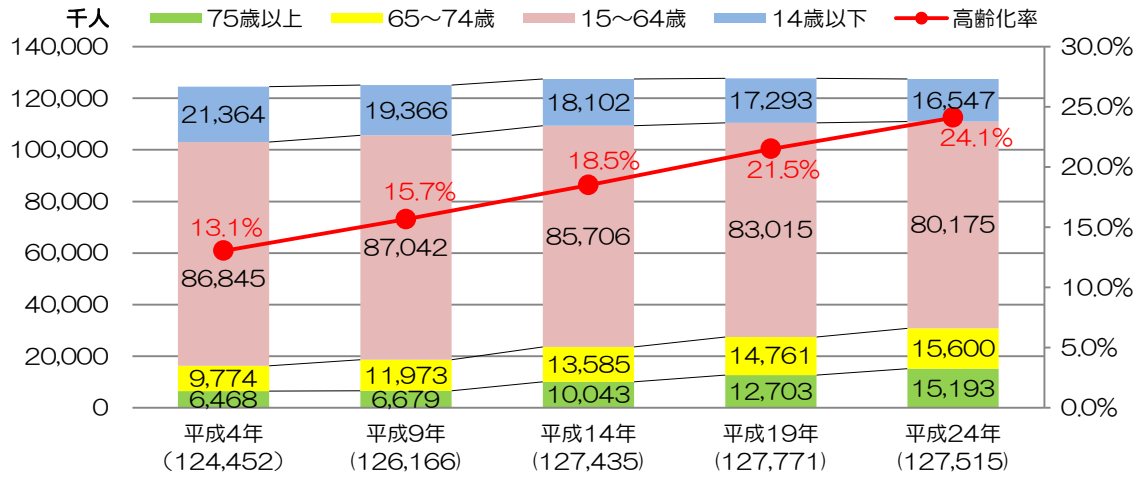


※出典：厚生労働省 第64回社会保障審議会医療保険部会（平成25年7月）資料

3 人口動態・将来人口推計

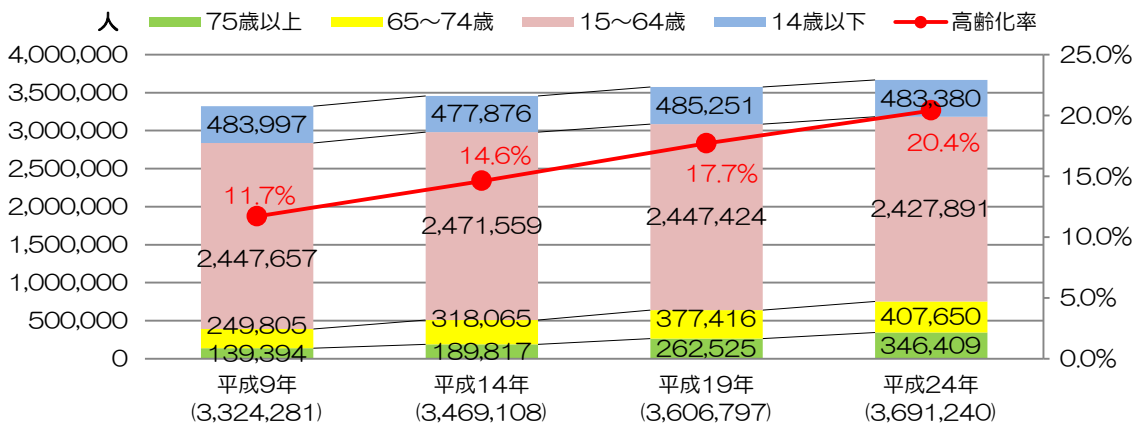
(1) 人口動態

■ 全国



※出典：総務省「人口推計 年齢別人口」

■ 横浜市

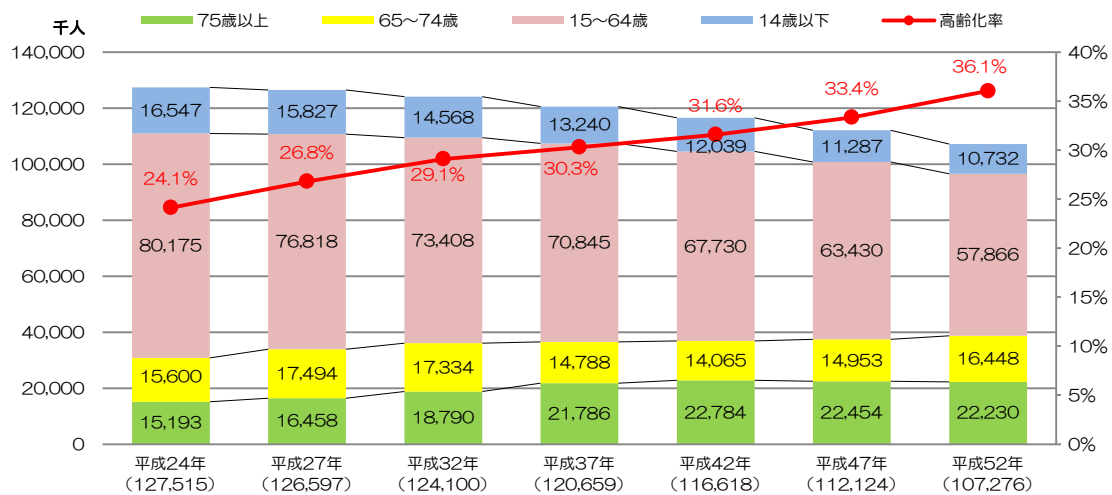


※出典：横浜市統計ポータルサイト「年齢別人口」

(2) 将来人口推計

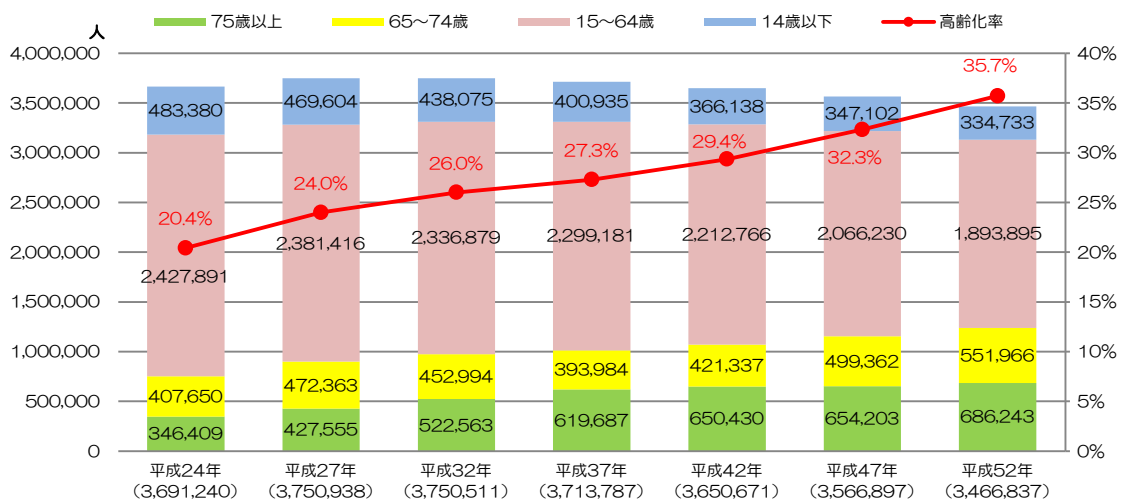
ア 将来人口推計

■ 全国



※出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

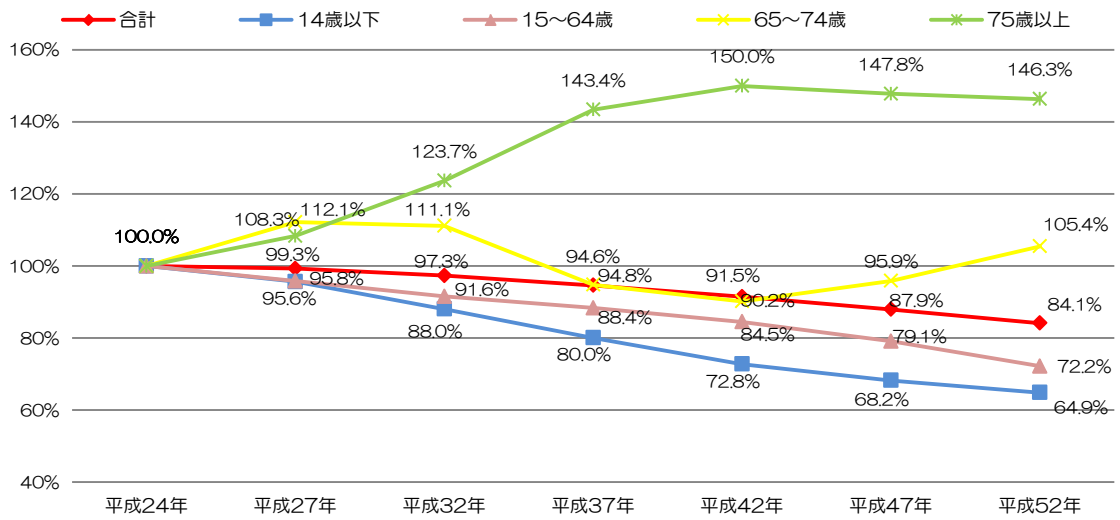
■ 横浜市



※出典：国立社会保障・人口問題研究所「男女・年齢（5歳）階級別の推計結果（市区町村編）」

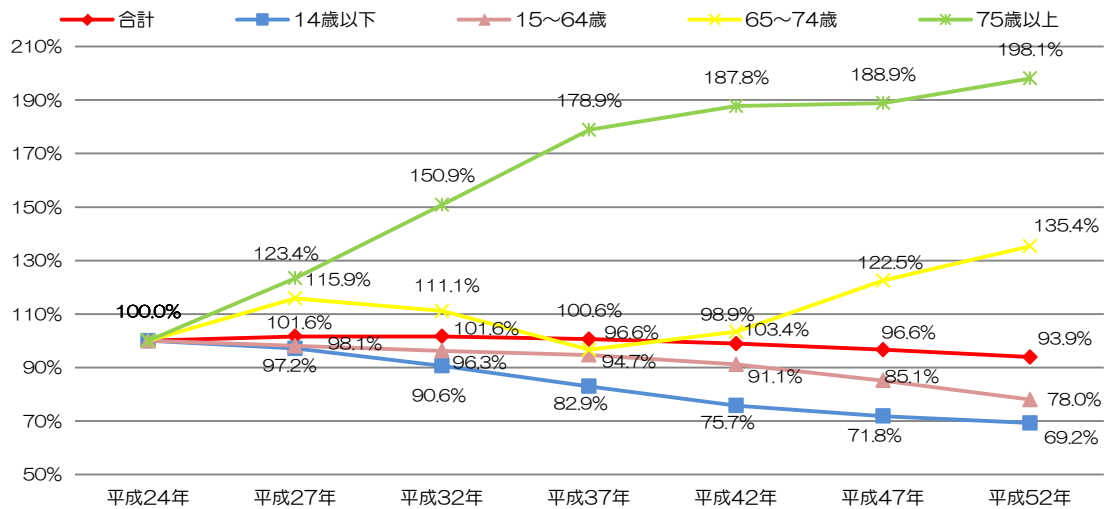
イ 将来人口推計（対平成24年比率）

■ 全国



※出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

■ 横浜市

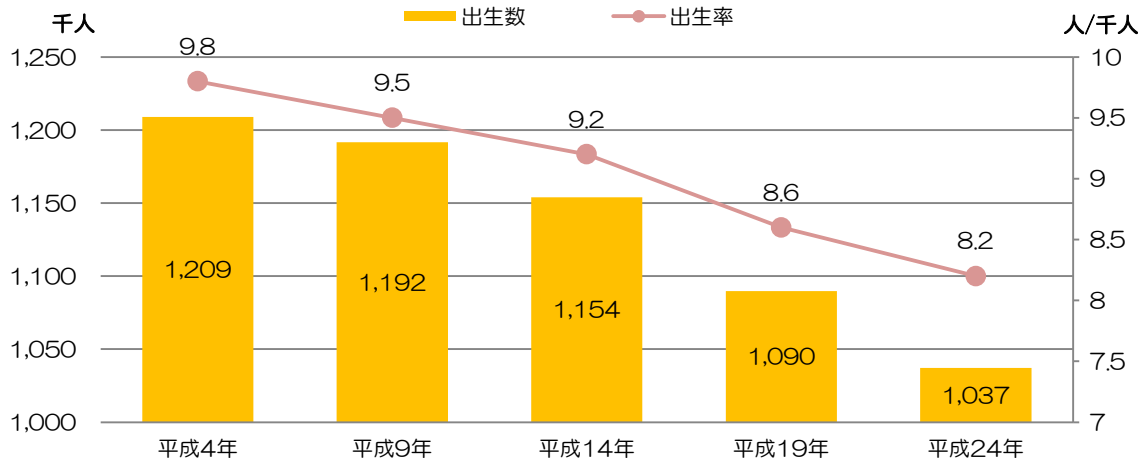


※出典：国立社会保障・人口問題研究所「男女・年齢（5歳）階級別の推計結果（市区町村編）」

(3) 出生数・出生率※ ※出生率：人口1,000人当たり出生数

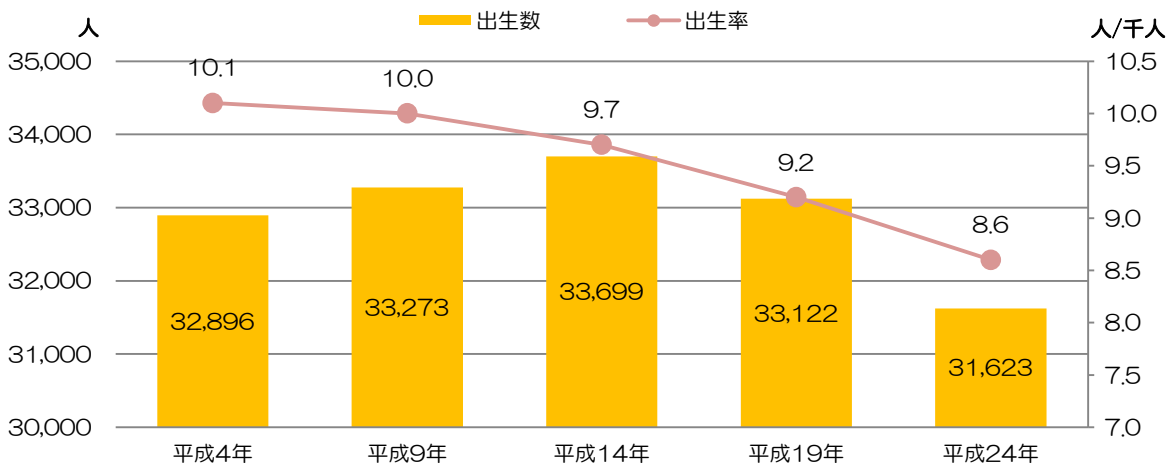
ア 出生数・出生率

■ 全国



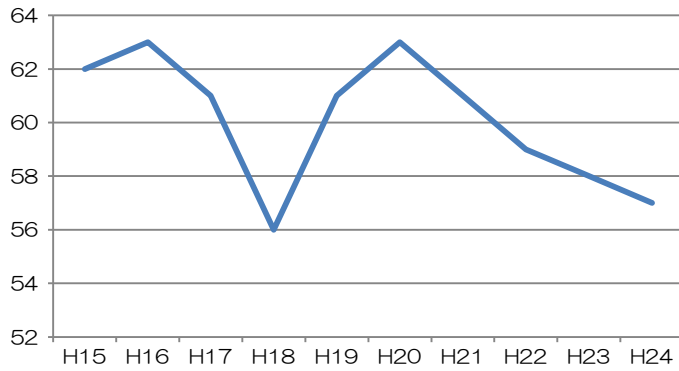
※出典：厚生労働省「人口動態調査」

■ 横浜市



※出典：横浜市統計ポータルサイト「人口動態と年齢別人口」

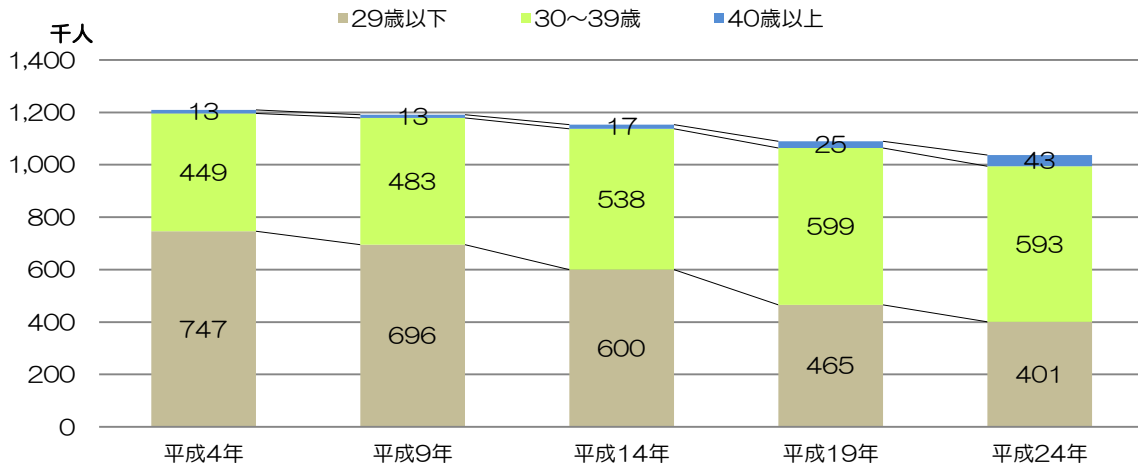
イ 出産に対応する施設数



※出典：H15～H19…産科医療及び分娩に関する調査、H20～H24…よこはま保健医療プラン 2013

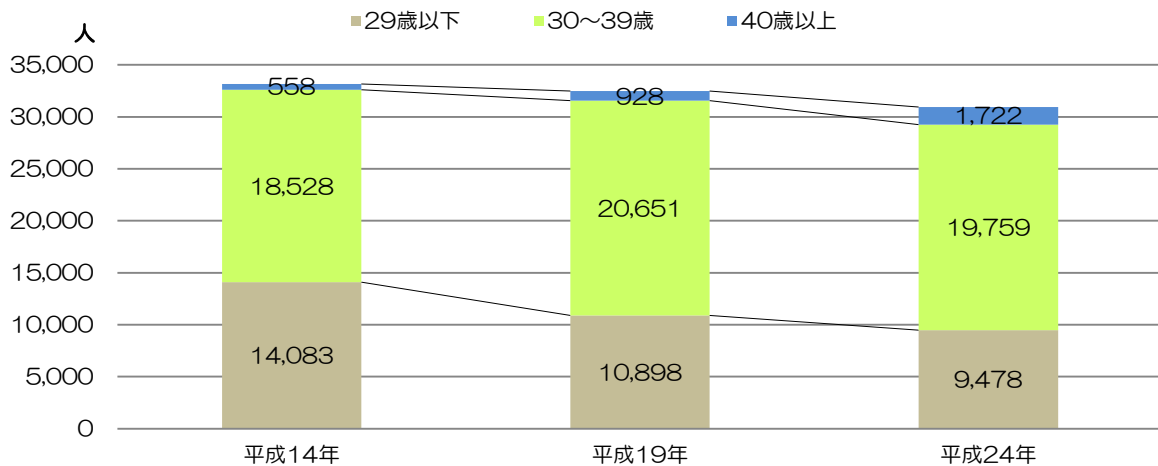
ウ 母の年齢別出生数

■ 全国



※出典：厚生労働省「人口動態調査」

■ 横浜市

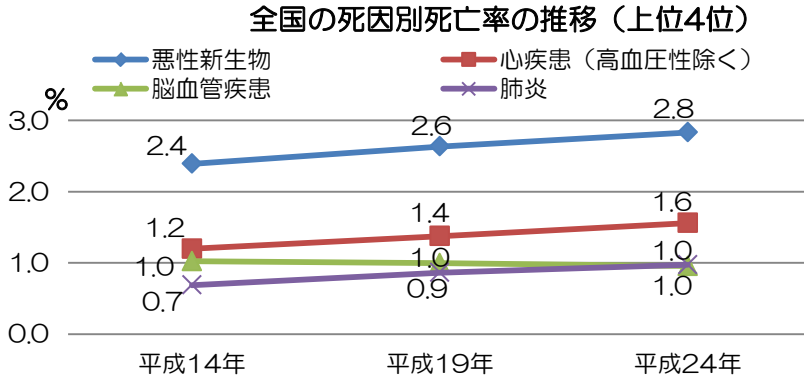


※出典：横浜市統計ポータルサイト「人口動態と年齢別人口」

(4) 死因別死亡率

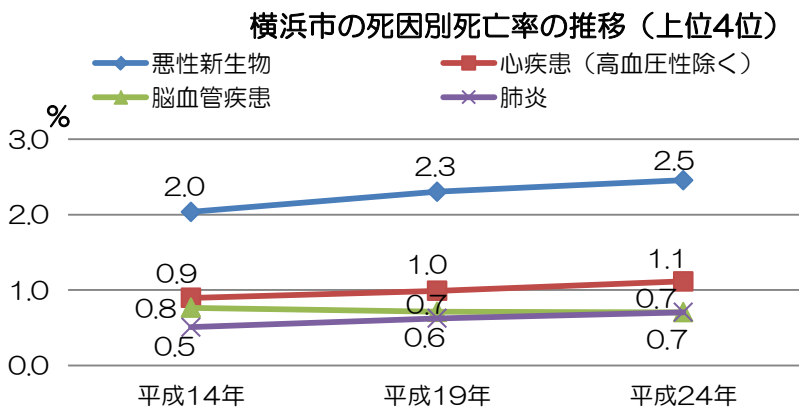
ア 死因別死亡率（上位4位）

■ 全国



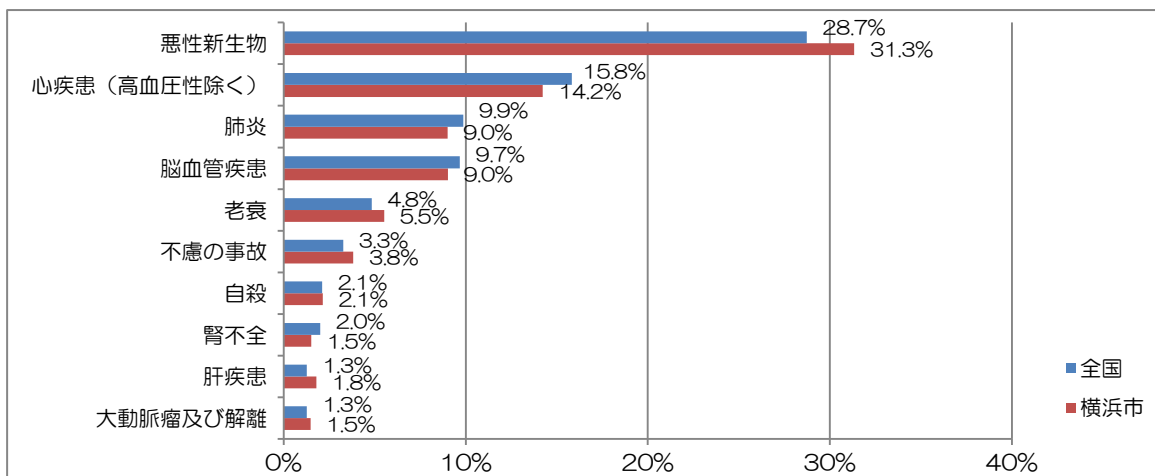
※出典：厚生労働省「人口動態調査」（全国の各年10月1日の人口に基づいて算出）

■ 横浜市



※出典：厚生労働省「人口動態調査」（横浜市の各年1月1日の人口に基づいて算出）

イ 全国と横浜市の死亡総数に対する死因別死亡数の割合（上位10位）

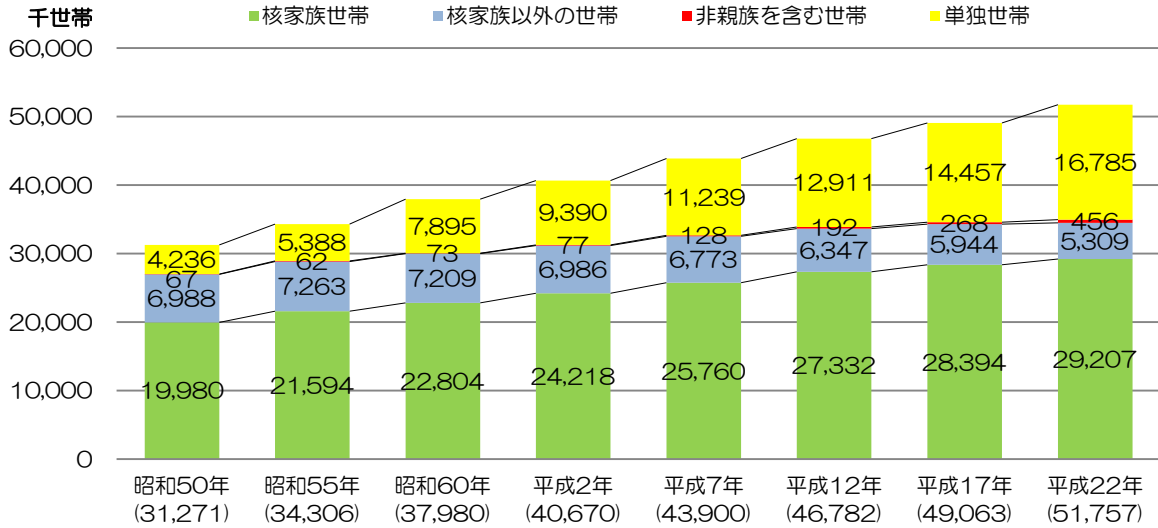


※出典：厚生労働省「人口動態調査」

(5) 世帯数

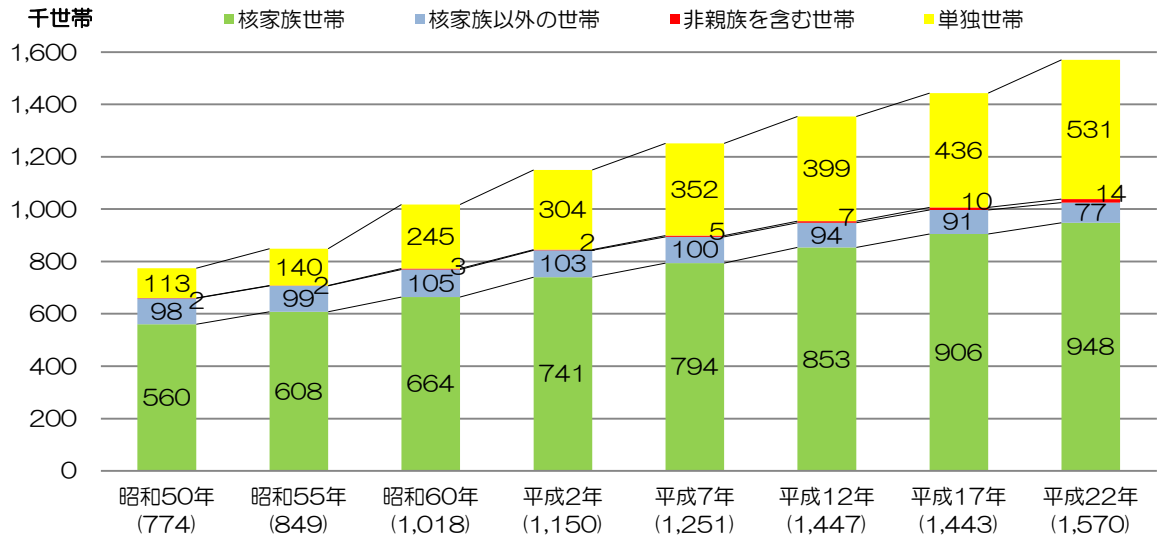
ア 家族類型別一般世帯数

■ 全国



※出典：総務省「国勢調査」

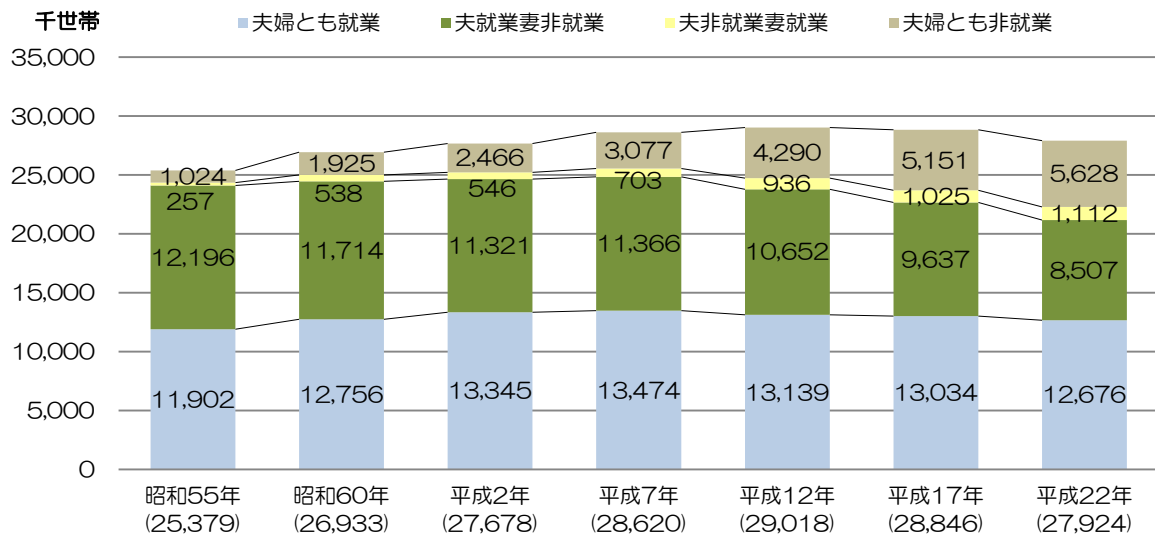
■ 横浜市



※出典：総務省「国勢調査」

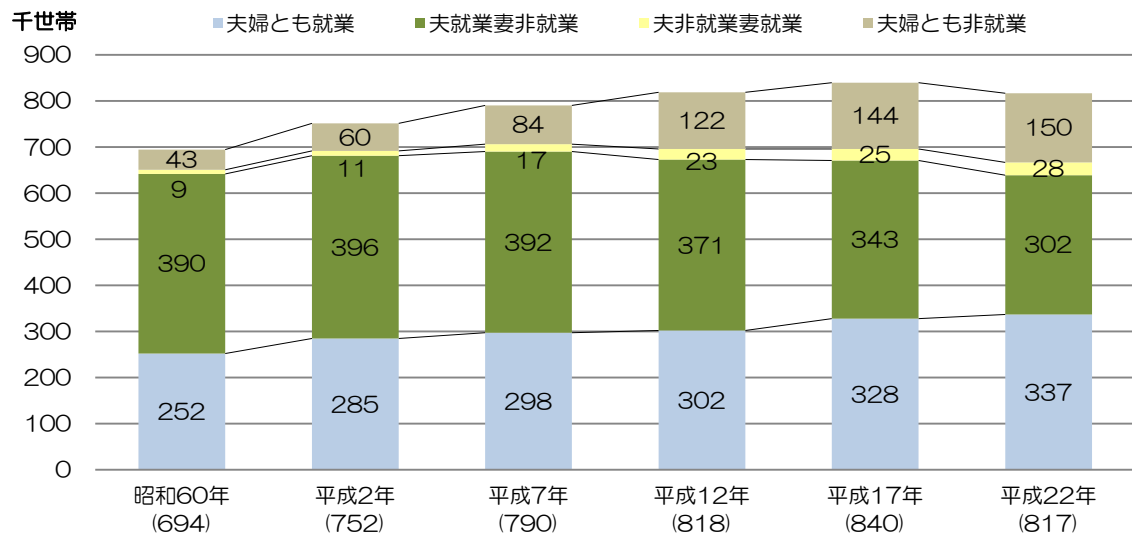
イ 就業状態別夫婦のいる一般世帯数

■ 全国



※出典：総務省「国勢調査」

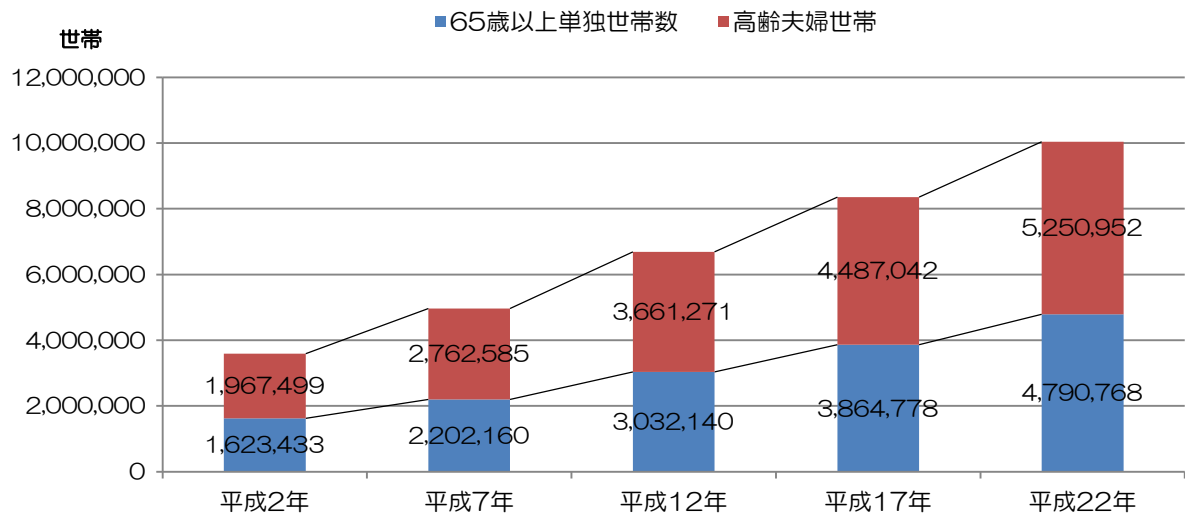
■ 横浜市



※出典：総務省「国勢調査」

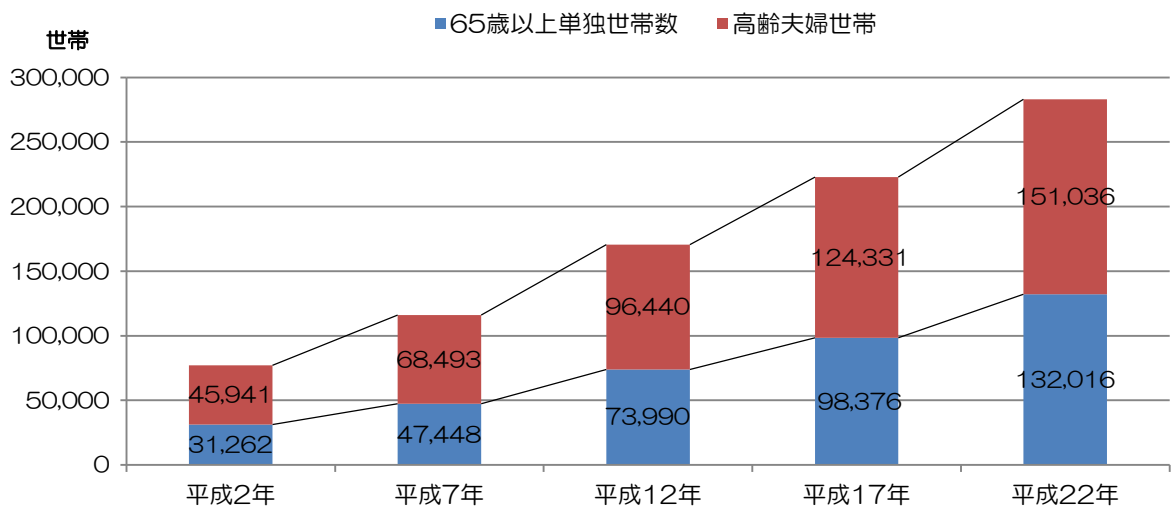
ウ 65歳以上単独世帯数・高齢夫婦世帯数

■ 全国



※出典：総務省「国勢調査」

■ 横浜市



※出典：総務省「国勢調査」

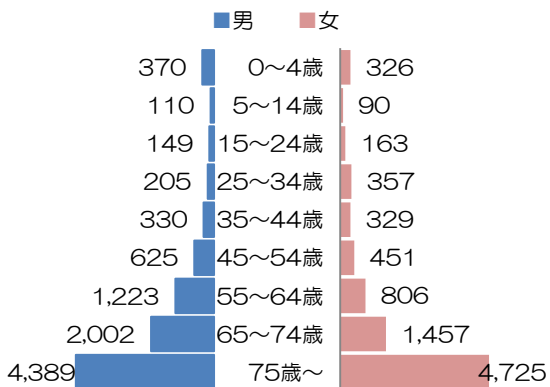
4 患者動向

(1) 受療率（人口 10 万人対）

ア 入院・外来患者の受療率

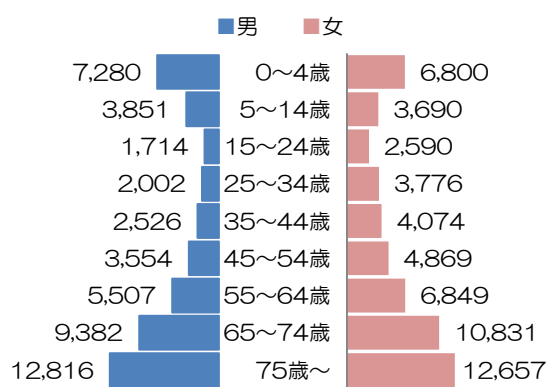
■ 全国

入院患者の受療率



※出典：厚生労働省「平成 23 年患者調査」

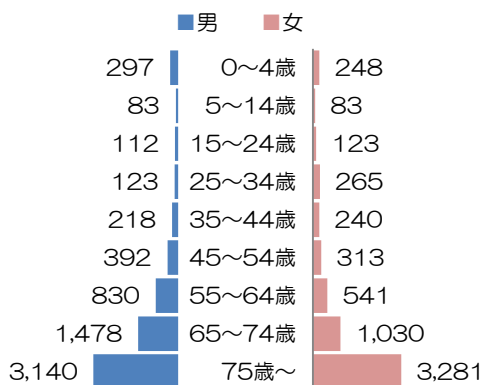
外来患者の受療率



※出典：厚生労働省「平成 23 年患者調査」

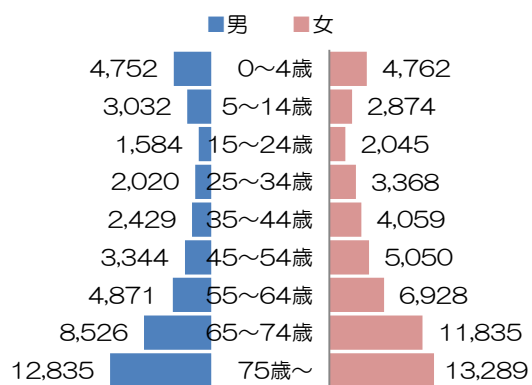
■ 神奈川県

入院患者の受療率



※出典：厚生労働省「平成 23 年患者調査」

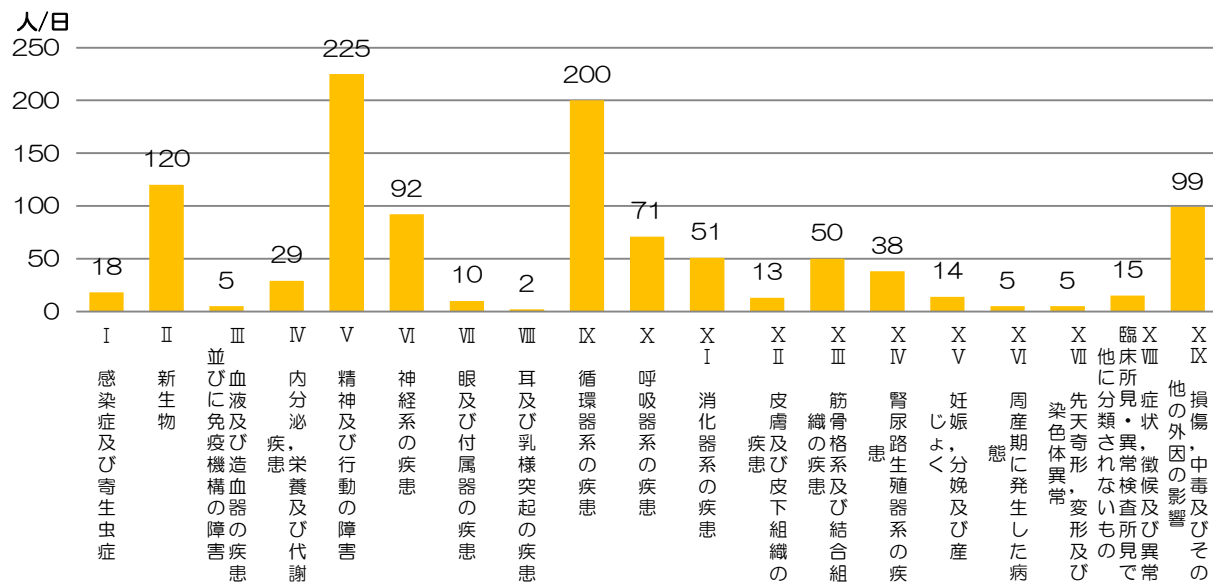
外来患者の受療率



※出典：厚生労働省「平成 23 年患者調査」

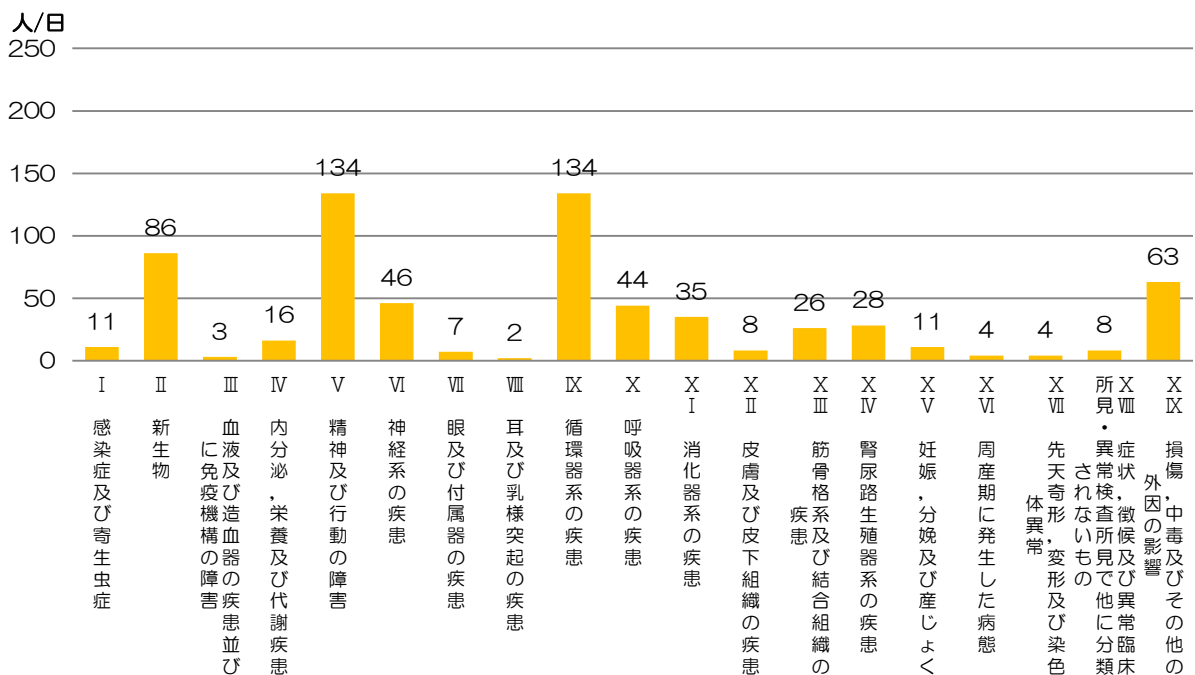
イ 疾病大分類別入院患者の受療率

■ 全国



※出典：厚生労働省「平成 23 年患者調査」

■ 神奈川県



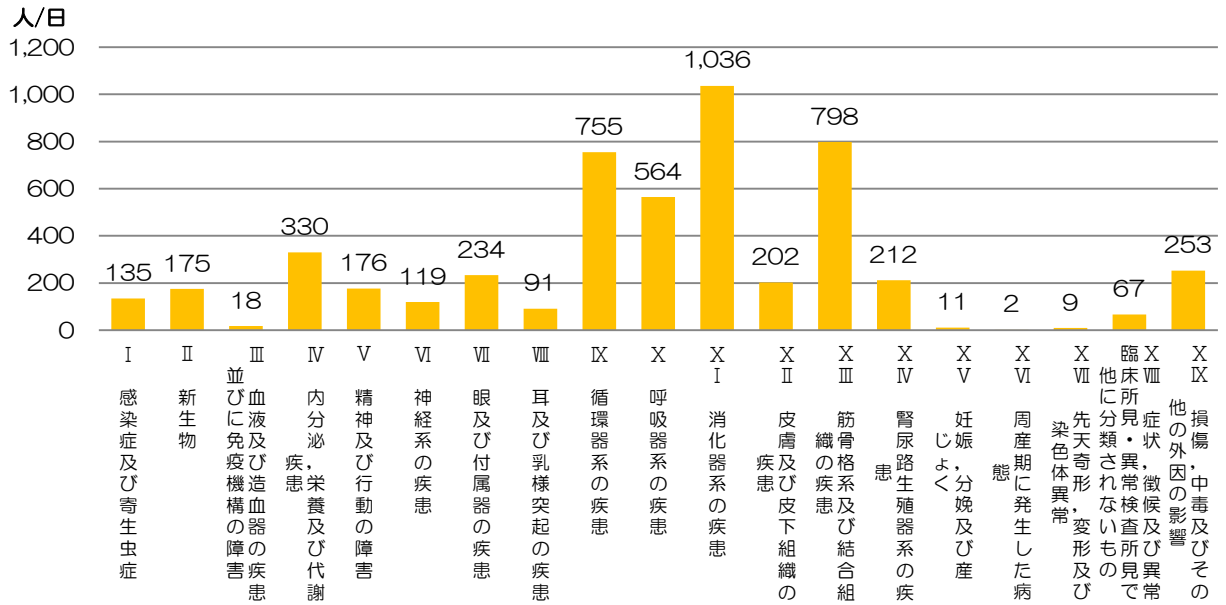
※出典：厚生労働省「平成 23 年患者調査」

※注意 1：住所不詳及び年齢不詳を含む。

※注意 2：宮城県、石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値である。

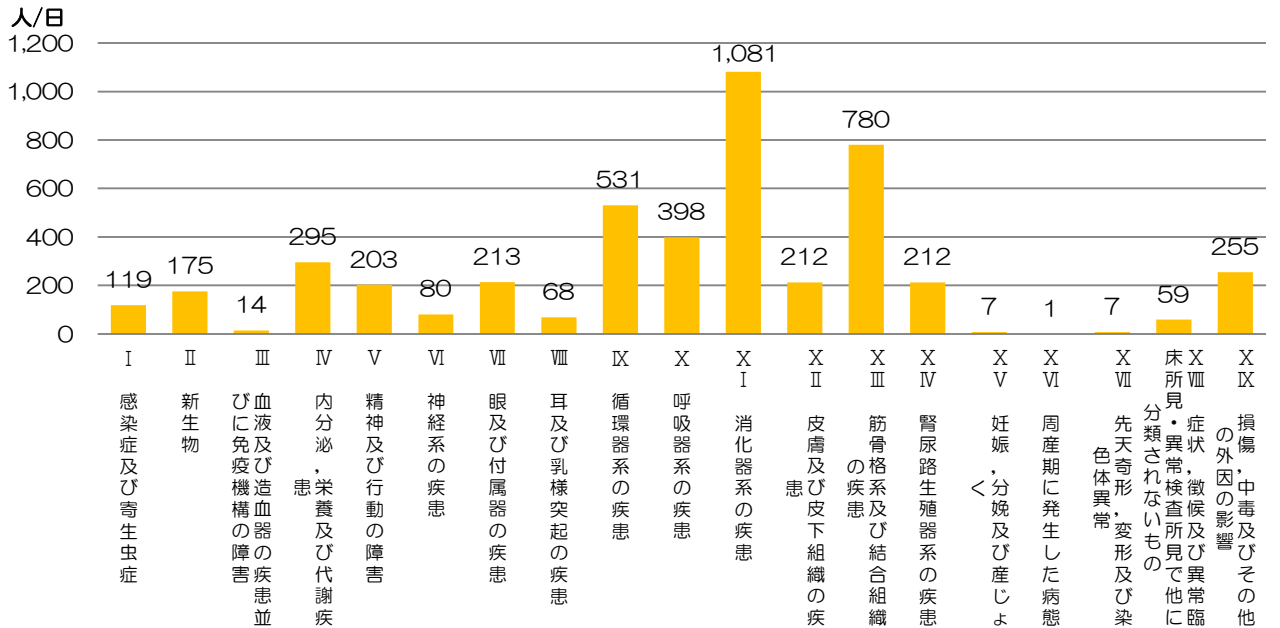
ウ 疾病大分類別外来患者の受療率

■ 全国



※出典：厚生労働省「平成 23 年患者調査」

■ 神奈川県



※出典：厚生労働省「平成 23 年患者調査」

※注意 1：住所不詳及び年齢不詳を含む。

※注意 2：宮城県、石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値である。

※注意 3：3 区分別の受療率については神奈川県、平成 24 年 1 月 1 日時点の人口に基づいて算出

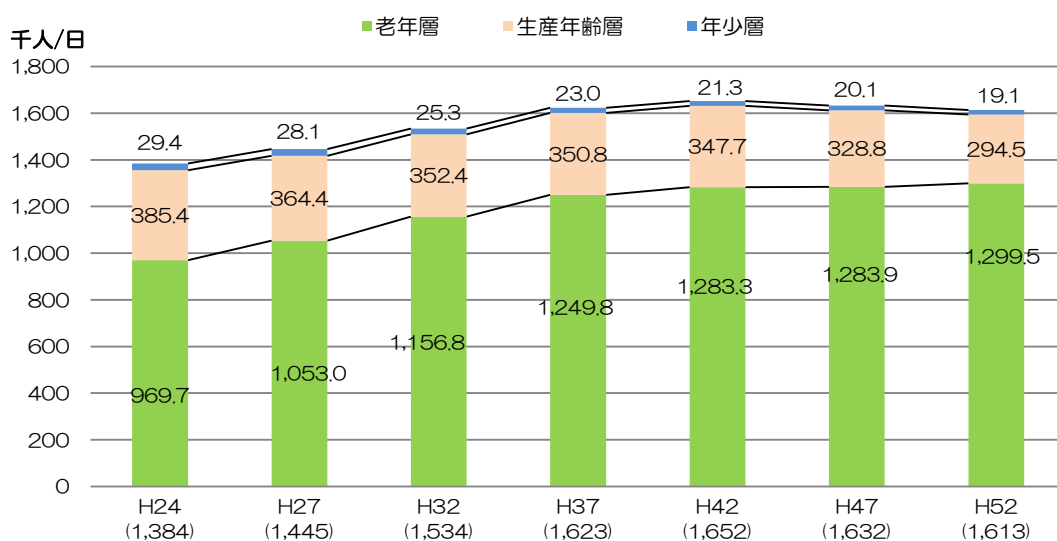
(2) 将来患者推計

国・横浜市の将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）に年齢階級別疾病大分類別受療率（平成23年患者調査）を乗じて、患者数を推計した。

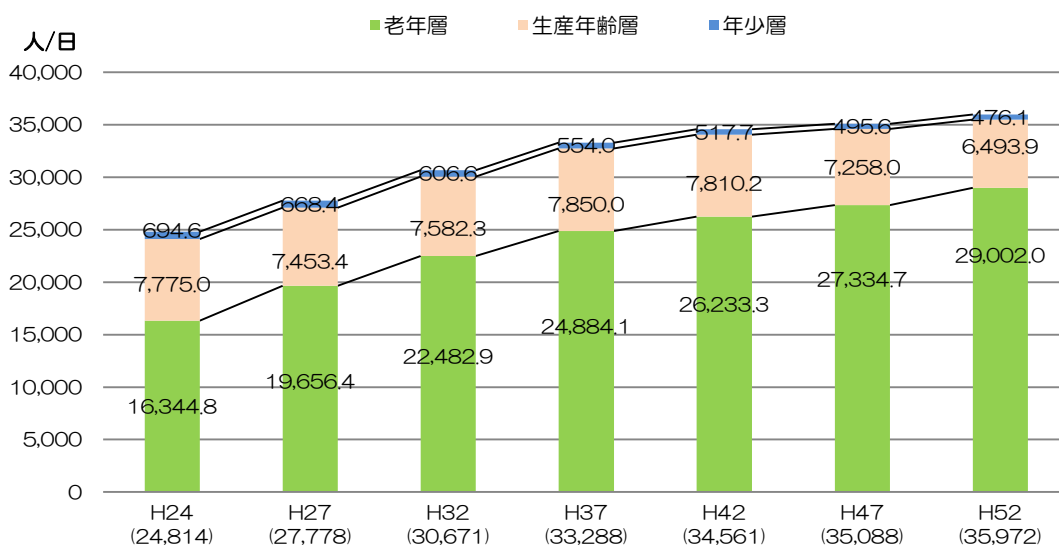
ア 年齢階層*別入院患者の将来推計

※年齢階層	
老年層	…65歳以上
生産年齢層	…15歳以上 65歳未満
年少層	…15歳未満

■ 全国

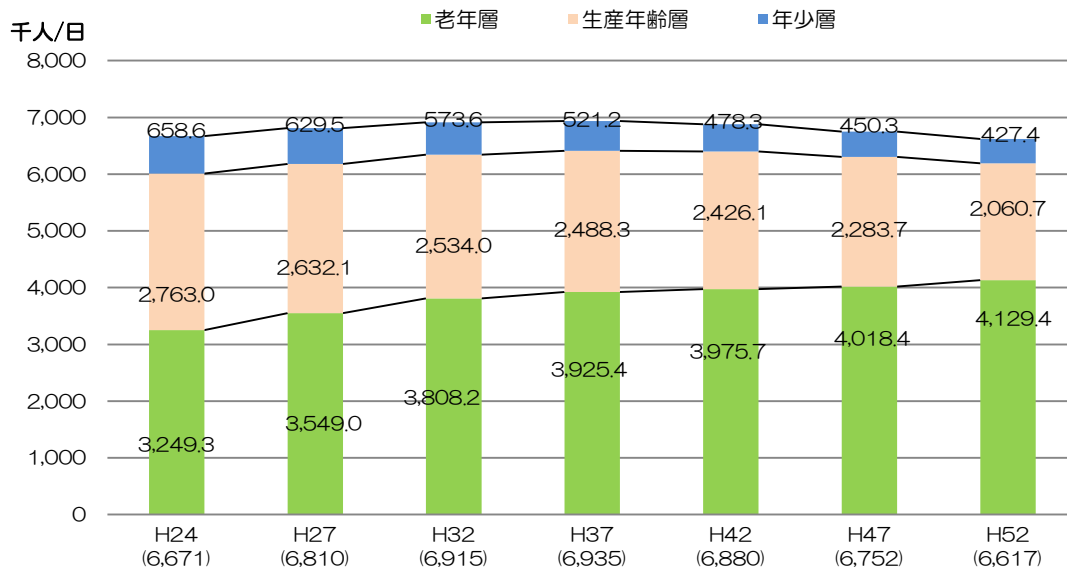


■ 横浜市

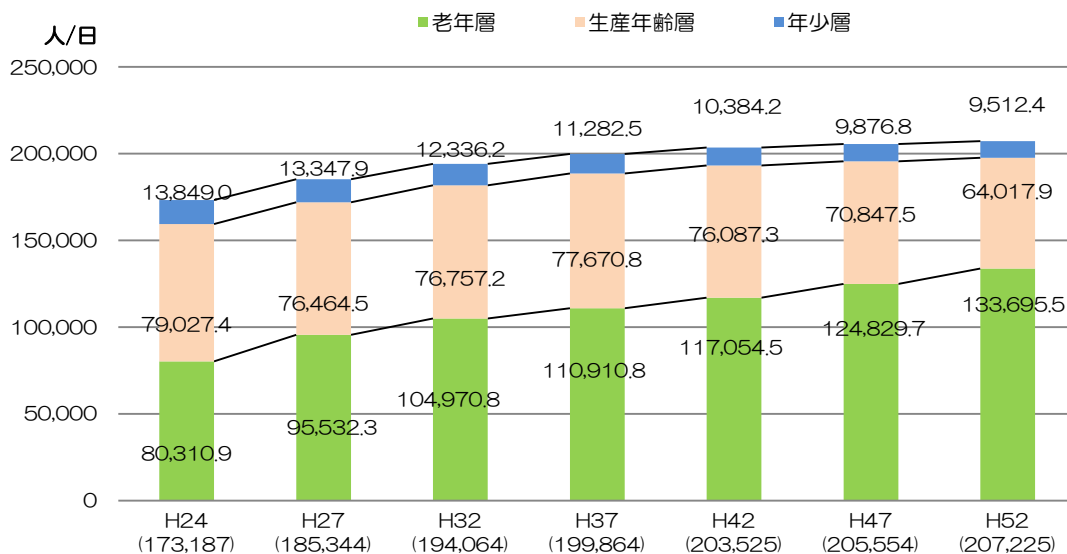


イ 年齢階層別外来患者の将来推計

■ 全国



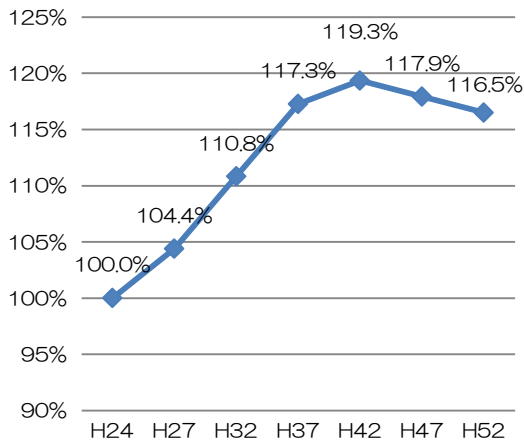
■ 横浜市



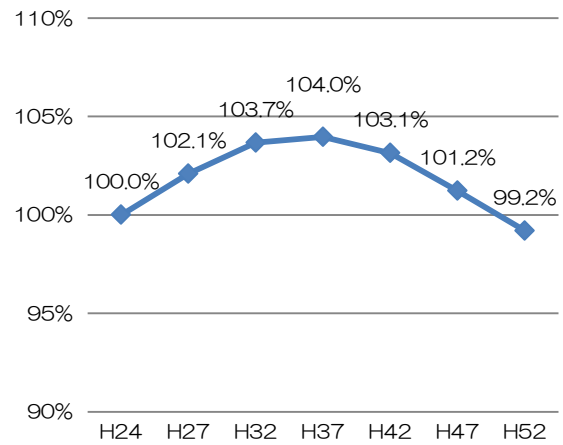
ウ 入院・外来患者数の将来推移

■ 全国

入院患者数の将来推移
(平成24年を100%とした場合)

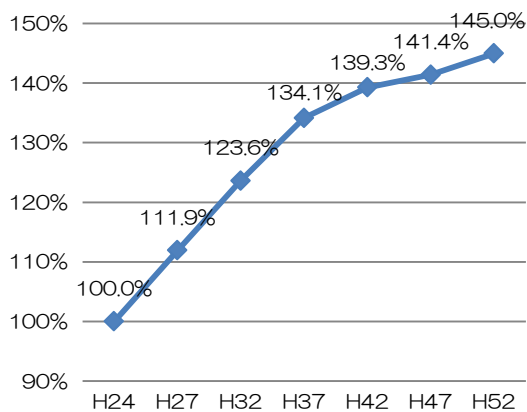


外来患者数の将来推移
(平成24年を100%とした場合)

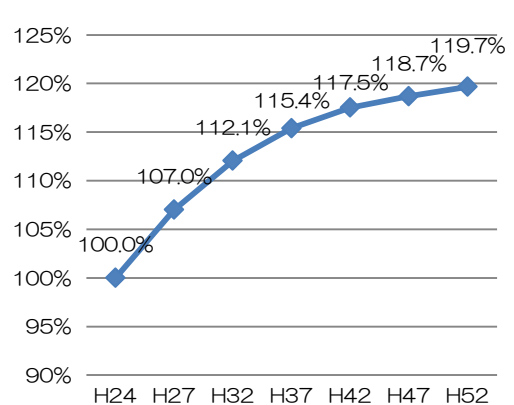


■ 横浜市

入院患者数の将来推移
(平成24年を100%とした場合)

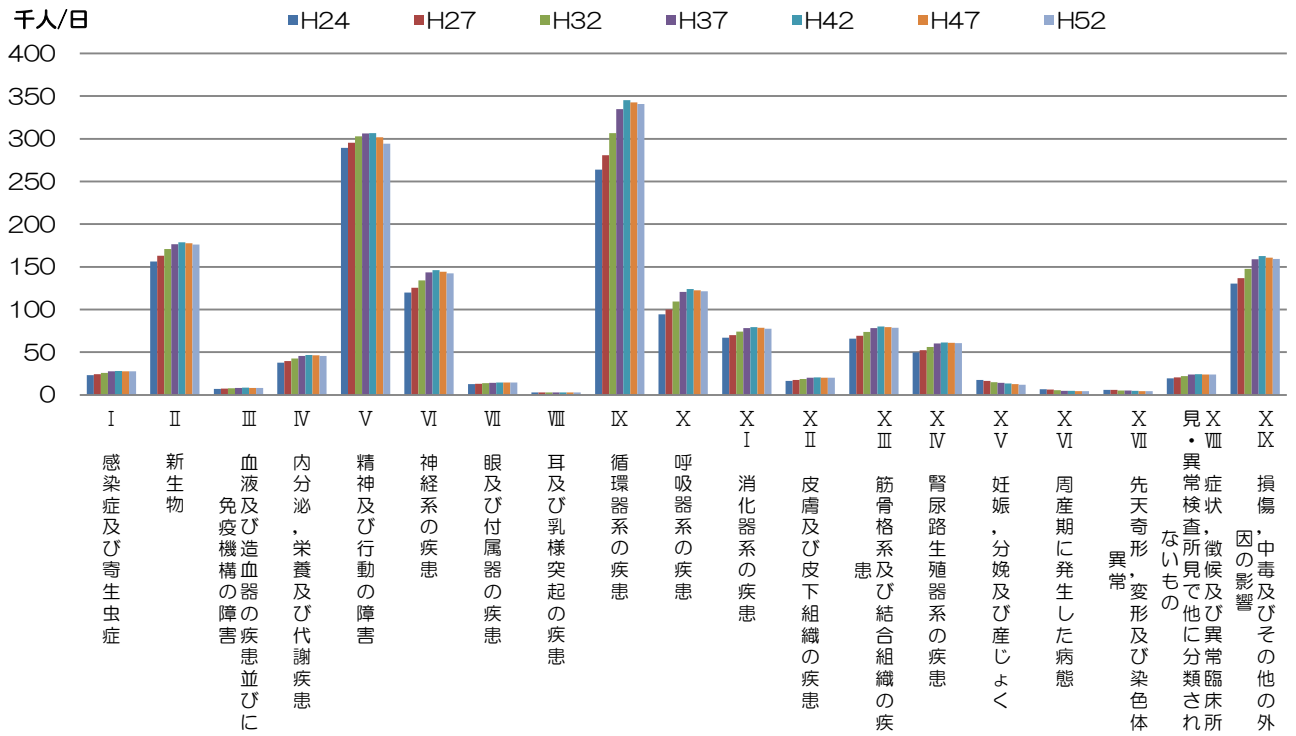


外来患者数の将来推移
(平成24年を100%とした場合)

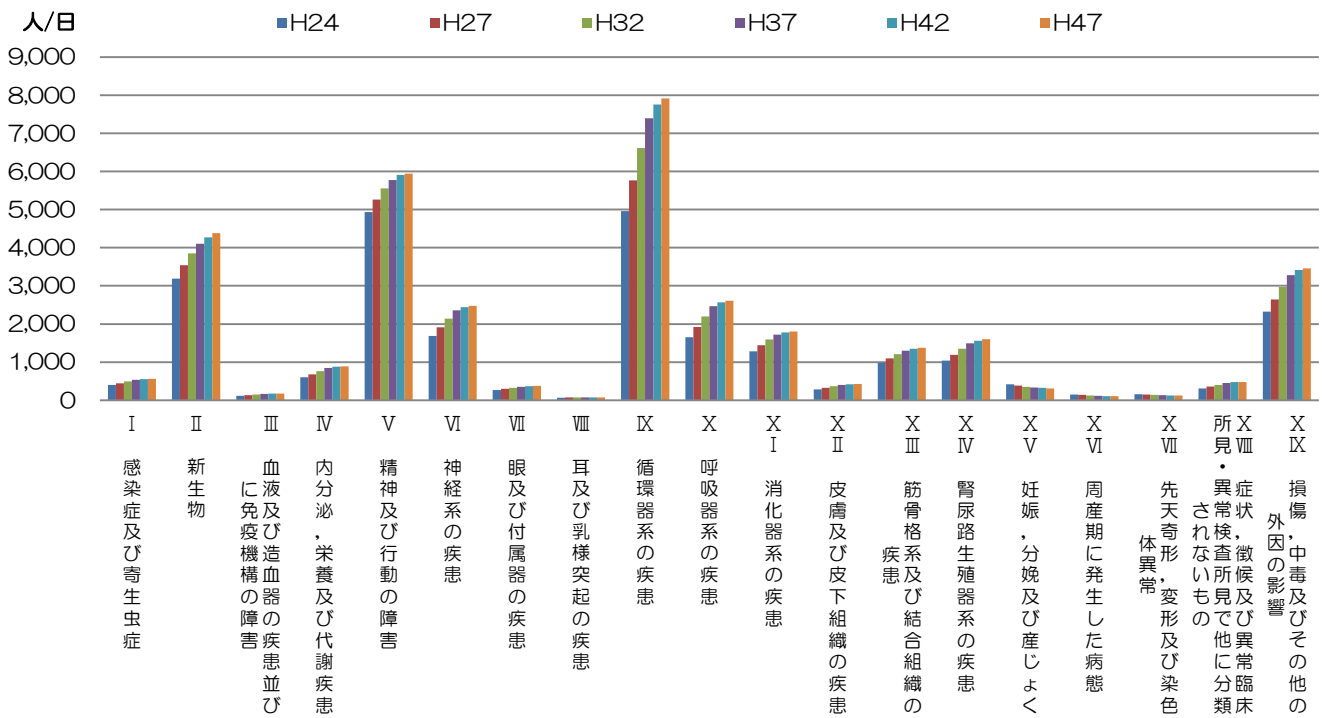


工 疾病大分類別入院患者の将来推計

■ 全国

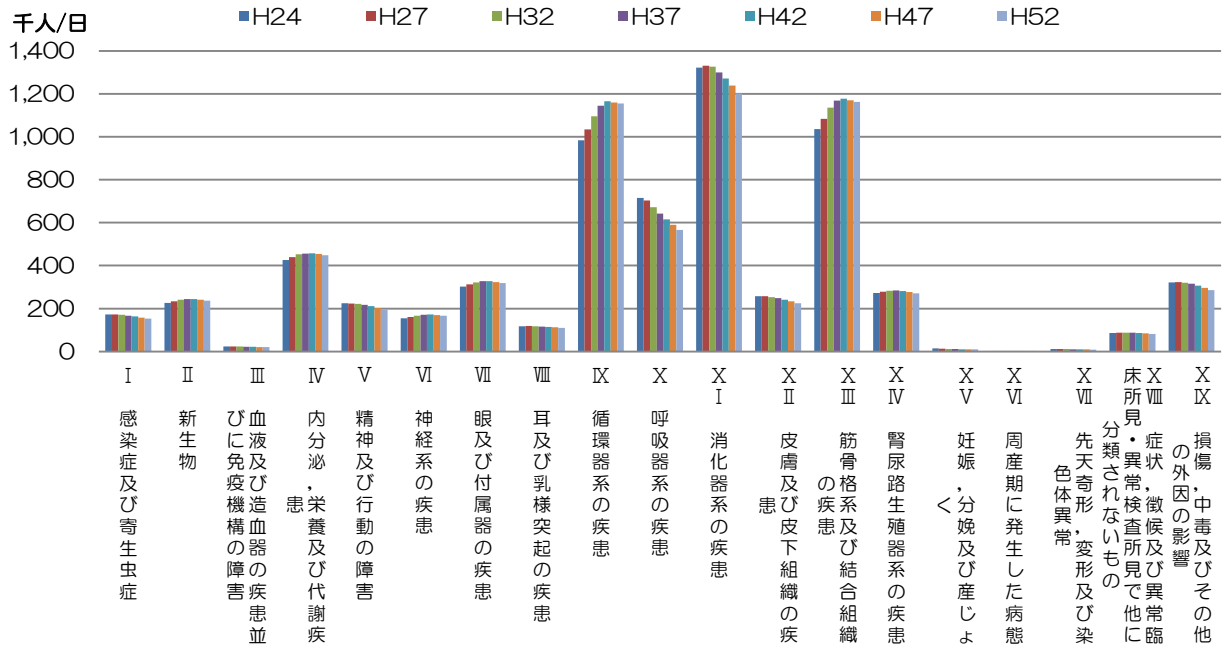


■ 横浜市

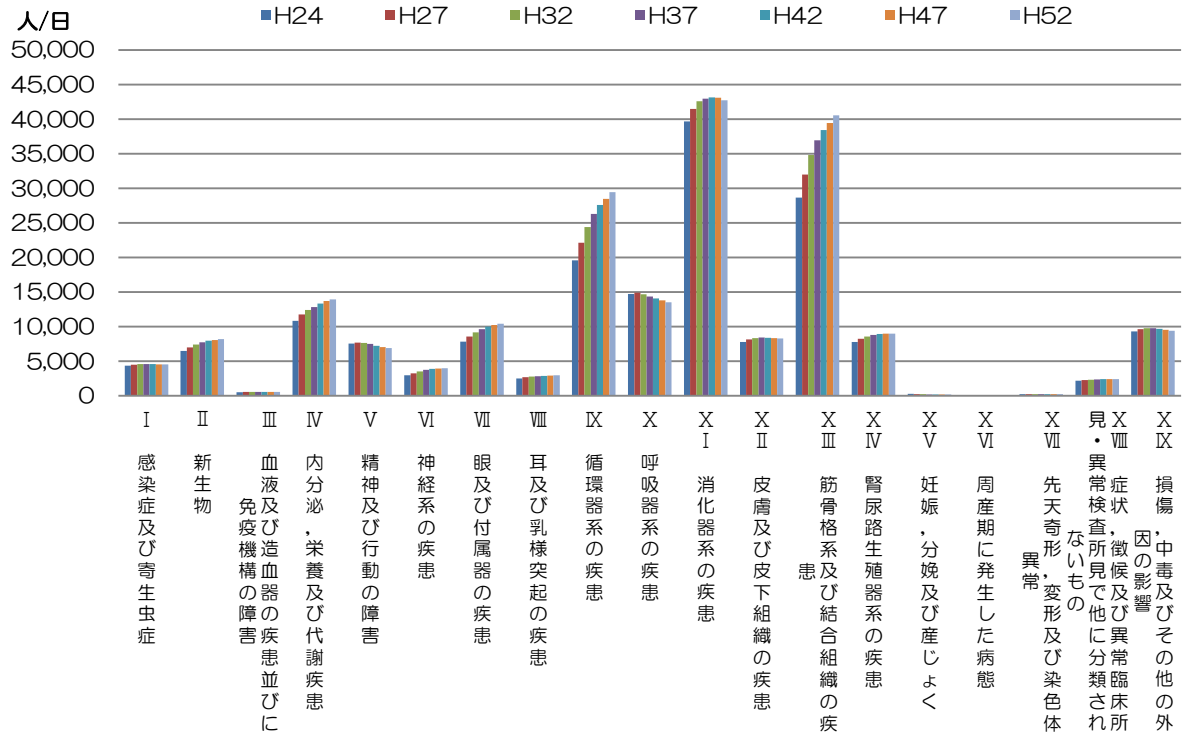


才 疾病大分類別外来患者の将来推計

■ 全国

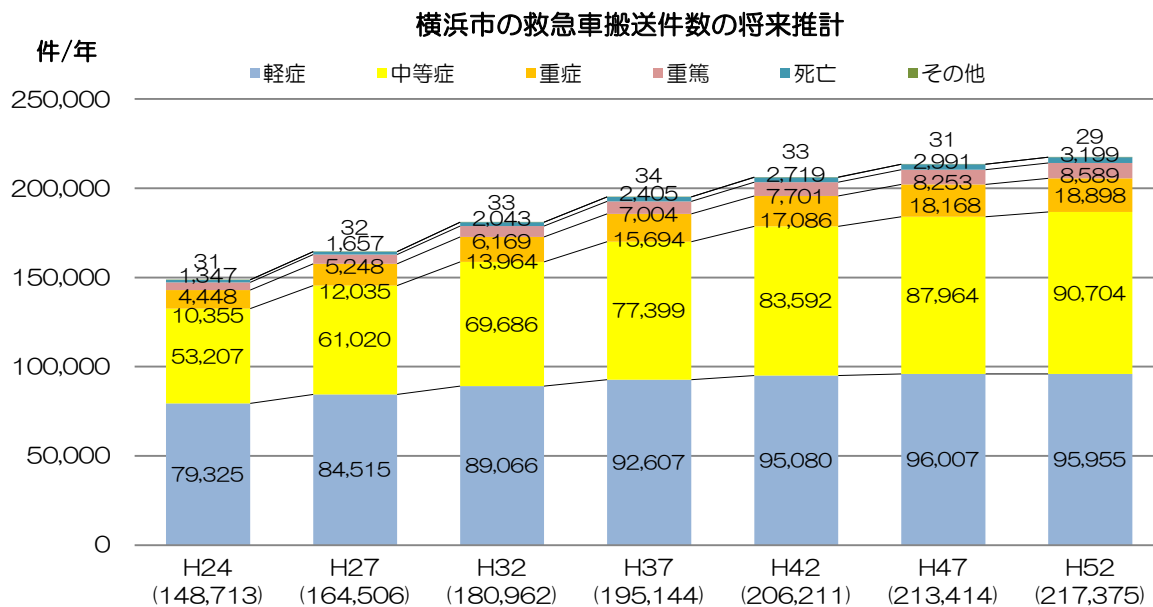


■ 横浜市



(3) 横浜市の救急搬送の状況

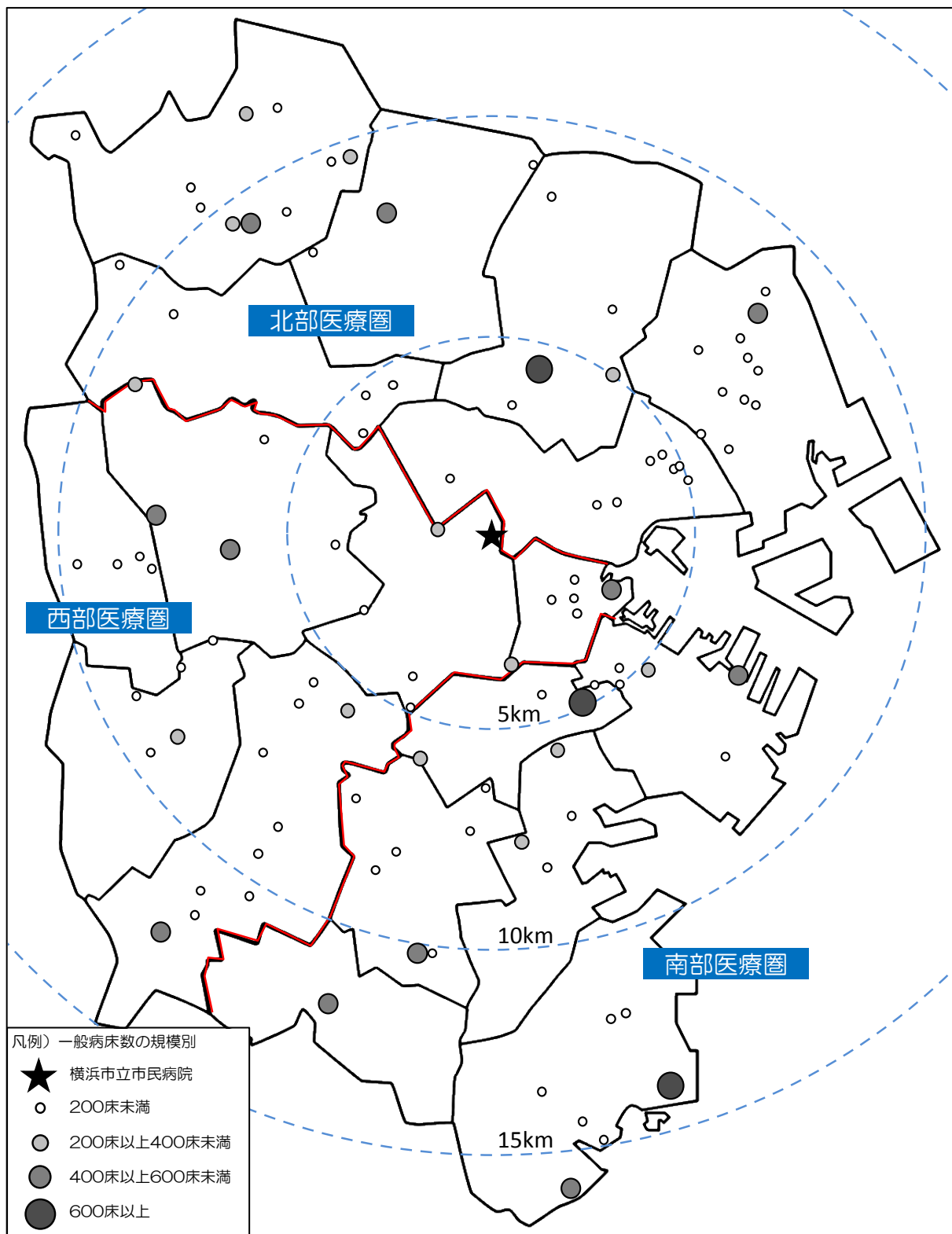
ア 救急車搬送件数の将来推計



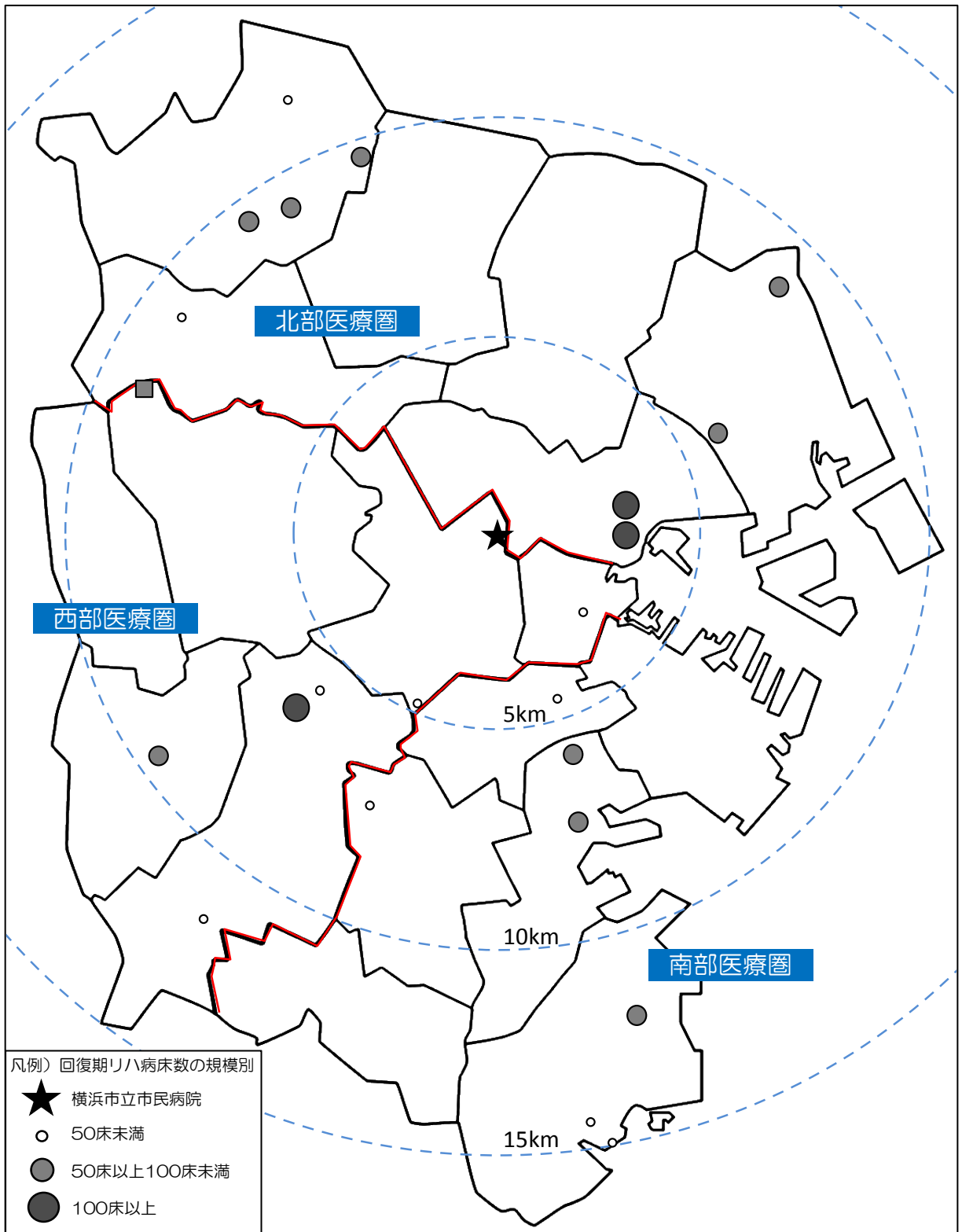
横浜市消防局「年報（平成 24 年）」、横浜市統計ポータルサイト「年齢別人口（平成 24 年 1 月 1 日）」及び国立社会保障・人口問題研究所「男女・年齢（5 歳）階級別の推計結果（市区町村編）」を使用し、将来推計を実施した。

(4) 横浜市内の病院分布状況

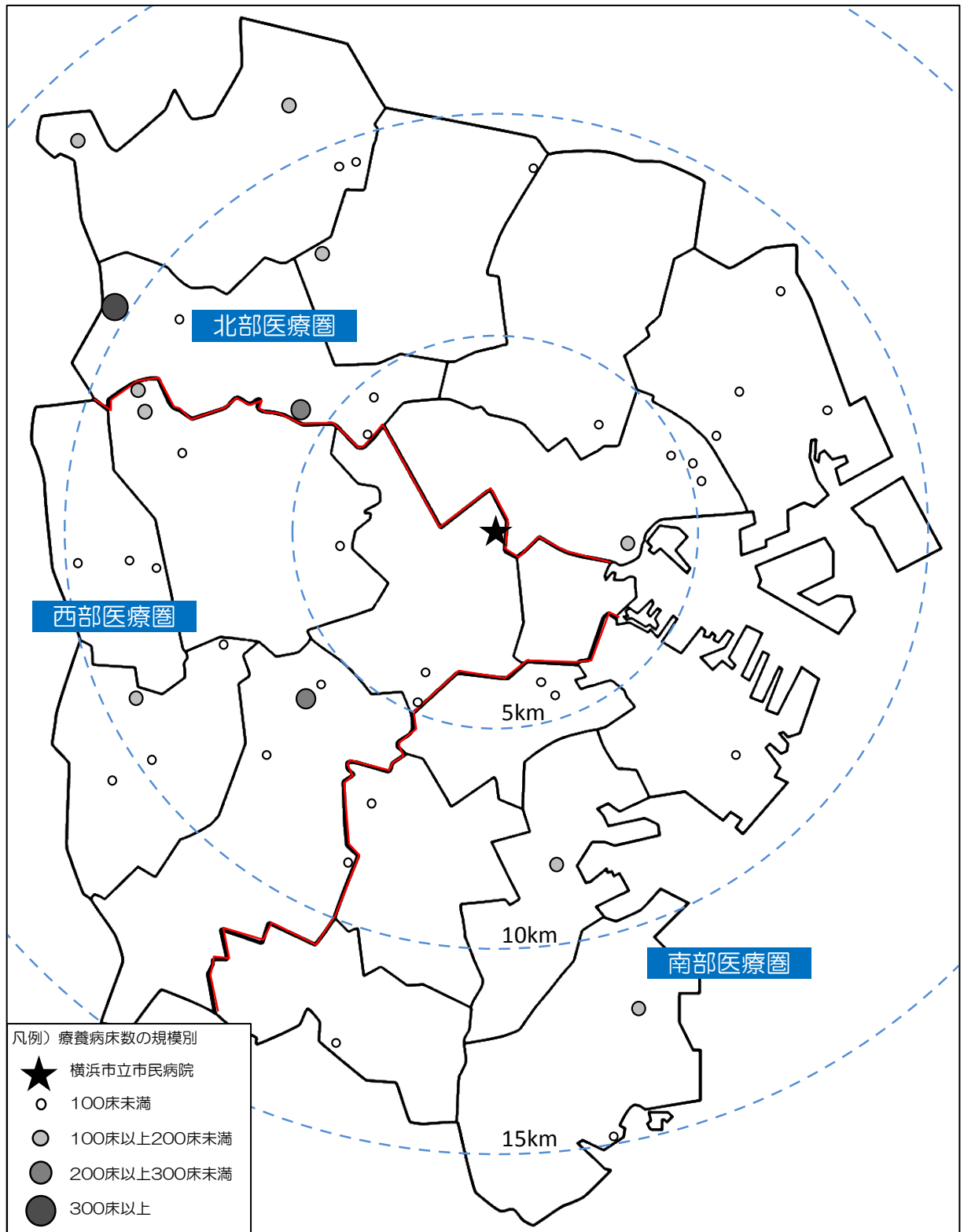
ア 一般病院



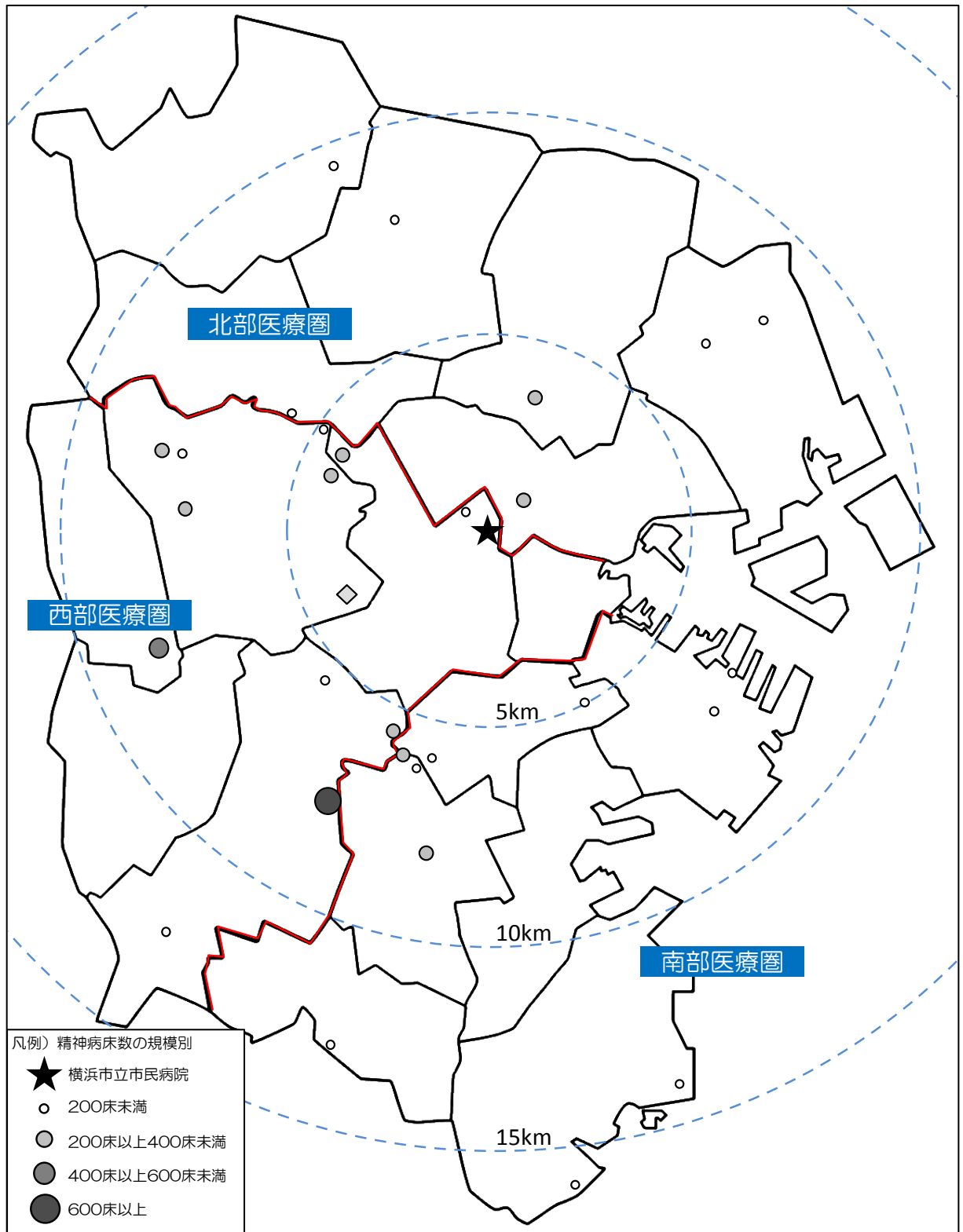
イ 回復期リハビリテーション病床を有する病院



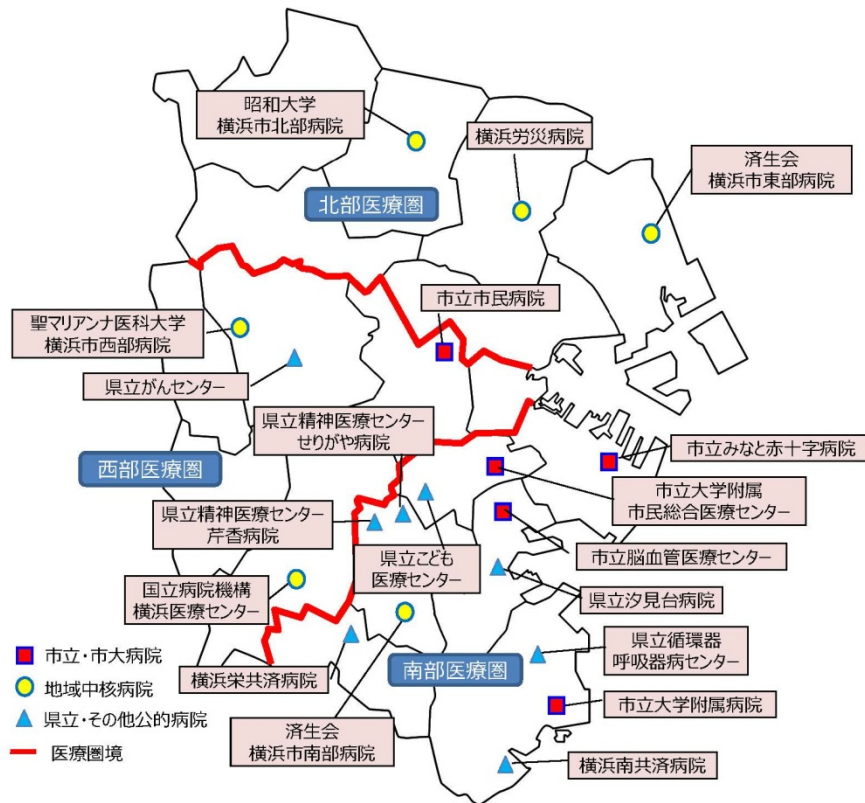
ウ 医療・介護療養病床を有する病院



工 精神病床を有する病院



才 公立・公的病院



病院名	二次保健医療圏	使用許可病床数					救命救急センター	がん診療連携拠点病院	災害拠点病院	地域周産期母子医療センター	小児救急拠点病院	地域医療支援病院	エイズ診療拠点病院
		一般	療養	精神	結核	感染症							
市立病院													
市民病院	西部	624				26	○	○	○	○	○	○	
脳血管医療センター	南部	300											
みなと赤十字病院	南部	584		50			○	○	○	○	○	○	
市立大学病院													
市立大学附属病院	南部	612		26	16			○	○	○		○	
市立大学附属市民総合医療センター	南部	676		50			○※注1		○	○※注2		○	
地域中核病院													
済生会横浜市南部病院	南部	500							○		○	○	
聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	西部	518					○		○		○		
横浜労災病院	北部	650					○	○	○	○	○		
昭和大学横浜市北部病院	北部	597		92				○	○	○	○		
済生会横浜市東部病院	北部	510		50			○		○	○	○		
国立病院機構横浜医療センター	西部	470		40			○		○	○	○	○	
県立病院													
県立こども医療センター	南部	379		40						○※注2		○	
県立がんセンター	西部	415						○					
県立精神医療センター 芹香病院	南部			308					○				
県立精神医療センター せりがや病院	南部			80					○				
県立汐見台病院	南部	225											
県立循環器呼吸器病センター	南部	179			60						○	○	
その他主な公的病院													
横浜南共済病院	南部	591		64				○	○			○	
横浜栄共済病院	南部	430										○	

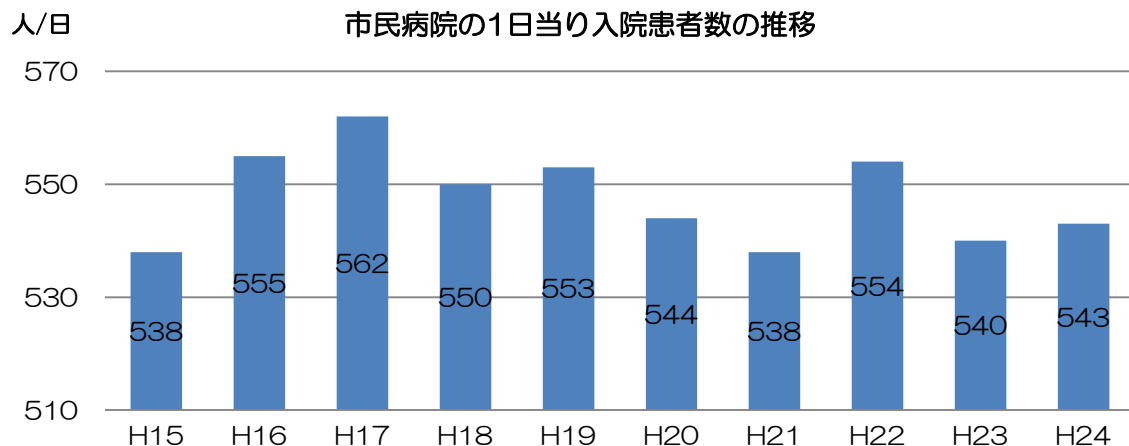
※注1：高度救命救急センター

※注2：総合周産期母子医療センター

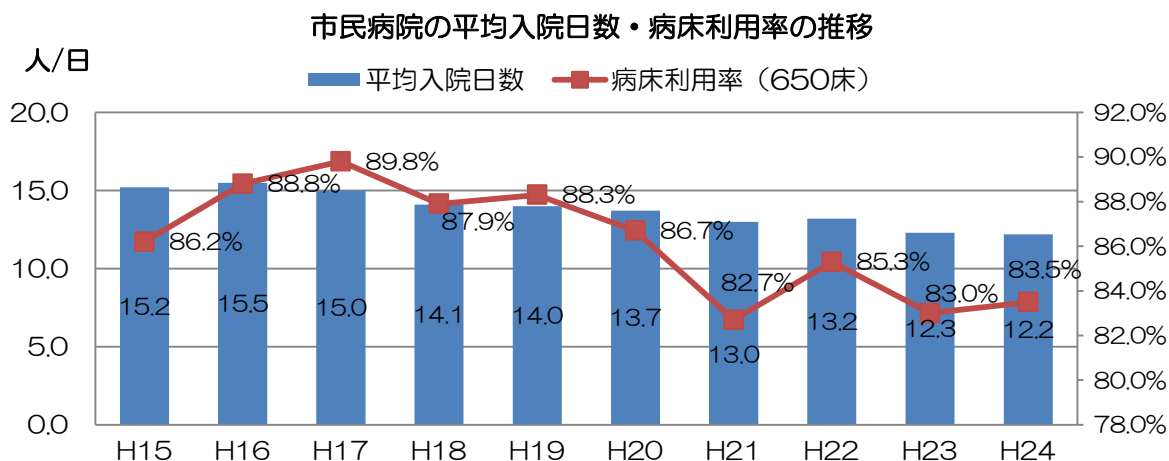
5 現病院の状況

(1) 受診患者の動向

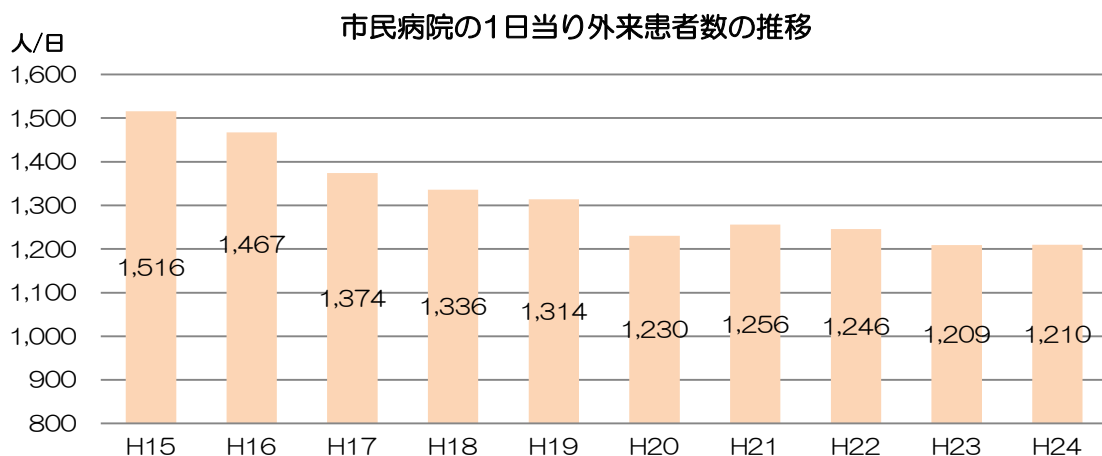
ア 患者の動向（入院・外来）



※出典：横浜市立市民病院「業務統計」（各年度）



※出典：横浜市立市民病院「業務統計」（各年度）

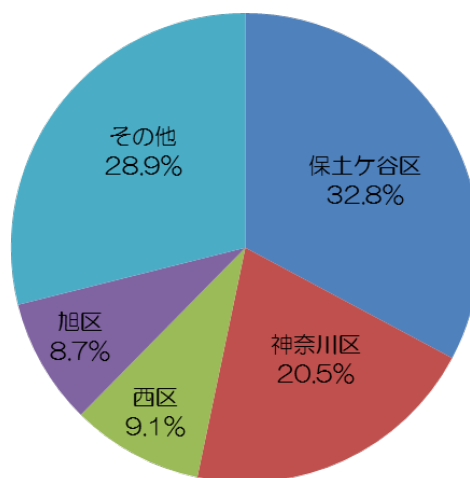


※出典：横浜市立市民病院「業務統計」（各年度）

イ 住所地別患者数と主な診療圏

■ 住所地別入院患者数（平成 24 年度）

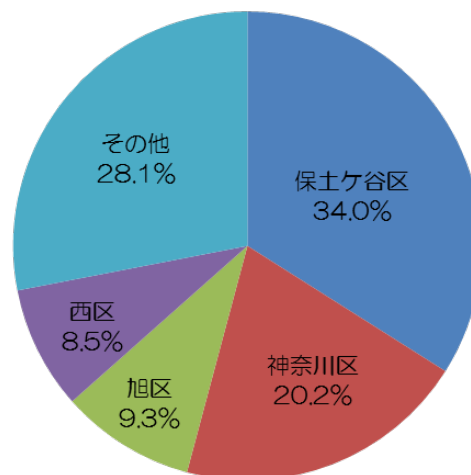
診療圏	患者数(人)	構成比(%)
横浜西部	107,311	56.8
保土ヶ谷区	62,060	32.8
西区	17,121	9.1
旭区	16,511	8.7
戸塚区	6,639	3.5
瀬谷区	2,017	1.1
泉区	2,963	1.6
横浜北部	56,269	29.7
神奈川区	38,763	20.5
緑区	3,587	1.9
鶴見区	3,476	1.8
港北区	7,399	3.9
都筑区	1,464	0.8
青葉区	1,580	0.8
横浜南部	14,161	7.5
南区	4,998	2.6
港南区	2,949	1.6
中区	2,119	1.1
栄区	1,279	0.7
磯子区	1,634	0.9
金沢区	1,182	0.6
横浜市外	11,412	6.0
小計	189,153	100.0
不明	8,983	
合計	198,136	



※出典：横浜州市市民病院「平成 24 年度業務統計」

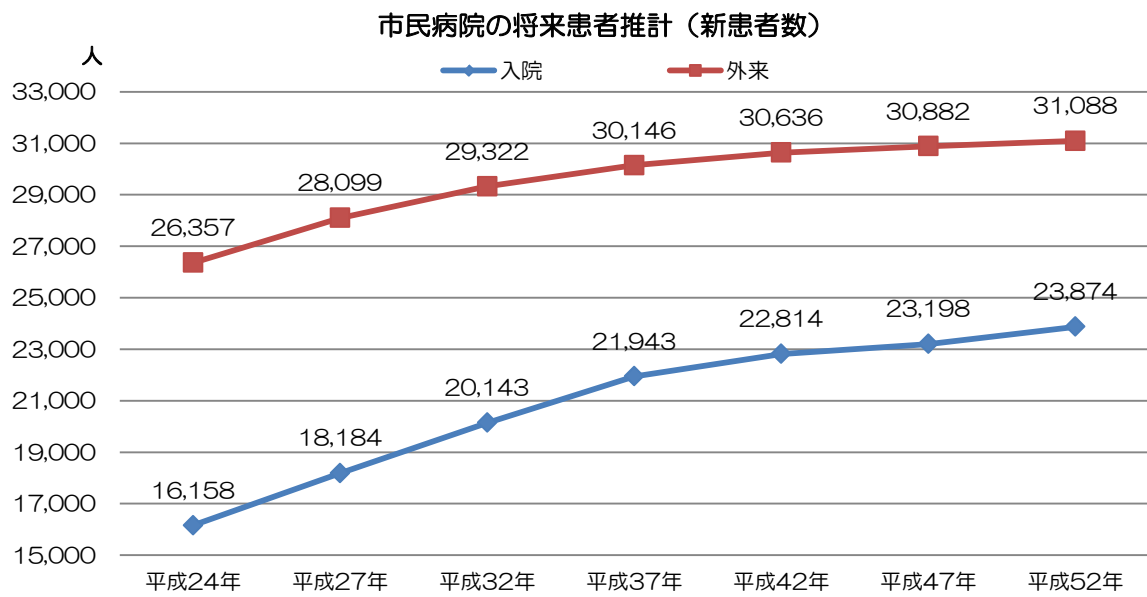
■ 住所地別外来患者数（平成 24 年度）

診療圏	患者数(人)	構成比(%)
横浜西部	98,088	58.2
保土ヶ谷区	57,324	34.0
西区	14,404	8.5
旭区	15,611	9.3
戸塚区	5,939	3.5
瀬谷区	2,334	1.4
泉区	2,476	1.5
横浜北部	48,298	28.6
神奈川区	33,995	20.2
緑区	2,944	1.7
鶴見区	2,723	1.6
港北区	5,751	3.4
都筑区	1,866	1.1
青葉区	1,019	0.6
横浜南部	13,034	7.7
南区	4,536	2.7
港南区	2,920	1.7
中区	2,173	1.3
栄区	910	0.5
磯子区	1,611	1.0
金沢区	884	0.5
横浜市外	9,253	5.5
小計	168,673	100.0
不明	6,944	
合計	175,617	



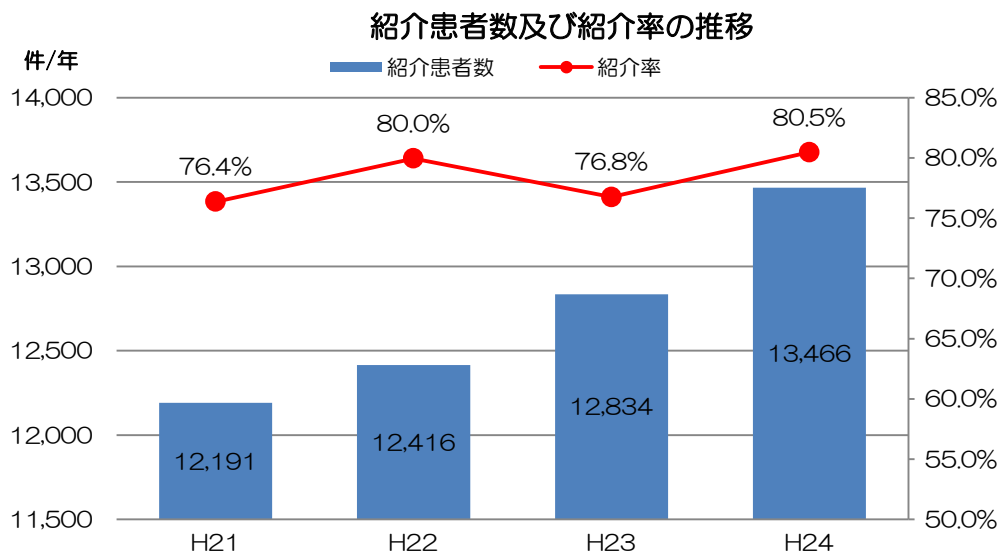
※出典：横浜州市市民病院「平成 24 年度業務統計」

ウ 市民病院の将来患者推計

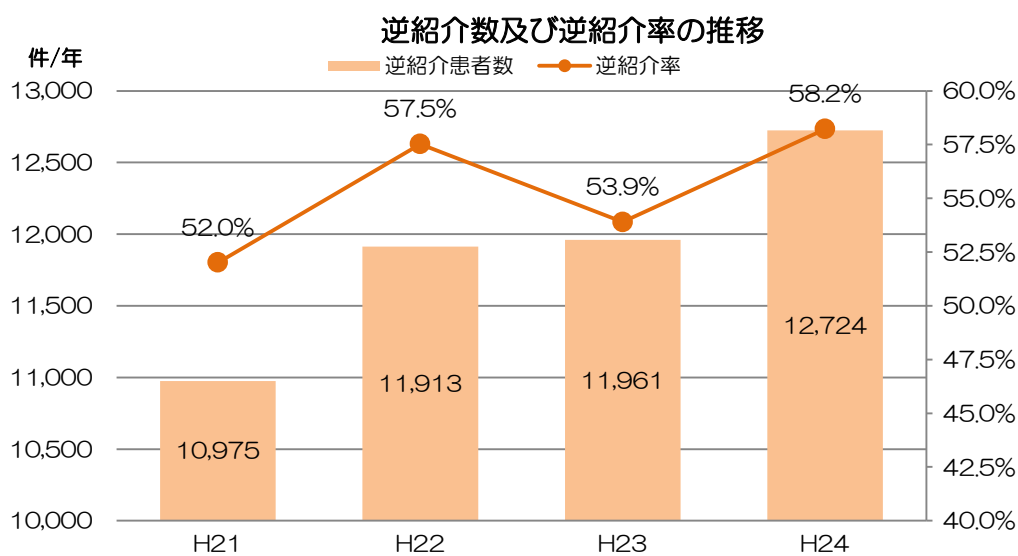


年齢階級別受療率（23年患者調査）、横浜市の将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）、市民病院の24年度診療科別患者数を使用し、市民病院の将来患者数を推計した。

(2) 紹介・逆紹介の動向



※出典：横浜市立市民病院「業務統計」(各年度)



※出典：横浜市立市民病院「業務統計」(各年度)

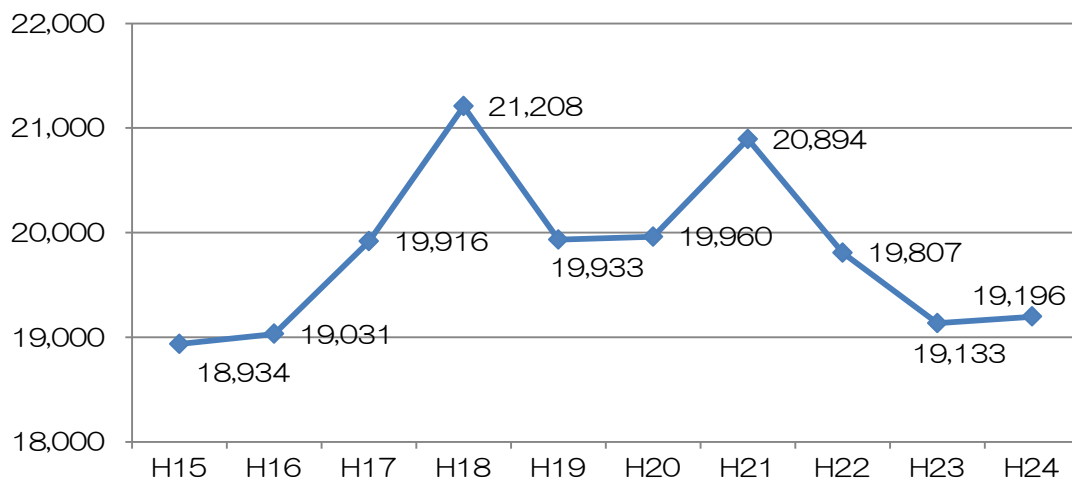
算定式（地域医療支援病院）

$$\text{紹介率} = \frac{\text{紹介患者数【文書・初診のみ】} + \text{緊急入院した救急患者数【初診のみ】}}{\text{初診患者数} - (\text{時間外患者数【初診のみ】} - \text{時間外緊急入院患者【初診のみ】})}$$

$$\text{逆紹介率} = \frac{\text{逆紹介数}}{\text{初診患者数} - (\text{時間外患者数【初診のみ】} - \text{時間外緊急入院患者【初診のみ】})}$$

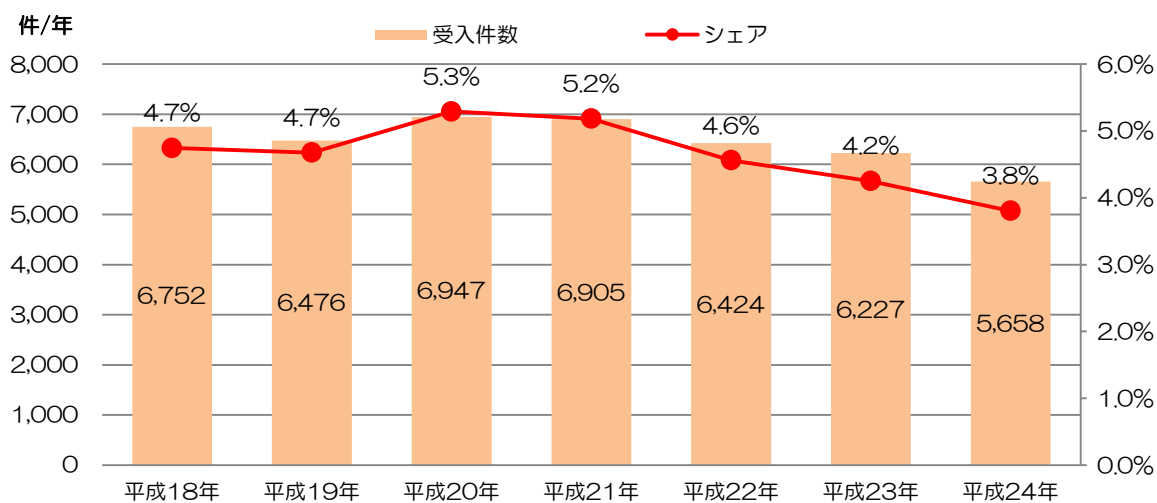
(3) 救急の受入状況

ア 市民病院の救急患者数



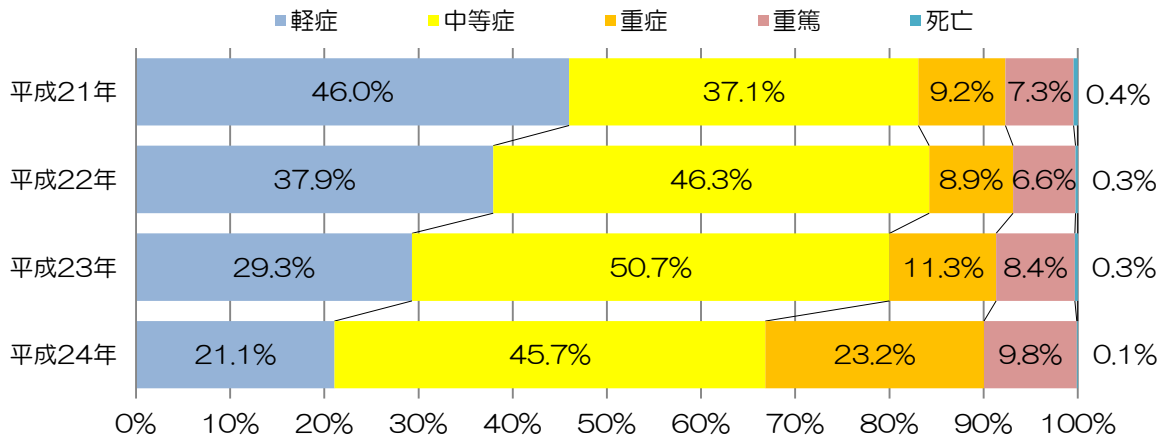
※出典：横浜市立市民病院「業務統計」(各年度)

イ 市民病院の救急車受入件数と横浜市における受入シェア率の推移



※出典：横浜市消防局「年報」、市民病院保有資料

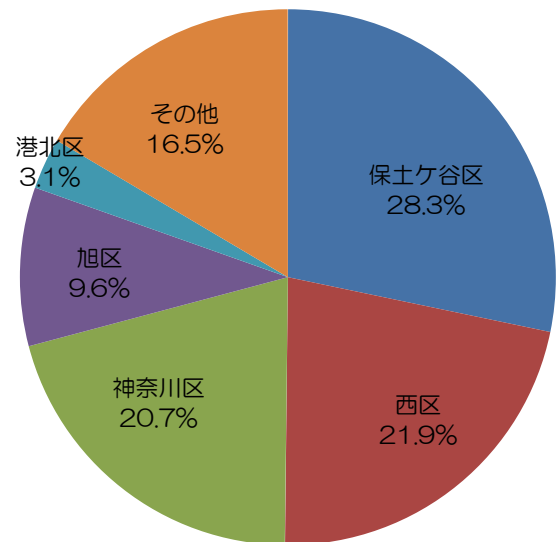
ウ 傷病程度別救急車受入件数（割合）の推移



※出典：市民病院保有資料（傷病程度が不明の数は除く）

エ 行政区別救急車受入件数（平成24年1月～12月）

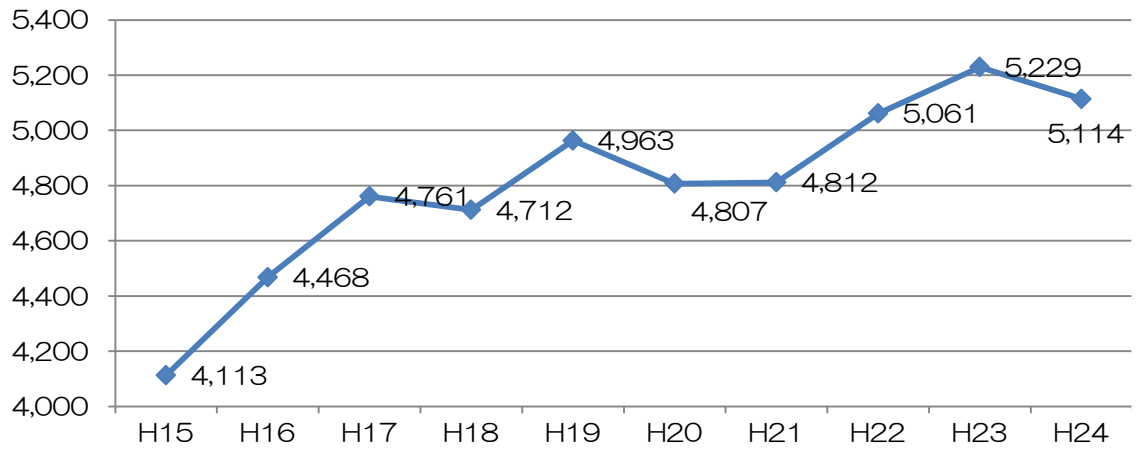
搬送元	全件数	
	件数	割合
横浜西部	3,648件	64.5%
保土ヶ谷区	1,599件	28.3%
西区	1,238件	21.9%
旭区	541件	9.6%
戸塚区	148件	2.6%
瀬谷区	76件	1.3%
泉区	46件	0.8%
横浜北部	1,597件	28.2%
神奈川区	1,169件	20.7%
港北区	174件	3.1%
青葉区	11件	0.2%
鶴見区	87件	1.5%
都筑区	26件	0.5%
緑区	130件	2.3%
横浜南部	332件	5.9%
磯子区	13件	0.2%
栄区	7件	0.1%
金沢区	19件	0.3%
港南区	48件	0.8%
中区	137件	2.4%
南区	108件	1.9%
横浜市外	77件	1.4%
小計	5,654件	100.0%
不明	4件	
合計	5,658件	



※出典：市民病院保有資料

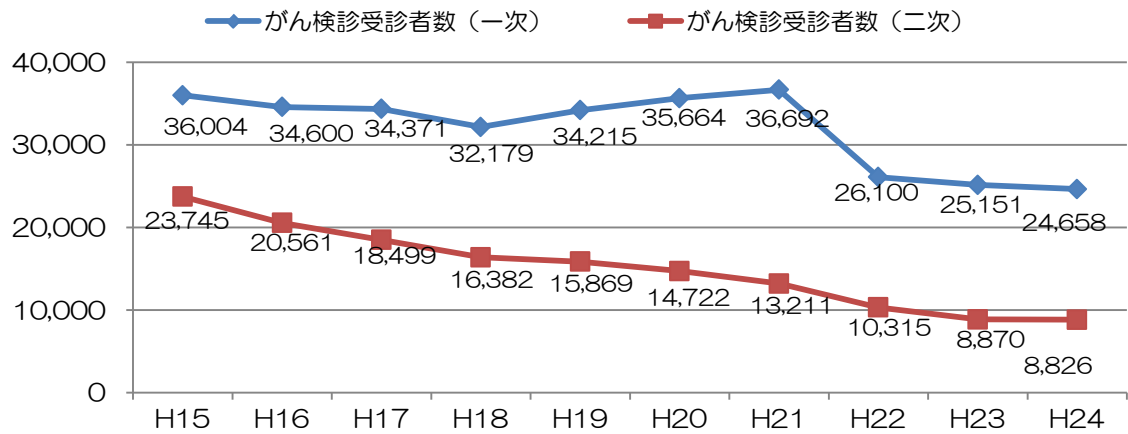
(4) 診療実績

ア 年間手術件数（手術室で行ったもの）



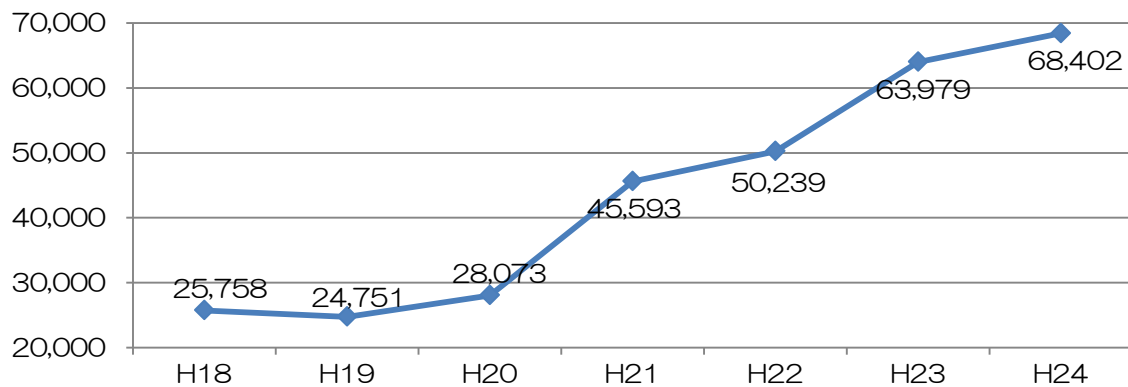
※出典：横浜州市市民病院「業務統計」（各年度）

イ がん検診受診者数（一次検診・二次検診）



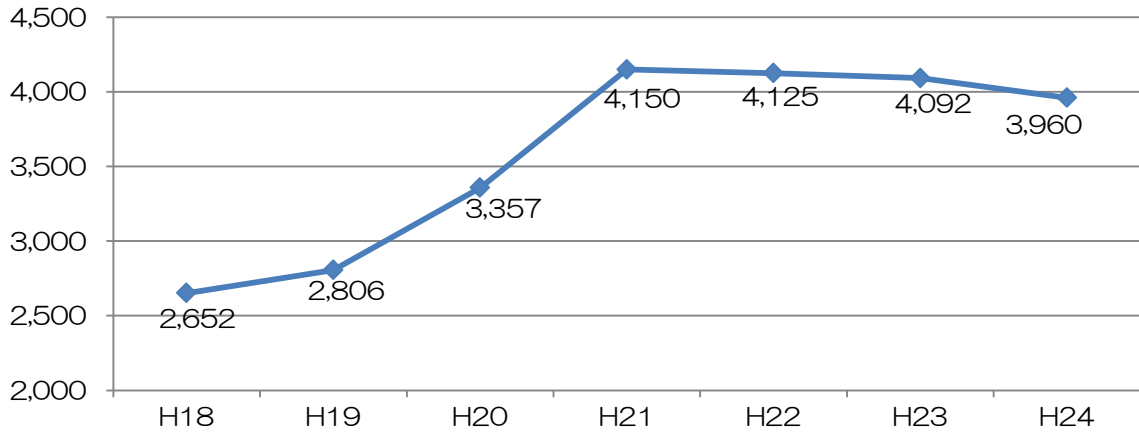
※出典：横浜州市市民病院「業務統計」（各年度）

ウ リハビリテーション実施件数



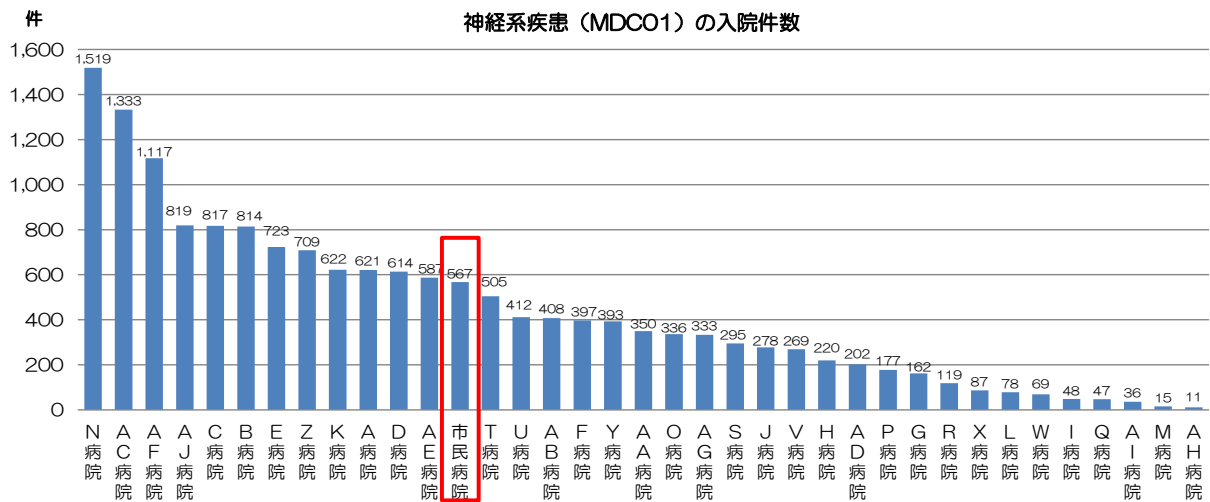
※出典：横浜州市市民病院「業務統計」（各年度）

工 外来化学療法実施件数

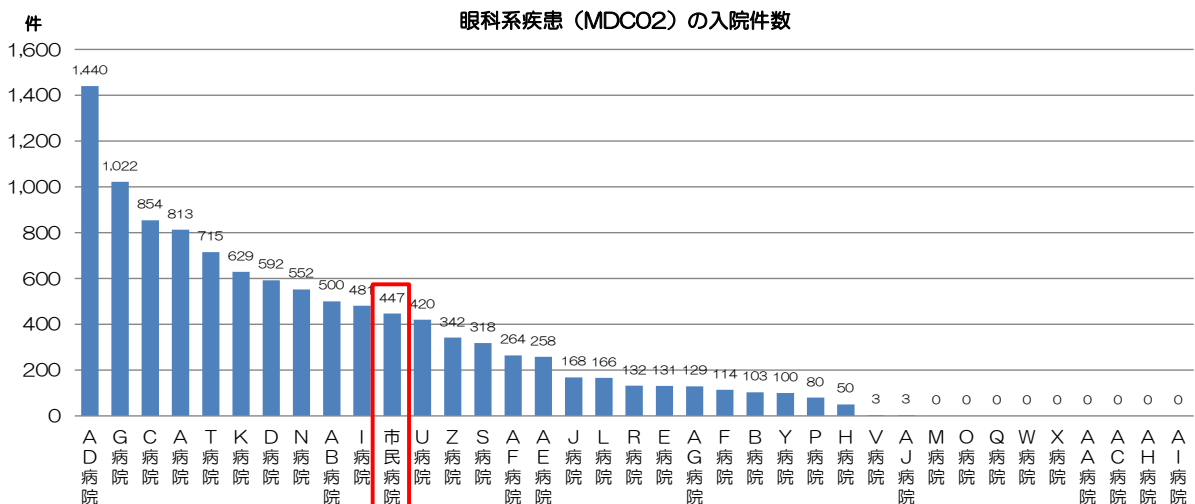


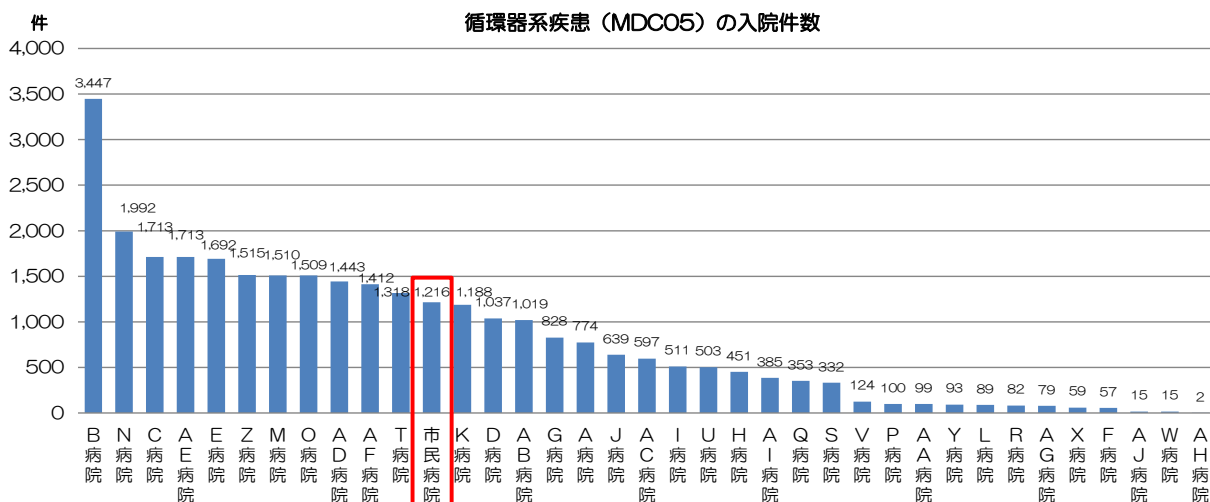
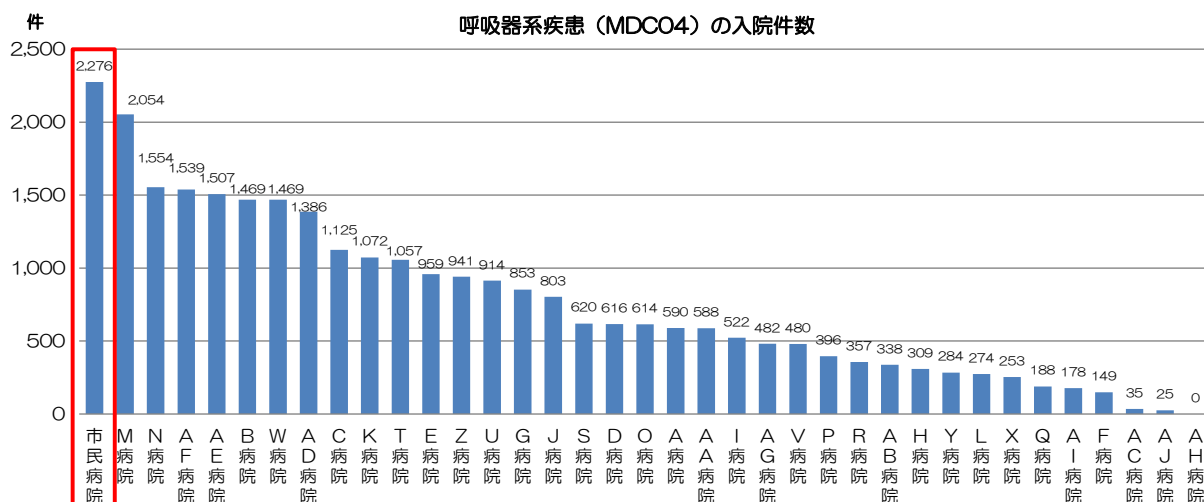
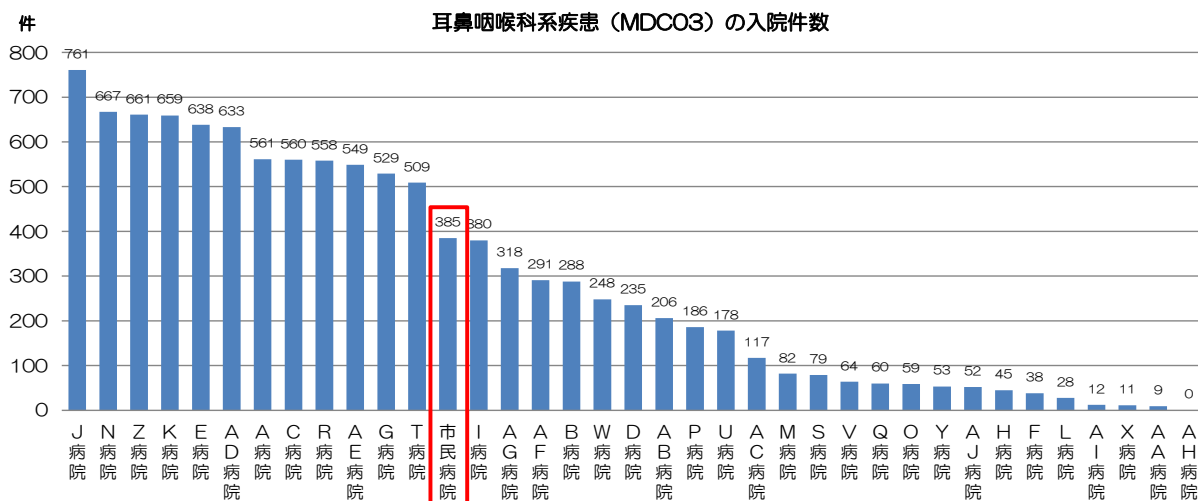
※出典：横浜州市市民病院「業務統計」（各年度）

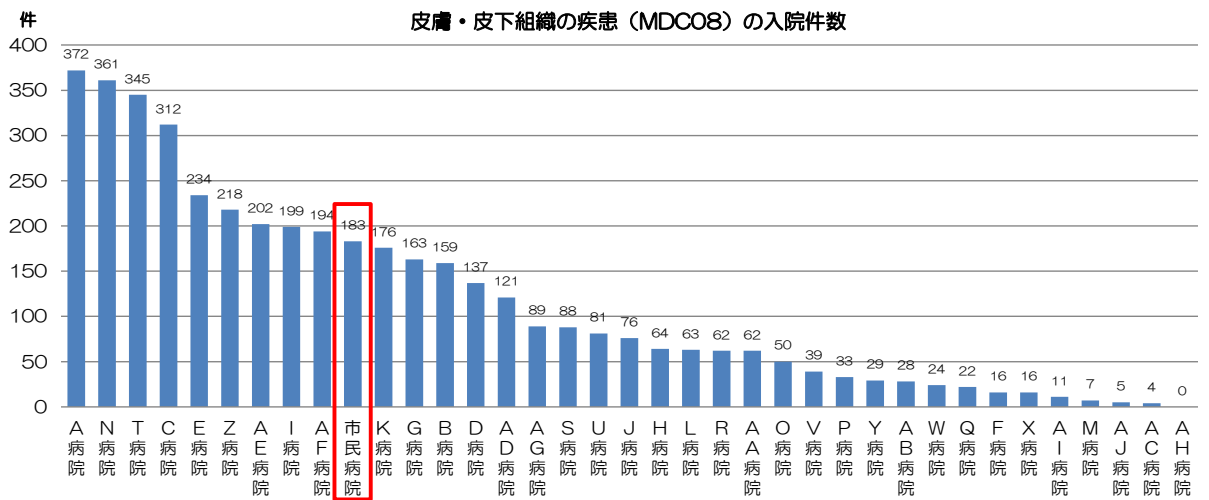
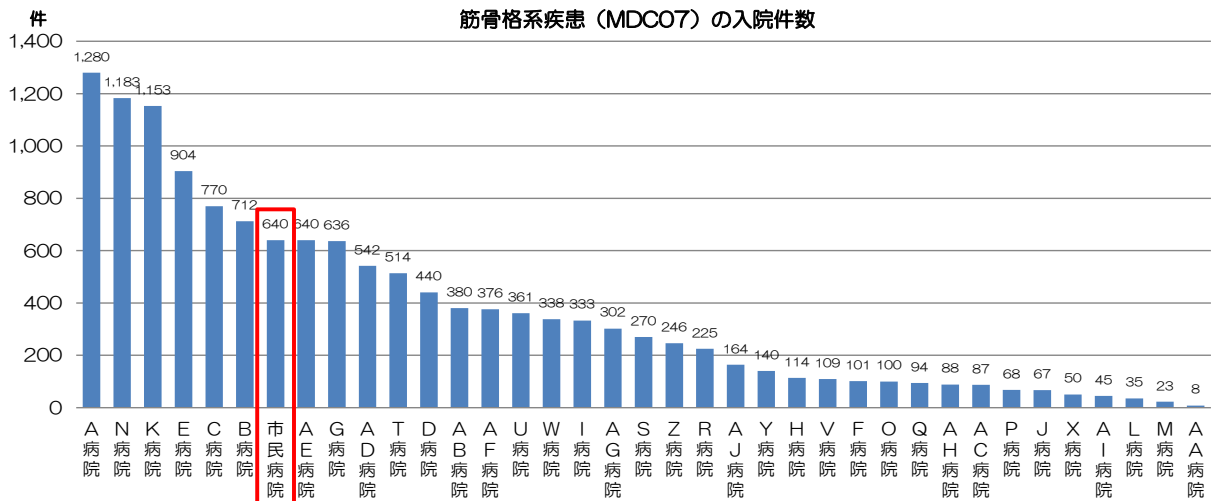
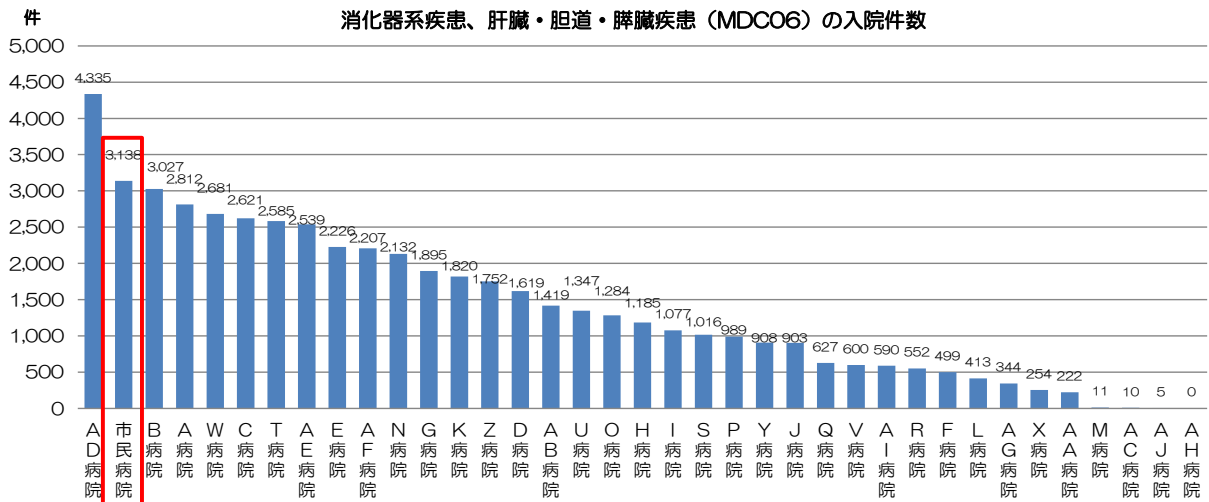
(5) 横浜市の病院の疾病分類別入院件数（平成 24 年度、DPC 対象病院・準備病院のみ）

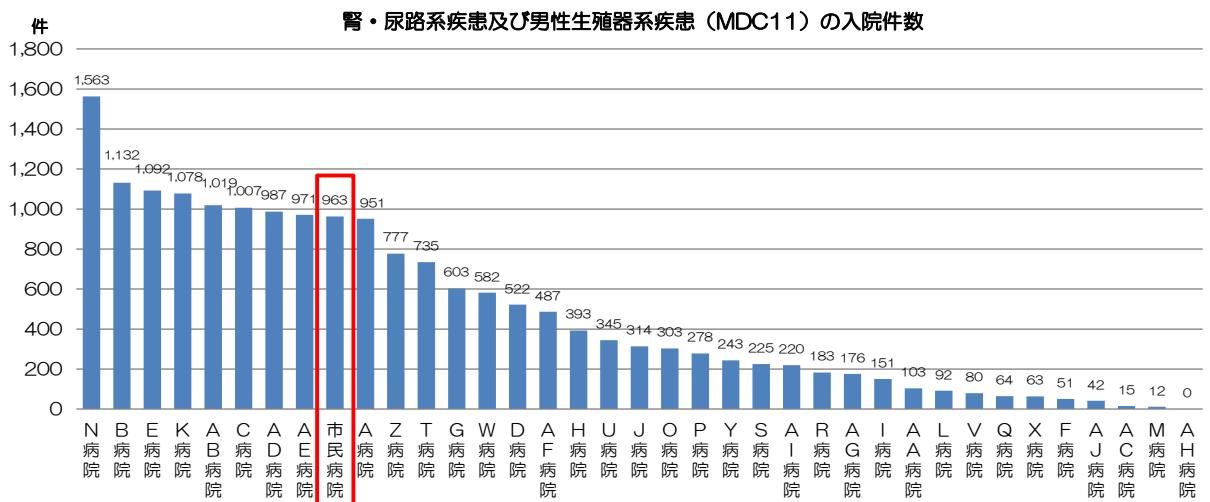
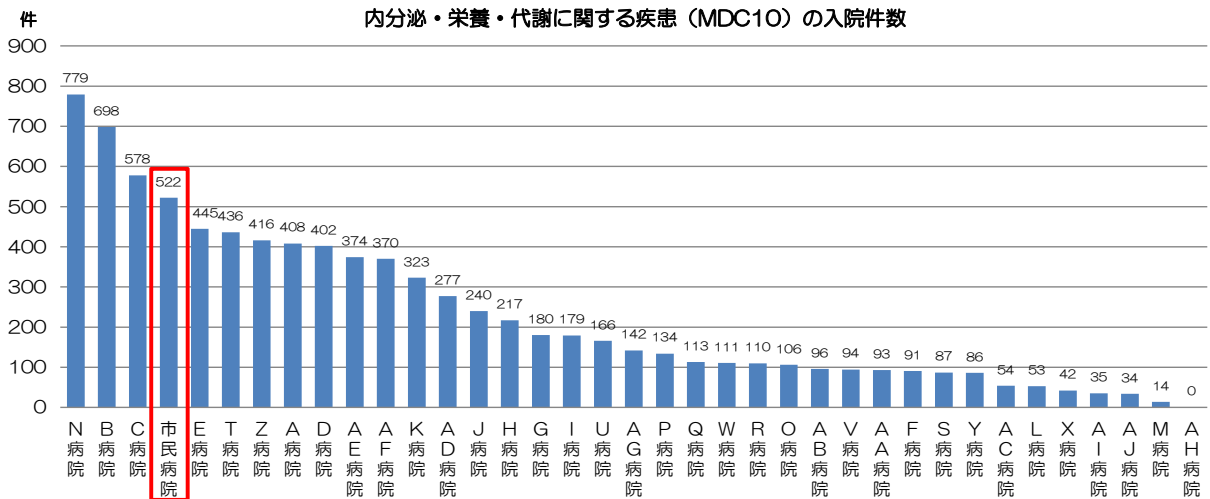
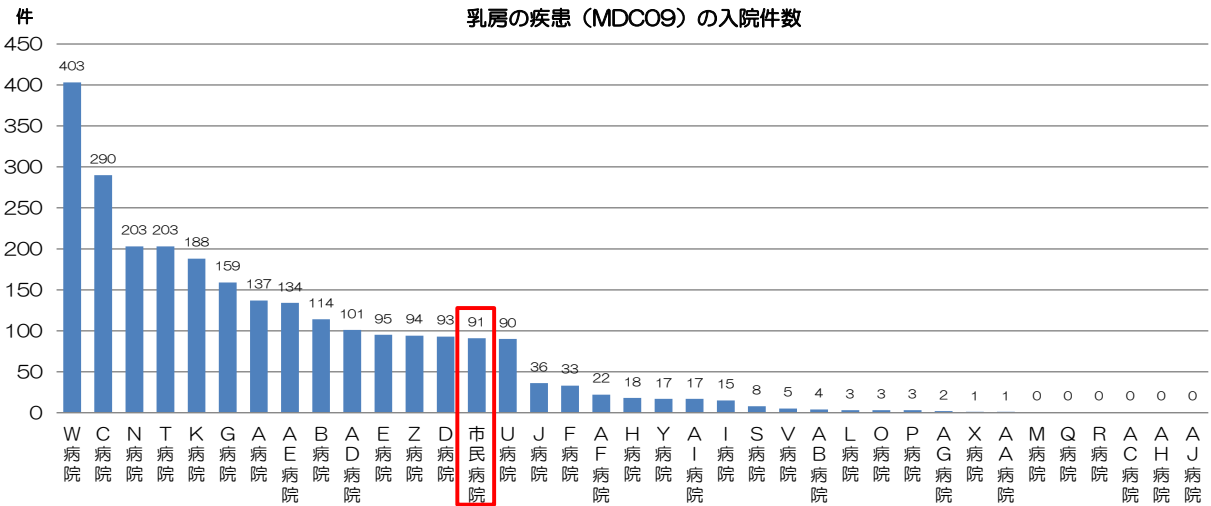


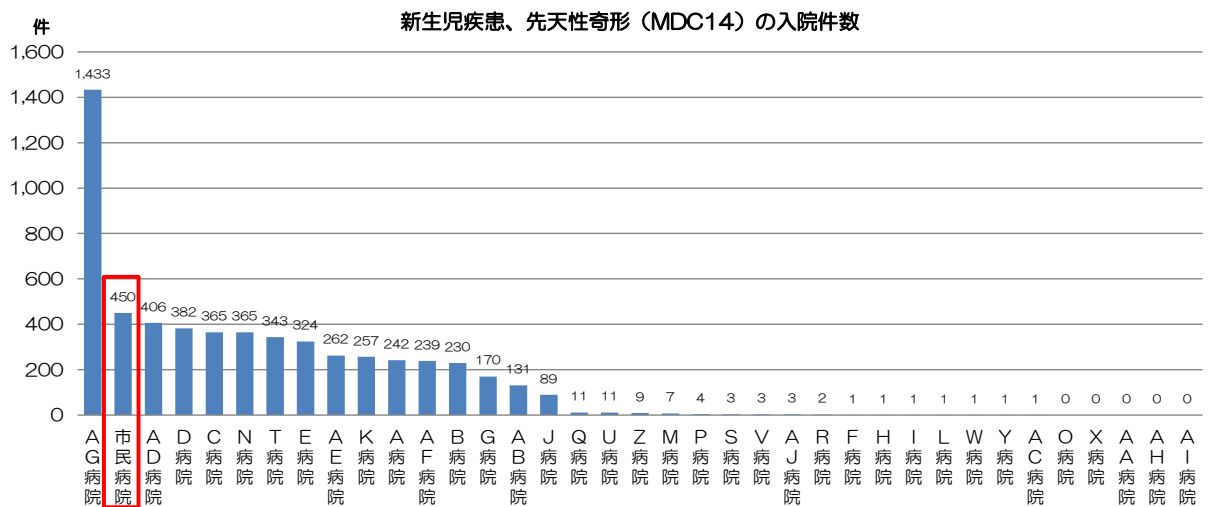
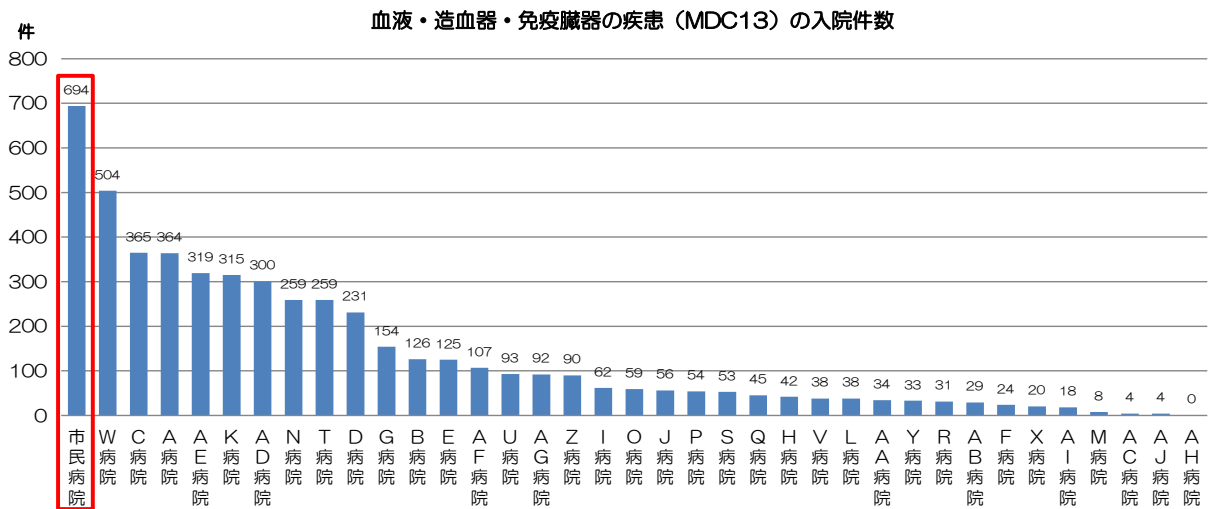
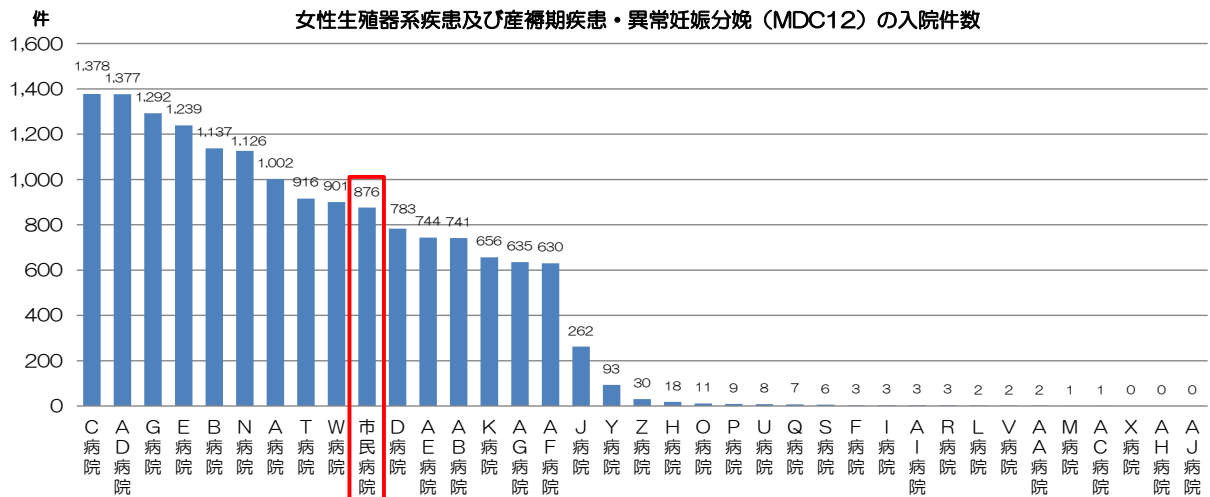
※出典：厚生労働省 DPC 評価分科会「参考資料 1：(12) 施設別 MDC 比率」（以下同）



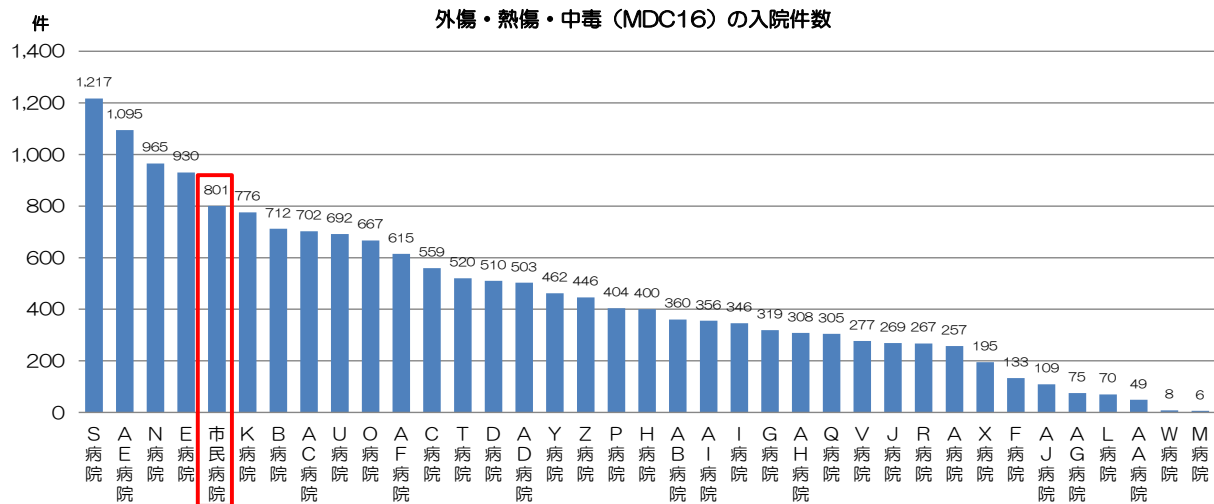








外傷・熱傷・中毒（MDC16）の入院件数



平成 26 年 9 月発行

編集・発行 横浜市病院経営局市民病院再整備担当

〒240-8555 横浜市保土ヶ谷区岡沢町 56 番地

電話：045-331-1993 FAX：045-332-5599

ホームページ：<http://yokohama-shiminhosp.jp/introduction/saiseibi.html>